

総務文教常任委員会

日 時 令和3年3月10日（水）午前10時から
場 所 全員協議会室

議 題

1 付託案件（4件）

- （1）議案第15号 射水市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- （2）議案第16号 射水市押印の義務付け廃止に係る関係条例の整備について
- （3）議案第17号 射水市市税条例の一部改正について
- （4）議案第31号 動産の取得について（スクールバス1台）

2 報告事項（11件）

- （1）第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について
(企画管理部 政策推進課 資料1－1、1－2)
- （2）小杉駅周辺地区まちづくり基本構想（案）について
(企画管理部 政策推進課 資料2)
- （3）とやま呉西圏域都市圏ビジョンの進捗状況について
(企画管理部 政策推進課 資料3)
- （4）射水市LINE公式アカウントの開設について
(企画管理部 未来創造課 資料1)
- （5）射水市国土強靱化地域計画（案）について
(財務管理部 総務課 資料1)
- （6）射水市地域防災計画の修正について
(財務管理部 総務課 資料2)
- （7）IoTを活用した実証事業の検証結果について
(財務管理部 総務課 資料3)

(8) DX推進事業について

(財務管理部 総務課 資料4)

(9) 令和3年度地方税政改正(案)の要旨について(市町村関係部分)

(財務管理部 課税課 資料1)

(10) 射水市立学校管理規則の一部改正について

(教育委員会 学校教育課 資料1)

(11) 成年年齢下げに伴う成人式の在り方について

(教育委員会 生涯学習・スポーツ課 資料1)

3 その他

第2期射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂案の概要

～ウィズコロナ・アフターコロナに向けた見直し～

企画管理部政策推進課 資料1-1
総務文教常任委員会
令和3年3月10日

本年度からスタートした「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」（R2～6）について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、市の見直しの方向性や国の総合戦略改訂に沿って内容を修正し、時代の変化を捉えた新しい地方創生の実現に向けた今後の政策の方向性を示す。

●**感染症による様々な影響**

・地域経済・生活への影響

・地域経済を支える産業への影響

・雇用情勢への影響

・観光等の交流人口の減少 等

・個人の意識・行動変容

・テレワーク・WEB会議の普及

・地方への移住の関心の高まり 等

○**新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた地方創生の今後の方向性〔国〕**

〔国のまち・ひと・しごと創生総合戦略改訂（令和2年12月）〕

地域の経済・社会を活性化させ地方創生を実現するため、これまでの取組を着実に行うことに加え、次に掲げる方向性に則り、基本目標に従って地方創生を進めていくことが重要

①**感染症による意識・行動変容を踏まえた、ひと・しごとの流れの創出（東京圏への一極集中の是正）**

感染症を契機とした地方移住への関心の高まりを地方への大きなひと・しごとの流れにつなげていくため、地域の魅力を高め、人を惹きつける地域づくりや魅力を発信

②**各地域の特色を踏まえた自主的・主体的な取組の促進**

地域の将来を「我が事」としてとらえ、特色や状況を十分に把握し、隣接する地域との連携を図りつつ、各地域が自主的・主体的に取り組む。

国の主な施策の方向性

- ・ Society5.0の実現に向けたDXの推進、脱炭素社会の実現
- ・ 地方創生テレワークの推進
- ・ 魅力ある地方大学の実現と地域産業の創出・拡大
- ・ オンライン関係人口など、新たな関係人口の創出・拡大
- ・ スーパーシティ構想の推進 等

●**ウィズコロナ・アフターコロナに向けた見直しの方向性〔市〕**

①**新たな日常に対応した暮らしの充実（福祉・医療、教育など）**

・ ICTを活用した教育の充実、オンライン相談等による子育て支援・健康事業の推進など、デジタル技術への積極的な投資、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

②**事業の継続と地域産業の活性化**

・ IoT、5G等情報通信技術を活用した新たな商品サービス開発・新事業の創出等の取組の支援

・ 特色ある農林水産品、観光資源を活用した新たな商品やサービスの開発、海外を含めた販路拡大への支援

③**移住の促進、関係人口の創出・拡大**

・ リモートワーク推進等による移住の推進、地方へのUターンによる企業・就業者の創出等

☆**見直し内容**・・・これまでの取組を着実に行うことに加え、**情報通信技術の活用等DXを強力に推進し**、新しい地方創生を実現する。

☆**施策の追加・見直し**

＜基本目標1＞結婚・出産・子育て・子どもの学びの環境づくり

- ・ **〔新〕LINEアプリを活用した子育て支援の充実**
- ・ **〔新〕保育園等におけるICT化の推進による利便性の向上**
- ※ICTを活用した教育の推進及び環境整備、学級復帰支援、子育て情報ちやいる.com等での情報発信等は掲載済

＜基本目標2＞地域のしごとづくり

- ・ **〔新〕サテライトオフィス等の開設を支援**
- ・ **〔拡充〕IoT、5G等利活用によるDXの推進**
- ・ **〔新〕在宅勤務など多様な働き方の促進**
- ※eコマースによる販路拡大、国外での展示会や商談会支援、射水ブランド商品開発支援、6次産業化、情報通信技術の活用等（キャッシュレス化の推進等）は掲載済

＜基本目標3＞市の魅力を内外に発信し、新しい人の流れづくり

- ・ **〔新〕空き家等を活用したサテライトオフィス等の開設**
- ・ **〔新〕市にゆかりのある方による市の魅力・情報発信**
- ・ **〔新〕LINEアプリを活用した情報発信**
- ・ **〔拡充〕IoTを活用した市内企業の合同企業説明会の実施**
- ・ **〔新〕市内高等学校と連携したUターンや定住支援策等の実施**
- ※観光資源の有効活用は掲載済

＜基本目標4＞安全で安心して暮らせる時代に合ったまちづくり

- ・ **〔拡充〕RPA、IoTの利活用等によるDXの推進**
- ・ **〔新〕テレワーク、リモート会議等の推進**
- ・ **〔新〕行政手続のデジタル化（押印の廃止等）**
- ・ **〔新〕公共施設の予約管理システムの導入**
- ・ **〔新〕LINEアプリを活用した情報発信**
- ※情報通信技術の活用、行政の効率化、低炭素・循環・自然共生による価値の創出は掲載済

☆**目標値、KPIの追加・見直し**

＜基本目標1＞

- ・ **「射水市子育て支援センター利用者満足度」を追加（子育て支援センターの年間利用者数を補完）**

＜基本目標2＞

- ・ **「テレワークを実施している企業数」を追加**

＜基本目標3＞

- ・ **「市公式LINEアカウント友だち数」を追加**

＜基本目標4＞

- ・ **「テレワーク活用延べ件数」を追加**

(案)

第 2 期
射水市まち・ひと・しごと創生
総合戦略

～選ばれるまち快適安心居住都市 いみず～

令和 2 年 3 月

令和 3 年 3 月改訂

射 水 市

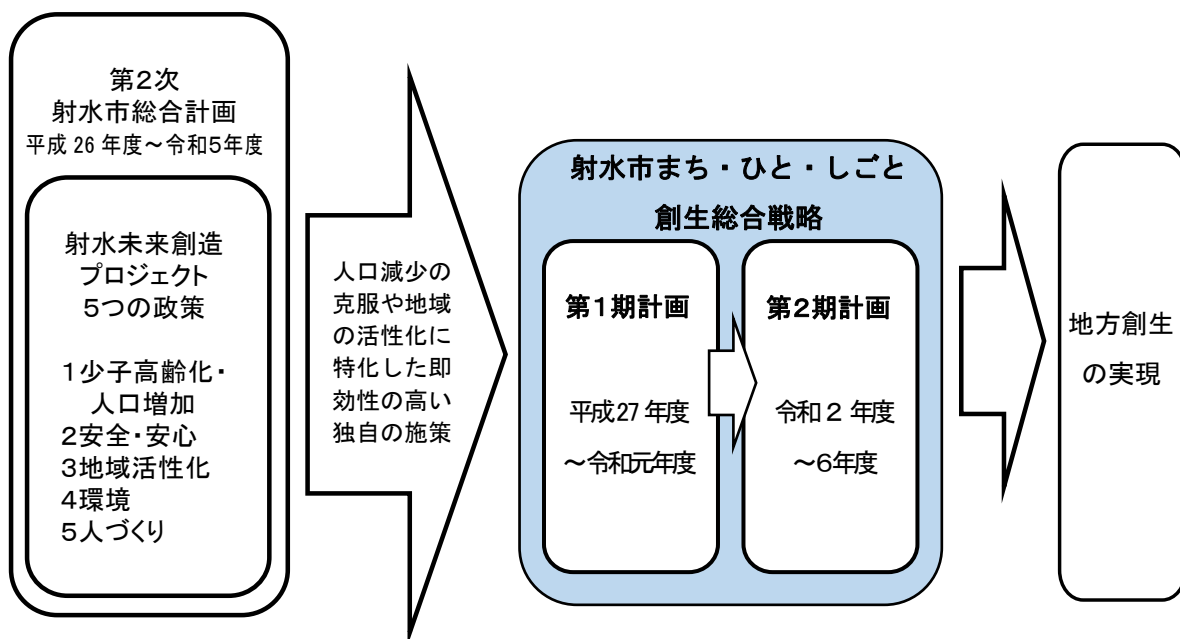
目次

I	総合戦略について	1
1	総合戦略の位置づけ・役割	1
2	推進・検証体制	1
3	第2期総合戦略の計画期間	2
II	第2期総合戦略策定に当たっての基本的な視点	3
1	国の方針	3
2	新たな視点への対応	4
	(1) 地方へのひと・資金の流れを強化する	4
	(2) 新しい時代の流れを力にする	4
	(3) 人材を育て活かす	4
	(4) 民間と協働する	5
	(5) 誰もが活躍できる地域社会をつくる	5
	(6) 地域経営の視点で取り組む	5
3	本市の強み・特徴の最大活用	6
	(1) 地理的特性	6
	(2) 高等教育機関の集積	7
	(3) コンパクトな市域	8
	(4) 地価	9
	(5) 子育て支援	9
	(6) 生活利便施設（医療・商業）の立地	10
	(7) 産業集積	11
	(8) 港湾施設と臨海工業地帯	13
	(9) 交流人口	13
4	本市の特徴からみた戦略全体の方向性	14
	(1) 交通と住まいが快適なまち	14
	(2) 子育てと学びの希望がかなえられるまち	14
	(3) 高等教育機関と共に歩むまち	15
	(4) 人口減少に対応したまちのリノベーション	15
	(5) とやま呉西圏域連携中枢都市圏での取組強化	15
5	戦略実行に当たっての視点	16
	(1) まち・ひと・しごとの好循環の確立	16
	(2) 市民や産官学金労言士が連携した施策の実行	16
	(3) 国の政策5原則を踏まえた施策の推進	16
6	第1期射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証	17
III	基本目標	19

IV 具体的な施策と重要業績評価指標.....	20
基本目標 1 結婚・出産・子育て・子どもの学びの環境づくり	20
1 施策の基本的方向	20
2 具体的な施策とK P I（重要業績評価指標）	20
（1）結婚・出産・子育てなどの支援	20
（2）学びの環境づくり	22
基本目標 2 地域のしごとづくり	24
1 施策の基本的方向	24
2 具体的な施策とK P I（重要業績評価指標）	24
（1）地域産業活性化、新産業の展開	24
（2）安心して働ける雇用環境の整備	26
基本目標 3 市の魅力を内外に発信し、新しい人の流れづくり	27
1 施策の基本的方向	27
2 具体的な施策とK P I（重要業績評価指標）	28
（1）移住・定住への支援	28
（2）人を呼び込む仕組みづくり	29
（3）快適な交通環境の整備	30
（4）高等教育機関等と連携した若者定着促進	31
基本目標 4 安全で安心して暮らせる時代に合ったまちづくり	32
1 施策の基本的方向	32
2 具体的な施策とK P I（重要業績評価指標）	33
（1）安全・安心で持続可能な暮らしの創造	33
（2）誰もが活躍できるコミュニティづくり	34
（3）行政の効率化、連携強化の推進	35

I 総合戦略について

1 総合戦略の位置づけ・役割



2 推進・検証体制

第2期射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第2期総合戦略」という。）は、第1期総合戦略の検証や、議会をはじめ、市民、産業、大学、行政、金融、労働、報道など、幅広い各層の意見を踏まえ策定するものである。同時に、施策の効果を検証し、改善を図っていくために、以下のとおりPDCAサイクル¹と、推進・検証のできる体制を整備する。

（1）PDCAサイクルでの進行管理

第2期総合戦略の施策については、第1期総合戦略と同様、KPI²（重要業績評価指標）を設定し、毎年度、外部評価委員会である射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会において、効果検証・事業改善を行う。また、必要に応じて見直しを行う。

¹ PDCAサイクル：Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法

² KPI（key Performance Indicator）：施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標

(2) 国・県の施策との連携

地方創生に取り組むに当たっては、財源の確保はもとより、より効果的な施策を展開するため、国・県と連携しながら進める。

3 第2期総合戦略の計画期間

第2期総合戦略の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とする。

なお、令和5年度までを計画期間としている第2次射水市総合計画と第2期総合戦略との整合性を図るため、計画期間については柔軟に対応するものとする。

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
第2期総合戦略 令和2年3月策定					

※PDCAサイクルで必要に応じて見直しを行う。

Ⅱ 第2期総合戦略策定に当たっての基本的な視点

1 国の方針

国においては令和元年6月21日に「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」を閣議決定し、その内容を踏まえた第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し令和元年12月20日に閣議決定している。

第1期（2015年度～2019年度）の地方創生の取組の検証等を踏まえ、国が示す第2期（2020年度～2024年度）の方向性については、以下のとおりである。

1 地方創生の目指すべき将来

人口減少を和らげるため、結婚、出産、子育ての希望をかなえ、生活面の充実を図るとともに、地方の魅力をはぐくみ、ひとが集う地域を構築することを目指す。さらに、地域の外から稼ぐ力を高めるとともに、地域内経済循環の実現を図り、人口減少に適応した地域をつくる。

東京圏についても、人口の一極集中を是正しつつ、グローバル競争におけるプレゼンスを高めていく。

これらを通じて、日本が抱える課題の解決に一体的に取り組み、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と「東京圏への一極集中」の是正を共に目指す。

2 検証を踏まえた方向性

第1期の検証を踏まえ、次について基本的枠組みを維持しつつ必要な見直しを実施する。

（1）4つの基本目標

- ・現時点では効果が十分に発現するまでに至っていない「地方への新しいひとの流れをつくる」及び「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」について、その取組の強化を行う。
- ・転出入均衡に向け、あらゆる施策を総動員していく。
- ・少子化対策に加え、誰もが活躍できる地域社会の構築も重要な柱として加える方向で、基本目標の検討を行う。

（2）「まち」「ひと」「しごと」の好循環

- ・地域資源を活かした「しごと」をつくり、地方の「平均所得の向上」を実現すること。加えて、地域の特性に応じて、「しごと」起点と合わせ、「ひと」起点、「まち」起点という多様なアプローチを柔軟に行うことが重要。

（3）5つの政策原則

- ・「連携」の位置付けをより明確化していく。また、地域住民の巻き込みを含めた産官学金労言士をはじめとする多様な関係者との連携、政策間連携、地域間連携を進める。

（4）情報支援・人材支援・財政支援（「地方創生版・三本の矢」）

3 第2期における新たな視点

第2期（5年間）において、次の新たな視点で施策を推進する。

（1）地方へのひと・資金の流れを強化する（関係人口等）

- (2) 新しい時代の流れを力にする (Society 5.0 の実現等)
- (3) 人材を育て活かす (人材の掘り起こし、育成等)
- (4) 民間と協働する (地域の担い手、企業)
- (5) 誰もが活躍できる地域社会をつくる (女性、高齢者、外国人等)
- (6) 地域経営の視点で取り組む (ストック活用、マネジメント等)

2 新たな視点への対応

「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」及び第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において新たな視点が提示されており、本市の特性に応じた適切な対応が求められる。

(1) 地方へのひと・資金の流れを強化する

- ① 将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出
 - ・地方移住に向けた裾野を拡大するため、定住に至らないものの、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出に取り組む。
 - ・実施に当たっては、個人の主体的な活動に加えて、民間における取組を後押しする環境整備のための仕組みや、地方公共団体等との連携を深める仕組みを検討する。
- ② 企業や個人による地方への寄附・投資等を用いた地方への資金の流れの強化

(2) 新しい時代の流れを力にする

- ① Society 5.0³の実現に向けた技術の活用
 - ・未来技術をまち・ひと・しごと創生の横断分野として位置付け、これを強力に推進していく。
- ② SDGs⁴を原動力とした地方創生
 - ・多様なステークホルダーの連携による地方創生SDGsに向けた「自律的好循環」の形成を進めていく。
- ③ 「地方から世界へ」
 - ・地方が世界と直接結びつく機会が増大しており、「地方から世界へ」という観点も持った上で、地方創生を実現していく。

(3) 人材を育て活かす

- 地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起こしや育成、活躍を支援

³ Society5.0：仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会を指すもので、国により日本が目指すべき未来社会の姿として提唱されている。

⁴ SDGs：2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標

- ・人材の掘り起こしや育成、活躍を地方創生の重要な柱として位置付け、取組を強化する。

（４）民間と協働する

○ 地方公共団体に加え、ＮＰＯなどの地域づくりを担う組織や企業と連携

- ・地方公共団体を主体とする取組に加え、民間の主体的な取組とも連携を強化することにより、地方創生を充実・強化する。

（５）誰もが活躍できる地域社会をつくる

○ 女性、高齢者、障がい者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現

- ・一人ひとりが、個性と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮でき、それぞれが生きがいを感じながら暮らすことができる地域社会を実現する。
- ・共助、互助の考え方も踏まえ、様々な人々と交流しながらつながりを持って支え合うコミュニティを形成する。

（６）地域経営の視点で取り組む

○ 地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメント

- ・地域経済を牽引する企業の競争力強化や中小企業の生産性向上、ストック活用⁵・マネジメント強化、地域内のエネルギー・循環資源等の利活用推進など、サービスの生産性向上や投資の効率化に向けた多様な取組を進める。

⁵ ストック活用：既存の建物をできるだけ長く有効に使用すること。

3 本市の強み・特徴の最大活用

本市には、以下のような特徴がある。第2期総合戦略においても、引き続き強みを一層伸ばし、最大限活用する視点が重要である。同時に弱みを克服し強みに変えていくことも必要である。

【強み】

- 富山市、高岡市の中間に位置し、多様な幹線交通網がある。
- 高等教育機関が集積し、若い世代のまちづくり参画や高度な情報・知見等が得やすい。
- 人口がコンパクトに集積しており、住みよい環境が形成されている。
- 地価は隣接の富山市、高岡市に比べて安く、住宅供給のポテンシャルが高い。
- 子育て支援が充実しており、子育てしやすいまちとして周知されている。
- 産業集積が高く、とりわけ製造業、運輸業において、市外からも多くの通勤者が流入している。
- 国際拠点港湾及び総合的拠点港に指定されている伏木富山港新湊地区（富山新港）は、後背地に日本海側有数の企業集積を誇る臨海工業地帯を擁し、環日本海圏の交易拠点として国際的なヒト、モノが集まり取引がなされている。
- 海王丸パークや太閤山ランドは、県内有数のレクリエーション施設であり、近隣から子育て世代を中心に多くの交流人口を集客している。

【弱み】

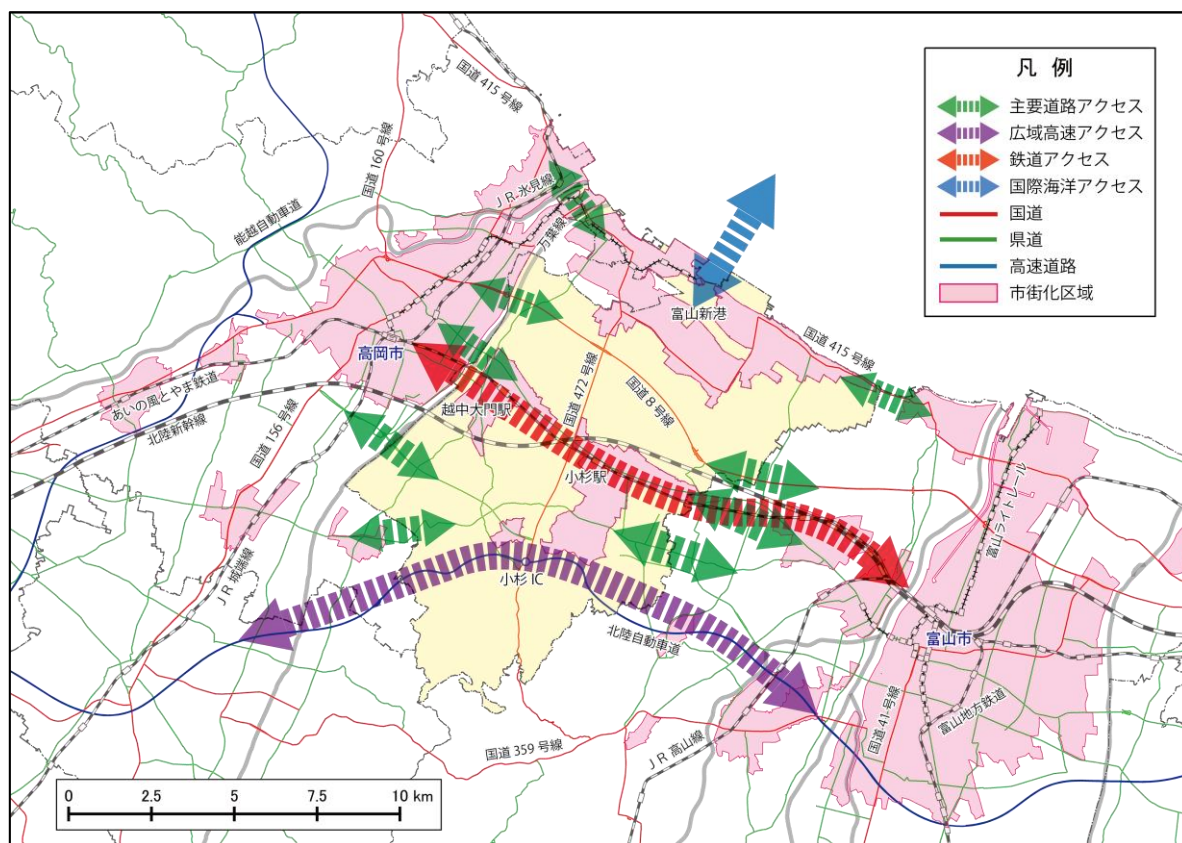
- 少子高齢化の進行と若者世代を中心とした市外への転出による人口減少が加速しつつある。
- 人口当たりの商業施設、医療施設などの生活利便施設の立地がやや少ない。

（１）地理的特性

本市は、富山市、高岡市の中間に位置し、道路、鉄道など多様な幹線交通網が整備されており、通勤・通学など移動しやすい環境にある。

一般道路、鉄道による近隣交通アクセス条件のほか、高速自動車道による広域交通アクセス条件にも優れている。あいの風とやま鉄道の運行本数の最も多い区間が富山～高岡間であり、小杉駅、越中大門駅の利便性が高い。

図 2－1 射水市の交通条件



(2) 高等教育機関の集積

市内には、大学、短期大学、高等専門学校などの高等教育機関が多く立地しており、これらの機関との連携により、地域における様々な課題解決のための高度な情報や知見の獲得、産学官の共同研究の活発化などが期待できる。また、学生の地域活動への参加による地域の活性化も期待される。

市内に立地する大学・短大・高専・専門学校を合わせた学生数は、約 3,500 人である。

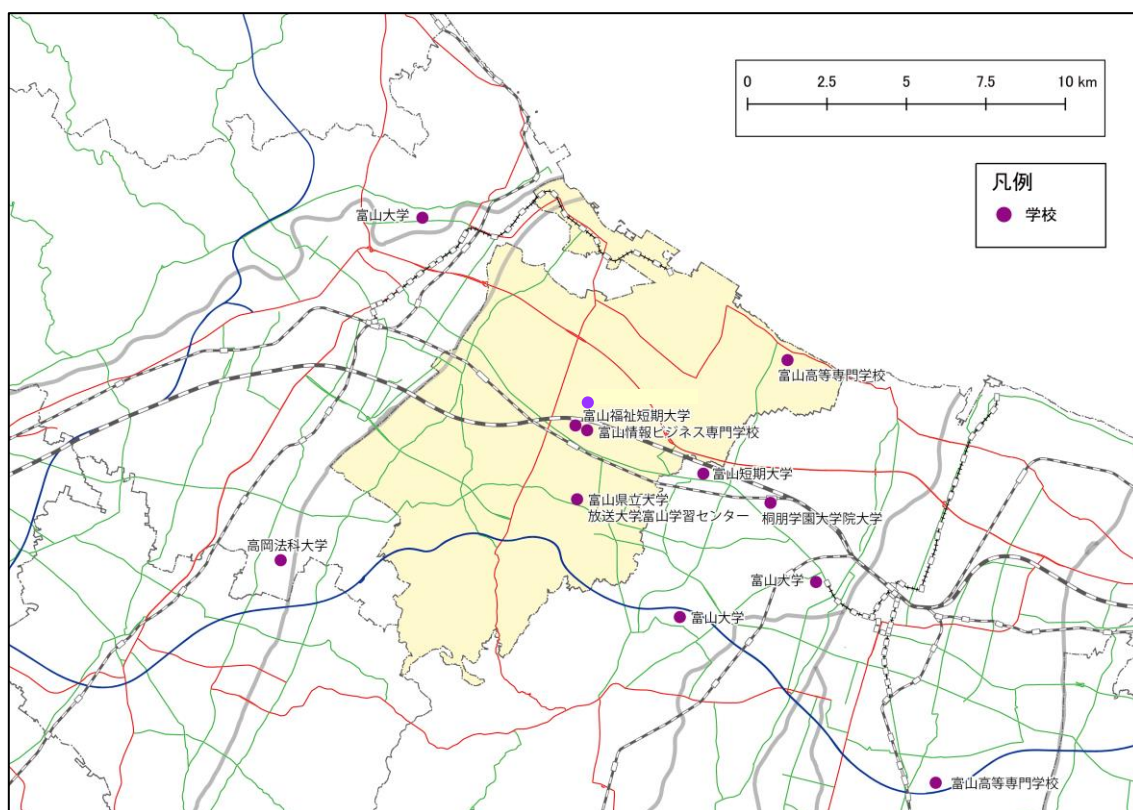
表 2－1 射水市内に立地する高等教育機関

大学名	学生数（令和元年 5 月 1 日現在）	備考
富山県立大学	工学部 1,337 人（男 1,062 人、女 275 人） 大学院 182 人（男 144 人、女 38 人）	県立
富山福祉短期大学	431 人（男 72 人、女 359 人）	私立
富山高等専門学校射水キャンパス	721 人	国立
富山情報ビジネス専門学校	290 人（男 154 人、女 136 人）	私立
放送大学富山学習センター	学部 576 人（男 253 人、女 323 人）※ 大学院 42 人（男 23 人、女 19 人）	国設

資料：射水市統計書

※放送大学富山学習センターの学生数は、同校ホームページより、令和元年 10 月 1 日現在のものを掲載

図 2-2 高等教育機関の立地状況

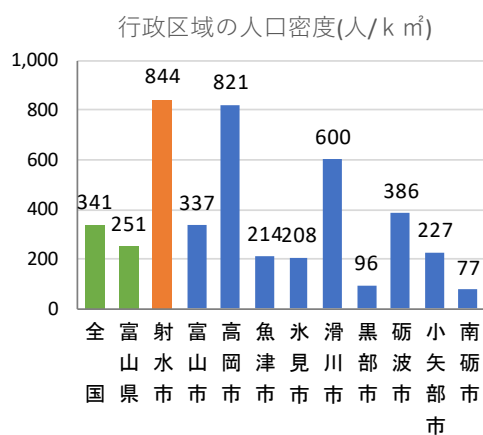


(3) コンパクトな市域

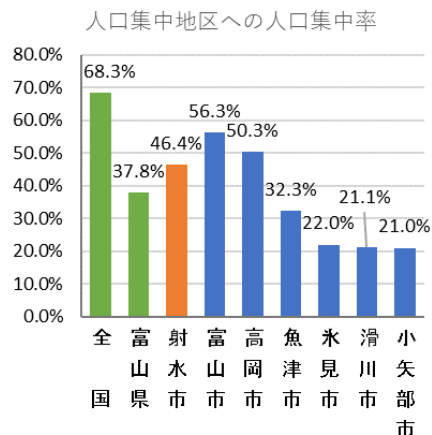
本市はコンパクトな市域であり、サービス分配の効率の良さから、多くの住民が高いサービスを受けることができる。

人口密度が高く、人口集中地区への集中度も高い。

図 2-3 人口密度及び人口集中地区への集中率の比較(平成 27 年)



資料：国勢調査（平成27年）



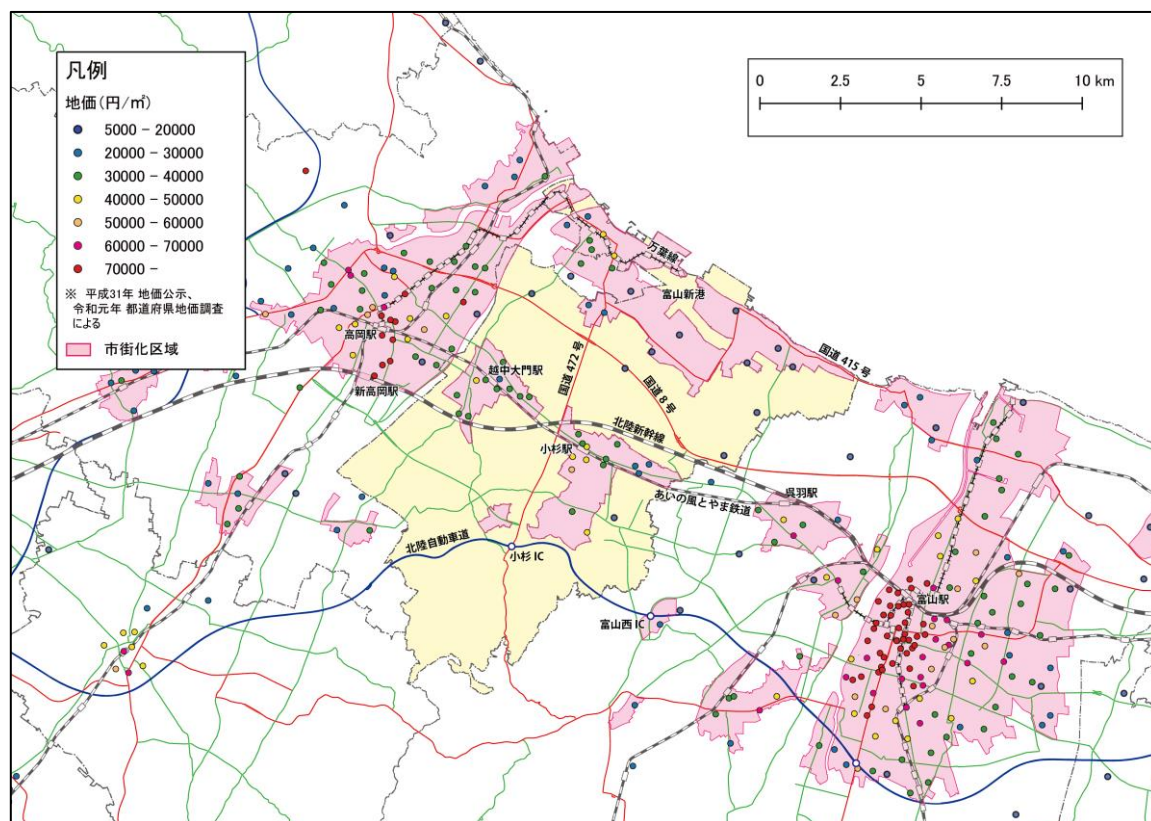
資料：国勢調査（平成27年）

（４）地価

本市の地価は隣接の富山市、高岡市に比べて低く、住宅供給面で好条件を備えている。

あいの風とやま鉄道の小杉駅周辺、越中大門駅周辺における地価は３～４万円/㎡程度であり、他市の鉄道駅周辺に比べて低い。

図２－４ 地価分布



（５）子育て支援

本市は、子育てに関する経済的支援制度に加え、子ども子育て総合支援センターにおいて妊娠、出産、子育て期にわたり切れ目のない相談、支援体制の充実を図っている。

子育てに関する主な経済的支援制度については、「不妊治療費助成」、「妊産婦医療費助成」、「子ども医療費助成」など他自治体と同様の制度を運用し支援しているところだが、本市の特色としては、子育ての負担や不安の軽減を図るため、子ども子育て総合支援センターを開設し、母子総合相談室や子どもの悩み総合相談室、子ども発達相談室などにおいて、妊娠、出産から子育て期にわたり切れ目のない相談・支援を行い、子育ての質を高める施策を展開している。

(6) 生活利便施設（医療・商業）の立地

本市の医療機関や商業施設の立地数は人口規模に比べて多くはないが、近隣市の施設で補完している。

人口千人当たりの小売業従業者数・年間商品販売額は全国・県平均以下となっている。
人口1万人当たりの病院数・病床数、診療所数・病床数も全国・県平均以下となっている。

図2-5 人口千人当たりの小売業事業所数、従業者、年間商品販売額、売場面積

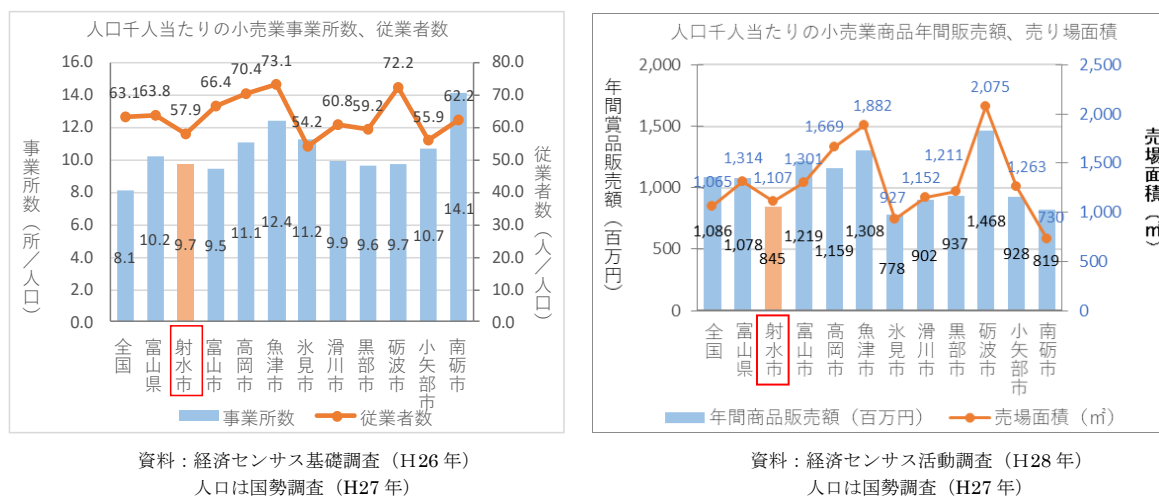
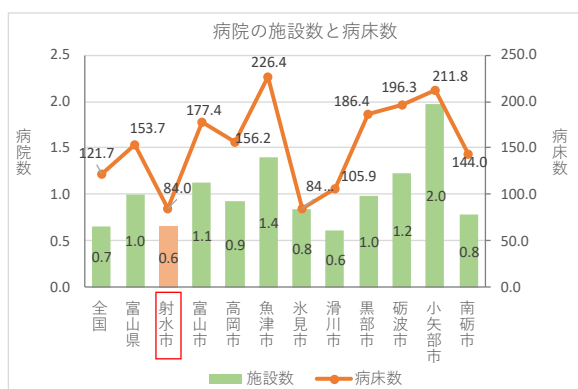


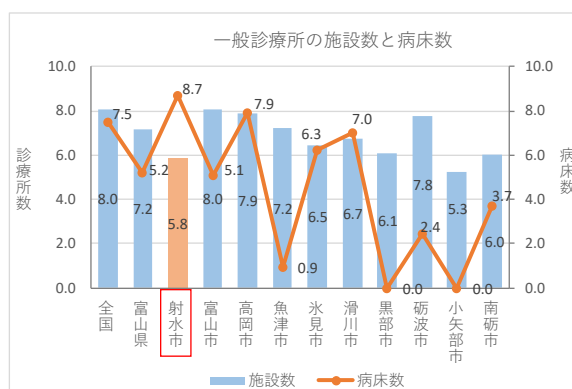
図2-6 ショッピングセンター（店舗面積1,500㎡以上）の店舗面積（平成31年4月）



図 2-7 人口 1 万人当たりの病院数・病床数、診療所数・病床数



資料：医療施設調査(H30 年)
※人口は、国勢調査(H27 年)



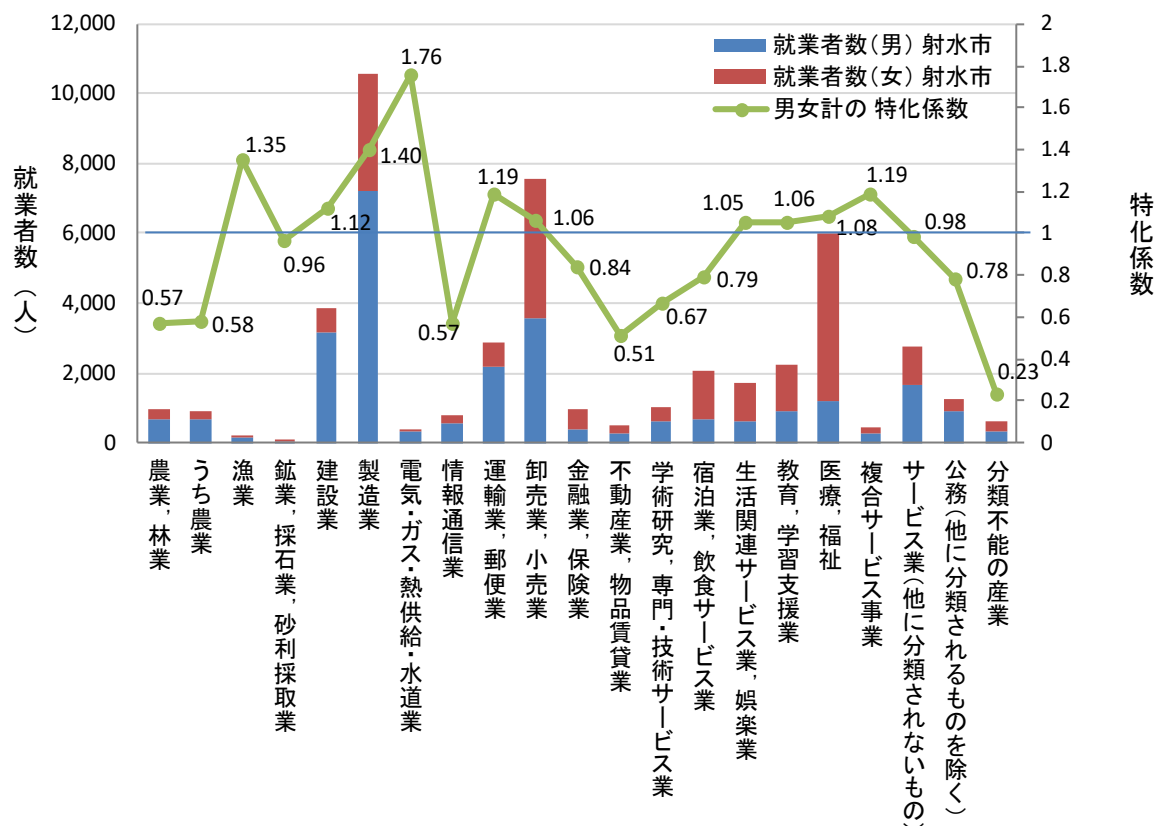
資料：医療施設調査(H30 年)
※人口は、国勢調査(H27 年)

(7) 産業集積

本市には、強みのある産業が数多くある。

漁業、製造業、運輸業、エネルギー供給業等の特化係数が高い。中でも製造業、運輸業においては市外からの通勤者が流入超過となっている。

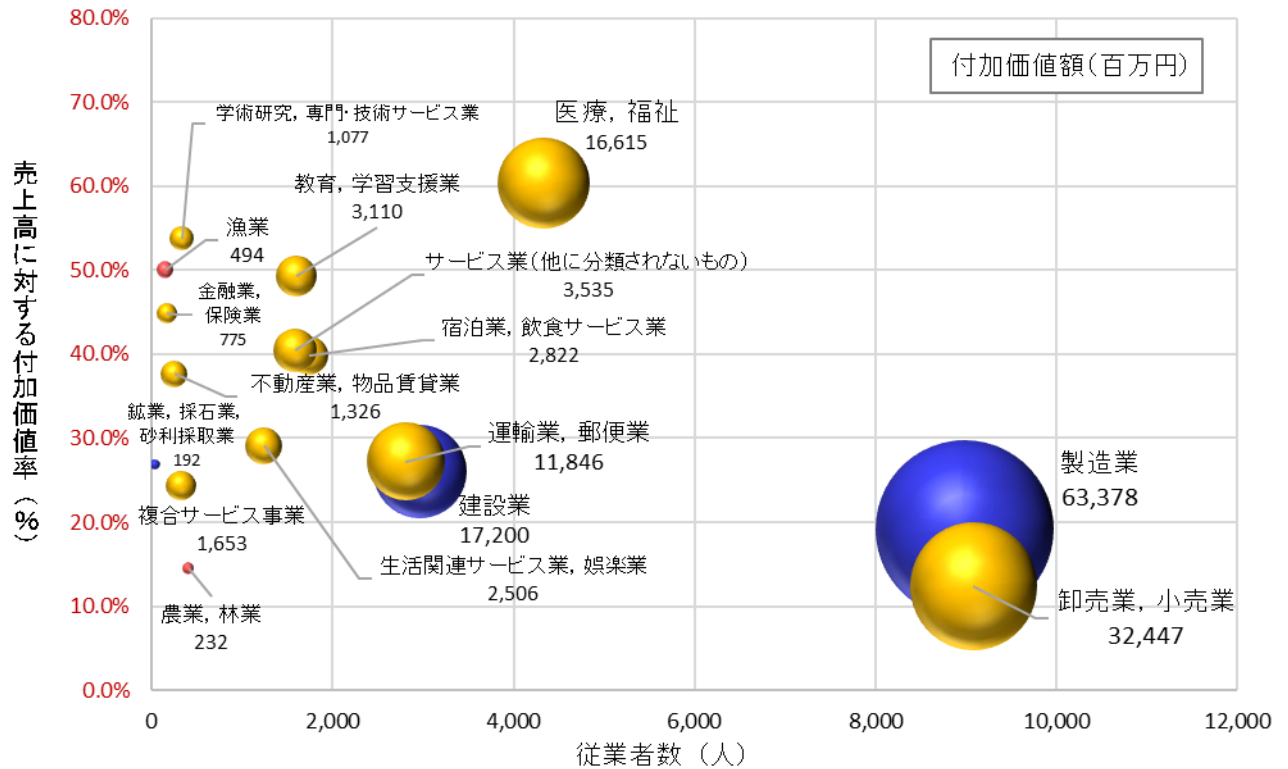
図 2-8 射水市の産業(大分類)別就業者数特化係数(平成 27 年)



$$\text{※特化係数} = \left[\frac{\text{射水市} \times \text{産業の就業者数}}{\text{射水市就業者総数}} \right] \div \left[\frac{\text{全国} \times \text{産業の就業者数}}{\text{全国就業者総数}} \right]$$

資料：国勢調査(平成 27 年)

図 2-9 射水市の産業(大分類)別、付加価値額、売上高に対する付加価値率、従業者数
(平成 28 年)



資料：経済産業省「地域経済分析システム (RESAS) (2016 年データ)」企業単位集

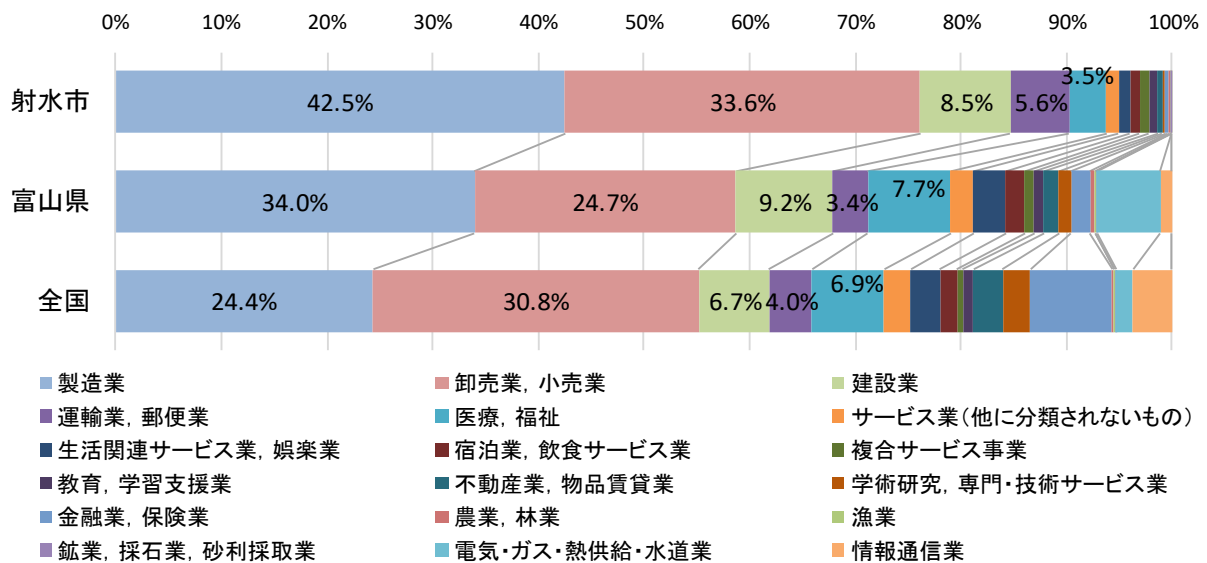
※第一次産業、第二次産業、第三次産業ごとに色分け

※付加価値額 = 売上高 - 費用総額 + 給与総額 + 租税公課

(費用総額 = 売上原価 + 販売費及び一般管理費)

※売上高に対する付加価値率 = 付加価値額 / 売上高

図 2-10 売上高の産業(大分類)別構成比の比較 (平成 28 年)



資料：経済産業省「地域経済分析システム (RESAS) (2016 年データ)」企業単位集

(8) 港湾施設と臨海工業地帯

本市には日本海側を代表する国際拠点港湾及び総合的拠点港に指定されている富山新港がある。

富山新港は、中国、韓国、ロシアなど、環日本海圏の交易拠点として、国際海上コンテナ、国際フェリー・国際RORO船、外航クルーズ(背後観光地クルーズ)等の重要な役割を担っている。また、後背地には日本海側有数の企業集積を誇る臨海工業地域を擁し、地域経済を支えている。

(9) 交流人口

本市には県内有数のレクリエーション施設である海王丸パーク、太閤山ランドがあり、子育て世代を中心に近隣から多くの人を訪れている状況にある。

表 2-2 富山県の観光地・観光施設の入込数（延べ数）ランキング（平成 30 年）単位：人

	名 称	市町村	30年入込数	29年入込数	対前年比
1	富岩運河環水公園	富山市	2,256,000	2,515,152	-10.3%
2	氷見漁港場外市場ひみ番屋街(総湯含む)	氷見市	1,205,700	1,184,000	1.8%
3	道の駅福光	南砺市	1,112,324	1,095,339	1.6%
4	海王丸パーク	射水市	1,103,000	1,006,700	9.6%
5	立山黒部アルペンルート	立山町	980,809	929,051	5.6%
6	高岡古城公園	高岡市	895,500	859,000	4.2%
7	県民公園太閤山ランド	射水市	784,088	791,345	-0.9%
8	道の駅カモンパーク新湊	射水市	702,114	709,284	-1.0%
9	桜ヶ池	南砺市	679,954	663,335	2.5%
10	五箇山	南砺市	670,000	710,000	-5.6%

資料：「平成 30 年富山県観光客入込数等」（富山県）
(H30. 1. 1～H30. 12. 31)

4 本市の特徴からみた戦略全体の方向性

第2次射水市総合計画で取り組んでいる「住んでみたい」、「住み続けたい」と感じられる魅力のあるまちづくりの一環として“選ばれるまち快適安心居住都市 いみず”を目指し、都市としての魅力を高め、「市民一人ひとりが輝く人生」を歩むための舞台を提供すべく、本市の特徴を生かした次の5点を戦略全体の方向性とする。

(1) 交通と住まいが快適なまち

- ① 本市の面積は109.43平方キロメートルでコンパクトな市域であり、効率的な行政サービスの展開が可能である。一方で、富山市、高岡市に接した地理的要因から、大規模な企業、商店、病院などの都市機能を有する両市への通勤・通学・病院・買い物などの移動の利便性を高めるように取り組む。
- ② 本市では、あいの風とやま鉄道や万葉線、コミュニティバス等の公共交通機関が運行しており、関係機関と連携しながら利便性の高い公共交通ネットワークを構築し、市民や来訪者の移動を支えている。健康・福祉や教育、観光など様々な分野と連携することにより、地域の暮らし、賑わい、交流を育む持続可能な公共交通の実現に取り組む。
- ③ 令和5年(2023年)の北陸新幹線敦賀開通を見据えながら、鉄道駅(新幹線駅や小杉駅等)と市内、特に新湊地区の内川周辺をはじめとした射水ベイエリアを結ぶバス路線の整備を行うなど、交流人口の拡大を図る。
- ④ 人口減少が進む中で、旧市街地を中心に空き家の更なる増加が予想される。空き家所有者の相談窓口の設置や住宅需給のマッチング、または解体補助制度などにより、空き家の適正管理や有効活用による住まい対策を進める。
- ⑤ 射水ベイエリアは、風情のある町並みを残し、映画やテレビのロケ地としての知名度も上がっている。風情のある景観を生かし、人々の行き来が新たな文化を生み出す空間を創造する。
- ⑥ 射水市都市計画マスタープランで「都市中核拠点」として位置付けた「小杉駅及び市役所本庁舎周辺」及び「複合交流施設周辺」においては、利便性の向上やエリア内の観光・集客施設との連携、更には空き家の活用等、様々な取組を進めながら、地域の賑わい創出や活性化を図る。

(2) 子育てと学びの希望がかなえられるまち

- ① 本市では、以前から子育て支援に力を入れてきており、子どもを大切にするまちとしてのイメージも定着している。住みやすいと感じている市民の多くが、子育てしやすいまちを住みやすさの理由としている。こうした特徴を一層伸ばすため、子ども子育て総合支援センターの更なる利用促進に向けたPRや、子育て支援策における他自治体との差別化など、子育てがもっと楽しくなるまちを目指す。

- ② 小杉地区には高等教育機関が複数立地し、また県内初の私立小学校も開校するなどの特色を活かして、子育て世代に魅力のある文教ゾーンとして位置づけ、まちの魅力を高める。
- ③ 本市の子どもたちが郷土愛を育むため、ふるさとの歴史、文化、産業、食などについて学び、体験する機会を提供する。郷土愛は、子どもの心の奥に「射水市」という種となって残り、人格の土台となっていく。このことは、長じて富山県を離れることとなっても、いつの日にかこの種が芽を出し、ふるさと回帰の動きに結びついていくと期待される。

（３）高等教育機関と共に歩むまち

- ① 本市には、富山県立大学、富山福祉短期大学、富山高等専門学校、富山情報ビジネス専門学校、放送大学富山学習センターの高等教育機関がある。これらの機関と連携を図りつつ、多くの学生が本市をフィールドに学びを広げ、地域の課題の研究に取り組み、まちづくりに参画することを促していく。このことにより、本市に愛着を持ってもらい卒業後も本市にとどまる学生を増やすとともに関係人口の創出を推進する。
- ② 産学官連携により、産業の振興や地域を担う人材を育成することで、地域の活力向上及び持続的発展を図る。

（４）人口減少に対応したまちのリノベーション

- ① 本市は５つの市町村が合併して誕生したことから、同じ機能を持つ公共施設が複数ある。人口減少、財政規模の縮小が進む中で、次世代に過度の負担を強いることのない、本市の規模に見合った適切な公共施設等の在り方を検討する。
- ② 太閤山ニュータウン等の住宅団地は、社会資本ストック^６の老朽化等の問題に直面しており、時代に合ったまちづくりに向けたリノベーション^７に取り組む。

（５）とやま呉西圏域連携中枢都市圏での取組強化

- ① これまでも、とやま呉西圏域連携中枢都市圏^８を形成する６市が連携し圏域全体の経済成長や市民サービスの向上に努めてきたところであり、引き続き各市の特色を活かしながらスケールメリットがある事業については積極的に取り組む。

^６ 社会資本ストック：道路、港湾、水道、公園など国民経済全体の基礎として公的機関によって形成された蓄積

^７ リノベーション：建物を改築し用途や機能を大きく生まれ変わらせ、新しい価値を加えること。

^８ とやま呉西圏域連携中枢都市圏：高岡市、射水市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市で形成する連携中枢都市圏

5 戦略実行に当たっての視点

(1) まち・ひと・しごとの好循環の確立

人口減少の構造的な課題を解決するため、本市が、住みやすい「まち」を目指すことで、他都市からの「ひと」を呼び、「ひと」が集まることで新しい「しごと」が生まれ、さらに住みやすい「まち」へと進化していく好循環を確立する。

(2) 市民や産官学金労言士⁹が連携した施策の実行

人口減少は、長い期間をかけて、様々な要因が絡んで進展してきたことから、課題について市民や産官学金労言士が課題を共有し、その解決に向けてともに取り組んでいく。

(3) 国の政策5原則を踏まえた施策の推進

第2期総合戦略に示した事業については、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた政策5原則に基づき推進する。

ア 自立性

地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるような施策に取り組む。

イ 将来性

施策が一過性の対症療法にとどまらず、将来に向かって、構造的な問題に積極的に取り組む。

ウ 地域性

地域の強みや魅力を活かし、その地域の実態に合った施策を、自主的かつ主体的に取り組む。

エ 総合性

施策の効果をより高めるため、多様な主体との連携や、他の地域、施策との連携を進めるなど、総合的な施策に取り組む。その上で、限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、直接的に支援する施策に取り組む。

オ 結果重視

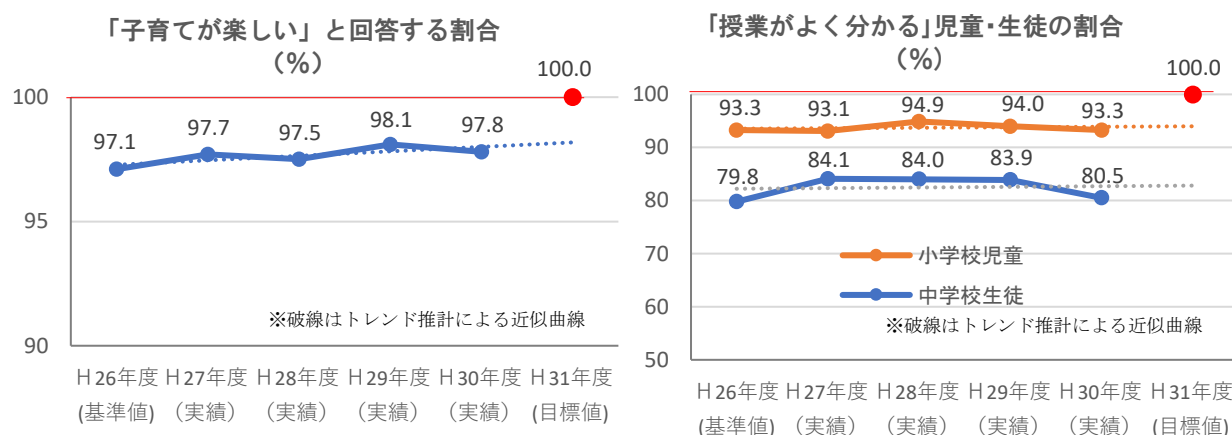
施策の結果を重視するため、明確なPDCAメカニズムの下に、客観的データに基づく現状分析や将来予測等により短期・中期の具体的な数値目標を設定した上で施策に取り組む。その後、政策効果を客観的な指標により評価し、必要な改善を行う。

⁹ 産官学金労言士：地方創生に取り組む連携体制を表す。それぞれ産業界、官公庁、大学、金融機関、労働団体、言論界、弁護士などの士業を指す。

6 第1期射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証

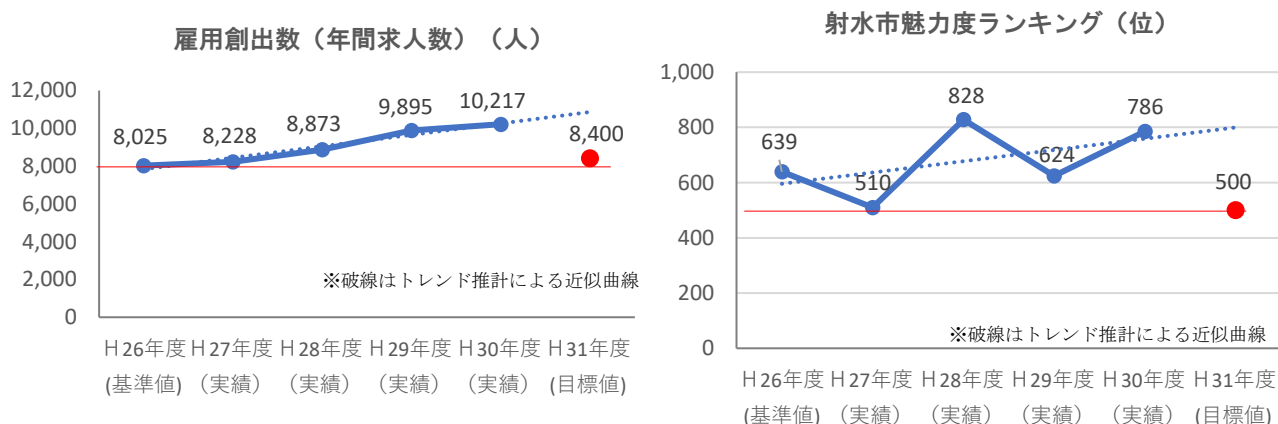
第1期射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略の4つの基本目標にそれぞれ設定した数値目標の達成状況を振り返り、これまでに取り組んできた施策の効果検証を行う。

「【基本目標1】 結婚・出産・子育て・子どもの学びの環境づくり」の数値目標の達成状況



- ・「子育てが楽しい」と回答する割合が僅かに伸びており、子ども子育て総合支援センターの開設等の成果が着実に表れている。今後も本市において子どもを生み育てたいと思われるような子育て支援の取組を推進する。
- ・「授業がよく分かる」割合は小学生が横ばい、中学生は取組直後に増加したものの、その後伸び悩みの傾向が見られるなど、授業力向上やきめ細かな学習指導・生活指導等の取組の効果が十分に表れていない状況にある。今後も子どもが主体的に学び成長していける豊かな教育環境の充実に向けた取組の強化が必要である。

「【基本目標2】 地域のしごとづくり」の数値目標の達成状況

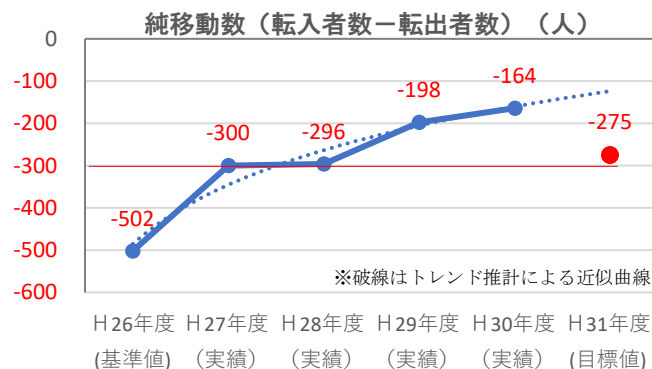


- ・年間の求人数は平成28年度に目標値を上回り、その後も増加で推移している。全国的な好景気に支えられた面もあるが、県外合同企業説明会へ参加する市内企業への支援など

の取組も一因と見られる。今後も魅力ある安定した雇用の創出・確保に努める必要がある。

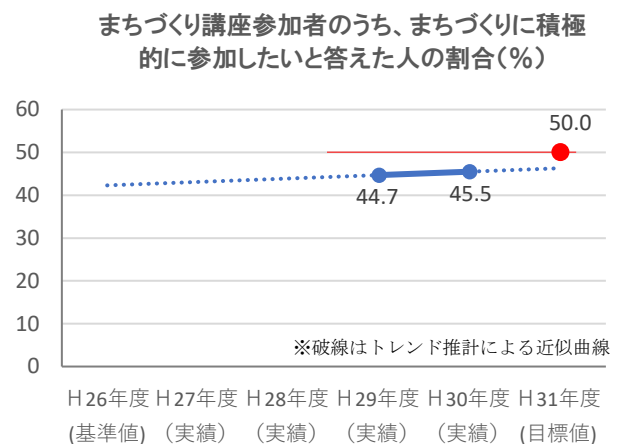
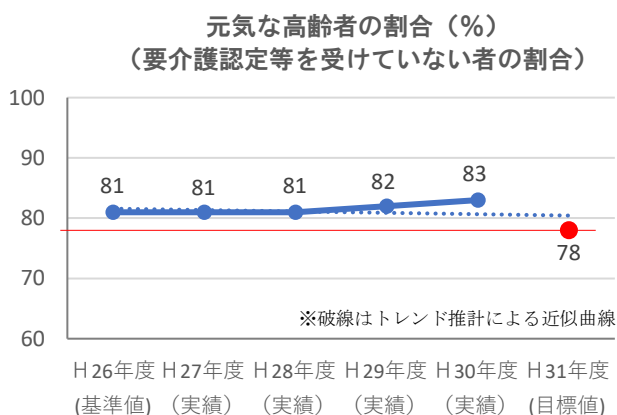
- ・都市の魅力度ランキングにおいて本市の順位は、やや低下傾向にあるが、調査手法の関係から順位が大きく変動しており、本市の魅力発信に引き続き取り組む必要はあるが、数値目標の設定方法についても検討する必要がある。

「【基本目標 3】 市の魅力を内外に発信し、新しい人の流れづくり」の数値目標の達成状況



- ・本市の純移動数（転入者数－転出者数）は平成 29 年度に目標値を超え、その後も増加傾向で推移しており、大都市圏でのプロモーション活動や情報発信等の取組の成果が見られる。今後も本市の魅力を発信し若者の定着を図る取組を推進する。

「【基本目標 4】 安全で安心して暮らせる時代に合ったまちづくり」の数値目標の達成状況



- ・要介護認定を受けていない高齢者の割合は微増傾向にあり、平成 28 年度から導入した介護予防に効果のある「きららか射水 100 歳体操」や平成 30 年度から実施した認知症予防活動などの効果が表れている。今後も高齢者が生きがいを持ち元気に活躍できるよう、更なる健康づくりに取り組む。
- ・まちづくり講座参加者のうち、まちづくりに積極的に参加したいと答えた人の割合が増加傾向にあり、平成 29 年度から実施したまちづくり体験会や講演会開催の取組の成果が見られる。今後も協働のまちづくりへの理解を深め、参画意識を高める取組を充実させる。

Ⅲ 基本目標

国の総合戦略における基本目標との関連を考慮しつつ、本市の強み・特徴、施策の重点課題、将来展望に加え、第1期総合戦略の検証を踏まえて、以下の4つの柱を第2期総合戦略の基本目標として設定する。

射水市の強み・特徴の最大活用

- 地理的特性
- 高等教育機関の集積
- コンパクトな市域
- 住宅供給のポテンシャルが高い
- 子育て支援が充実している
- 強い産業が数多くある
- 環日本海圏の交易拠点
- 近隣からの交流人口が多い

射水市の特徴を踏まえた将来の方向性

- 交通と住まいが快適なまち
- 子育てと学びの希望がかなえられるまち
- 高等教育機関と共に歩むまち
- 人口減少に対応したまちのリノベーション
- とやま呉西圏域連携中枢都市圏での取組強化

新たな視点（時代潮流）への対応

- 関係人口の創出
- 情報通信技術の活用
- SDGs実現に向けた自立的好循環の形成
- 民間との協働
- 誰もが活躍できる社会の実現

射水市の基本目標

講ずべき施策の方向

※波線部は新しい視点

1 結婚・出産・子育て・子どもの学びの環境づくり

安心して子どもを生み育てられる環境が整い、次代を担う子どもたちを育む環境づくり

- (1) 結婚・出産・子育てなどの支援
- (2) 学びの環境づくり

2 地域のしごとづくり

意欲のある人誰もが個性や能力を活かして生き生きと働ける安定した雇用と働きやすい職場環境を創出する

- (1) 地域産業活性化、新産業の展開
(5G、IoT、ICT等の情報通信技術の活用)
- (2) 安心して働ける雇用環境の整備

3 市の魅力を内外に発信し、新しい人の流れづくり

「来てよかった」「また来たい」、「住んでみたい」「住み続けたい」と感じられる魅力をつくる

- (1) 移住・定住への支援
- (2) 人を呼び込む仕組づくり
(関係人口の創出のための環境整備)
- (3) 快適な交通環境の整備
- (4) 高等教育機関等と連携した若者定着促進

4 安全で安心して暮らせる時代に合ったまちづくり

人が育ち、人が輝く、市民が主役のむだのないまちづくり

- (1) 安全・安心で持続可能な暮らしの創造
- (2) 誰もが活躍できるコミュニティづくり
- (3) 行政の効率化・連携強化の推進
(民間活力の導入、広域連携の推進)

〈将来展望（2060年）〉

人口 72,000人

Ⅳ 具体的な施策と重要業績評価指標

基本目標 1 結婚・出産・子育て・子どもの学びの環境づくり

1 施策の基本的方向

本市において、子どもを産み育てたいという希望を実現するため、これまでも子どもの成長に合わせて母子保健対策、多様なニーズに応じた保育サービスの提供、子育てへの経済的支援及び学力向上対策等、様々な施策に取り組んでおり、引き続き、子育て支援や学び環境の充実に努め、「子育てや学びがもっと楽しくなるまち」を目指す。

また、結婚しない男女の比率が高くなっているものの、市民アンケート調査の結果では、未婚者の約6割が将来結婚を希望していることから、結婚を支援する施策も合わせて講じることにより、住んでみたい住み続けたい魅力あるまちを実現し、少子化を克服する。

数値目標	基準値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
「子育てが楽しい」と回答する割合	97.8%	100%
「授業がよく分かる」児童・生徒の割合	小学校 93.3% 中学校 80.5%	小学校 100% 中学校 100%

SDGsにおける目標	   
------------	---

2 具体的な施策とKPI（重要業績評価指標）

（1）結婚・出産・子育てなどの支援

- 結婚の希望がかなえられるよう、婚活イベントの開催支援等を行う。
- 子育ての不安を和らげ、子育てに夢と希望が持てるように、本市の子育て施設や支援制度に関する情報提供とともに、本市で実際に子育てをしている人からの情報発信を行う。
- 子育て支援センター、ファミリーサポートセンター事業、放課後児童クラブの充実を図り、地域をはじめ身近な場所での子育て支援を行うとともに、子ども子育て総合支援センターを拠点に、妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目のない相談・支援を実施する。

- 子ども医療費の助成等、子育てにかかる経済的負担の軽減を図る。
- 安心して妊娠・出産ができるための健康診査、教室の実施、子どもの発達や障害等の早期発見と対応につながる乳幼児健康診査の実施等、親と子の健康支援を実施する。
- 働き方改革や女性活躍等を後押しするため、男性の積極的な育児及び家事への参加を促す。

具体的な施策	施策の内容	K P I（重要業績評価指標）
結婚に対する支援	・男女出会いイベントの開催支援 ・【新】未婚男女のマッチング事業への実施支援 ・【新】婚活セミナー事業の開催支援	・男女出会いイベント年間開催数 8 件 (H30 年度実績 4 件)
子育て支援サービス等の充実	・保育園、幼稚園、認定こども園での幼児教育・保育の充実 ・延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育など多様な保育サービスの展開 ・土曜開設に対応した子育て支援センターの運営 ・ファミリーサポートセンター事業の実施 ・スマートフォンに対応した子育て情報ちやいる.comでの情報提供 ・【新】LINEアプリを活用した子育て支援の充実 ・子ども及び妊産婦医療費の助成 ・第3子以降の保育料無料化 ・不妊・不育治療費の助成 ・【新】放課後児童クラブ等の環境整備 ・【新】子ども子育て総合支援センターを拠点とした相談・支援の実施 ・【新】赤ちゃんの駅¹⁰事業の実施 ・【新】産後家事サポート事業の実施 ・【新】飲食店等の店舗における育児スペース確保に対する支援 ・【新】保育園等におけるICT化の推進による利便性の向上	・休日保育実施保育園数 10 園 (H30 年度実績 9 園) ・子育て支援センター（市内 9 か所）の年間利用者数 55,000 人 (H30 年度 50,122 人) ・射水市子育て支援センター利用者満足度 100% (R1 年度 89.0%) ・子育て情報ちやいる.comへのアクセス数(累計) 538,000 件 (H30 年度実績 99,569 件) ・赤ちゃんの駅設置箇所数 45 箇所 (H30 年度実績 37 箇所)
男性の育児・家事参加促進	・男性の育児休暇取得を促進	・男性の育児休暇取得率 20%

¹⁰ 赤ちゃんの駅：外出先で授乳やおむつ替えができるスペースを兼ね備えた施設、店舗等

	・【新】男性が積極的に家事・育児に参加する機 運の醸成	(H30 年度実績 18.9%)
親と子の健康 づくりの推進	・健康診査、育児相談・教室、訪問指導、むし歯予 防教室、要観察児の相談・教室、予防接種等の実 施 ・【新】母子総合相談室での妊娠期から子育て期ま での総合相談支援の実施 ・【新】いみずママベビサポートによる妊娠から乳 児期までの支援体制の充実(産前・産後サポート 事業、産後ケア事業、産婦検診等) ・【新】発達相談室における保護者支援の実施 (しゅあタイム、おしゃべりほっとサークル)	・3歳6か月児健 康診査の受診率 100% (H30 年度実績 99.2%)

※施策の内容の【新】は、第2期総合戦略において新たに掲載した事業

(2) 学びの環境づくり

- 子どもの基礎学力の定着を図るため、学力に応じたきめ細かな指導、効果的な学習を推
進する。
- 子どもの心の悩みに早期に対応できる相談体制を充実し、学校、家庭、地域がともにい
じめや問題行動の防止及び子どもの自己肯定感の醸成に取り組む。
- 本市に対する愛着を高め、定住やUターンにつなげるため、郷土愛を育む教育を実施す
る。
- グローバル人材育成のため、英語教育を充実する。
- ICTを活用し、効果的な学習ができる環境を整備する。
- 子どもが基本的生活習慣や社会規範を身につけるよう、家庭での教育力を向上する。
- 子どものころから家族を持つ大切さ、素晴らしさについて普及啓発を行う。
- 子どもたちの勤労観及び職業観の育成促進を行う。

具体的な施策	施策の内容	K P I (重要業績 評価指標)
子どもたちの 学力定着、たく ましい子ども の育成	・教員OBや学生等を活用した補充学習の実施 ・チームティーチング指導員、学習サポーターの 配置 ・家庭学習ノートカバーの作成 ・ALT (外国語指導助手) や外国語活動指導員 による英語指導の充実 ・体力向上事業、様々な体験活動、芸術文化への ふれあい事業の実施	・家庭学習の1日 当たり時間が 「10 分間×学 年」以上の児 童・生徒の割合 小学校 100% 中学校 100% (H30 年度実績)

	・家族の大切さを学ぶ機会の充実 ・【新】ICTを活用した教育の推進及び環境整備 ・【新】統合型校務支援システムの導入 ・【新】部活動指導員の配置促進 ・【新】図書館への電子図書の導入	小学校 88.2% 中学校 68.3%)
郷土愛を育む教育の推進	・新湊博物館における郷土の歴史・民俗・文化の発信拠点づくり ・孫とおでかけ支援事業の実施 ・「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」活動の充実 ・子どもたちに郷土の良さを紹介する市政出前講座の開催 ・市内企業経営者によるふるさと職業教育の実施 ・市内企業と連携した子ども向け職業体験の実施 ・獅子舞・曳山等、地域の指導者からの伝統的行事の継承 ・ふるさと学習副教材「わたしたちの射水」等を活用した学習の推進 ・【新】いみず鳳雛きらめき塾、いみず夢づくり授業の実施	・地域の行事に参加している児童・生徒の割合 小・中学校で増加 (H30年度実績 小学校 79.3% 中学校 61.2%)
それぞれの子どもに寄り添った教育の推進	・児童生徒サポートネットワーク連絡協議会の開催 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 ・専門アドバイザー等のサポートチーム編成による支援体制の充実 ・【新】特別な配慮を要する児童生徒への支援 ・【新】ICTを活用した学級復帰支援	・不登校児童・生徒数 小・中学校で減少 (H30年度実績 小学校 32人 中学校 63人)
家庭や地域における教育の充実	・放課後子ども教室、土曜学習推進事業の実施 ・いみず親学びスクールの実施 ・じいちゃんばあちゃんの孫育て談義の開催 ・家庭教育アドバイザースキルアップ研修会の開催 ・子育て井戸端会議の開催 ・親学び講座の推進 ・【新】あったか家族応援プロジェクト事業の実施	・家庭教育に関する講座・学習会の年間参加者数 1,100人 (H30年度実績 994人)

※施策の内容の【新】は、第2期総合戦略において新たに掲載した事業

基本目標 2 地域のしごとづくり

1 施策の基本的方向

産学官金の交流や連携を深めることで、新たな事業分野の開拓や技術開発を促進し、新規事業の展開や経営基盤の強化を図る。

国際拠点港湾伏木富山港の中核を担う富山新港や北陸自動車道小杉インターチェンジ等、物流を担う大型インフラを要する本市の強みを生かし、引き続き幅広い業種の企業誘致に取り組むため、新たな企業団地を造成するなど、国や県とも連携を図りながら、魅力ある安定した雇用の創出・確保に努める。

持続可能な農林水産業を推進するとともに、地域の特色を活かしたバイオマス産業、サクラマスの養殖等、今後も農・漁・商・工の連携強化による6次産業化を進め、地元産材を生かした付加価値商品を創出し、地域経済の活性化を図る。加えて、本市の特産品を使用した射水ブランドの開発や育成を支援し、様々な媒体を活用して全国に射水ブランドを発信し、地域イメージの向上を図る。

若年層の人材の獲得や定着、外国人材の活用をはじめ、働く意欲や能力のある女性や高齢者が活躍し生き生きと働き続けるため、就労者の様々なニーズに対応し、心身の健康が維持できる働きやすい就業環境の整備を図るとともにワーク・ライフ・バランスの推進を啓発する。

数値目標	基準値(平成 30 年度)	目標値(令和 6 年度)
雇用創出数(年間求人数)	10,217 人	11,000 人
6次産業化推進事業件数(累計)	1 件	3 件

SDGs における目標	    
-------------	--

2 具体的な施策と K P I (重要業績評価指標)

(1) 地域産業活性化、新産業の展開

- 企業立地優遇制度の充実を図り、企業団地への企業誘致を推進し、若者の就職希望をかなえるため、製造業だけでなく、幅広い業種の受入れを行う。
- 創業や経営課題解決に向けた事業を実施し、商工業活性化と経営基盤の強化を図る。
- 豊かな自然で育った射水産食材の商品開発を推進し、その商品及び特産品を e コマース

¹¹等により販売することで販路を拡大する。

○意欲のある農林漁業者等が主体となって6次産業化に取り組めるよう、富山6次産業化サポートセンターを活用した支援を行う。

○産学官連携により、新たな技術や付加価値を創造する。

○I o Tや5 G等の情報通信技術を活用し、産業の活性化や魅力的な仕事の創出を図る。

○シェアキッチンやキッチンカー等を活用し、新たな創業支援を行う。

具体的な施策	施策の内容	K P I（重要業績評価指標）
企業誘致の推進	・企業立地優遇制度の充実 ・市内企業間の連携、情報交換 ・企業動向調査の実施 ・市内企業の拡張計画調査の実施 ・企業の本市への拠点化強化 ・県と連携した政府関係機関の誘致 ・【新】新たな企業団地、商業地の形成 ・【新】サテライトオフィス等の開設を支援	・市内企業団地分譲率 100% (H30 年度実績 97.6%)
創業や意欲のある企業への支援	・空き店舗、工場等のマッチングサイトの設置 ・商業・サービス業の商店街等への新規出店を支援 ・創業、経営革新、事業承継等に必要な専門家活用支援事業の実施 ・県外、国外での展示会や商談会への参加を支援 ・創業支援事業の実施 ・【新】インキュベーション施設への支援 ・【新】異業種交流展示会への出展 ・【新】シェアキッチンやキッチンカーを活用した創業支援の実施	・創業支援事業補助金年間利用件数 20 件 (H30 年度実績 15 件)
産学官金連携による共同研究、学術交流の実施	・産学官金連携交流会・講演会の開催 ・学術研究機関と企業による共同研究の実施 ・融資制度を通じ、企業への円滑な資金供給を支援 ・金融機関主催のセミナー等での連携や情報発信 ・新商品・新技術等開発支援事業の実施	・産学官金連携共同研究の年間件数 15 件 (H30 年度実績 14 件)
射水ブランド商品開発支援、情報発信	・射水産食品のブランド商品開発・育成 ・アンテナショップ（いきいき富山館、日本橋とやま館）での情報発信 ・射水ブランドの情報発信	・射水ブランド商品開発等支援補助金を活用した延べ件数 7 件

¹¹ e コマース：インターネットを通じて商品の売買契約を交わしたり決済を行ったりすることの総称

		(H30 年度実績 1 件)
6 次産業化の推進	・富山 6 次産業化サポートセンターを活用した支援 ・地域バイオマスの利活用 ・養殖サクラマスのブランド化	・養殖サクラマスの年間出荷数 <u>40,000 尾</u> (H30 年度実績 17,200 尾)
情報通信技術の活用	・【拡充】 I o T、5 G 等利活用による D X¹²の推進 ・【新】 I T 活用支援事業の実施 ・【新】 キャッシュレス化の推進	・ I T、I o T を活用して生産性向上に取り組む事業者の割合 30% (H30 年度実績 なし) ・<u>テレワークを実施している企業数 増加</u> (R2 年度実績 一)

※施策の内容の【新】は、第 2 期総合戦略において新たに掲載した事業

(2) 安心して働ける雇用環境の整備

- ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発により、誰もがやりがいや充実感を持って働くとともに、家庭・趣味・地域活動などの時間を心豊かに過ごすことができる生活の形成を促進する。
- 市民アンケート調査では、職場環境について「休暇を取りにくい」、「残業が多い」、「会社の休日が少ない」などの意見が多く見られることから、職場における意識改革を啓発する。
- 農林水産業、商業、福祉などの分野における人材確保に対する支援や、合同企業説明会の開催など人材不足、担い手不足を解消するための取組を行う。

具体的な施策	施策の内容	K P I (重要業績評価指標)
ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	・企業状況調査の実施 ・企業へのワーク・ライフ・バランスの普及啓発 ・【新】在宅勤務など多様な働き方の促進	・長時間労働の削減に取り組む事業者の割合 65% (H30 年度実績 56.3%)
勤労者の福利厚生の充実	・勤労者の融資制度貸付預託 ・未組織勤労者融資保証料助成 ・中小企業退職金共済契約掛金補助 ・福利厚生施設設置企業への支援	・中小企業退職金共済加入者数 4,200 人 (H30 年度実績)

¹² D X : デジタル・トランスフォーメーション。デジタル技術を浸透させることで新しい価値を生み出し、人々の生活をより良いものへと変革すること。

	・ 勤労者福利厚生互助会への加入促進	3,759 人)
人材確保に対する支援	・ 市内企業の県外での合同企業説明会の参加支援 ・ 射水市合同企業説明会の実施 ・ 【新】 専門人材就学資金に関する支援の実施 ・ 【新】 障がい者雇用奨励金 ・ 【新】 リカレント教育¹³の促進	・ 人材確保充足数 1,650 件 (H30 年度実績) 1,601 件)

※施策の内容の【新】は、第2期総合戦略において新たに掲載した事業

基本目標3 市の魅力を内外に発信し、新しい人の流れづくり

1 施策の基本的方向

本市には、映画やドラマのロケ地として注目される内川周辺や観光客入込数が県内で上位の海王丸パークを中心とした射水ベイエリアをはじめ、魅力ある観光拠点多くある。観光拠点のブラッシュアップによるさらなる魅力の発信に加え、新たなスポーツ施設の整備により、交流人口及び関係人口の創出を図る。また、**対象者（ターゲット）の明確化を図り**、移住・定住に関する支援の充実や情報提供を行うことで、U I J ターンを促す。

あいの風とやま鉄道や万葉線、コミュニティバス等、地域の暮らしを支える公共交通の利便性の向上に努め利用者数の増加を図るとともに、新たに電動カートや電気自動車等を導入し、地域活性化や賑わい・交流を創出する。

多くの高等教育機関が立地しているという強みを生かし、若者が参加するまちづくりを進め、若者の定着や関係人口の創出を推進する。

数値目標	基準値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
純移動数(転入者数－転出者数)	H26～H30の5年間の統計実績△164人	5年間で0人(均衡)
射水市観光ホームページ閲覧数	332,298件	600,000件

SDGsにおける目標	    
------------	--

¹³ リカレント教育：個人が社会に出てからも生涯にわたって学習と諸活動を交互に行うことができる教育システム

2 具体的な施策とK P I（重要業績評価指標）

（１）移住・定住への支援

- 移住に関する情報発信を行い、体験ツアーの実施等を通じて、本市の魅力を実感してもらい、短期滞在を通じて、移住・定住へとつなげる仕組みを構築する。
- 市が指定する住宅団地の宅地取得支援を行い、定住の促進を図る。
- 空き家対策を総合的かつ計画的に推進するため、「空家等対策計画」に基づき、空き家の活用、流通の促進を図る。
- 住宅に関する様々な問題をワンストップで対応できる相談窓口を定期的に開設することにより、空き家の増加を抑制する。

具体的な施策	施策の内容	K P I（重要業績評価指標）
移住交流の推進	・ふるさと回帰支援センター（東京・大阪）での情報発信 ・地域おこし協力隊を活用した移住コーディネーターの配置 ・富山県や県定住コンシェルジュ等と連携した移住体験ツアーの実施 ・空き家バンク等を活用した県内外からの移住者への住宅支援 ・移住促進イベント開催への支援 ・【新】地域のしごとづくりと連携した定住促進施策の実施	・<u>移住施策を活用して市外から移住した延べ人数 100 人</u> (H30 年度実績 88 人)
住宅支援	・市指定宅地取得支援の実施 ・若者世代に対する家賃補助の実施 ・【新】親族との同居に係る住宅支援の実施	・<u>指定宅地における住宅建築率 50%</u> (H30 年度実績 41.9%)
住宅相談・住まい情報の提供	・住宅相談窓口を毎月実施	・住宅相談窓口年間相談数 45 件 (H30 年実績 36 件)
空き家の有効活用	・空き家の活用に向けた民間団体等との連携 ・空き家を地域活性化施設等に活用するための支援 ・空き家相談体制の整備 ・空き家情報バンクの充実 ・空き家を活用したシェアハウスによる定住促進 ・空き家解体、跡地購入及び新增築に係る補助の実施	・空き家の有効活用支援延べ件数 3 件 (H30 年度実績 1 件) ・<u>空き家情報バンクへの登録件数 40 件</u> (H30 年度実績 36 件)

	・【新】空き家等を活用したサテライトオフィス等の開設	
--	----------------------------	--

※施策の内容の【新】は、第2期総合戦略において新たに掲載した事業

(2) 人を呼び込む仕組みづくり

- 観光客入込数が多い射水ベイエリアと他地区の観光地を巡回するバス路線を整備し、映画ロケ地を活用した情報発信を行う。
- 映画やテレビドラマのロケ地等、観光資源のブラッシュアップによるリピーターの獲得や射水市に愛着を持つ関係人口を創出する。
- 全国でも珍しい昼セリ見学等や鰻絵の製作体験環境を整備し、体験型観光を推進する。
- 集客力のあるスポーツ施設を整備し、射水ベイエリアの観光資源と連携を図り、交流人口の拡大、市民の健康づくりを推進する。合宿の誘致や大規模な大会の開催により、滞在の長期化を目指し、地域経済の活性化を図る。
- 宿泊施設の誘致に取り組み、滞在型観光の定着を図る。

具体的な施策	施策の内容	K P I（重要業績評価指標）
観光資源の有効活用	・射水ベイエリアと他地区観光地を巡る周遊バスの運行 ・クルーズ船の誘致に向けた取組の実施 ・曳山格納庫の定期的な公開と、曳山情報の発信 ・ロケ地巡りツアーの実施 ・観光ボランティアの育成・充実 ・射水ベイエリアの魅力を高める取組 ・昼セリ見学、かまぼこづくり、陶芸、鰻絵、絵本等の製作体験環境の提供による体験型観光の推進 ・観光案内の充実、映画ロケ、コンベンション等支援など、観光情報発信の強化 ・【新】VTuber¹⁴による情報発信 ・【新】観光アプリによる情報発信 ・【新】市にゆかりのある方による市の魅力・情報発信 ・【新】インバウンド誘客の強化 ・【新】複合交流施設を活用したイベントの開催 ・【新】道の駅新湊のリフレッシュ及び周辺整備 ・【新】地域のまちづくり団体とのイベント開催	・ロケ地（川の駅）年間来訪者数 50,000人/年 (H30年度実績 45,835人/年) ・海王丸パーク周辺年間入込数 1,850,000人/年 (H30年実績 1,767,400人/年)

¹⁴ VTuber：「You Tube」等の動画投稿サイトに動画を投稿するユーチューバーの一種で、3DCGで作られた架空のキャラクターのこと。

関係人口の創出	・【新】市出身者で構成されるゆかりの団体との交流促進 ・【新】全国で活躍する、市にゆかりのある方との交流促進 ・【新】県外での射水ファン獲得に向けた取組 ・【新】LINEアプリを活用した情報発信	・継続的に射水市にふるさと納税をした人数 320 人/年 (H30 年度実績 295 人/年) ・市公式LINEアカウント友だち数 5,000 人 (R2 年実績 一)
スポーツによる交流人口の拡大	・射水ベイエリアの観光資源と連携したスポーツ施設の整備 ・【新】サイクリングコースのPRやイベント開催 ・【新】フットボールセンターの整備 ・【新】スポーツ合宿の誘致	・フットボールセンターの年間利用者数 60,000 人/年 (H30 年度実績 0 人/年)

※施策の内容の【新】は、第2期総合戦略において新たに掲載した事業

(3) 快適な交通環境の整備

○通勤、通学や生活利便施設などへの移動等の利便性を高めるため、市内各地区を結ぶ、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークを構築する。

○広域ルートの検討やアテンダントの設置等に取り組み、公共交通の利便性を向上する。

具体的な施策	施策の内容	K P I (重要業績評価指標)
コミュニティバス、デマンドタクシー運行の利便性向上	・通勤・通学快速便の検証、拡大 ・コミュニティバスのルート及びダイヤの見直しの実施 ・地域の実情に応じた多様な交通手段の整備 ・コミュニティバスのキャッシュレス化の導入、広域的な連携 ・【新】モビリティ・マネジメント¹⁵の推進 ・【新】交通結節点でのアテンダントの設置	・コミュニティバス等乗車人数 450,000 人/年 (H30 年度実績 418,572 人/年)
2次交通の充実、駅周辺の環境整備	・万葉線へのICカードの導入 ・公共交通ターミナルの有効活用 ・小杉駅及び越中大門駅のパークアンドライド(長距離用無料駐車場含む)の推進	・万葉線乗車人数 1,200,000 人/年 (H30 年度実績 1,192,041 人/年)

¹⁵ モビリティ・マネジメント：過度に自動車に頼る状態から公共交通や自転車等を併せて利用するよう自発的に転換することを促す取組

・【新】鉄道駅から観光地点を結ぶバスの運行 ・【新】電動カート・電気自動車等の活用 ・【新】レンタサイクル、シェアサイクルの導入及びサイクリステーションの設置 ・【新】小杉駅周辺の再開発 ・【新】交通結節点等におけるバリアフリー化の推進	・小杉駅、越中大門 駅の乗車人数 1,600 千人/年 (H30 実績) 1,558 千人/年)
--	---

※施策の内容の【新】は、第2期総合戦略において新たに掲載した事業

(4) 高等教育機関等と連携した若者定着促進

- 高等教育機関や企業等と連携を図り、就職相談や就職支援体制を強化し、学生等の能力や適正に応じた就職マッチングや地元へのU I J ターンを促進し、若者の市内定住を推進する。
- 奨学資金制度の充実や金融機関と連携した経済的支援などを行い、若者の市内への就職を促進する。
- 学生による地域課題の解決や学生の市内定着を推進する。
- 学生間の交流や学生が主体的に地域活動に参画する仕組みをつくり、学生のまちづくりを促進するとともに、学生が地域づくりの一役を担える環境を整備する。
- 学生の市内定着を促す新たな支援制度を創設する。

具体的な施策	施策の内容	K P I (重要業績 評価指標)
高等教育機関、 企業等と連携 した学生の市 内就職及び定 着への支援	・学生企業訪問支援事業の実施 ・【拡充】<u>I o T を活用した</u>市内企業の合同企業説明会の実施 ・若手社員の職場定着率を向上させるための支援 ・市内企業の県外での合同企業説明会の参加支援 ・市内企業、金融機関等と連携した民間奨学金などUターン支援策の実施 ・Uターン対策に効果のある奨学資金制度の充実 「明日の射水を担う若者定住助成金」の活用 ・フィールドワークや地域課題解決型学習の場の提供 ・インターンシップの受入れ・拡大 ・【新】<u>市内に定住し市内企業に就職する高等教育機関の学生に対する支援</u> ・【新】<u>市内に定住したいという機運の醸成</u>	・市内企業に就職 したい学生の割 合 70% (H30 年度実績 50.7%) ・学生訪問支援事 業の参加学生の 満足度 98.5% (H30 年度実績 97.2%) ・合同企業説明会 の年間学生参加 数 90 人/年 (H30 年度実績 18 人/年)

	・【新】市内高等学校と連携したUターンや定住支援策等の実施	
学生の地域活動への参画機会充実	・市内高等教育機関の学生による学生会議の実施 ・学生間の交流イベントの実施 ・学生による地域課題解決に向けた取組の実施 ・学生の意見を政策に反映するためのコンペの実施 ・【新】在学中や卒業後も県内外で射水市の魅力を発信してもらう射水ファンの獲得と継続的に情報交換できる場の提供	・市のまちづくりに「関心がある」と答える学生の割合 70% (H30 年度実績 63%)

※施策の内容の【新】は、第2期総合戦略において新たに掲載した事業

基本目標4 安全で安心して暮らせる時代に合ったまちづくり

1 施策の基本的方向

少子高齢化の進展による地域経済の縮小や地域コミュニティの機能低下など、人口減少社会にあっても持続可能なまちづくりを進めるため、公共施設の適正配置や既存ストックの戦略的な維持管理をはじめとした行財政改革に取り組むとともに、多様化する市民ニーズに対応するため、行政の効率化にあわせ、とやま呉西圏域連携中枢都市圏による広域的なまちづくりを進め、市民が暮らしやすい生活環境を整備する。

また、これまで他市に先んじて取り組んできた市民協働の土壌を生かし、多くの市民が参画し、誰もが活躍できるまちづくりを進め、活力ある地域社会を形成する。

数値目標	基準値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
地域の支え合い体制の推進地域数	15 地域	27 地域
まちづくり講座参加者のうち、まちづくりに積極的に参加したいと答えた人の割合	45.5%	50%

SDGsにおける目標	    
------------	---

2 具体的な施策とK P I（重要業績評価指標）

（1）安全・安心で持続可能な暮らしの創造

- 市民が地域で安心して暮らしていけるよう、市民病院を中心とした地域医療体制の充実を図り、特色ある医療の提供を推進する。
- 市民の安全・安心を実現するためのハード整備をはじめ、身近な地域の防災力を高めるため、地域の防災士や消防団員の必要数を確保するとともに、関係機関との協定締結により、災害時の医療救護に関する支援体制を強化する。
- 資源循環型社会の実現に向けた事業に取り組み、持続可能なまちづくりを推進する。
- 人口減少と少子高齢化の急速な進展が予想される住宅団地の再生に取り組む。
- 誰もが安全で快適に移動できるよう、バリアフリーのまちづくりに取り組む。
- 気候変動が影響しているものと考えられる異常気象への対応を図るため、ハード・ソフト両面で環境整備に取り組む。

具体的な施策	施策の内容	K P I（重要業績評価指標）
医療体制の充実と質の高い医療の提供	・市内医療機関との連携強化による地域医療体制の充実 ・救急医療体制の充実と高度専門病院との連携強化（救急治療室の拡充、大学病院との連携強化） ・在宅医療の推進、心臓リハビリテーションの実施など、特色ある医療の提供 ・地域の医療・介護・福祉機関との連携による高齢者医療の推進 ・【新】N e t 1 1 9¹⁶緊急通報システム導入 ・【新】医療介護多職種連携支援システム（I C Tツール）活用の推進	・総合患者満足度数 4.15 点 (H30 年度実績 4.13 点)
地域の防災体制の整備、 <u>安全・安心な暮らしの実現</u>	・市の医師会、薬剤師会などの関係機関との協定締結による応援体制の強化、拡充 ・災害時の医療救護活動マニュアルの整備 ・防災士資格取得支援及び防災士連絡協議会の運営支援 ・地域を守る消防団員の確保 ・【新】防災情報の多重化推進 ・【新】農業用ため池の改修整備	・防災士取得者延べ人数 162 人 (H30 年度実績 109 人) ・消防団員数 757 人 (H30 年度実績 707 人)

¹⁶ N E T 1 1 9：聴覚や発話に障害がある人のためのスマートフォン等による緊急通報システム

	・【新】防犯カメラの設置 ・【新】バリアフリー化の推進 ・【新】国土強靱化に関する取組の推進	
低炭素・循環・自然共生による価値の創出	・省エネルギー機器の導入促進 ・庄川・小矢部川流域におけるバイオマスの利活用に向けた西部6市の連携(もみがら、廃食油、木質ペレット等) ・グリーン購入¹⁷の導入 ・J-クレジット制度¹⁸の活用 ・【新】プラスチック資源循環に向けた総合的な取組	・一人/日当たりのごみの排出量 1,006 g (H27年度実績 1,117g) ・リサイクル率 34.5% (H27年度実績 30.9%)

※施策の内容の【新】は、第2期総合戦略において新たに掲載した事業

(2) 誰もが活躍できるコミュニティづくり

- 地域づくりを担う人材育成を推進するため、一般市民や学生向けの講座を開催するなど、まちづくりに参画することの動機付けを高め、市民との協働によるまちづくりを促進する。
- 地域振興会の担い手不足を解消し組織の基盤強化を図るため、幅広い世代の住民が地域づくりに関心を持つような仕掛けやきっかけづくりの場を提供する。
- 公共サービスの提供主体として期待されるNPO法人等の活性化を図るため、活動内容を住民に広く発信し、地域ニーズとのマッチングや活動参加に意欲のある人材の掘り起こしなどを行う。
- 多様な担い手が連携し、協働するまちづくりを推進するため、まちづくりに携わる個人、NPO法人、ボランティア団体等のネットワーク構築を促進する。
- 地域の若者がまちづくりに積極的に参加するよう、若者向けの市政出前講座を開催するなど、市政に関する情報発信を充実する。
- 誰もが住み慣れた地域で、生きがいを持ち、健康で安心して暮らし、地域において元気に活躍できるよう支援する。
- 市民の国際理解を深めるとともに、外国人住民が円滑に社会生活を送れるよう、多文化共生の社会づくりを推進する。
- 地域住民の利便性向上のため、情報通信技術の活用により、地域コミュニティにおけるDXの推進に取り組む。

¹⁷ グリーン購入：製品等を購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

¹⁸ J-クレジット制度：温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度

具体的な施策	施策の内容	K P I（重要業績 評価指標）
地域づくりの 担い手育成	・まちづくり人材の発掘・育成事業（射水まちづくりプラットフォーム～まちプラ～、射水まちづくりセミナー等）の実施 ・N P O団体を紹介するポータルサイトの運営 ・N P O団体の活動内容と地域ニーズとのマッチング ・【新】N P Oやボランティア団体等の連携促進	・まちづくり講座 年間受講者数 200 人/年 (H30 年度実績 22 人/年)
全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の展開	・【新】年齢や障害の有無を問わず誰もが交流し、居場所と役割を持つ「ごちゃまぜ」のコミュニティづくりの推進 ・【新】「生涯活躍のまち」に関する事業運営を担う中核的な法人に対する支援 ・【新】対象者を区分しない包括的な支援の推進	・事業運営を担う 中核的法人数 2 法人 (H30 年度実績 0 法人)
高齢者が健康で生きがいを持ち活躍できるまちづくりの推進	・きららか射水 100 歳体操の実施及び地域への普及啓発 ・【新】住民サポーター講演会等による社会参加の啓発 ・【新】高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ・【新】地域支え合いネットワーク事業の推進・充実	・元気な高齢者の割合 78% (H30 年度実績 82%)
多文化共生の社会づくりの推進	・【新】多文化こどもサポートセンターの充実 ・【新】外国人児童生徒等への支援 ・【新】119 番通報時における電話通訳サービスの活用	・多文化こどもサポートセンターの年間参加者数 200 人 (H30 年度実績 176 人)

※施策の内容の【新】は、第 2 期総合戦略において新たに掲載した事業

（３）行政の効率化、連携強化の推進

○市民との合意形成を図りながら、ゼロベースの視点から人口規模に見合った公共施設の適正配置に取り組む。

○ＩＣＴの利活用による行政サービスの情報化を推進することにより、市民サービスの向上を図る。

○マイナンバーカードを活用したコンビニ交付サービスの利用促進に取り組む。

○とやま呉西圏域連携中枢都市圏での取組を強化し、活力ある社会経済を維持するため圏域内の都市機能の充実を図り、圏域全体の魅力を高める。

○財政負担の軽減や適切な公共サービス維持のため、P P P（官民連携事業）に積極的に取り組む。

具体的な施策	施策の内容	K P I（重要業績評価指標）
人口減少を踏まえたストックマネジメントの強化	・市民との合意形成に向けた取組の実施 ・公共施設再配置に伴う既存市有地の活用及び売却 ・【新】公共施設マネジメントシステムの運用 ・【新】公共施設個別施設計画策定による計画的な維持管理	・見直しする公共施設の延べ件数 42件 (H30 年度実績 32 件)
情報通信技術の活用による利便性の向上及び行政の効率化	・ＩＣチップの空き容量を利用したマイナンバーカードの独自利用 ・インターネット検診予約の実施 ・諸証明のコンビニ交付サービスの実施 ・【新】自治体クラウドの導入 ・【新】ＲＰＡ、ＩｏＴの利活用等によるＤＸ推進 ・【新】テレワーク、リモート会議等の推進 ・【新】行政手続のデジタル化推進（押印の廃止等） ・【新】公共施設の予約管理システムの導入 ・【新】ＬＩＮＥアプリを活用した情報発信	・ＩＣカードの多目的利用延べ業務数 10 業務 (H30 年度実績 4 業務) ・ＩｏＴ活用延べ業務数 15 業務 (H30 年度 0 業務) ・ＲＰＡ活用延べ業務数 20 業務 (H30 年度 0 業務) ・テレワーク活用延べ件数 360件 (R1 年度 0 件)
とやま呉西圏域連携中枢都市圏の取組強化、官民連携事業の推進	・戦略的な観光施策、地域経済の裾野拡大による圏域全体の経済成長の促進 ・広域交通ネットワークのさらなる充実や医療等の相互補完による高次の都市機能の集積・強化 ・圏域全体の生活関連サービスの向上 ・【新】呉西地区成年後見センターの運営 ・【新】圏域内で核となるスポーツ施設等の整備 ・【新】民間活力を導入した施設整備及び利活用	・とやま呉西圏域連携中枢都市圏で取り組む事業数中、本市が参加する年間事業数 33 件 (H30 年度実績 32 件)

※施策の内容の【新】は、第２期総合戦略において新たに掲載した事業

企画管理部政策推進課 資料2

総務文教常任委員会

令和3年3月10日

射水市 小杉駅周辺地区まちづくり基本構想 (案)

令和3年3月

射 水 市

目次

第1章 基本構想の概要	1
1 基本構想策定の背景	1
2 基本構想策定の目的	1
3 対象地域	2
4 基本構想の期間	2
第2章 小杉駅周辺地区の現状と課題	3
1 本地区の現状	3
2 市民等の意向	18
3 本地区の特性と課題	23
第3章 小杉駅周辺地区の将来像と基本方針	26
1 まちづくりの将来像	26
2 まちづくり方針	26
第4章 小杉駅周辺地区の整備について	46
1 土地利用ゾーニング	46
第5章 基本構想の推進に向けて	54
1 事業手法	54
2 駅の都市機能集約化イメージ	55

第1章 基本構想の概要

1 基本構想策定の背景

基本構想とは、市民が希望を持ち、魅力あるまちづくりを推進していくための将来都市像等、本市が進むべきまちづくりの方向性を示すものである。

小杉駅周辺のまちづくりについては、平成2年に「小杉駅前地区市街地再開発基本計画」が策定され、その計画をもとに整備が検討されてきたところである。

平成17年に本市が誕生し、小杉駅は本市の陸の玄関口としての役割を担う等、まちづくりの重要な拠点として位置付けられている。

本市誕生から15年が経過し、新たな都市計画マスタープランが策定され、今後20年のまちづくり、都市計画の方向性が示されたことから、小杉駅周辺地区の新たなまちづくりの都市像を位置付けるものである。

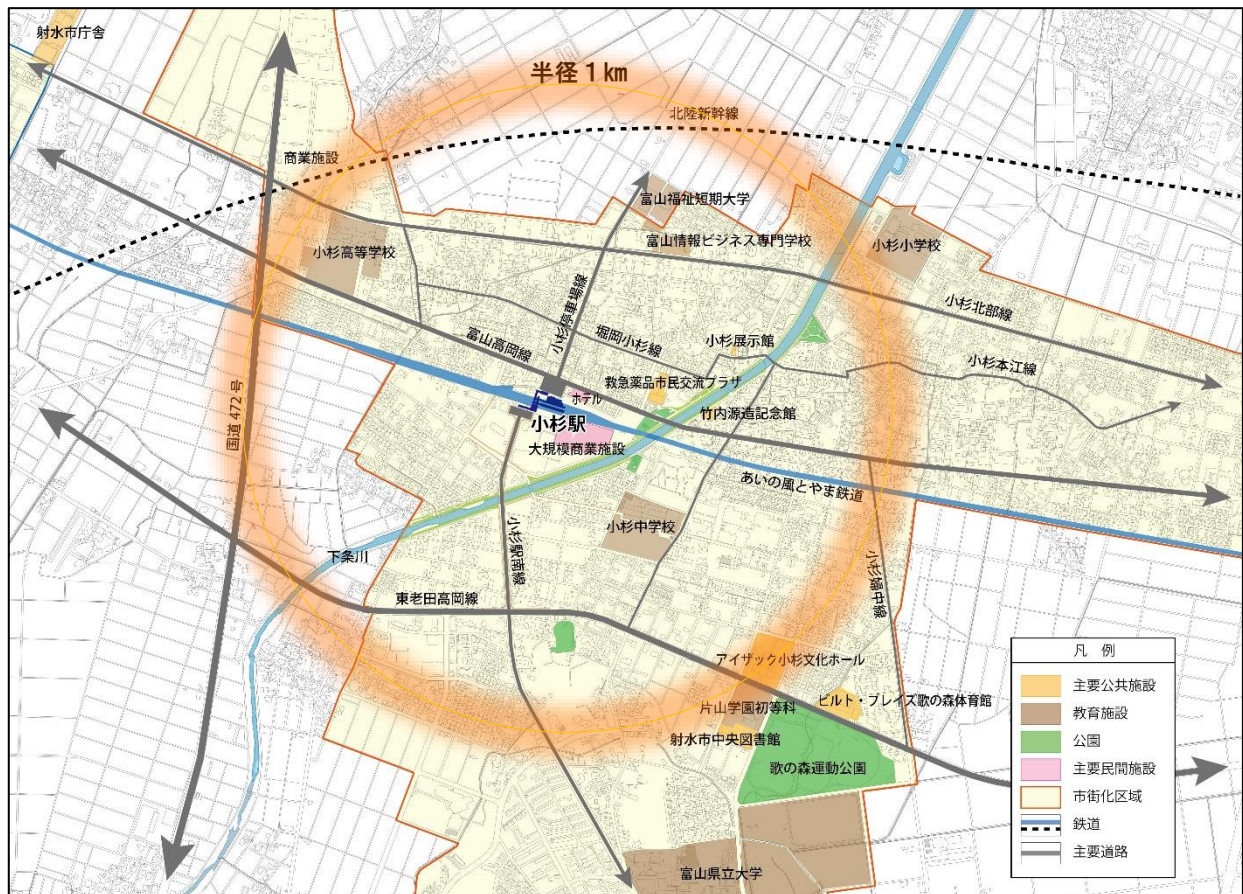
2 基本構想策定の目的

「射水市都市計画マスタープラン」で示すまちづくりの基本的な方向性をもとに、社会環境や地域を取り巻く状況の変化等を捉えながら、小杉駅周辺地区のまちづくりの方向性や将来に向けた地区整備のあり方等を明確にし、その実現に向けて市民や事業者、各種団体等が連携・協議・協力することを目的に「小杉駅周辺地区まちづくり基本構想」を策定する。

3 対象地域

対象地域は駅周辺における都市機能の集積や市街地のまとまり及び一般的な徒歩圏等を勘案して、小杉駅を中心とするおおむね半径約 1km 圏内の市街化区域を基本とする。

また、射水市太閤山地区リノベーション計画の対象エリアと一部重複することから、互いの強みを連携する等、より魅力的なエリアとなるよう計画期間内で調整を図りながら、事業を進める。



4 基本構想の期間

基本構想に掲げる各種取組の事業化までの期間はおおむね 20 年とし、その期間を短期・中期・長期の 3 つの期間に区分する。

第2章 小杉駅周辺地区の現状と課題

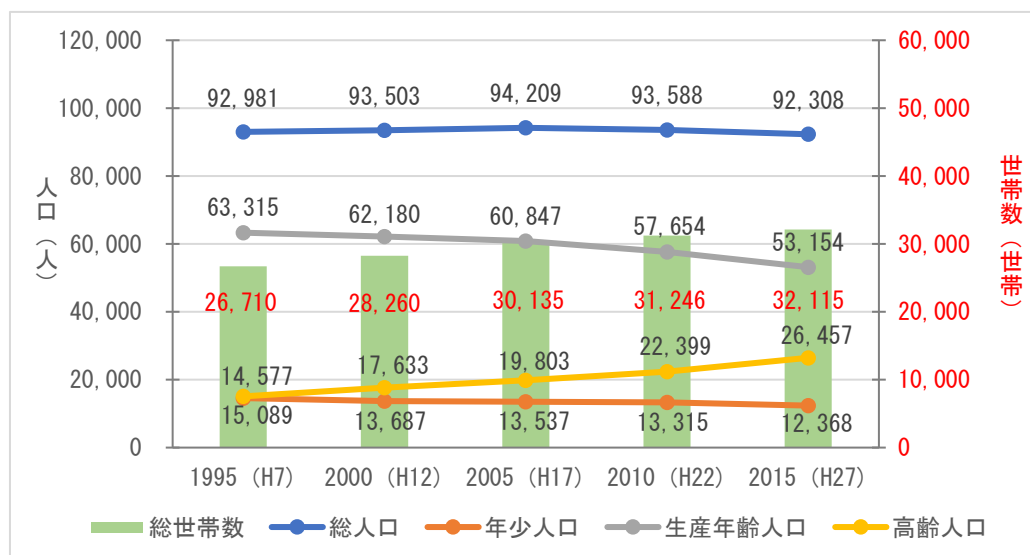
1 本地区の現状

(1)人口・世帯数

① 人口・3区分別人口の推移

平成 27（2015）年国勢調査時点で、本市の人口は 92,308 人であり、うち小杉駅周辺地区の人口は 13,478 人である。市の人口が減少傾向にある中で、本地区の人口は増加傾向にある。

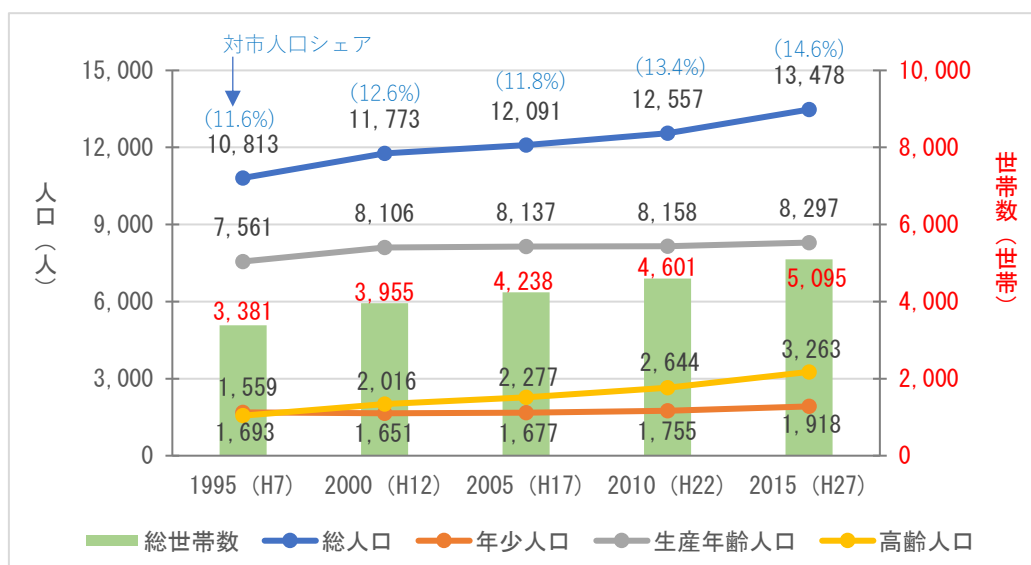
〈本市の人口・世帯数推移（H7～H27）〉



資料:国勢調査

※3区分別人口:年少人口(15歳未満人口)、生産年齢人口(15～64歳人口)、高齢人口(65歳以上人口)の3区分に分けた人口

〈本地区の人口・世帯数推移（H7～H27）〉

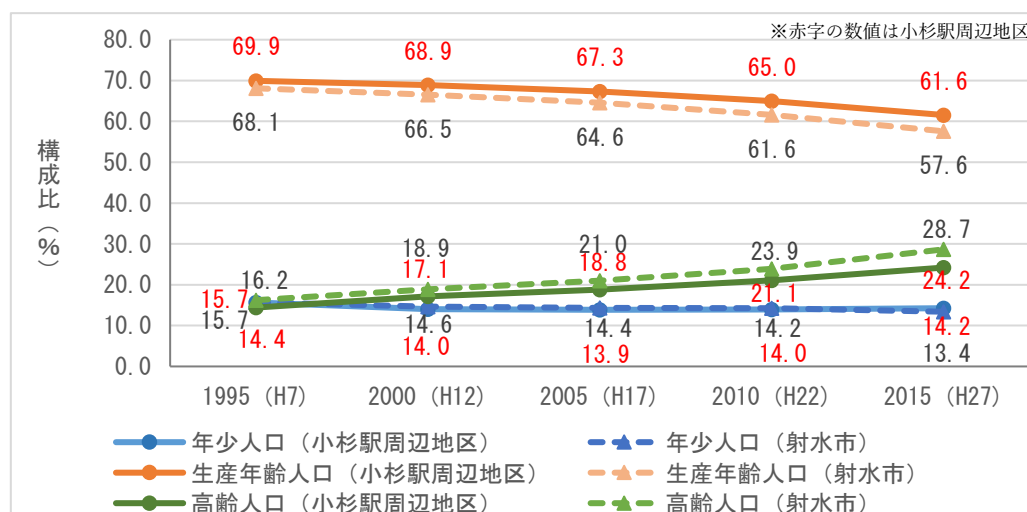


資料:国勢調査

② 本市全体と本地区の3区分別人口割合の推移

平成 27 (2015) 年の本地区の高齢化率は 24.2% で、本市全体 (28.7%) よりやや低く、年少人口率は 14.2% で、本市全体 (13.4%) よりやや高い。

〈市全体と本地区の3区分別人口割合の推移(H7～H27)〉

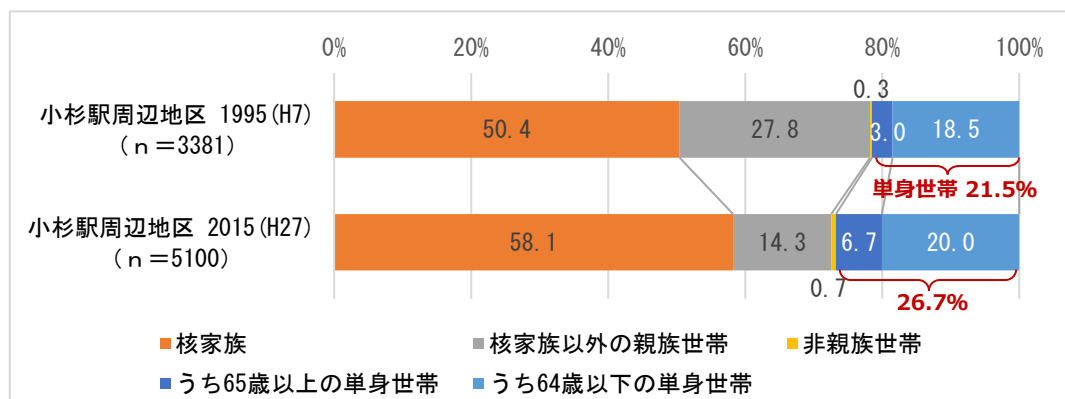


資料: 国勢調査

③ 本地区の世帯類型別世帯数の推移

本地区の世帯総数は増加傾向にあり、特に核家族世帯、単身世帯（特に 65 歳以上の単身世帯）が増加している。

〈本地区の世帯類型別世帯数の推移(H7～H27)〉

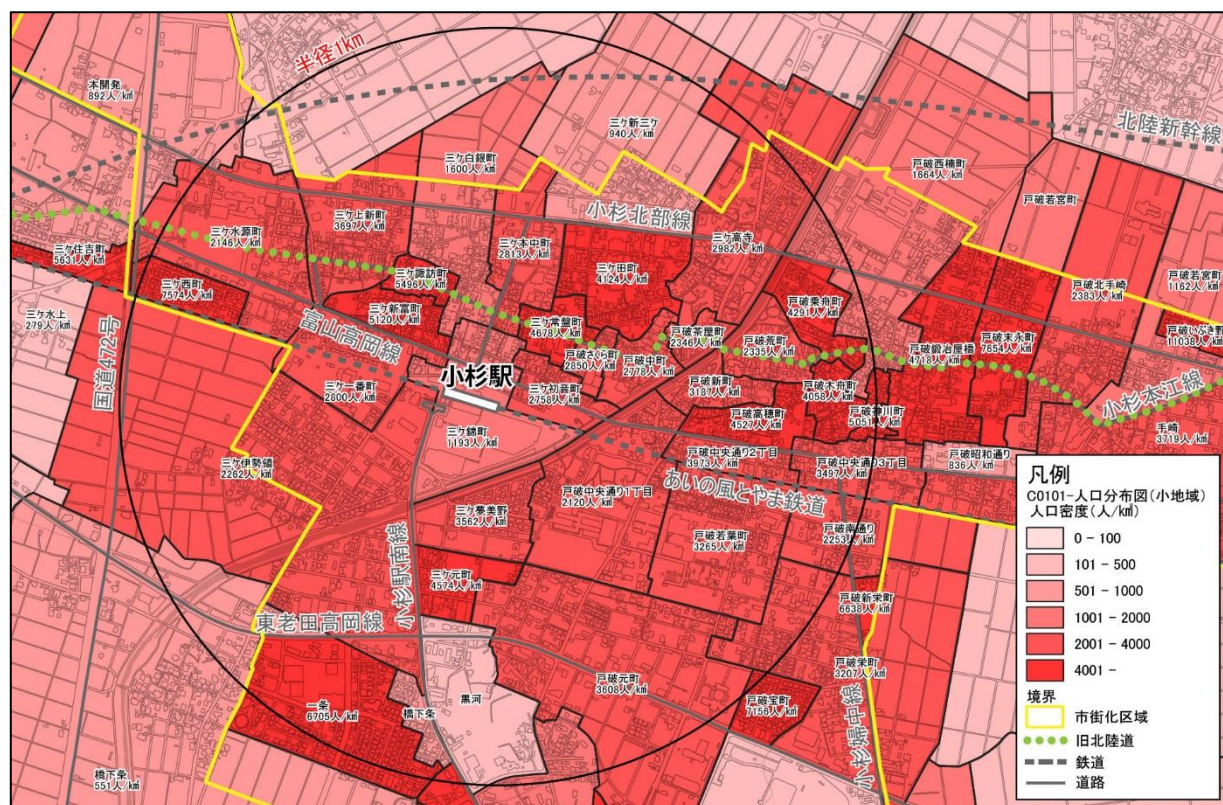


資料: 国勢調査

④ 地区別人口密度

旧北陸道を中心に古くから形成された市街地及びその周辺地域の住宅開発地等では人口密度が高い地区が多く、市街化区域の大部分は4,000人/㎢以上のD I D（人口集中地区）である。

〈本地区における地区別人口密度(H27)〉



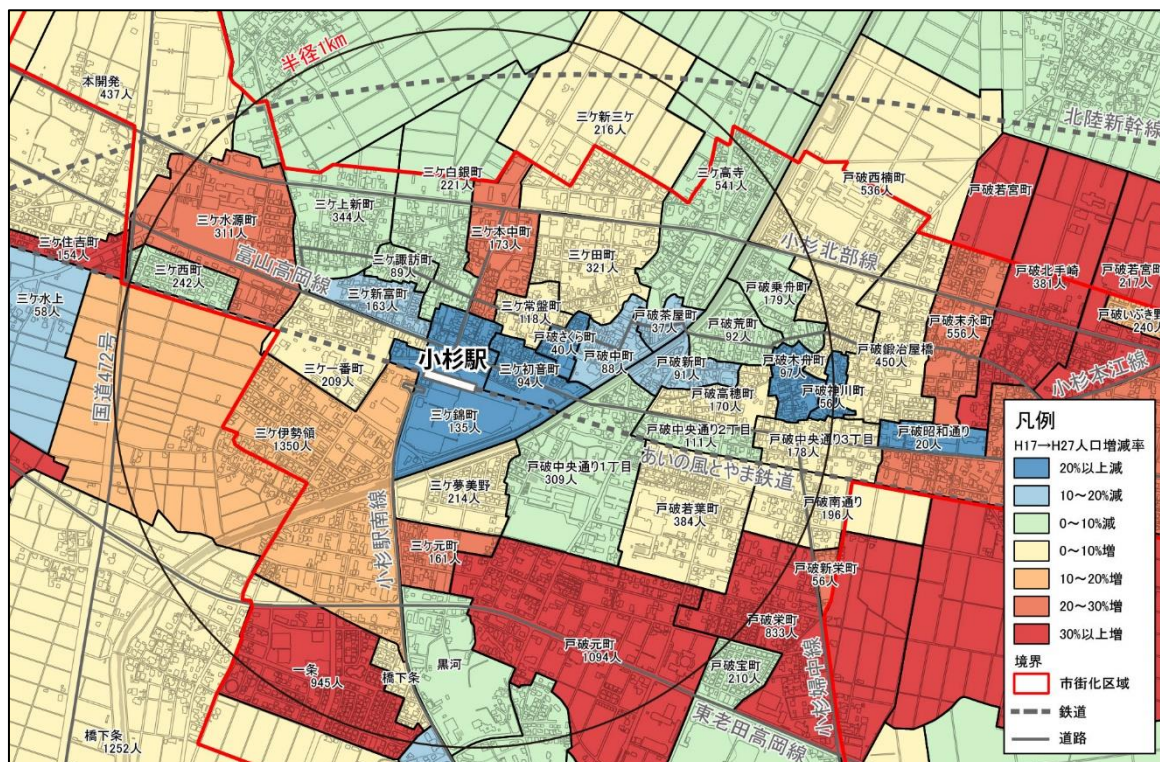
資料:国勢調査

※小地域区分における飛び地は、当該主要地域に含めて集計し、一体の地域として同色で表示している。

⑤ 地区別人口・世帯数の増減

平成 17（2005）年から平成 27（2015）年までの 10 年間の人口及び世帯数の増減をみると、主に駅周辺及び駅北側で減少している。一方で、新しい住宅が形成されている辺縁部において増加している。

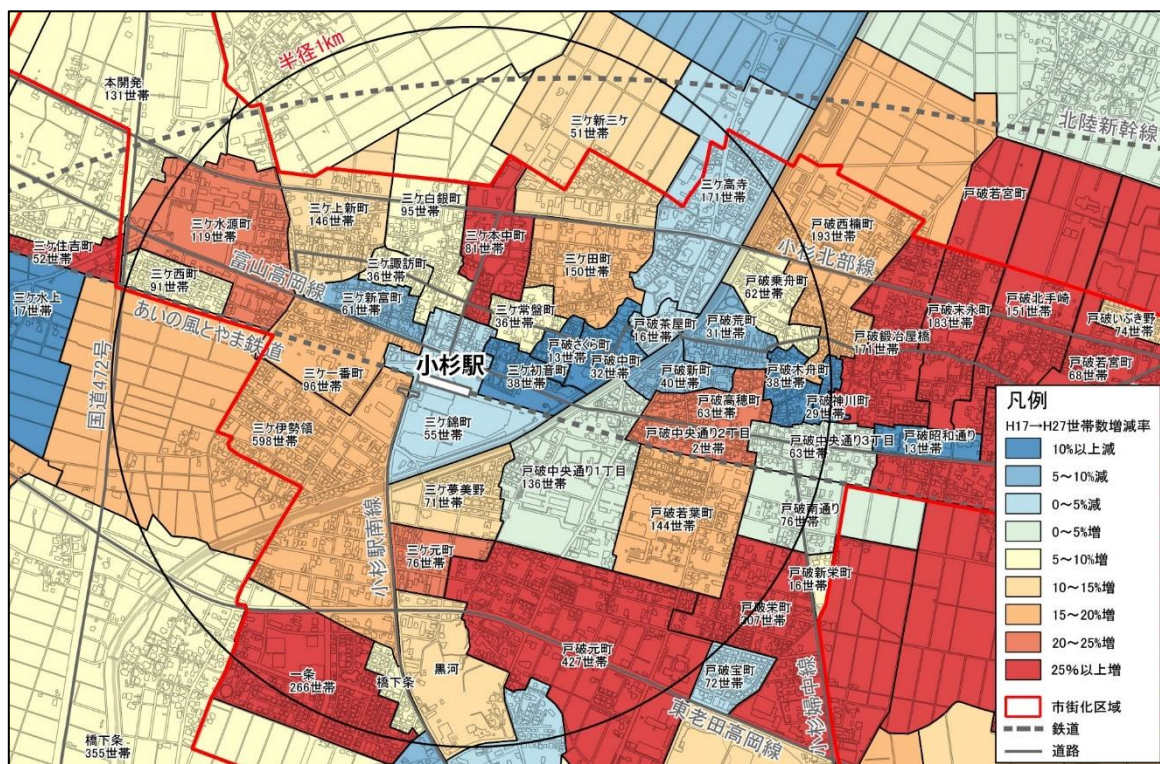
〈小杉駅周辺地区の地区別人口増減(H17～H27)〉



資料:国勢調査

※小地域区分における飛び地は、当該主要地域に含めて集計し、一体の地域として同色で表示している。

〈小杉駅周辺地区の地区別世帯増減(H17～H27)〉



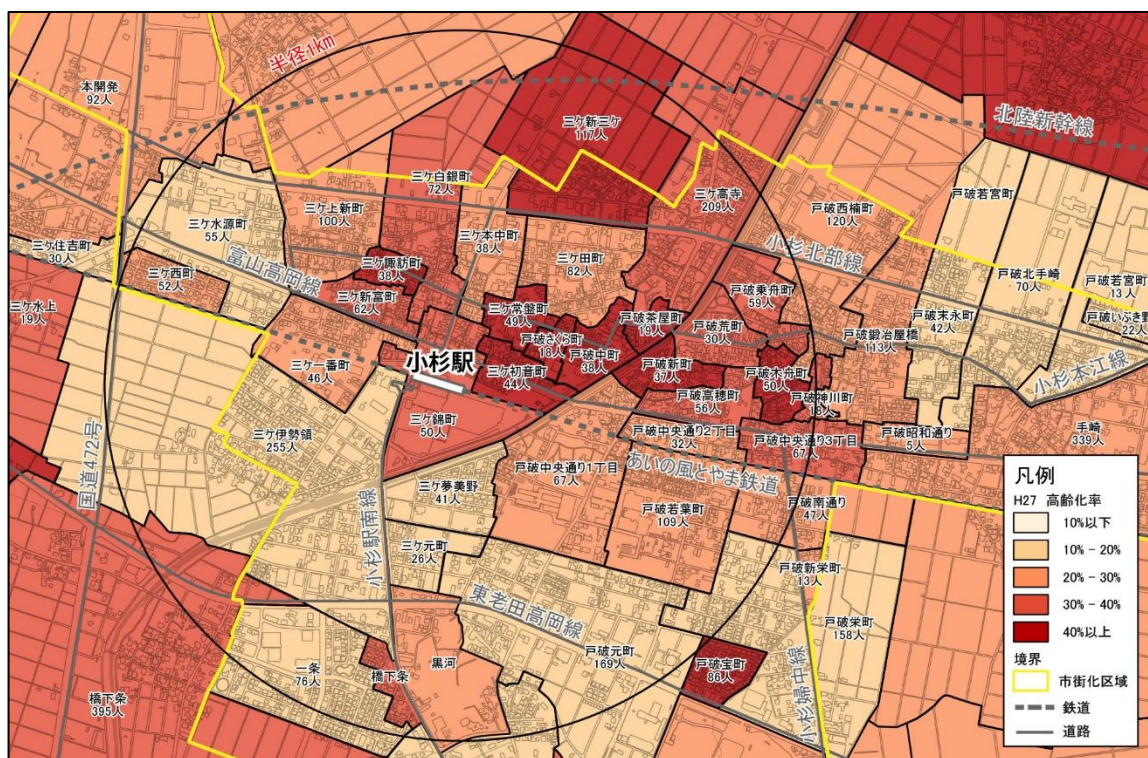
資料:国勢調査

※小地域区分における飛び地は、当該主要地域に含めて集計し、一体の地域として同色で表示している。

⑥ 地区別高齢化率

高齢化率を地区別で見ると、特に駅北側で高いことがわかる。

〈本地区の地区別高齢化率(H27)〉



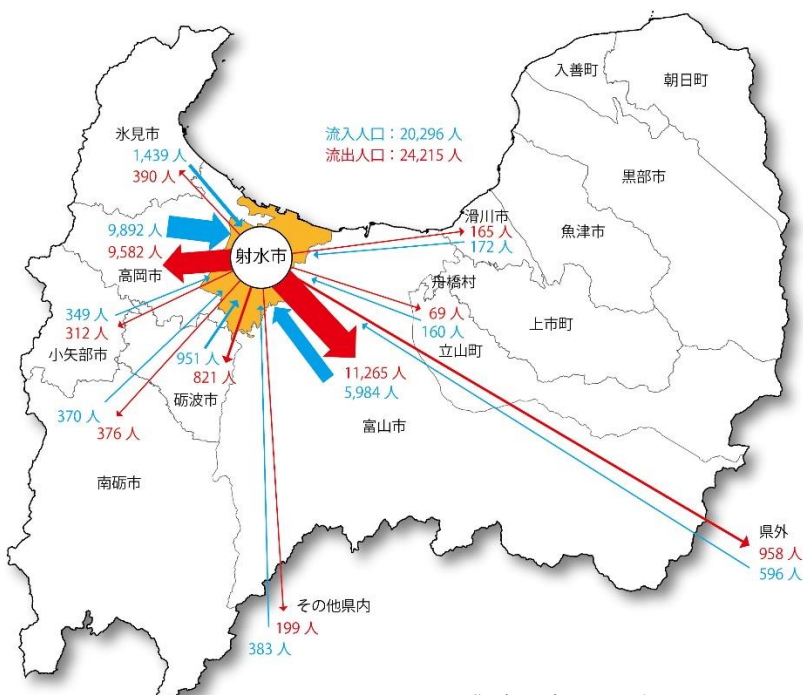
資料:国勢調査

※小地域区分における飛び地は、当該主要地域に含めて集計し、一体の地域として同色で表示している。

⑦ 市全体の流出入人口

本市の通勤・通学者の移動先、移動元ともに、富山市、高岡市が大きな割合を占めている。また、各市町村の対人口比で見ると高岡市、氷見市から比較的多く流入していることがわかる。

〈射水市の通勤・通学移動(H27)〉



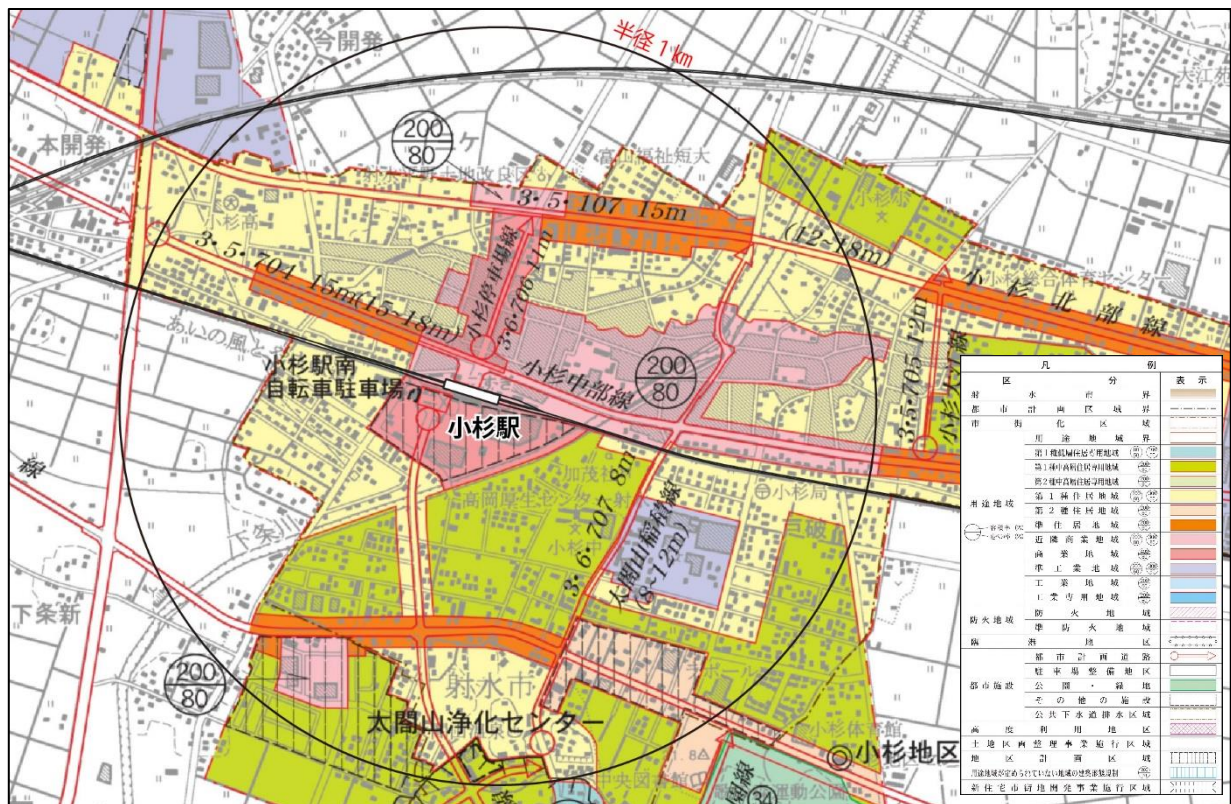
出典:射水市人口ビジョン(R2.3)

(2)土地利用・建物

① 都市計画(地域地区指定)の状況

駅北側では、都市計画道路小杉停車場線沿いは商業地域、主要地方道富山高岡線及び旧北陸道沿いに広がる市街地は近隣商業地域、その他の市街地は住居系の用途地域に指定されている。また、駅南側では、駅前は商業地域、都市計画道路東老田高岡線沿いの一部は近隣商業地域、小杉中学校東側の街区は準工業地域、その他の市街地は住居系の用途地域に指定されている。

〈都市計画の指定状況(R2)〉

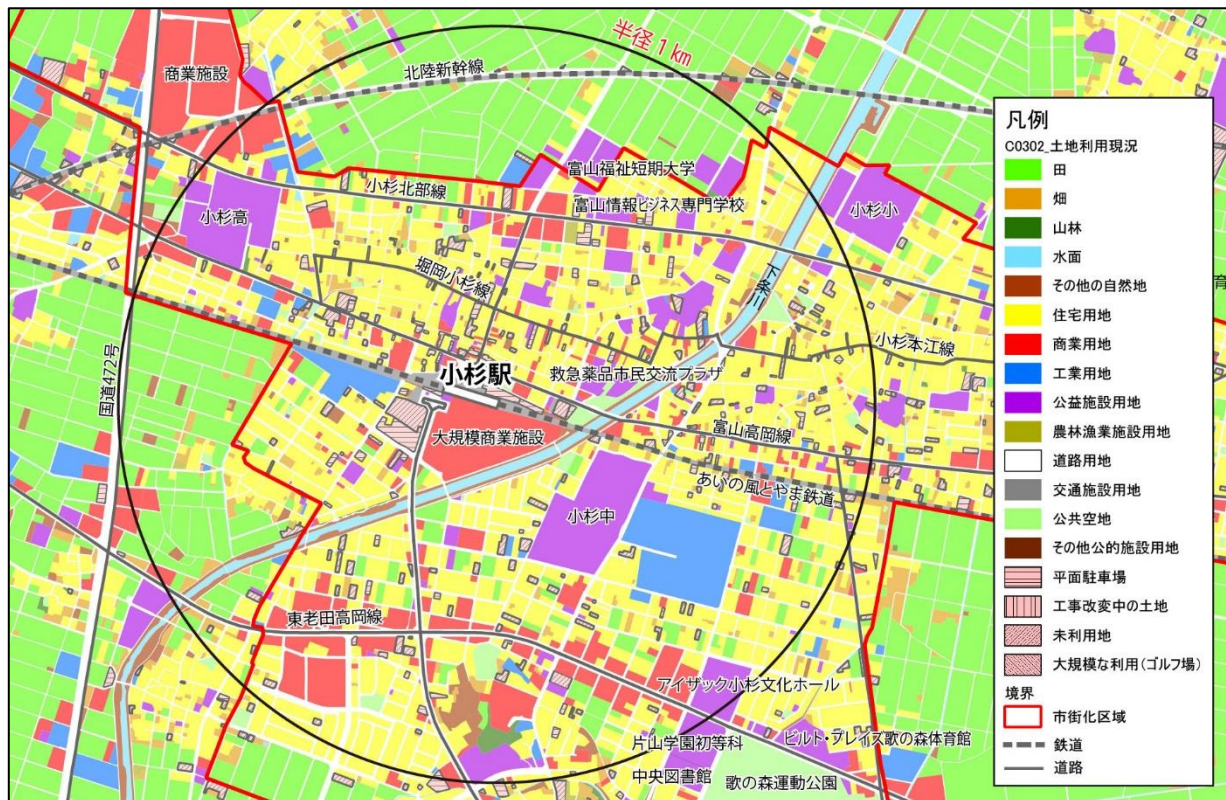


出典:射水市「都市計画総括図」

② 土地利用の状況

駅北側は、主要地方道富山高岡線と都市計画道路小杉北部線沿い及びその中間エリアでは東西に住宅市街地が広がっている。また、幹線道路沿道には商業用地が点在している。駅南側は、駅から太閤山方面に向かって住宅市街地が広がっている。都市計画道路の東老田高岡線沿いにはロードサイド型の商業施設が集積している。

〈土地利用現況図(H30)〉



出典:射水市都市計画基礎調査(H30) (一部加工)

③ 建物建築年数別現況

駅北側には昭和 46(1971)年以前に建築されてから 50 年以上経過した古い建物が多く分布している。一方で駅南側には平成 2(1990)年以降に建てられた比較的新しい建物が多く分布している。

〈建築年数別現況(H30)〉

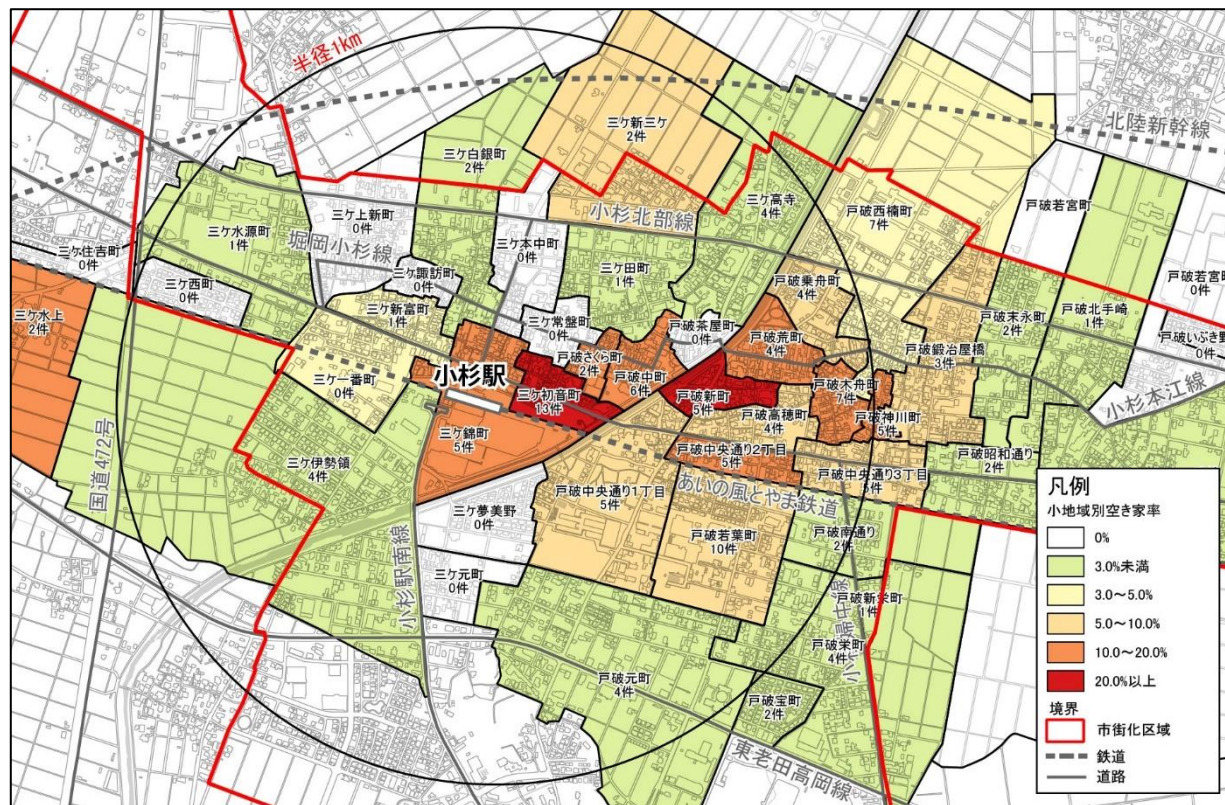


資料:射水市都市計画基礎調査(H30) (一部加工)

④ 空き家の分布

駅周辺地区の平成 28(2016)年度における空き家件数は 138 件である。地区別では、主に駅北側市街地の空き家率が高い。

〈小杉駅周辺地区の空き家の分布(H28)〉



資料:射水市空き家実態調査(H29.3)

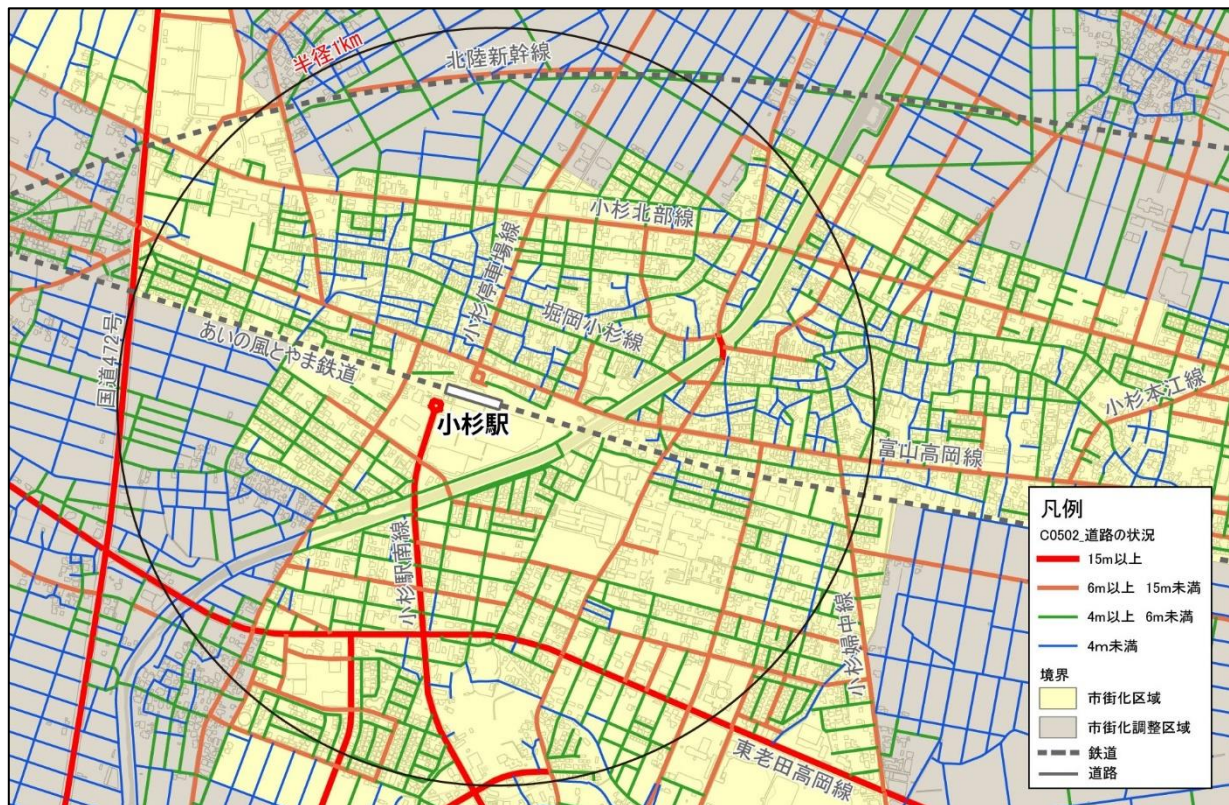
※空き家率は、実態調査で把握している全世帯数に基づく割合。倉庫、店舗数等は含まない。

⑤ 道路整備の状況

駅北側の市街地は、幅員 4m未満の狭隘な道路が多く、また街区形状が不整形で行き止まり道路も散見される等、道路基盤の脆弱性が見られる。一方で、南側の市街地は、幅員 4m以上の道路で整形な街区が形成されている。

南北の市街地間を結ぶ踏切においては、朝夕の混雑時に鉄道の通過により自動車の流れが停滞し、南北交通に支障が生じている。

〈道路整備の状況(H30)〉



出典:射水市都市計画基礎調査(H30) (一部加工)

(3)交通

① 小杉駅(あいの風とやま鉄道)の利用状況

小杉駅における列車の1日当たり運行本数は、県内で最も多い89本(高岡駅～富山駅間)である。

小杉駅の1日当たり利用者数(乗車人員)は、令和元(2019)年度が3,228人であり、平成26(2014)年度から平成30(2018)年度まで年々増加してきたが、令和元(2019)年度は若干減少している。

利用者の約3/4が定期利用で約1/4が定期外利用である。

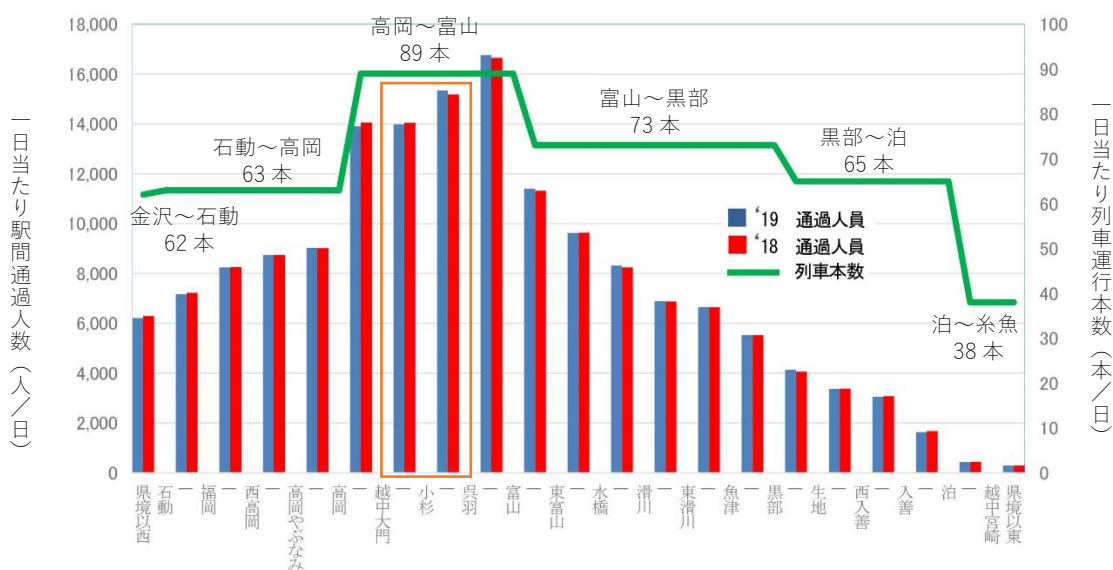
小杉駅を中心に令和元(2019)年度における駅間の通過人数は、小杉～越中大門間で13,977人/日、小杉～呉羽間で15,340人/日である。

〈あいの風とやま鉄道の駅別乗車人数、駅間通過人数、列車運行本数(1日当たり)〉

駅名	乗車人員(人/日)			通過人員(人/日)			列車運行本数(本/日)
	H30(2018)年度	R1(2019)年度	増減	H30(2018)年度	R1(2019)年度	増減	R1(2019)年度
高岡	6,522	6,441	△81				89
				14,058	13,905	△153	
越中大門	1,017	1,031	14				
				14,044	13,977	△67	
小杉	3,251	3,228	△23				
				15,180	15,340	160	
呉羽	1,686	1,676	△10				
				16,647	16,765	118	
富山	12,270	12,271	1				

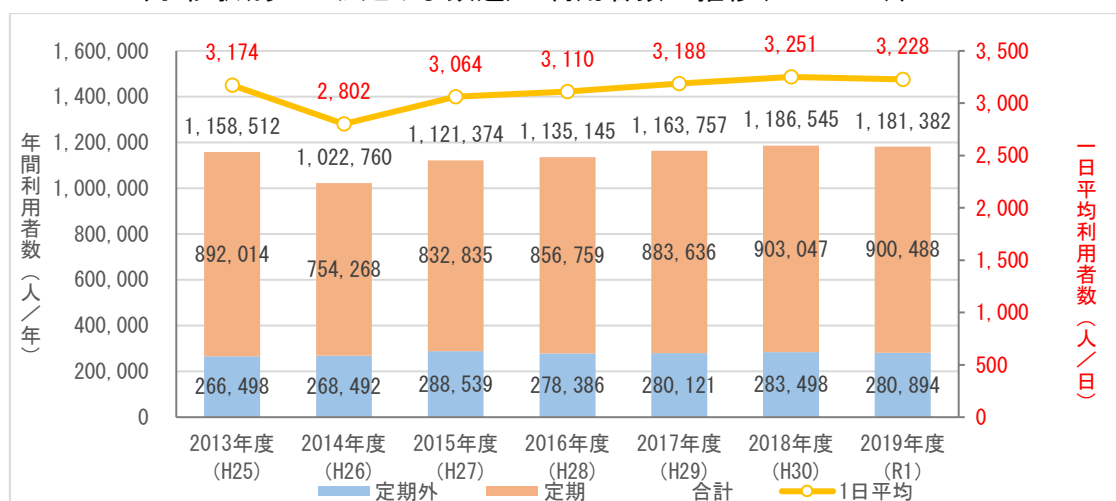
出典:令和元年度 あいの風とやま鉄道 利用状況等(あいの風とやま鉄道㈱/令和2年6月)

〈あいの風とやま鉄道の運行本数(本)と駅間通過人数(人/日)(R1)〉



出典:令和元年度 あいの風とやま鉄道 利用状況等(あいの風とやま鉄道㈱/令和2年6月) (一部加工)

〈小杉駅(あいの風とやま鉄道)の利用者数の推移(H25～R1)〉



資料:射水市統計書

② 路線バスの運行状況

小杉駅(又は小杉)を経由する路線バスは、富山地方鉄道(株)が運行する6路線である。

〈小杉駅(又は小杉)を発着又は経由する路線バスの運行本数(1日当たり)(R2)〉

路線名	ルート	行先(往路)	運行本数 (平日・往路)	備考
高岡線	富山駅前～小杉駅～高岡駅前	高岡駅前行	18	
		富山駅前行	22	
小杉線	小杉駅前～富山駅前	富山駅前行	10	
小杉～富山短期大学線	小杉駅前～富山短期大学	富山短期大学行	2	学休日運休
国際大学附属高校線 [高岡ルート]	新高岡駅～小杉駅前～国際大附属高校	新高岡駅行	3	
		国際大附属高校行	1	学休日運休
小杉～新湊線	小杉駅前～新湊車庫前	新湊車庫前行	1	
小杉経由新湊線	富山駅前～小杉駅前～新湊車庫前	富山駅前行	4	
		新湊車庫前行	5	

資料:富山地方鉄道(株) 路線バス時刻表(R2年4月1日改正版)

③ コミュニティバスの運行状況

小杉駅を経由するコミュニティバスは 12 路線あり、1 日に最大時で往路 88 本・復路 96 本運行しており、路線全体の利用者数は平成 30(2018)年度まで増加していたが令和元(2019)年に若干減少している。

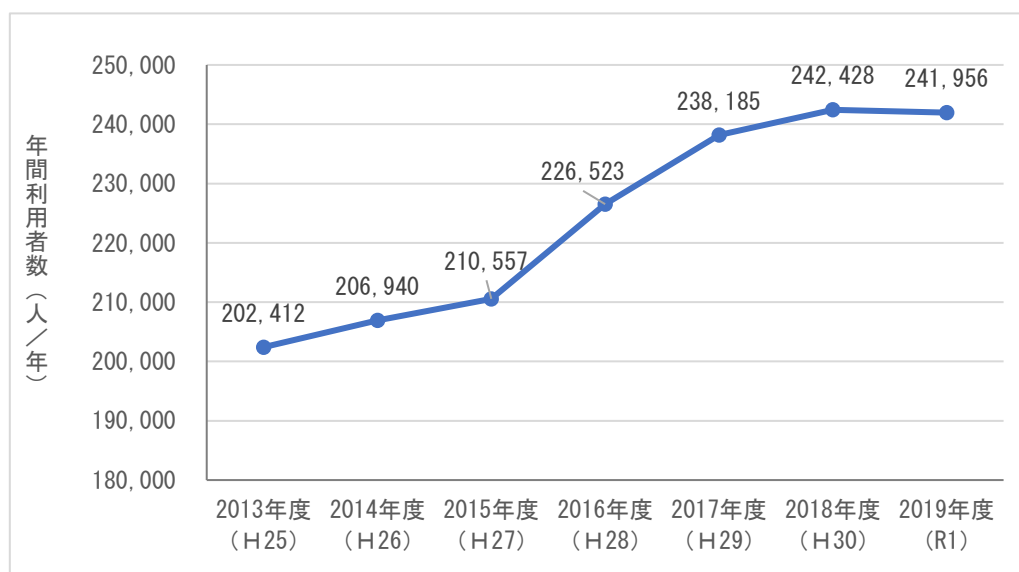
令和元(2019)年の利用状況を路線別にみると、新湊・小杉線が 70,186 人／年（1 日当たり 191.8 人／日）で最も多く、次いで小杉駅・太閤山線の 55,142 人／年（150.7 人／日）となっている。

〈小杉駅を発着又は経由するコミュニティバスの運行本数と利用者数(R1)〉

路線名	小杉駅停留所	方面別運行本数		2019 年度 (R1)		備 考
		往路	復路	年間利用者数	1 日当たり	
中央幹線	小杉駅南口	22	22	27,020	110.7	平日のみ運行
新湊・小杉線	小杉駅南口 小杉駅前（北口）	12	13	70,186	191.8	土日祝日運休便を含む
大島・小杉経由大門線	小杉駅南口	1	2	389	6.7	12 月～2 月の平日のみ運行
浅井・大門経由小杉駅線	小杉駅南口	2	2	3,300	56.9	12 月～2 月の平日のみ運行
櫛田・大門経由小杉駅線	小杉駅南口	1	2	805	13.9	12 月～2 月の平日のみ運行
小杉駅・水戸田経由大門線	小杉駅南口	1	2	346	6.0	12 月～2 月の平日のみ運行
小杉駅・金山線	小杉駅南口	3	4	12,299	33.6	土日祝日運休便、12 月～2 月のみ運行便を含む
小杉地区循環線	小杉駅南口	6	7	25,053	68.5	土日祝日運休便、12 月～2 月のみ運行便を含む
小杉駅・太閤山線	小杉駅南口	22	25	55,142	150.7	土日祝日運休便、12 月～2 月のみ運行便を含む
小杉駅・白石経由洗足線	小杉駅南口 小杉駅前（北口）	5	4	12,954	35.4	土日祝日運休便、12 月～2 月のみ運行便を含む
小杉駅・大江経由洗足線	小杉駅南口 小杉駅前（北口）	5	5	13,059	35.7	土日祝日運休便、12 月～2 月のみ運行便を含む
堀岡・片口経由小杉駅線	小杉駅南口 小杉駅前（北口）	8	8	21,403	58.5	土日祝日運休便、12 月～2 月のみ運行便を含む
合計		88	96	241,956		

資料:射水市統計書

〈小杉駅経由のコミュニティバス 12 路線全体の利用者数の推移(H25～R1)〉



資料:射水市統計書

(4)小杉駅及び付近の土地利用、主要施設

① 駅舎(改札口)

駅北口・南口にそれぞれ駅舎があり、改札口・待合室が設置されている。

② 南北連絡自由通路(地下道)

駅舎付近に北口・南口を結ぶ、歩行者・自転車用の地下道が設置されている。

③ 公共駐車場・駐輪場

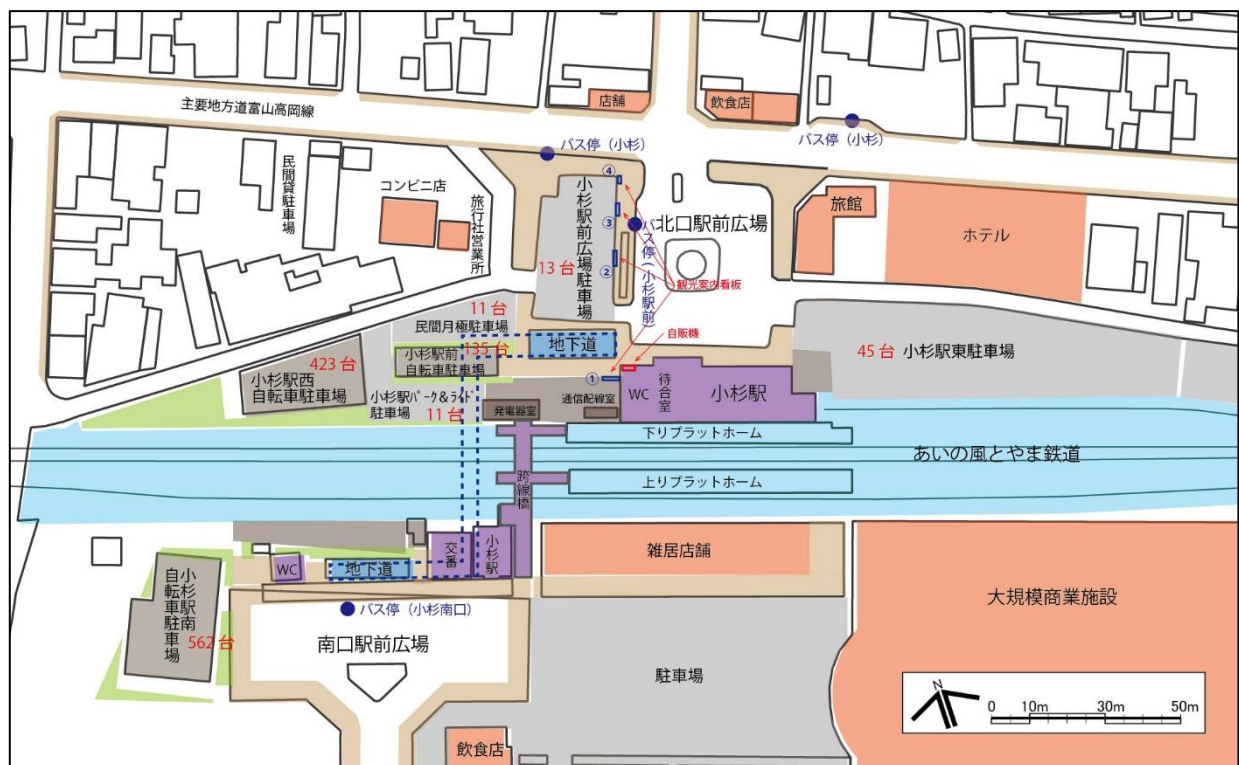
駅北口には市営の無料(2 時間)駐車場及び有料(月極)駐車場が市有地に確保されている。また、小杉駅での JR 長距離切符購入者のための無料パーク＆ライド駐車場があいの風とやま鉄道敷地内に設置されており、市が運営している。

市営の駐輪場は駅北口及び南口それぞれに整備されている。

④ バス停

駅のバス停は、北口では駅前広場内に「小杉駅前」、広場外に「小杉」が設置されている。南口では駅前広場内に「小杉南口」が設置されている。

〈小杉駅及び付近の土地利用、主要施設〉



〈小杉駅周辺の駐車場及び駐輪場〉

	場所	運営	形態	収容台数	利用率	備考
小杉駅前広場駐車場	駅北口	射水市	2 時間以内	13 台	—	
小杉駅東駐車場	駅北口	射水市	月極	45 台	100%	
小杉駅パーク＆ライド駐車場	駅北口	射水市	無料	11 台	100%	小杉駅での JR 長距離切符購入者限定

資料:射水市地域公共交通網形成計画

〈小杉駅周辺の駐輪場〉

	場所	運営	収容台数	利用率	備考
小杉駅前自転車駐車場	駅北口	射水市	135 台	ほぼ 100%	
小杉駅前西自転車駐車場	駅北口	射水市	423 台	約 25%	
小杉駅南自転車駐車場	駅南口	射水市	562 台	約 80%	

資料:射水市地域公共交通網形成計画

2 市民等の意向

(1)住民ワークショップ(三ヶ、戸破地区)

小杉駅沿線の戸破地区、三ヶ地区の住民を対象に、本地区の現状や課題、将来に向けた意向等を把握することを目的に実施。戸破地区は令和2年8月28日、三ヶ地区は令和2年8月29日に開催し、各地区より、地域振興会役員、町内会長、若手世代の代表者等（戸破地区41名、三ヶ地区26名）が参加。

〈会議方式〉

4つのテーマを設定し、各グループに分かれて、1グループ1テーマについてグループ討議を行うワークショップ形式

- 1 小杉駅を中心とした都市機能の集積とにぎわいの形成
- 2 安全性、利便性の高い居住環境の維持・充実
- 3 道路・公共交通ネットワークの強化
- 4 地域の豊かな歴史・文化、自然環境の保全と活用

【主な意見(抜粋)】

	現況・課題	将来の方向（将来像）
小杉駅の魅力づくり	○売店や待ち時間を快適に過ごす場所（カフェ等）がない ○乗継案内のサインが不足している ○南北の往来が不便	○駅の複合化 売店 カフェ 待合スペース 勉強スペース Wi-Fi 観光案内 イベントスペース 図書館機能等
まちのにぎわいづくり	○閉鎖店舗が増加し商店街が衰退、魅力を喪失している ○学生がまちを歩いていない ○学生が魅力を感じる施設がない ○学生の居場所がない ○学生をまちへ取り込めてない	○学生の居場所・活動の場、市民と学生の交流の場の整備 ○ワーキングスペースの整備 サテライトオフィス、コワーキングスペース等整備 (空き家・空き地の活用)
空き家・空き地の活用	○空き家・空き地、高齢単身世帯が増加し環境の悪化が懸念される ○空き家・空き店舗の活用促進が課題（具体的活用方法、不動産の流動化促進策、新たな出店の方策等） ○アパート等が増加し、新旧住民のコミュニケーションが希薄化	○空き家活用 リフォーム後に賃貸促進、 高齢者・子育て家族等の居場所、 芸術・工芸等の体験工房、移住体験施設、 シェアハウス、サテライトオフィス等 ○空き地活用 駐車場整備、土地区画整理事業の実施

	現況・課題	将来の方向（将来像）
公共交通利便の向上	○ハブ拠点・乗継拠点にふさわしいバス運行になっていない (迂回が多いため目的地まで時間を要し不便) ⇒運行系統の再検討等、利便性向上が課題 ○駅周辺がバリアフリーになっていない ○駅構内に2次交通乗換えの案内表示及び外国語表記の標識・案内板が少ない	○橋上駅舎化、自由通路整備 ○コミュニティバスの運行改善 ・運行系統を回遊型から往復型へ(小杉駅のハブ機能強化) ・バス停以外の場所で乗降を可能にする ○デマンドタクシーの拡充 ○パーク＆ライド駐車場整備 ○歩行動線のバリアフリー化 ○乗換案内等の表示
道路交通の強化	○生活道路が狭隘 ・歩行者の安全性にも危惧 ○南北市街地の往来が不便 ・踏切での渋滞 ・地下連絡通路が暗くて快適でない	○安全・快適な歩行空間整備 ・歩道の設置、自転車レーン設置等 ・地下連絡通路の改善 ○生活道路の拡幅 ・側溝の有蓋化による拡幅 ○鉄道横断南北道路の整備 ・踏切の改善、立体交差化の検討等
旧北陸道の活性化	○歴史・文化の風情が失われつつある ・旧北陸道の歴史的風情・たたずまいを感じない。統一感がない。立ち寄れる店舗が少ない ○歴史文化への関心度が低い。PR不足の問題等 ・旧北陸道の歴史文化を地元の人知らない	○歴史・文化資源の情報提供とPR ・AR（拡張現実）技術を活用した資源マップの作成等 ・ボランティアガイドの活用等 ○モノよりコトを楽しませる ・小杉焼、鰻絵、木象嵌等の体験工房の整備等
下条川を活かした魅力づくり	○下条川的环境・景観 ・水質浄化等、美化を図る ○下条川の維持・管理 ・保全と維持管理が重要	○下条川的环境・景観改善 ・桜並木の拡張、水質浄化、四季の花植え等 ○下条川を中心とする歩行者ネットワークの整備 ・散策路、休憩施設、照明灯の整備 ○下条川の観光 ・下条川の水辺遊覧観光(小杉～新湊内川まで遊覧船運行)

(2)市内高等教育機関アンケート調査

【アンケート調査の概要】

① 調査対象

射水市内 4 つの高等教育機関の学生及び教員

高等教育機関名	学生配布数	教員配布数
富山県立大学	工学部 1,445 名 大学院 191 名 看護学部 243 名	146 名
富山高等専門学校（射水キャンパス）	295 名	58 名
富山福祉短期大学	417 名	37 名
富山情報ビジネス専門学校	361 名	18 名
合 計	2,952 名	259 名

② 調査方法

WEB アンケート

③ 実施期間

令和 2 年 8 月 17 日（月）～8 月 28 日（金）

④ 回答数

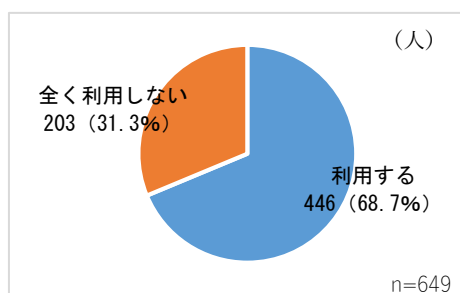
	配布数	回答数（回答率）
学生アンケート	2,952 名	649 名（21.9%）
教員アンケート	259 名	106 名（40.9%）

【主な設問と回答の抜粋】

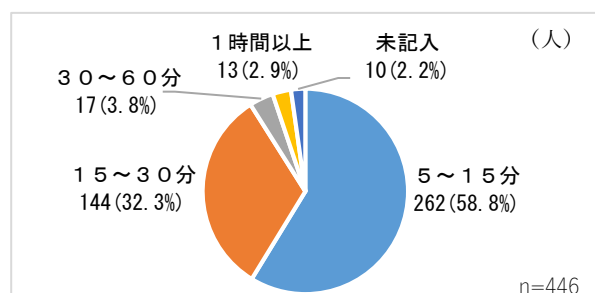
① 小杉駅の利用状況について

小杉駅を利用する学生は約 7 割でそのうち、滞留時間が 5～15 分である割合が約 6 割、30 分以内の割合が約 9 割という結果から、学生のほとんどが交通機能のみの利用であることがわかる。

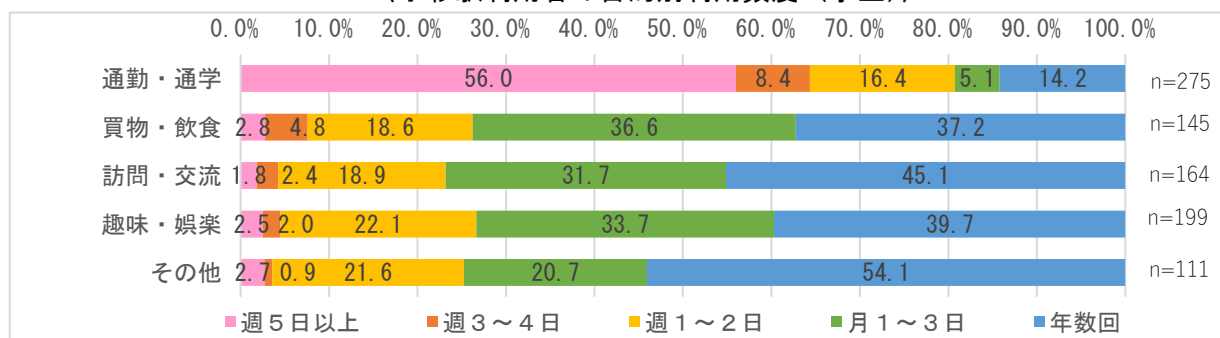
〈小杉駅の利用の有無（学生）〉



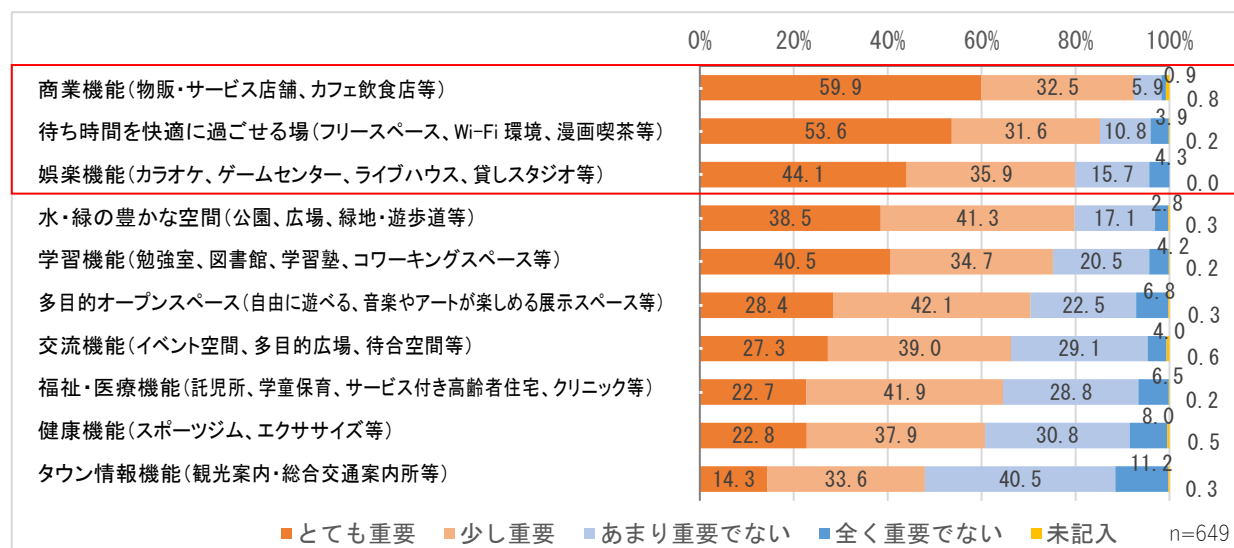
〈小杉駅での滞留時間（学生）〉



〈小杉駅利用者の目的別利用頻度（学生）〉

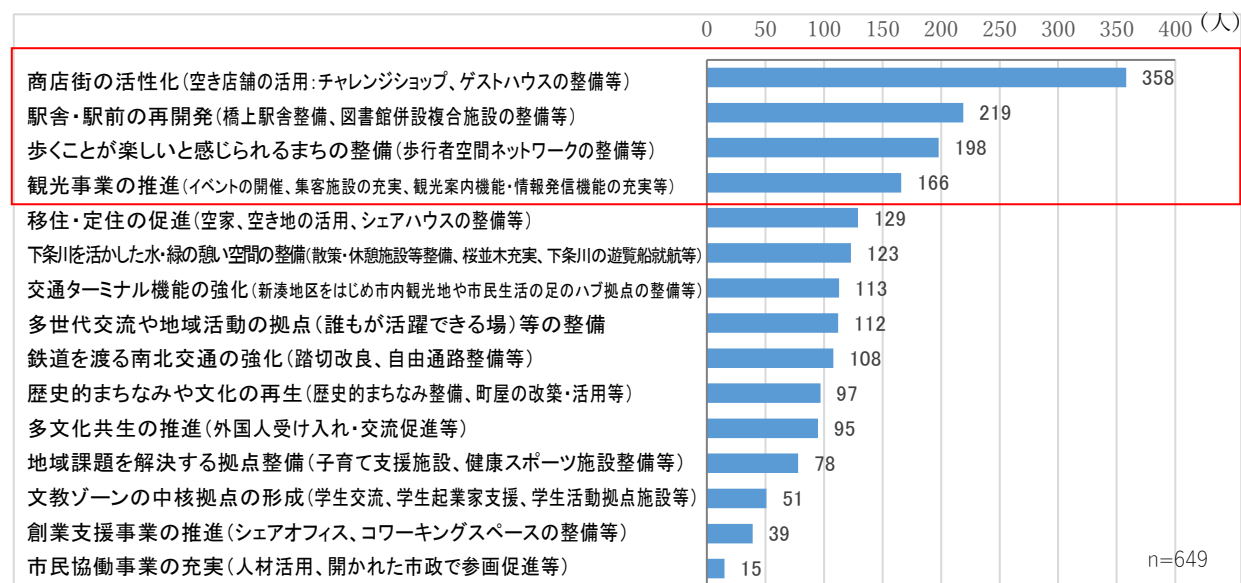


② 小杉駅周辺地区に足りないと思うものや欲しいもの(学生)



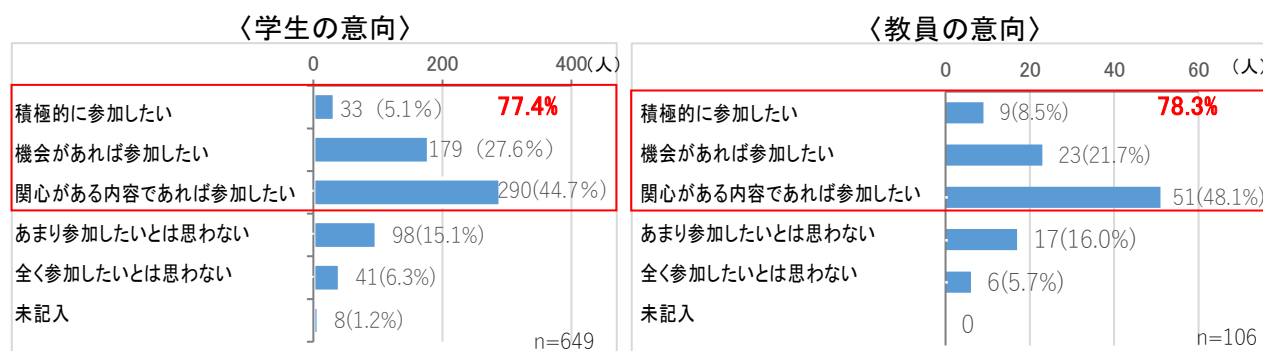
③ 小杉駅及び周辺地区の今後のまちづくりにおいて重要な取組(学生)

「商店街の活性化」、「駅舎・駅前の再開発」、「歩くことが楽しいと感じられるまちの整備」等が多く挙げられている。



④ 射水市のまちづくりへの参加意向(学生、教員)

まちづくりへの参加意向の割合は、77.4% (学生)、78.3% (教員) と高い。



(3)小杉駅活性化に関する提言

小杉まちづくり協議会（※）において「小杉駅活性化に関する提言」（令和元年 12 月 18 日／小杉まちづくり協議会・小杉駅活性化プロジェクトチーム）が取りまとめられており、その概要は以下のとおりである。

① 小杉駅整備にあたっての基本的考え方

- ・小杉駅の南北一体化（橋上化）を前提とする。
- ・学園未来都市射水のシンボルとし、若者がまちに誇りや夢を持てる駅とする。
- ・射水市の強み（大学や研究期間が小杉駅近隣に集積、富山駅から 10 分かつ県の中心に位置する立地環境、子育て環境をはじめとした住環境の良さ）を最大限活かした駅とする。
- ・施設整備に係る財政負担が将来の重荷とならないように市の公共施設をできる限り小杉駅に集約することを念頭におく。

② 小杉駅整備の具体的な展開アイデア

ア)研究・学習施設を併設し、学園都市の中核拠点とする

- ・創業支援（学生ベンチャー等）のためのインキュベーション施設の整備
- ・カフェ併設の新図書館整備（市内既存図書館の集約整備）

イ)子育て支援や健康寿命延伸等、地域課題を解決する拠点とする

- ・送迎保育ステーション（子育て支援施設）の整備
- ・健康寿命延伸（高齢者・サラリーマン世代）に向け、スポーツジムを含むスポーツ施設の整備
- ・小杉地区センター（現時点では公共施設再編方針の対象外）の機能を小杉駅に集約し、住民サービスほか観光案内等も行う複合行政拠点を整備

ウ)射水市の玄関口として公共交通や賑わいの中核拠点とする

- ・小杉～新湊間の水上交通の確立（下条川の遊覧等）
- ・公共交通ターミナル整備（新湊地区をはじめ市内観光地や市民生活の足の拠点とする）
- ・シェアサイクルやシェアバイクの拠点の整備
- ・小杉駅周辺に射水市の食の魅力を味わえる飲食店街を誘致（射水の食の魅力をアンテナショップ的に発信）

※小杉まちづくり協議会：小杉地区にある有形無形の歴史的・文化的地域資源を活用し、地域のにぎわい創出に関する事業を行い、活気ある地域づくりと、愛着を感じられるまちづくりに寄与することを目的とする組織

〈小杉駅の将来イメージ〉



出典：「小杉駅活性化に関する提言書」（小杉まちづくり協議会／令和元年 12 月）

3 本地区の特性と課題

住民意見交換会での意見や高等教育機関へのアンケート調査結果等から、小杉駅周辺地区の「強み」「弱み」を以下のように整理する。

(1)本地区の特徴

① 小杉駅周辺地区の強み

○交通の利便性

- ・小杉駅は、県内主要駅である富山駅と高岡駅の間に位置し、列車運行本数は富山駅から高岡駅間で89本と県内で最も多く、両駅への所要時間も10分程度であり、県内外への移動拠点として利便性が非常に高い。

○高等教育機関の集積と地理的特性

- ・小杉駅を最寄り駅とする高等教育機関が集積（富山県立大学、富山福祉短期大学、富山情報ビジネス専門学校）しており、多くの学生が居住・通学している。
- ・本地区の近隣に研究機関や企業団地、市役所本庁舎等の都市機能が集積している。

○歴史・伝統文化と景観

- ・旧北陸道の宿場町として発展した歴史的背景があり、小杉焼、鋳絵等の伝統工芸や文化等が受け継がれている。
- ・下条川の兩岸に約2.7kmにわたり桜並木が整備されており、開花時期には美しく彩られ、桜の散策路として市民に愛されている。

○生活利便性の高い居住環境

- ・駅を中心として日常生活に便利な住環境が備わっており、利便性の高い居住地としてポテンシャルが高く、人口も増加傾向にある。

○まちづくりの住民組織・熱意

- ・小杉駅周辺のまちづくりを推進するため、三ヶ・戸破地域住民を中心に小杉まちづくり協議会が組織され、「小杉駅活性化に関する提言」をはじめ、様々なまちづくり活動が主体的に行われており、市民協働のまちづくりを実践している。

○学生(大学)のまちづくりへの参加意欲

- ・学生アンケートでも示されたとおり、学生のまちづくりへの参加意欲が高い。学生（高等教育機関等）の持つアイデアや知見・技術を活かしたまちづくりへの参加が期待される。

② 小杉駅周辺地区の弱み

○空き店舗・空き家の増加

- ・ 駅北側の市街地や商店街では、空き家・空き店舗が目立つようになっているが、実態が十分に把握できていない。また、利活用をしていくための制度や仕組み等も十分に整っていないことから、空き家・空き店舗の不動産としての流通が進まず、空き家・空き店舗が増加傾向にある。

○駅南北往来

- ・ 駅を中心とする南北の往来は、駅の地下道や踏切道の通行に限られている一方で、地下道は劣化が進み、踏切道は幅員が狭く歩道も設置されていないため、利用しにくい状況にあり、駅を中心に一体的なにぎわい形成が図られていない。

○都市基盤の脆弱性

- ・ 駅北側の市街地は、道路・街区が十分に整っていないエリアが多い。また、空き地・空き家の活用も難しく、一部で市街地環境の衰退が進行しつつある。

○歴史・伝統文化の継承

- ・ 旧北陸道を中心とした歴史的資源や伝統文化が豊富にあり、それらを活かした祭りやイベントが開催されているが、地域住民、特に若い世代がその価値や魅力を十分に理解していない。

○学生(若者)のニーズの取り込み

- ・ 昼間人口として多くの学生が滞在しているが、学生のニーズにマッチした魅力的な商業・娯楽機能・交流機能等が少ないため、まちなかへの学生の立ち寄りや滞留がほとんどなく、学生の存在がまちのにぎわい形成に活かされていない。

(2)本地区のまちづくりの課題

前項で整理した本地区の「強み」や「弱み」を踏まえた上で、小杉駅周辺地区のまちづくりを進めるためには次の課題が挙げられる。

① 小杉駅の交通利便性を活かした都市機能集積とにぎわいの形成

射水市都市計画マスタープランでは、小杉駅周辺地区は「都市中核拠点」の一つとして都市機能の充実を図ることが期待されており、駅のアクセス性・集客力を活かして、多様な都市機能の集積を誘導し、駅を中心としたまちの価値や魅力を高める必要がある。

② 生活利便性を活かした居住環境の維持・充実

今後予想される人口減少を見据え、生活利便性の高い居住地としてのポテンシャルを活かして居住人口の増加を図り、多様な人の受け入れによる交流促進等、地域活力やコミュニティの維持・充実を図る必要がある。

③ 公共交通の結節点としてのネットワーク強化

小杉駅は本市の地理的中心に位置し、鉄道やコミュニティバス等、公共交通の結節点としての役割を担っており、駅と周辺地域を結ぶ交通ネットワークの充実と乗り継ぎの利便性向上を図る必要がある。

④ 地域の歴史・文化・自然環境の保全と継承

地域の歴史的・文化的資源をより多くの住民が認識・継承するとともに、それらの魅力を活かしたまちなみ形成を図ることで、住民が地域に誇りを持ち、定住意識を高めていく必要がある。

⑤ 学生の参加によるにぎわい形成と新たな価値の創造

周辺の高等学校及び高等教育機関にまちづくりへの参画を促し、公（公共、NPO 団体等）・民（地域、事業者等）・学（教育機関、研究機関等）で連携・協働によるまちづくり活動を推進することで、地域課題の解決を図るとともに、新たなまちづくりの連携体制を構築していく必要がある。

第3章 小杉駅周辺地区の将来像と基本方針

1 まちづくりの将来像

(みんなで)

地域で描く 人が集い 学びと文化を育む いみずのエントランスエリア

- 駅の利便性・集客力を活かして、多様な都市機能の立地を誘導し、本市のエントランスエリアとしての価値や魅力を高める。
- ※地学連携を推進し、それぞれの機関や学生・教員・研究者と地域とをつなぎ、協働によるまちづくりを行うことで地域活性化を図る。
※地学連携：地域と高等学校・高等教育機関や学術研究機関の連携を表す造語
- 産業集積地域や住宅地、観光地へのアクセスを向上させ、利便性の高い交通ネットワークの形成を図る。
- 地域住民が主体となり、歴史を継承するとともに文化を育むまちづくりを推進し、活力あふれる地域をつくる。
- 世代、文化等、それぞれの垣根を超えて互いに尊重し合える地域をつくる。

2 まちづくり方針

1 魅力ある都市機能と人が集い行き交うステーションエリアの形成	(1) アクセス性・集客力を活かした市民交流機能・都市機能の充実 (2) 子育てしやすいステーションエリアの創造 (3) 文教ゾーンとしてのにぎわいの創出
2 安全・快適で住み続けたい市街地環境の整備	(1) 空き地・空き家のリノベーションによる多様な活用 (2) 安全・快適な住環境の整備 (3) 多様性のある地域社会の形成
3 まち・ひと・ものをつなぐシームレスな交通ネットワークの形成	(1) 交通ターミナルの整備とネットワークの強化 (2) 鉄道を横断する南北交通の整備
4 歴史・文化・自然を継承するまち・ひとづくり	(1) 歴史・文化の継承とまちなみの形成 (2) 下条川の親水環境・景観の充実
5 「知」の拠点とともに創る次世代のまちづくり	(1) 学生が主体的に関わる交流・活動の場の創出 (2) 「知」のプラットフォームとしての拠点の創出

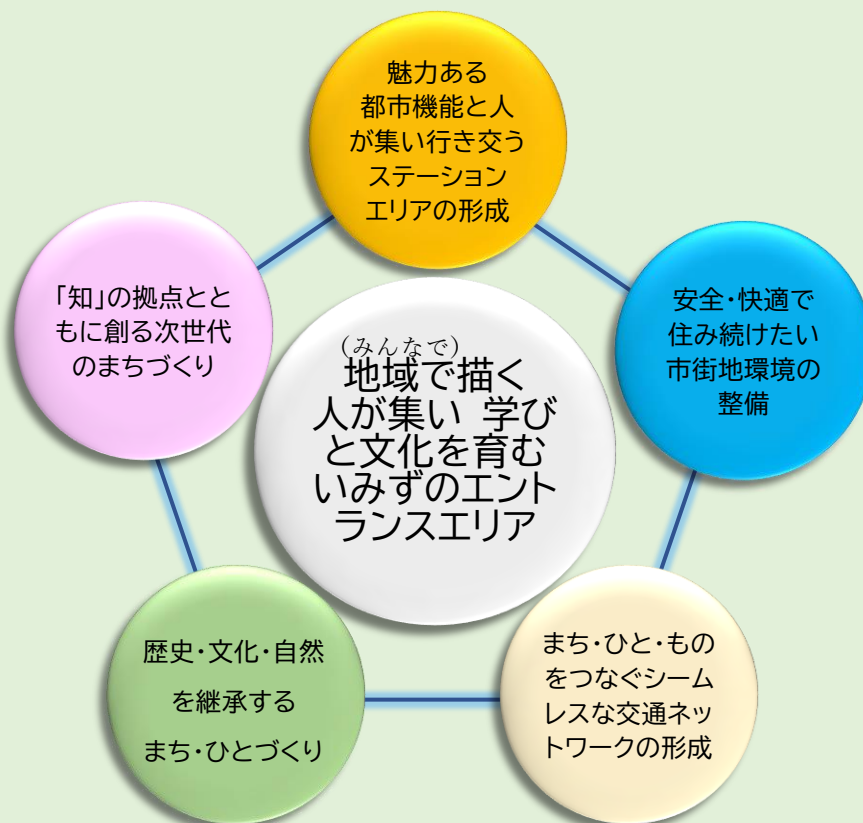
第2次射水市総合計画基本理念
「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水」

射水市都市計画マスタープランまちづくりの方針
「居住・産業・レクリエーションと自然が調和する 暮らしやすさと活力に満ちたまち」

都市中核拠点(小杉駅及び本庁舎周辺)

居住や交流の中心地として、多様な都市機能の立地誘導を推進し、人口の集積を維持しながら、都市生活の利便性や快適性を向上させ、にぎわいを創出する拠点。公共交通ターミナル機能等の都市の中核機能の集積を図り、各拠点同士の連携や相互活性化を促進。

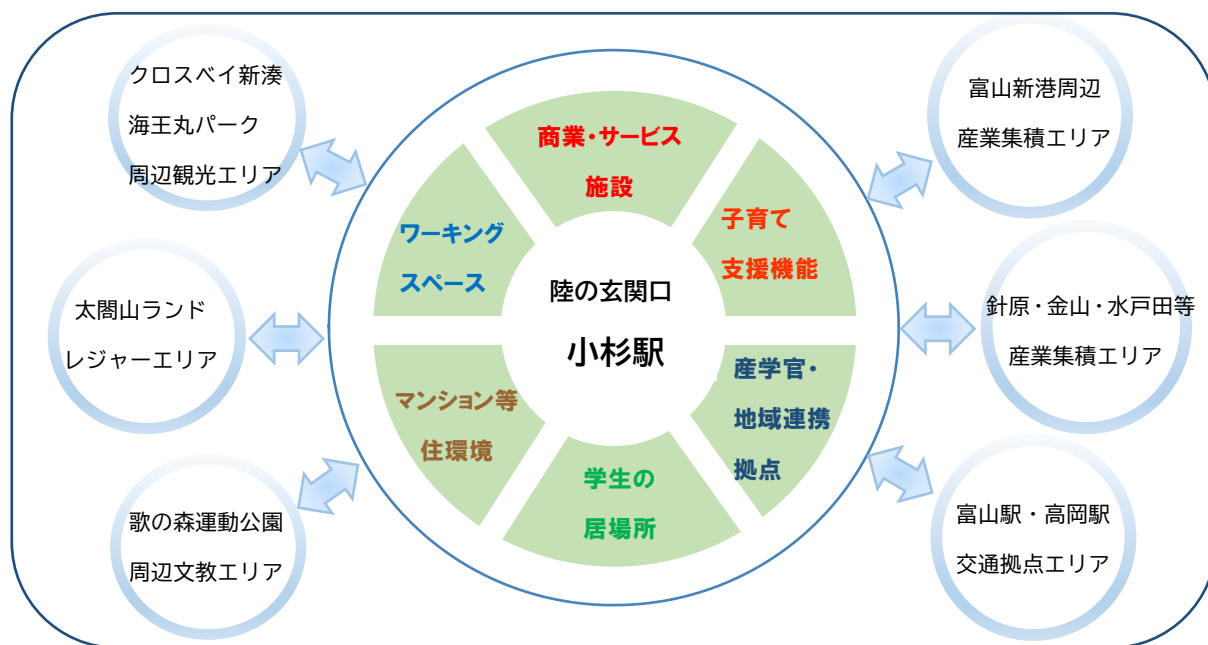
■小杉駅周辺地区の将来像(基本コンセプト)



小杉駅周辺地区は射水市都市計画マスタープランで都市中核拠点として位置づけられており、交通ネットワークを活かしたあらゆるものの結節点である。また、周辺には高等教育機関や研究機関等が集積しているほか、旧北陸道の宿場町として発展した歴史や伝統文化が継承されている。これらの地域資源を活かし、地域住民や、事業者、各種団体、行政等との協働によるまちづくりを行うことで、本市のエントランスエリアとしてにぎわいを創出して地域活性化を目指す。

1 魅力ある都市機能と人が集い行き交うステーションエリアの形成

都市中核拠点である小杉駅周辺地区は、本市の陸の玄関口として、集中的・戦略的に都市拠点機能を集積し、駅を中心にエリアの多機能複合化を図る。このことにより、都市としての価値や魅力を高め、人が集い、行き交い、にぎわいを創出するステーションエリアの形成を目指す。



(1) アクセス性、集客力を活かした市民交流機能・都市機能の充実

駅が持つ広域アクセスの利便性や集客力を活かし、駅及び周辺に、子育てや学習支援、学生と地域との交流機能の充実を図るとともに、新たなワークスタイルに対応したスペースや商業・サービス施設の立地誘導等により、人が集う空間を形成し、市民交流機能及び都市機能の充実を図る。また、観光エリア、文教エリア、産業集積エリアへつなぐ陸の玄関口としての機能の充実も図っていく。これらのことにより、駅の広場や待合空間等を活用して、にぎわいを創出するイベント等を行いながら交流人口の増加を図る等、活気あふれるエントランスエリアの形成を目指す。

(主な取組の一例)

市民や駅利用者のニーズに合わせた空間の整備

- ・ 駅の多機能複合化
- ・ 地域の交流スペースの整備
- ・ 学習や仕事等、多用途で利用できるスペースの整備
- ・ 交通ターミナルの整備（駐車場、公共交通乗降場等）

等

駅周辺の魅力発信とにぎわいの形成

- ・ 駅周辺への商業・サービス施設等の立地誘導
- ・ 救急薬品市民交流プラザ等の既存施設の活用
- ・ 商店街の活性化
 - ・ 駅から駅周辺のまちなみへの動線確保
 - ・ 空き家や空き店舗を活用した事業者支援

等

【イメージ例】

■美川 37Cafe（石川県白山市）

- ・美川 37Cafe は J R 美川駅構内にある既設の待合所を改修し、コミュニティスペースを設けた障がい者の就労支援施設である。
- ・駅の利用者が気軽に立ち寄れ、地域の食文化やアーティストの作品との出会いを得られる場所であり、単に飲食の場所ではなく、社会に開かれた文化を育む場として機能することを目指している。



JR 美川駅



カフェテラス・カフェダイニング



ギャラリー



出典: 美川 37Cafe ホームページ

■大津駅（滋賀県大津市）

- ・琵琶湖、彦根城、延暦寺等の観光名所につながる結節点として駅にレストラン、簡易宿泊施設（カプセルホテル）、観光案内所、カフェ、コンビニエンスストア等を整備した複合施設である。琵琶湖に向けて歩行区間や、にぎわいイベント等が開催できる広場が整備されている。



出典: JR 西日本ホームページ、JR 西日本不動産開発株式会社ホームページ



簡易宿泊施設



観光案内所



カフェ



コンビニエンスストア

出典: TRIPS ホームページ(簡易宿泊施設写真)、おおつうしんホームページ(観光案内所、カフェ、コンビニエンスストア写真)

(2) 子育てしやすいステーションエリアの創造

交通の利便性が高く、商業機能が充実している駅周辺に、駅利用者が通勤時に子どもを預けることができる保育園や、一時的に子どもを預けることができる施設を整備することで、ワークライフバランスを保ちながら楽しく子育てができる環境を整える。また、子育て中の親同士が子どもを遊ばせながら交流できるカフェスペースを整備する等、子育てしやすいまちづくりを進める。

(主な取組の一例)

子育て支援機能の整備

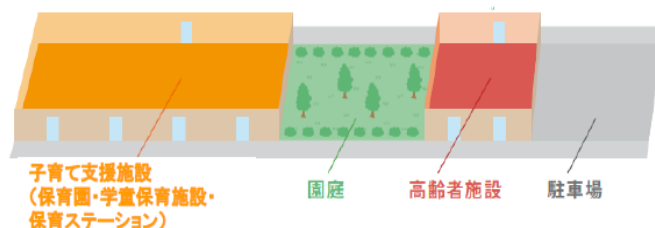
- ・子どもの預かり機能の整備（保育園、託児所等）

等

【イメージ例】

■コトニア越谷レイクタウン（武蔵野線 越谷レイクタウン駅）（埼玉県越谷市）

JR 東日本グループが推進する、子育て支援と高齢者福祉の複合施設「コトニア」。施設は、保育園・学童保育・一時保育・デイサービスが同じ敷地に整備され、児童とお年寄りが園庭で日常や季節イベント等を行う等、多世代交流を推進している。



出典: 東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社 平成 30 年 3 月 22 日付案内文
「～子育て支援から多世代交流へ～埼京・武蔵野線に新たな子育て支援施設が誕生します。」

人が集い、時を過ごせる空間の整備

- ・子どもの遊びスペース・見守り機能の整備
- ・子育て世代のニーズに合わせたカフェや飲食店の誘致
- ・イベント等を実施できる駅前広場の整備
- ・子どもを中心に多様な人が集えるスペースの整備

等

■「まちなか交流広場 “ステージえんがわ”」（新潟県三条市）

生涯にわたり健康で幸せに暮らし続けられる「スマートウェルネス三条」を掲げ、その拠点として整備。誰もが気軽に立ち寄ることができる「縁側」のような空間は、ヒト・コト・マチ・をつなげるハブ機能を有し、持続可能な新しいまちづくりを目指す新たな拠点となっている。



出典: ステージえんがわホームページ

(3) 文教ゾーンとしてのにぎわいの創出

学生が駅での待合時間等に利用できる学習スペースや居場所を駅周辺に整備することで、学生の利便性を確保する。併せて、会議スペースを整備し、学外での学生の学びの拠点としての活用や、学生と住民、事業者等をマッチングする空間を設けることで、地域におけるフィールドワークでの利用や、学生創業等の活動を支援する。そのほか、空き家の利活用について、学生が企画提案しリノベーションを行う等、学生が主体的に地域との関わりを持ちながらまちなかを整備し、学生でにぎわう駅周辺エリアを目指す。

(主な取組の一例)

学生が立ち寄るまちの空間形成

- ・ 学習スペース及び会議スペースの整備
- ・ 学生と住民、事業者等の交流拠点の整備
- ・ 学生寮や学生シェアハウスの整備
- ・ 学生創業のチャレンジショップの整備

等

【イメージ例】

■金沢学生のまち市民交流館（石川県金沢市）

平成 22 年の「金沢市における学生のまち推進に関する条例」制定を背景に学生と市民のまちなかの交流拠点として金沢市が設置した施設で、「学生の家」「交流ホール」の 2 つの建物からなる。施設内には誰でも無料で利用できるフリースペースと有料の会議室等があり、学生の活動を地域住民が支援し、まちのにぎわい創出を図る拠点となっている。

※会議室等は、学生で構成する団体、高等教育機関、町内会その他の地域団体等は無料で利用できる。



金沢学生のまち市民交流館 学生の家（2012 年 8 月竣工）



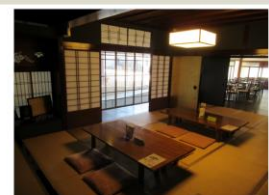
土蔵（どそう）
（フローリング20帖、収容人数15人）



交流ホール
（和室81帖、収容人数100人）



フリースペース
サロン（フローリング33帖）

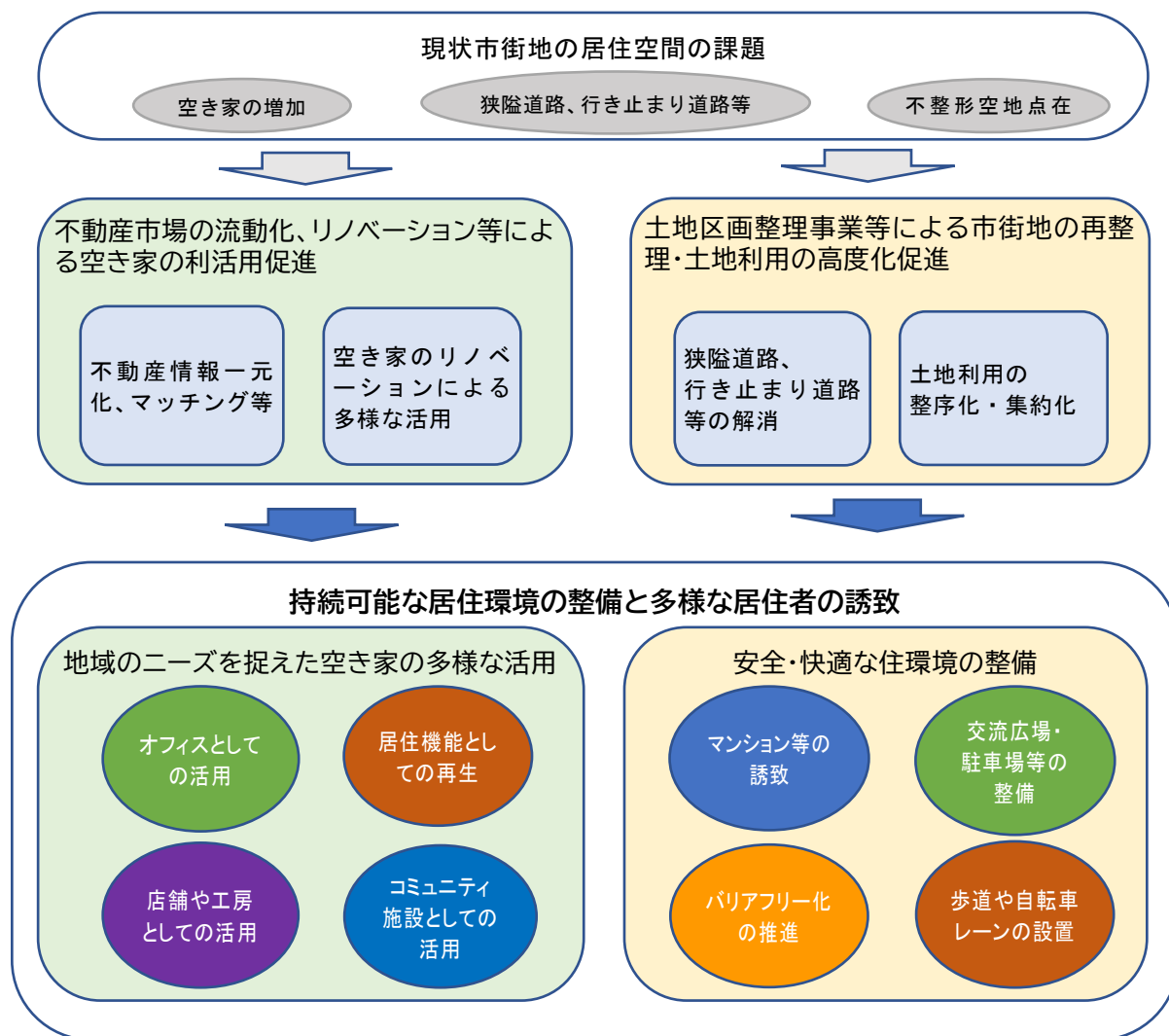


和室・通り間（和室12.5帖）

出典：金沢学生のまち市民交流館ホームページ（金沢市）

2 安全・快適で住み続けたい市街地環境の整備

駅北側の地域には空き家が多く、今後も居住者の高齢化とともに増加することが予想される。市街地環境の質の低下を防ぐためにも、良質な空き家等が有効に活用されるよう、不動産の流動化を促進し、地域ニーズを捉えた多様な活用を推進する。土地区画整理事業等で整序・集約化した空間を活かしてマンション等の誘致や駐車場・広場等の整備等、都市型の住空間整備に取り組む。



(1) 空き地・空き家のリノベーションによる多様な活用

空き地・空き家の実態把握と利活用のための仕組み等を整備し、空き家利用希望者への情報発信や空き家所有者への意識改革に関する取組を一層強化するとともに、地域のニーズに合わせた空き家の利活用を推進する。また、民間事業者の参画を促進し、民間活力を活かした多様な空き家の利活用を図る。

(主な取組の一例)

地域のニーズに合わせた空き家等の利活用

- ・ オフィスとしての活用
(コワーキングスペース、サテライトオフィス、シェアオフィス等の整備)
- ・ 居住機能としての再生 (移住者向け住宅、学生寮や学生シェアハウス等)
- ・ 店舗や工房としての活用 (体験型サービス拠点としての整備)
- ・ チャレンジショップとしての活用 (シェアキッチン、学生創業支援等)
- ・ コミュニティ施設としての活用 (多様な人が集う交流スペースの整備) 等

【イメージ例】

■ 空き家をシェアオフィスに再生 (神奈川県川崎市)

事業者が築 90 年以上という元診療所兼住宅をシェアオフィスに再生し運営している。シェアオフィス 5 室のほか、コワーキングスペース、2 つのレンタルスペースにカフェ等を備える。



出典: 健美家ホームページ

■ 空き家を地域交流施設に再生 (福岡県福岡市)

事業者が築 40 年を超える空き家を活用して地域交流スペースを整備し、近隣の人々がふらりと立ち寄れるカフェ、休憩・おむつ替えのスペース、学校帰りに宿題ができる場所、チャレンジショップ等を備える。



出典: 吉浦ビルホームページ

(2) 安全・快適な住環境の整備

道路が狭隘で街区形成が不十分なため、土地利用効率や防災性能の低いエリアについては市街地環境の改善（良好な街区形成、防災機能の向上等）を図る。また、エリアの再整備により集約化した空間を活かし、安全で歩いて楽しいまちづくりを推進するとともに、駐車場や広場等の整備を図ることで、継続して人が住み続けることができる時代に即した居住環境の整備を図る。

(主な取組の一例)

市街地環境の改善

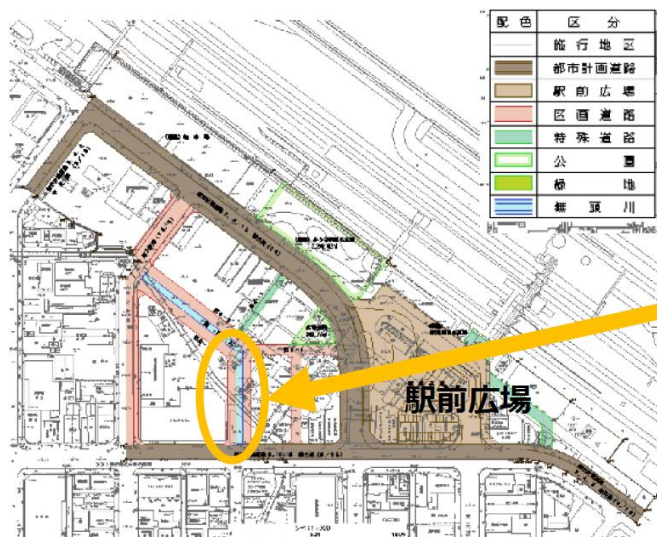
- ・エリアの再整備（土地区画整理事業・市街地再開発事業等）
- ・都市型住空間の整備（マンション等）
- ・バリアフリー化の推進
- ・歩道や自転車レーンの設置及び拡幅
- ・駐車場や広場等の整備
- ・災害に強いまちづくりの推進

等

【イメージ例】

■富良野駅前地区集約換地型区画整理事業（北海道富良野市）

バラバラに分布する敷地を土地区画整理事業の申し出換地で集約（大きな街区を形成）し、その土地に市街地再開発事業により、住宅、店舗、中心街活性化センターを整備している。



出典：国土交通省資料（土地区画整理事業活用事例）

（３）多様性のある地域社会の形成

高齢者、障がい者、移住者、外国人等の全ての人が、社会参加しながらいきいきと活動できる多様性のある地域社会の形成を図るとともに、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進を図る。

また、本市は高等教育機関に通学する留学生や外国人住民の割合が多いという特性から、外国人向け生活支援相談窓口を設置することや、多様な言語に対応した多様な媒体（ケーブルテレビ・広報紙等）による行政・生活情報の提供体制を構築し、外国人にも優しい住環境を目指す。

(主な取組の一例)

高齢者、障がい者、移住者、学生、外国人等の活躍の場の整備

- ・様々な主体が活躍できる社会参加しやすい仕組みの検討
- ・人が集い、交流できる拠点の整備

等

【イメージ例】

■シェア金沢（石川県金沢市）

社会福祉法人が運営するシェア金沢では、サービス付き高齢者住宅に居住する高齢者を始めとして都市部からの移住者や学生等が、ボランティア・農作業・多世代交流・住民自治等を行いながら生活している。また、ケアが必要になった場合には、併設事業所等から介護等のサービスを受けることができる。

◎シェア金沢の全体像（総面積：約11,000坪）

-  : サービス付き高齢者向け住宅
 : 障害児入所施設  : 学生向け住宅



◎運營主体・住民

- ・運営主体：社会福祉法人佛子園
- ・取組開始：2013年9月
- ・高齢者住宅の戸数：全32戸
- ・入居者：単身、夫婦
- ・年齢：60代～90代
- ・元々の居住地：金沢市、石川県内（金沢市以外）、県外（東京圏、大阪圏など）
- ・要介護度：自立（非該当）、要支援、要介護

◎住まい・まちづくり

- ・1戸の居住スペース：42～44㎡
(LDK 10畳)、寝室 (6.6畳)、クアイン加ベツト (2.9畳)・浴室・洗面・トイレ ※その他、複数世帯の共有スペースあり
- ・バリアフリー構造、ペットも入居可。賃貸借契約。
- ・多世代 (高齢者・障害児・学生) の住居をバラバラに配置し、交流推進。

◎活動

- ・希望に応じて共同売店での就労ボランティアに従事（売上は従事者で配分）
- ・農園での農作業の実施も可能。
- ・居住する高齢者・学生による住民組織が組織されている。
- ・居住する障害児・学生や、周辺地域から店舗等に來訪する地域住民などとの交流が盛ん（多世代交流）。

◎ケア

- ・要支援・要介護者は併設している訪問介護事業所の介護サービスを利用（地域の他事業所を継続して利用している者もいる）。
- ・医療が必要な場合に備え、医療機関と提携している。

(資料) シェア金沢ホームページ等に基き作成。

外国人に優しい住環境の整備

- ・ 多様な言語、多様な媒体（ケーブルテレビ・広報紙等）による行政・生活情報の提供
- ・ 多文化共生の拠点づくり
（多文化共生の社会をともに創るための交流・活動拠点の整備）
- ・ 外国人向け生活支援相談窓口等の設置

等

【イメージ例】

■八千代市多文化交流センター（千葉県八千代市）

市内に在住する外国人が生活する上での相談窓口の設置や多言語での情報発信等、ともに地域づくりに参加できる環境づくりの拠点として、八千代市が商店街の空き店舗を活用して開設した施設である。

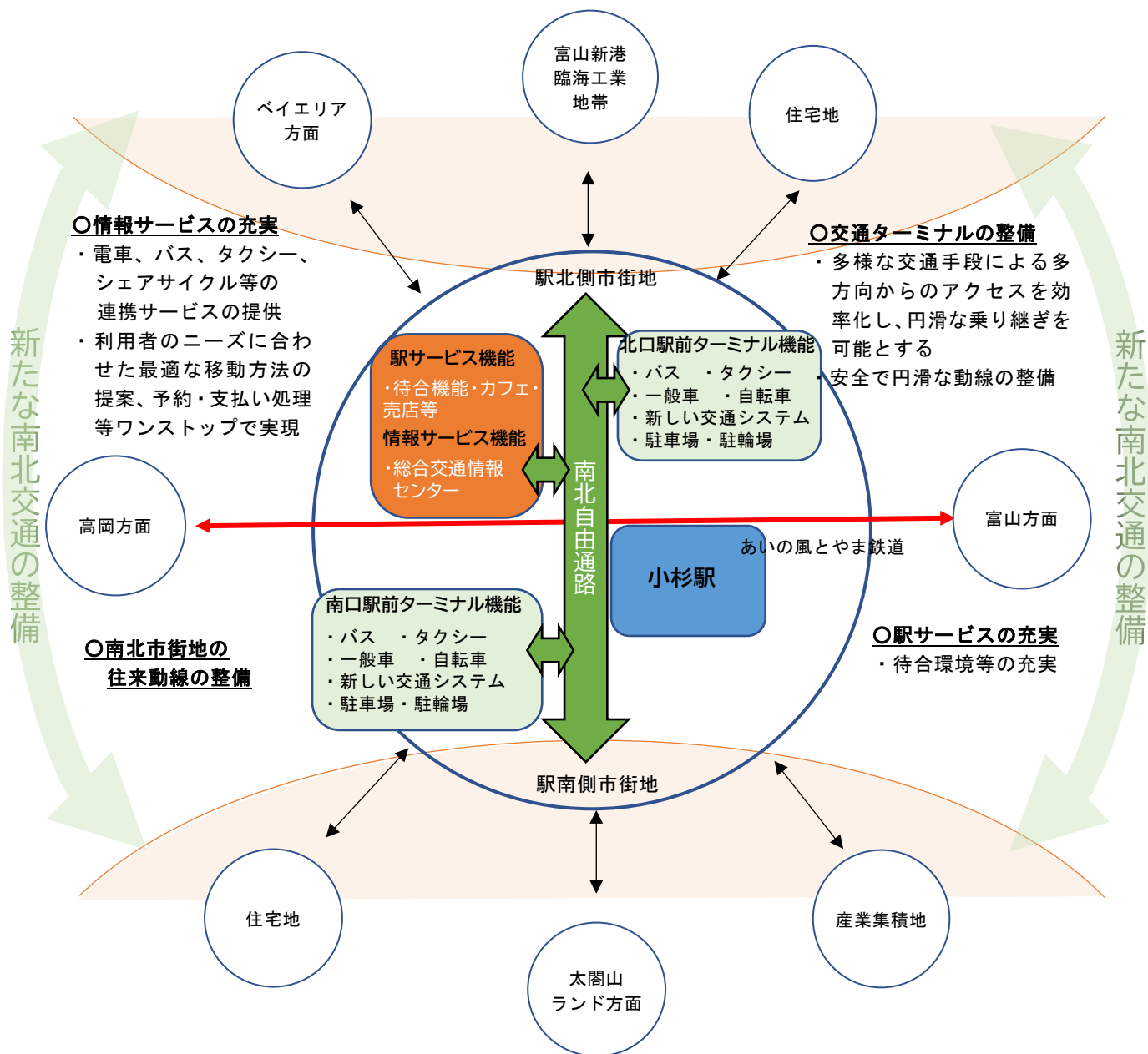


出典：八千代市ホームページ

3 まち・ひと・ものをつなぐシームレスな交通ネットワークの形成

本市の陸の玄関口として、産業集積地域や住宅地・観光地へのアクセス向上を図るため、駅を中心とした交通拠点として整備し、シームレスで利便性の高い交通ネットワークの確立を目指す。また、ICTやIoT技術を活用した※DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進により、あらゆるものをつなぎ合わせ駅の利便性向上を目指す。

※DX(デジタル・トランスフォーメーション): デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること



(1) 交通ターミナルの整備とネットワークの強化

多様な交通手段による多方向からのアクセスに対して、円滑な乗り継ぎを可能とする交通ターミナルを整備する。また、待合環境及び情報提供の充実を図るため、駅前広場及び駅サービス機能の再整備を図る。更には、D Xの推進により、公共交通の自動運転等の検討を進める。

(主な取組の一例)

快適な交通ターミナルの整備

- ・公共交通ターミナルの整備
- ・快適な待合環境の整備
- ・パーク&ライド、まち歩き等に対応できる駐車場の整備 等

多様な2次・3次交通機能の乗り入れ拡充と乗り継ぎの利便性の向上

- ・2次・3次交通への利便性の向上
- ・シェアサイクルステーションの整備 等

DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

- ・自動運転等の新たな技術を活用した交通システムの導入
- ※- ・M a a Sの促進による地域交通の利便性向上 等

※MaaS(Mobility as a Service):交通をその種別等に関わらず移動のための一連の手段として位置づけ、それらをICTの活用により、一つの統合されたサービスとして捉える概念

【イメージ例】

■土佐くろしお鉄道 中村駅（高知県四万十市）

待合空間で学生等が学習スペースとして使用できるように整備されている。また、イベントスペースとしても利用できる広い空間を確保している。



出典:土佐くろしお鉄道株式会社 公式ホームページ

■自動運転バス 公道の定常運行（茨城県境町）

自治体が自動運転バスを公道で走らせて定時運行する国内初の事例として 2020 年 11 月より運行している。境町が自動運転バス 3 台を購入し、運行業務を事業者に委託。事業者は複数の自動運転車両の運行を遠隔地から同時に管理・監視できる自動運転車両運行プラットフォームで、自動運転バスの運行を管理している。運行ルートはまちの中心部に設定された往復約 5km のコース。2 台を 1 日 16 便運行させて、その間に残る 1 台の充電やメンテナンスを行う体制を整えている。

（乗車人数：11 名、乗車料金：無料、走行速度：18 km）



出典：茨城県境町ホームページ



■HELLO CYCLING、ドコモ・バイクシェア（シェアサイクルシステム）

スマートフォンやタブレット等の携帯端末専用アプリで全国共通で利用できる新しいシェアサイクルサービスシステムを使って予約・貸出・返却・課金処理や鍵の制御、バッテリー残量・GPS 位置情報の取得等のサービスが利用できる。電動アシスト自転車を使用し、サイクルポートの設置には大掛かりな工事は不要で、自転車スタンドとビーコンを設置するだけでわずかなスペースでも設置することができ、全国各地で展開されている。



出典：HELLO CYCLING ホームページ



出典：ドコモ・バイクシェア ホームページ

（２）鉄道を横断する南北交通の整備

駅の南北間の一体的な利活用やにぎわいを創出するため、駅と一体となった歩行者のための自由通路の整備を図るとともに、車両等においてもスムーズで安全な南北交通の実現を図る。

（主な取組の一例）

安全で快適な南北交通の検討

- ・ 小杉駅の自由通路の改善・整備（駅の橋上化、[※]ペデストリアンデッキの検討等）
- ・ 新たな南北道路の整備検討 等

※ペデストリアンデッキ：駅の橋上化と合わせて南北を結ぶ歩行者路として鉄道及び駅前広場上空等に整備される高架構造物で通路空間と広場空間で構成される。

【イメージ例】

■あいの風とやま鉄道 石動駅（富山県小矢部市）

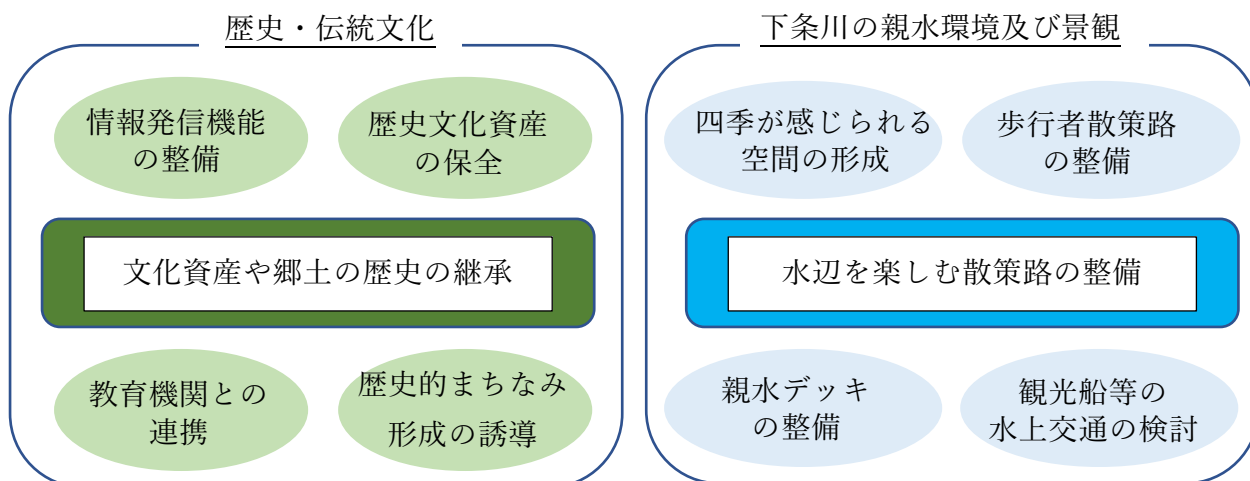
石動駅・市民図書館合築施設を整備するとともに、南北を結ぶ自由通路が整備されている。



出典：小矢部市ホームページ

4 歴史・文化・自然を継承するまち・ひとづくり

本地区は、旧北陸道の宿場町として発展した歴史・文化や下条川の美しい水辺空間等のまちの魅力があり、それらを活かした四季折々の祭りやイベント、郷土の偉人を将来に語り継ぐフォーラムを開催する等、地域が一体となってまちの活性化に取り組んでいる。これらの取組を継続するとともに、地域に関わる多様な人々と連携協働しながら、魅力が溢れるまちづくりを目指していく。



(1) 歴史・文化の継承とまちなみの形成

旧北陸道の宿場町として発展したエリアには史跡や神社仏閣等の歴史・文化遺産が多く存在しており、鰻絵や小杉焼等の伝統工芸や文化が受け継がれている。これらのまちの持つ魅力を活かし、まちなみ形成を行うことで、郷土意識の向上やまちのにぎわい形成を図る。

また、地域が主体となって実施しているイベント等において、周辺の高等学校・高等教育機関との連携を強化する等、地域に関わる多様な人々への地域参加促進を図ることで、まちの活性化を推進していく。

(主な取組の一例)

歴史・文化の保全と活用

- ・歴史及び文化資産の保全と継承
- ・歴史的まちなみ形成
- ・情報発信機能の整備
- ・高等学校・高等教育機関との連携

- ・地域活動への学生の参画促進
- ・まちの景観を活かした[※]インスタレーション・アートの実施

等

※インスタレーション・アート: 展示空間を含めた全体を作品として観客がその場で体験できる芸術作品

■旧北陸道アート in 小杉

旧北陸道沿いの魅力ある歴史・文化が感じられるまちなみにおいて、アートの展示やスタンプラリー等のイベント、コンサート等を行っている。旧北陸道沿いの商店街においては、木象嵌の体験や商店街の商品を使った料理教室を実施する等、まちが一体となって開催している。



資料:旧北陸道アート in 小杉 Facebook

■鰻絵看板

鰻絵を描く左官職人として初代帝国ホテルや中国大連の銀行の建物等、国内外を代表する建築物に携わった竹内源造が生まれた故郷であることから、鰻絵という伝統文化はこの地域の特色である。その特色を活かし、旧北陸道のまちなみの商店街を中心に、鰻絵の看板を掲げている。これらの鰻絵看板は、平成 17 年から 23 年にかけて、射水市商工会が地区内の各商店等と協同で制作したものであり、歴史と文化を感じられるまちなみの景観の一つとなっている。



（２）下条川の親水環境・景観の充実

伊勢領橋から大江橋までの下条川両岸に整備された約 2.7km にわたる桜並木は開花時期に美しい景観を形成する。加えて、川沿いには散策路とともにポケットパーク等の公園や緑地が整備されている。これらの景観の魅力を一層高めるため、親水デッキの設置等、水辺空間の整備を推進していく。また、草木等の管理による景観の保全を図るとともに、四季が感じられる空間の形成や観光船等の水上交通を検討し、散策路としての充実を図っていく。

（主な取組の一例）

下条川の水辺空間の保全と活用

- ・ 散策路の整備
- ・ 四季が感じられる空間の形成
- ・ 親水デッキの整備
- ・ 下条川の維持管理（水質改善や川底の土砂浚渫、草木等の管理）
- ・ 観光船等の水上交通の検討 等

■下条川の桜並木

下条川の両岸に整備された約 2.7km にわたる桜の散策路は、開花時期には桜並木が美しく彩られる。



資料：富山県ホームページ（富山さくらの名所 70 選）

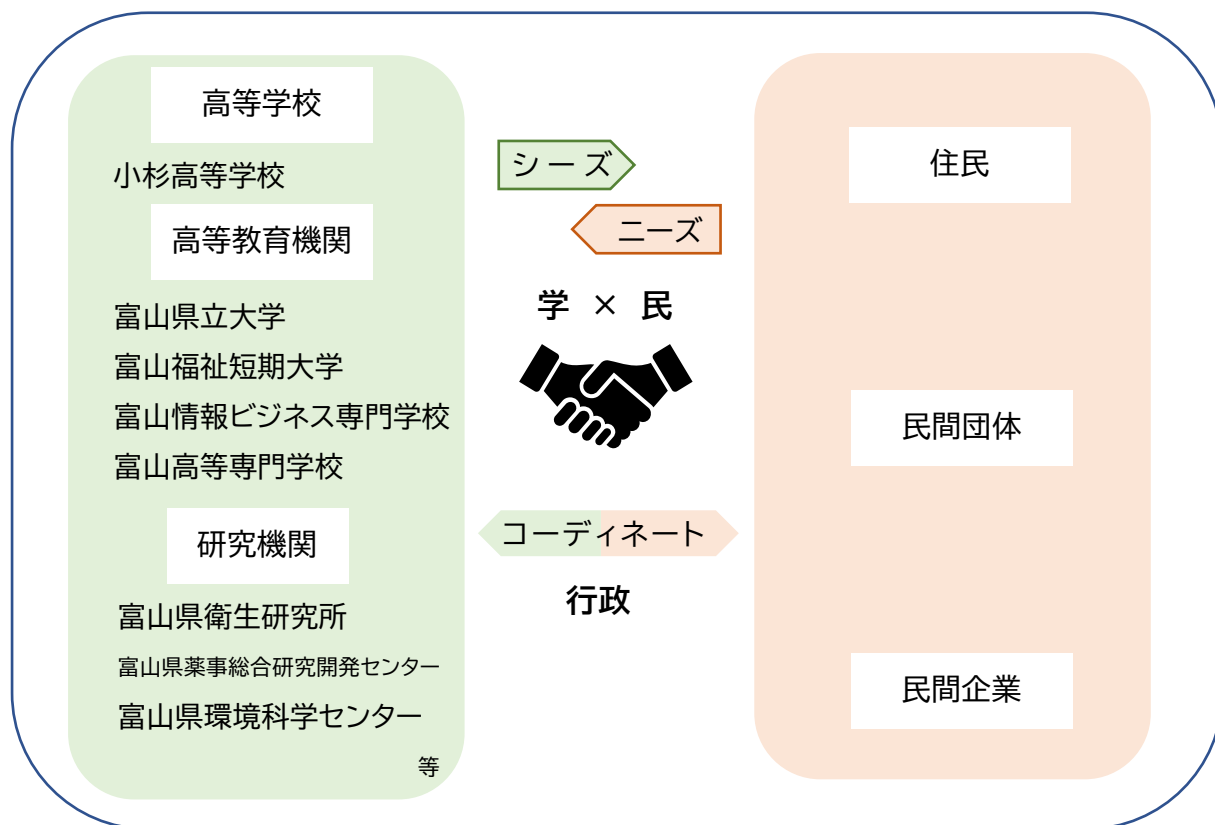
■下条川における花見遊覧船の実証運行

（区間：高寺橋～稲積 期間：平成 29 年 4 月 1 日～9 日）



5 「知」の拠点とともに創る次世代のまちづくり

高等教育機関や研究機関が集積する強みを活かし、地域や行政を含めて連携できるプラットフォームを構築する等、連携体制を整備することで、地域の課題解決やまちの活性化を図る。



(1) 学生が主体的に関わる交流・活動の場の創出

駅周辺において、会議スペース等、学外での学生の学びや交流の拠点を設けることで、地域におけるフィールドワークでの利用や、授業カリキュラム外での学生の地域活動等の促進を図る。

(主な取組の一例)

学生と地域との交流、連携の機会創出

- ・ 学生と地域との交流の機会創出及び交流拠点の整備
- ・ 地域活動への学生の参画促進
- ・ フィールドワーク等の学生のまちづくりへの参画機会の創出 等

（２）「知」のプラットフォームとしての拠点の創出

学術研究機関、行政、住民、事業者等、地域に係る多様な主体が参画する連携体制を構築し、「知」のプラットフォームとして地域課題の解決を図るとともに、新たなまちづくりを推進する。

（主な取組の一例）

高等教育機関等のネットワークの強化と地域との連携創出

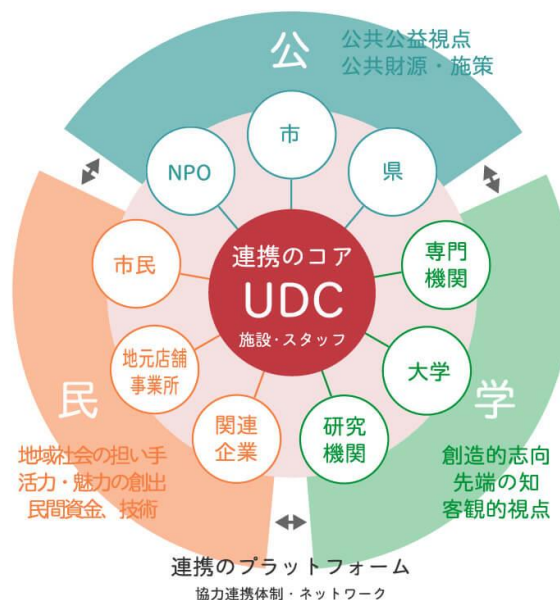
- ・産学官・地域連携の拠点の整備（アーバンデザインセンター（UDC）設立の検討等）
- ・市内高等教育機関のコンソーシアムの設立 等

【イメージ例】

■アーバンデザインセンター

（課題解決型＝未来創造型まちづくりのための公・民・学連携のプラットフォーム）

行政都市計画や市民まちづくりの枠組みを超え、地域に係る各主体が連携し、都市デザインの専門家が客観的立場から携わる新たな形のまちづくりの組織及び拠点。全国 21 拠点到展開し、それぞれのUDCで課題やプレイヤー構成は異なるが、従来の行政主導型・住民主導型・企業主導型といった枠組みを超え、各拠点では「新たなまちづくりスキーム」が模索・構築されている。



出典：アーバンデザインセンター坂井（UDCS）ホームページ

第4章 小杉駅周辺地区の整備について

1 土地利用ゾーニング

前章のまちづくり基本方針を具体的に地域で展開するに当たり、以下のような土地利用ゾーニングを基本に機能の配置及び施設の整備を検討する。

① ステーションエリア

本市の都市中核拠点の中心に当たり、駅が持つ広域アクセスの利便性、集客力を活かして駅及び周辺に集中的・戦略的に多様な都市機能の集積を図るエリアである。子育てや学習支援、交流機能、新たなワークスタイルに対応したスペースや商業・サービス施設の立地誘導等を積極的に進め、多くの人が集い、行き交い、魅力と活気に溢れるエリアの形成を図る。

② 駅北市街地ゾーン(小杉駅北側エリア)

旧北陸道中心に市街化したエリアであり、商店街を中心に形成されているまちなみには市民の交流拠点として救急薬品市民交流プラザが整備されている。商店街や既存施設等と連携を図りながらまちづくりを進めることで、地域の利便性の向上やまちの活性化を図っていく。

また、このエリアにおいては狭隘道路や不整形な敷地が多く、空き家・空き地も発生しているため、空き家等の活用により面的な市街地の再整備を進め、多様な世代に選ばれる安全・快適な住環境の形成を図る。

③ 駅南市街地ゾーン(小杉駅南側エリア)

南側エリアは計画的に市街化が図られたことにより、生活道路や街区が整った良質な居住空間を形成している。こうした優位性を活かし、残されている未利用宅地での居住の促進を図るとともに多様な世代に選ばれる快適で安全な住環境の形成を図る。

④ 賑わい・交流軸

駅を起点に学生をはじめ多くの人が行き来する象徴的な通りである。この沿道において、通勤・通学の途中で気軽に立ち寄り快適な時間を過ごせるような機能を整備することで、学生のまちなかへの誘導や滞留を促し、まちなかのにぎわいを創出する。

⑤ 歴史・文化のまちなみ形成軸

旧北陸道沿いの歴史・文化資源を活かして、歴史的なまちなみ景観の形成を図るとともに、鰻絵や小杉焼等の伝統工芸の体験やまち歩きが楽しめる環境を整備することで、まちの魅力の向上を図る。

⑥ 水辺景観軸・水辺を楽しむゾーン

下条川の桜並木等の美しい景観や自然環境の維持・保全を図りつつ、水と緑が調和した四季折々の美しい景観を楽しみながら散策ができるゾーンの形成を図る。

⑦ 南北自由通路及び南北道路

駅利用者や市民の快適な南北交通を実現するため、南北自由通路の整備を図る。また、車両等の南北交通については、駅周辺地区だけではなく本市全体の道路整備として検討し、スムーズな南北交通の形成を図る。

小杉駅周辺地区まちづくり基本構想 ゾーニング及びプロジェクト展開イメージ図

凡例

- ステーションエリア
- 多機能複合交通ターミナル
- 賑わい・交流軸
- 歴史・文化のまちなみ形成軸
- 市街地ゾーン (駅北側、駅南側)
- 水辺景観軸・水辺を楽しむゾーン
- 南北道路改良等
- 南北自由通路
- 市街地区域

駅北側ゾーン

- **アクセシビリティ・集客力を活かした市民交流機能・都市機能の充実**
 - 駅周辺の商業・サービス施設等の立地誘導
 - 緊急用品市民交流プラザ等の既存施設の活用
 - 商店街の活性化
- **子育てしやすいステーションエリアの創造**
 - 子育て支援機能の整備
 - 人が集い、時を過ごせる空間の整備
- **文教ゾーンとしてのにぎわいの創造**
 - 学習スペース及び会議スペースの整備
 - 学生と住民、事業者等の交流拠点の整備
 - 学生寮や学生シェアハウスの整備
 - 学生創業のチャレンジショップの整備

駅南側ゾーン

- **下条川の親水環境・景観の充実**
 - 散策路の整備
 - 四季が感じられる空間の形成
 - 親水デッキの整備
 - 下条川の維持管理
 - 観光船等の水上交通の検討
- **学生が主体的に関わる交流・活動の場の創出**
 - 学生と地域との交流の機会創出及び交流拠点の整備
 - 地域活動への学生の参画促進
 - フィードバック等の学生のまちづくりへの参画機会の創出
- **「知」のプラットフォームとしての拠点の創出**
 - 産学官・地域連携の拠点の整備
 - 市内高等教育機関のコンソーシアムの設立

駅東側ゾーン

- **交通ターミナルの整備とネットワークの強化**
 - 公共交通ターミナル及び快適な待合環境の整備
 - パーク＆ライド、まち歩き等に対応できる駐車場の整備
 - 2次・3次交通への利便性の向上
 - シェアサイクルステーションの整備
 - DX (デジタルトランスフォーメーション) の推進
- **賑わい・交流軸**

駅西側ゾーン

- **空き地・空き家のリノベーションによる多様な活用**
 - 地域のニーズに合わせた空き家等の利活用 (オフィス、店舗、工房、コミュニティ施設等) としての活用、居住機能としての再生
- **安全・快適な住環境の整備**
 - エリアの再整備 (土地区画整理事業、市街地再開発事業等)
 - 都市型住空間の整備 (マンション等)
 - バリアフリー化の推進
 - 歩道や自転車レーンの設置及び拡幅
 - 駐車場や広場の整備
- **多様性のある地域社会の形成**
 - 高齢者、障がい者、移住者、学生、外国人等の活躍の場の整備
 - 多様な言語、多様な媒体による行政・生活情報の提供
 - 多文化共生の拠点づくり
 - 外国人向け生活支援相談窓口等の設置
- **歴史・文化の継承とまちなみの形成**
 - 地域の歴史及び文化資産の保全と継承
 - 歴史のまちなみ形成
 - 情報発信機能の整備
 - 高等学校・高等教育機関との連携
- **歴史・文化のまちなみ形成軸**
- **水辺景観軸**
- **水辺を楽しむゾーン**
- **多機能複合交通ターミナル**
- **賑わい・交流軸**
- **駅北側ゾーン**
- **駅南側ゾーン**
- **駅東側ゾーン**
- **駅西側ゾーン**
- **南北道路改良等**
- **南北自由通路**
- **市街地区域**

〈プロジェクト別推進体制・スケジュール・対象エリアのイメージ〉(1 魅力ある都市機能と人が集い行き交うステーションエリアの形成)

まちづくり方針	取組方針	事業イメージ	内 容	推進体制					想定スケジュール				対象エリア			
				行政	学術・研究・機関	交通・事業・企業	民間・団体	住民	短期 (5年以内着手目安)	中期 (5～10年以内着手目安)	長期 (10～20年以内着手目安)	ステーションエリアゾーン	駅周辺地域分塊	駅北・駅南・駅西・駅東・まちの形成	水辺・緑地・文化の形成	全域
1 魅力ある都市機能と人が集い行き交うステーションエリアの形成	(1) アクセシビリティを高める、市民交流機能・都市機能の充実	駅・多機能複合化	駅・多機能複合化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			地域の交流スペースの整備	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			学習や仕事等、多用途で利用できるスペースの整備	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			交通ターミナルの整備	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		駅周辺への商業・サービス施設等の立地誘導	駅周辺への商業・サービス施設等の立地誘導	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			救急用品市民交流プラザ等の既存施設の活用	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			商店街の活性化	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			子育て支援機能の整備	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		子育てしやすいステーションエリアの創造	子育てしやすいステーションエリアの創造	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			子育てしやすいステーションエリアの創造	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 文教ゾーンとしてのにぎわいの創出	(2) 文教ゾーンとしてのにぎわいの創出	学習スペース及び会議スペースの整備	学習スペース及び会議スペースの整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			学生と住民、事業者等の交流拠点の整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		学生寮や学生シェアハウスの整備	学生寮や学生シェアハウスの整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			学生創業のチャレンジショップの整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○



〈プロジェクト別推進体制・スケジュール・対象エリアのイメージ〉（2 安全・快適で住み続けたい市街地環境の整備）

まちづくり方針	取組方針	事業イメージ	内 容	推進体制			想定スケジュール			対象エリア								
				行政	学術・研究機関	交通事業者	民間企業	民間団体	住民	短期 (5年以内着手目安)	中期 (5～10年以内着手を目安)	長期 (10～20年以内着手を目安)	ステーション周辺エリア	駅北・駅南・駅前市外延ゾーン	駅前・賑わい・交流圏形成ゾーン	歴史・文化・まちづくりエリア	水辺・景観・緑地	全域
2 安全・快適で住み続けたい市街地環境の整備	(1) 空き地・空き家のリノベーションによる多様な活用	地域のニーズに合わせた空き家等の利活用	・オフィスとしての活用 ・居住機能としての再生 ・店舗や工房としての活用 ・チャレンジショップとしての活用 ・コミュニティ施設としての活用	○	○		○	○		――	――	――	○					
		エリアの再整備 (土地区画整理事業、市街地再開発事業等)	・土地区画整理事業等の検討・実施 ・事業可能性調査や合意形成	○			○		――	――	――	○						
	(2) 安全・快適な住環境の整備	都市型住空間の整備	多様な世代に選択される安全・快適な住空間を整備 ・マンション ・子育て世代向けの住宅 ・高齢者向けのサービス付き住宅 ・移住者や学生向けの住宅	○			○		――	――	――	○	○					○
		バリアフリー化の推進	・歩行路面の段差の解消や誘導ブロックの設置 ・車いす用スロープの設置 等	○		○			――	――	――							
		歩道や自転車レーンの設置及び拡幅	・歩道や自転車レーンの設置及び拡幅等による歩いて楽しめる空間形成	○					――	――	――	○						
		駐車場や広場等の整備	・まちなか駐車場 ・市民や学生等の駅利用者が集うことができる広場等	○			○		――	――	――	○	○					
	(3) 多様性のある地域社会の形成	災害に強いまちづくりの推進	・広場等の防災空間の適正配置 ・洪水及び内水氾濫への対策（地盤のかさ上げ等）	○						○	――	――	――					○
		高齢者、障がい者、移住者、学生、外国人等の活躍の場の整備	・様々な主体が活躍できる社会参加しやすい仕組みの検討 ・人が集い、交流できる拠点整備	○	○		○	○	○	――	――	――	○	○	○	○		
		多様な言語・多様な媒体による行政・生活情報の提供	・外国人にとって住み良い環境づくりの推進 (外国人居住者向け情報提供サービスの充実等)	○				○		――	――	――						○
		多文化共生の拠点づくり	・多文化共生の社会を共に創るための交流・活動拠点 (外国人と日本人が共同で生活ができるシェアハウス等)	○	○		○	○		――	――	――		○	○	○		
		外国人向け生活支援相談窓口等の設置	・外国人が安心して暮らすための支援サービス窓口等の設置	○						――	――	――	○	○				

―― 検討・調整等 → 事業着手

〈プロジェクト別推進体制・スケジュール・対象エリアのイメージ〉（3 まち・ひと・ものをつなぐシームレスな交通ネットワークの形成）

[illegible]

▲検討・調整等 → 事業着手

〈プロジェクト別推進体制・スケジュール・対象エリアのイメージ〉（4 歴史・文化・自然を継承するまち・ひとつくり）

まちづくり方針	取組方針	事業イメージ	内 容	推進体制				想定スケジュール			対象エリア				
				行政	学術・研究・機関	交通・商業・事業者	民間・企業・団体	住民	短期 (5年以内着 手目安)	中期 (5～10年 以内着 手目安)	長期 (10～20年 以内着 手目安)	コア エリア	周辺 エリア	歴史・文化・自然の継承	水辺・緑地の整備
4 歴史・文化・自然を継承するまち・ひとつくり	(1) 歴史・文化の継承とまちなみの形成	地域の歴史及び文化遺産の保全と継承	・ まちの魅力である歴史や文化遺産の後世への継承	○			○	○				○	○	○	
		歴史的まちなみ形成	・ 歴史や伝統文化等の魅力を活かしたまちなみ形成	○			○	○				○		○	
		情報発信機能の整備	・ AR（拡張現実）技術を使った歴史・文化遺産案内システム等 ・ まちの歴史や文化を発信できる拠点の整備	○	○		○	○	――			○		○	
		高等学校・高等教育機関との連携	・ 地域活動への学生の参加促進 ・ まちの景観を活かしたインスタレーション・アートの実施	○	○		○	○				○		○	
		散策路の整備	・ 下条川の桜並木等を活かした美しい景観を楽しめる散策路	○				○	――						○
	(2) 下条川の親水環境・景観の充実	四季が感じられる空間の形成	・ 花植え活動等を促進 ・ 緑地空間の改善・整備	○			○	○							○
		親水テッキの整備	・ 下条川の美しい緑地景観と水面の景観が楽しめる環境形成	○			○	○	――						○
		下条川の維持管理	・ 下条川の適切な維持管理による美しい水辺環境及び景観を維持 (水質改善や川底の土砂浚渫、草木等の管理)	○			○	○							○
		観光船等の水上交通の検討	・ 観光船や水上タクシーの運行の検討 (下条川の水辺環境や景観を楽しめる機能の整備)	○			○	○	――						○

―― 検討・調整等 → 事業着手

〈プロジェクト別推進体制・スケジュール・対象エリアのイメージ〉（5「知」の拠点とともに創る次世代のまちづくり）

まちづくり方針	取組方針	事業イメージ	内 容	推進体制						想定スケジュール			対象エリア				
				行政	学術・研究機関	交通事業者	民間企業	民間団体	住民	短期 (5年以内着手目安)	中期 (5～10年以内着手を目安)	長期 (10～20年以内着手を目安)	ステーションエリア	野北・市街地ゾーン	駅前・市外ゾーン	開き・賑わいゾーン	水辺・景観形成
5 「知」の拠点とともに創る次世代のまちづくり	(1) 学生が主体的に関わる交流・活動の場の創出	学生と地域との交流の機会創出及び交流拠点の整備	・授業カリキュラム以外の学生活動における地域との意見交換による課題の共有 ・学生がフィールドワークを実施することができる拠点の整備	○	○							○	○	○	○	○	
				○	○									○	○	○	○
	(2) 「知」のプラットフォームとしての拠点の創出	産官・地域連携の拠点の整備	・地域に関わる多様な主体が参画する連携体制及び拠点（アーバンデザインセンター（UDC）設立の検討等）	・各高等教育機関の相互連携を深め、教育研究のさらなる向上とその成果を地域社会へ還元することを目的とした連携体制の構築	○	○		○	○	○		○	○	○			
○					○		○	○	○				○	○	○		

▲検討・調整等 → 事業着手

第5章 基本構想の推進に向けて

1 事業手法

① 事業化に向けた検討

基本構想は、地区の将来像、まちづくりの基本的な方針を示したものである。今後、具体化に向け、関係者との合意形成等を図りながら、基本計画・基本設計・実施設計等の計画の策定や諸手続、事業化に向けた検討を着実に進める。

② 多様な事業手法による段階的な整備

民間活力の導入による多様な事業手法や先進的取組等を参考に関係機関等と連携を図りながら、基本構想の実現に向けた最適な手法を検討・協議する。また、既存施設の活用・土地や建物の所有関係・事業期間・事業費等を十分に検討する等、実現可能なものから段階的な事業展開を図る。

③ 関係者等との協議・合意形成と民間活力の推進

基本構想の実現に向けて、関係機関や関係事業者、地権者等との協議・合意形成を推進する。特に、交通ターミナルの整備に関しては鉄道事業者との綿密な連携・調整のもと、事業の推進を図る。また、民間が主体的に参加できる体制を整え、民間事業者と合意形成を図りながら、民間主体による事業推進を図る。

④ 多様な主体の協働によるまちづくりの推進

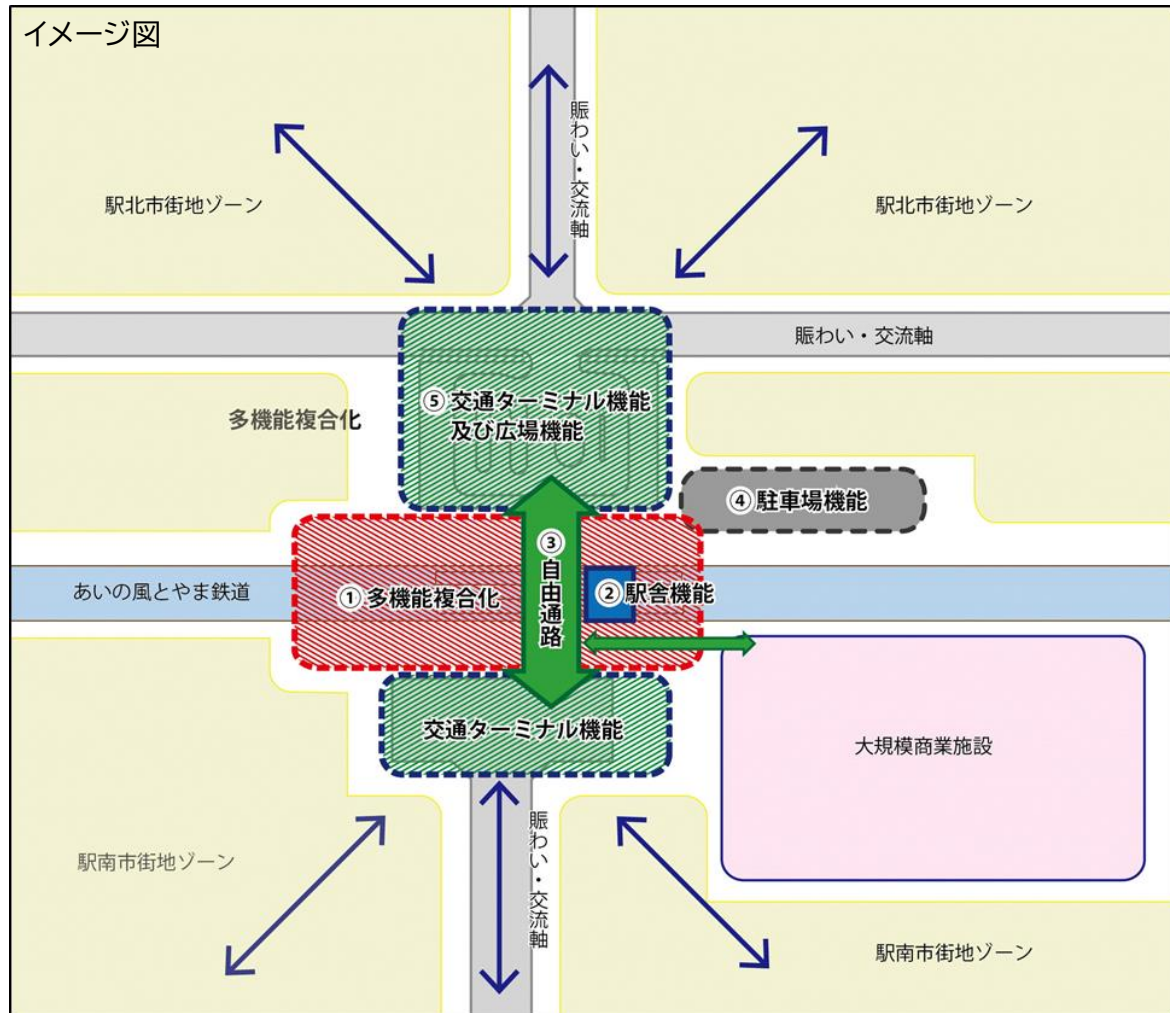
市民をはじめ、事業者や関係団体並びに学生等の多様な主体が協働でまちづくりを推進する。市民や小杉まちづくり協議会等との意見交換を実施するとともに、情報発信に努め、今後の計画策定から事業の実現にいたるまで、協働・連携により事業の推進を図る。

⑤ 公共施設の適正化、適正配置

複合的な公共施設整備にあたっては、公共施設の適正化・適正配置を念頭に施設の集約化等を図る。

2 駅の都市機能集約化イメージ

小杉駅を中心ににぎわいを創出し地域活性化を図るには、駅周辺の市街地の土地利用に加え、駅の都市機能を向上させ、交通ターミナルとしての役割を高める必要がある。駅の多機能複合化、都市機能の集積及び南北の一体的利活用を進めるに当たり、次のことを念頭に置き整備を検討するものとする。



① 多機能複合化

- ・ 駅利用者のニーズを捉えた施設整備や駅周辺の活性化を推進するため、射水市公共施設個別施設計画との整合性を図りながら公的空間の整備を図る。
- ・ 駅の交通機能に付加して、観光案内機能や学習・仕事を行うことができるスペースを設けることで、駅利用者の利便性の向上を図る。
- ・ パーク＆ライドや子どもを預けることができる保育園や託児所等を整備し、子育て世代の支援を図る。
- ・ 学生や子育て世代等が利用しやすいカフェ等、商業機能の立地を図る。
- ・ ※ P P P等の手法を活用した民間投資や商業・サービス業の誘致等、民間活力を積極的に活用する。 ※ P P P：官と民がパートナーを組んで事業を行うという新しい官民協力の形態

② 駅舎機能

- ・鉄道やバス等の交通利用者の待合室を設け、乗り継ぎの利便性を担保する。
- ・移動や案内表示等のバリアフリー化を進め、利用しやすい駅舎を整備する。
- ・駅の整備に伴い、改札口の集約等を検討する。(駅北・駅南の2か所に設置されているあいの風とやま鉄道の改札口を1か所に集約し、改札業務の省力化を図る等)

③ 自由通路

- ・駅を拠点に南北間の一体的な利活用や駅周辺の商業施設や、にぎわい空間との連携を図るため、南北自由通路の整備を図る。

④ 駐車場機能

- ・パークアンドライドやまち歩き、多機能複合化エリア利用者駐車場として、月極や時間貸しに対応した立体駐車場の整備を図る。

⑤ 交通ターミナル機能及び広場機能

- ・駅北及び駅南に交通ターミナルを設け、路線バス・コミュニティバス乗降場及びタクシー乗降場・送迎車場の整備を図る。
- ・駅周辺の用地が集約されることから、駅北上空部分にペDESTリアンデッキや連絡歩廊等を整備することで、広場としての機能を確保する等、駅におけるにぎわい創出を図るとともに、周辺のまち並みへの動線を確保し、エリア全体の一体感を醸成する。



TAKAOKA



IMIZU



HIMI

とやま呉西圏域連携中枢都市圏

TONAMI



OYABE



NANTO



とやま呉西圏域 令和2年度の主な取組

とやま呉西圏域都市圏ビジョン推進事業

圏域の中長期的な将来像や連携協約に基づく具体的取組等を定める都市圏ビジョンの推進を図る。

とやま呉西圏域情報発信サイト(平成28年10月5日～)
とやま呉西圏域での各種連携事業の施策、会議情報、
各事業の進捗状況などを掲載。
連携事業の進捗があった際など、随時更新している。

HP: <https://toyamagosei.jp/>



呉西ビジョン懇談会

とやま呉西圏域都市圏ビジョンの推進にあたり、外部有識者等の意見を伺うため、ビジョン懇談会を開催

- (第7回 令和2年8月3日 クロスベイ新湊)
 - ・パブリック・コメント結果の報告
 - ・第2期都市圏ビジョン(原案)の提示 など
- (第8回 令和3年2月15日 砺波図書館)
 - ・令和2年度連携事業の実績
 - ・第2期都市圏ビジョン(案)の提示 など



令和2年8月3日: クロスベイ新湊



令和3年2月15日: 砺波図書館

「第2期とやま呉西圏域都市圏ビジョン(素案)」への意見募集 (令和2年6月11日～7月10日)

令和3～7年度の5年間を計画期間とする第2期都市圏ビジョンに対し、
圏域住民から広く意見を伺うためパブリック・コメントを実施した。

県知事への要望活動(令和2年11月19日) 6市が県知事に対し、下記の4項目を要望



- (1) 連携中枢都市圏における安定した財源確保について
- (2) 圏域全体の経済成長に資する公共交通ネットワークの活性化について
- (3) 中山間地域における鳥獣被害防止対策の推進について
- (4) 富山県西部地域における経済成長を促す産業拠点施設の活用について

連携協約(変更)の締結(令和3年2月15日)

第2期都市圏ビジョンで掲げる連携事業に合わせ、連携する取組の内容
内容及び各市の役割の一部を変更する連携協約を締結



とやま呉西圏域 令和2年度の主な取組

起業・創業支援事業

起業・創業支援に関する情報共有・発信体制を構築することにより、圏域内における起業・創業者の拡大に向け、新たな掘り起しや一体的なサポートに取り組む。

令和2年度とやま呉西圏域起業・創業セミナー

参加者募集

“やりたい”を仕事にするには

学生をはじめどなたでも参加できます!

令和3年
2/28日 午前10時～12時
10時00分～10時50分 基調講演
11時00分～12時00分 パネルディスカッション

会場
ホテルニューオータニ西村
3階 万葉の間 前しりしりホール(西村ビル)

講師・コーディネーター
コーディネーター
砂原 康治氏
中小企業基盤整備機構 北陸本部
中小企業支援アドバイザー

パネリスト
大島 紀明氏 (Latticework BREWING/Tap House)
野口 朋寿氏 (tototo)
長谷川 由香里氏 (ameagua ～あめあぐあ～)

とやま呉西圏域 起業・創業セミナー (令和3年2月28日)
創業を目指す方々を対象に、起業・創業セミナーを開催

参加者数: ●●●名
うち、射水市 ●●名

<内容>

10:00～10:50 基調講演
11:00～12:00 パネルディスカッション

<講師・コーディネーター>

(独) 中小企業基盤整備機構 北陸本部
中小企業支援アドバイザー
砂原 康治氏

<開催形態>

「現地参加」または「オンライン参加」いずれかをお選びいただけます。
・現地参加: 定員40名

パネリスト

- ・大島 紀明 氏 (Latticework BREWING/Tap House)
- ・野口 朋寿 氏 (tototo)
- ・長谷川由香里 氏 (ameagua ～あめあぐあ～)



とやま呉西圏域 令和2年度の主な取組

異業種交流促進援事業

圏域内の企業交流や域外企業との新たなビジネスマッチングの実現に向けた機会創出を推進する。

メッセナゴヤ2020オンライン(令和2年11月16日～12月11日)

業種・業態の枠を超え、各出展者の持ちよる製品やサービスを当地名古屋から国内外に広く情報発信し、販路拡大や人脈形成を図る国際総合展示会「メッセナゴヤ」が、新型コロナウイルスの影響でオンライン開催に変更



出展者・来場者ともに会期中は時間、場所に制約されことなくアクセス可能で、オンラインでの名刺交換、メッセージ交換等の各種機能のほか、AIマッチングシステムにより、出展者・来場者の思いもよらない新たな出会いを創出する。

- ・登録来場者数 9,666名
- ・呉西圏域からの出展企業 14社

うち射水市の企業 4社

(株)TAPP、(有)片口屋、(有)へちま産業、(株)北陸エンジニアプラスチック)

令和3年度は、11月10日(水)～13日(土)の4日間
ポートメッセなごやでの開催に加え、オンライン
によるハイブリッド開催を予定

【前年参考】メッセナゴヤ2019(令和元年11月6日～9日)

令和元年度は1,442社・団体が出展、4日間で62,422人が来場
日本最大級の異業種交流会で、
平成29年度以降、3年連続で
「とやま呉西圏域」の特設ブースを
設置した。

《呉西圏域関連の出展》

- ・平成29年度:22小間
- ・平成30年度:24小間
- ・令和元年度:24小間



とやま呉西圏域 令和2年度の主な取組

呉西圏域ブランド育成事業（学校給食）

圏域の農林水産業の振興に向け、生産者と企業等が連携を図り、呉西圏域ブランドの育成につなげるとともに、圏域内の消費の定着化を図る。

共通献立「呉西（ごせい）な日!!」（令和2年11月24日～30日）

6市の農林水産物を使った共通の献立を学校給食で提供し、共通の献立名は、分かりやすく親しみが持てるように「呉西（ごせい）」と「豪勢（ごうせい）」をかけて名付けた。

6市の小学校・中学校・特別支援学校において提供。平成30年度から開始され、3年目となる。



美味しそうに、口いっぱい頬張って食べている姿が印象的でした（R1）

共通献立	メニュー	食材	食材提供市
	「ゴーセイなメンチカツ」	キャベツ	高岡市、射水市、小矢部市
		玉ねぎ	高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市
	「6市ミックスゼリー」	りんご果汁	高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市
		りんご果肉	南砺市
		梨果汁	射水市



・6市の111校で順次提供
射水市では11/25～27の間、
市内全小中学校（小15校、中6校）で実施

・メニューは栄養士や農業関係者で
検討して決定

ーオリジナルポスターによる説明（R1）



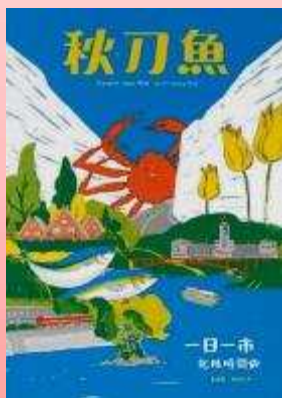
とやま呉西圏域 令和2年度の主な取組

呉西観光誘客事業

圏域の多彩な観光資源(自然・文化・産業遺産等)の連携によるマーケティング・ブランディングにより、圏域の観光エリアのPR強化・充実に努め、観光誘客を図る。

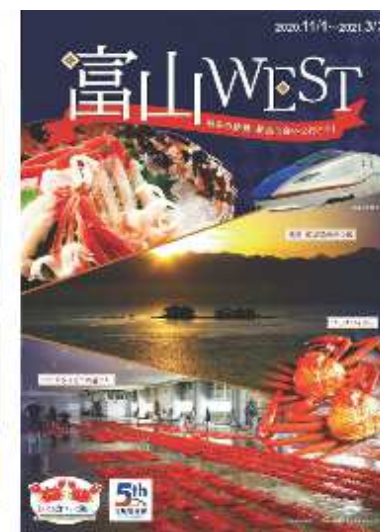
台湾プロモーション(令和元年9月～令和2年3月) ※R1年度事業の継続

台湾で広く販売されている雑誌「秋刀魚」掲載で県西部の魅力発信。さらに、(株)日本旅行とのタイアップにより、台湾プロモーションを実施。
令和2年3月30日発行号では表紙&60ページにわたる特集記事を掲載。
また、雑誌発売に併せて、同じく6市の「ひと」に着目した観光PR動画も作成し公開(令和2年5月～)。



旅行商品造成プロモーション事業

JR東日本びゅうトラベルサービスと連携し、6市の知名度向上及び誘客強化を目的に、県西部を巡る「GoToトラベルキャンペーン」旅行商品を造成。
あわせて、観光情報掲載のガイドブック「富山WEST」の制作、連動したWEBページの制作。WEB広告も展開した。



ガイドブック「富山WEST」↑

←特集WEBページと6市担当者のメッセージ動画

とやま呉西圏域 令和2年度の主な取組

呉西観光誘客事業 (続き)

圏域の多彩な観光資源(自然・文化・産業遺産等)の連携によるマーケティング・ブランディングにより、圏域の観光エリアのPR強化・充実に努め、観光誘客を図る。

旅行商品造成プロモーション事業 (続き)

★長野県における観光PRキャラバン (令和2年12月11日(金)～13日(日))

JR長野駅びゅうプラザ前にて、SNSフォロークャンペーン、抽選会及び観光地人気投票を実施したほか、6市のパンフレットセットを配布

6市担当職員で実施
(射水市港湾・観光課1名参加)

★名古屋タカシマヤ 観光プロモーション (令和3年3月10日(水)～16日(火)) ※実施予定

「中京圏の中高年女性層富裕層」を対象に、百貨店とのタイアップでテーブルウェア提案、食のご紹介、観光情報の提供。
県西部6市の工芸品や食を紹介



ノベルティ作成

6市の観光素材等をデザインに使用した「富山WESTオリジナルマスク」を制作し配布。
食・景観・祭りなど、富山県西部6市の様々な魅力を一体的にPRし富山県西部6市の認知度向上及び魅力の発信を図った。



とやま呉西圏域 令和2年度の主な取組

大学が取り組む広域的な課題解決に向けた連携の推進

6市間における広域的または共通課題の解決に向けた調査研究及び各大学が取り組む学生が主体となった地域課題解決に向けた研究や富山県内7高等教育機関が連携し実施している取組のうち、複数の自治体にまたがる事案について、共同して対応する。

とやま呉西圏域調査研究事業補助金

人口減少・少子高齢社会においても、活力ある社会経済を維持するため、大学、短期大学及び高等専門学校が圏域をフィールドとして実施する地域課題解決に資する調査研究を支援するための補助金（**年度ごとに1調査研究あたり50万円を限度**（補助率100%）として補助）

調査研究名	研究代表者	交付決定額
コミュニティ・ライド・サークルシステム実証実験における利用者データ分析とその横展開可能性の検討	富山大学 都市デザイン学部 教授 堀田 裕弘	500千円
デジタルファブリケーション体験親子教室によるものづくり教育への意識調査	富山大学 工学部 教授 中村 真人	500千円
呉西地区出身者のUターン意識形成メカニズムの解明	富山大学 芸術文化学部 講師 藪谷 祐介	500千円
山ぶどうワインの6次産業化を目的とするワインバー開設による地域活性化－地域の人々と協働する休耕田と空家の有効利用－	富山国際大学 現代社会学部 教授 川本 聖一	500千円
とやま呉西圏域におけるソーシャルデザインの構築に向けたデザイン・ドリブン・イノベーションの実践的調査研究	富山短期大学 経営情報学科 准教授 篠田 隆行	500千円

令和元年度採択事業 報告会の開催（令和2年8月6日）会場：射水市役所

前年度採択された5事業について、研究者が成果を報告。6市担当課の職員延べ67名が聴講した。

（うち、射水市職員25名出席）



とやま呉西圏域 令和2年度の主な取組

呉西地区成年後見センター運営事業 (H31～) ※「成年後見センター設置事業」から事業名変更

将来的な成年後見制度対象者の増加を見込み、相談から後見まで一貫した支援ができる成年後見センターを設置し、成年後見制度に係る各種業務等の共同利用を図る。

呉西地区成年後見センター (平成31年4月1日 開設)

成年後見制度の利用の促進に関する法律 (平成28年) に基づき策定された国の成年後見制度利用促進計画では、令和3年度までに市町村において、連携ネットワークの中核機関の設置を求めている。

これを受けて呉西圏域では、将来的な成年後見制度対象者の増加を見込み、共同利用を図りながら相談から後見まで一貫した支援ができるよう、6市、各市社会福祉協議会が協議を進め、平成31年4月に開設

設置場所 : 高岡市社会福祉協議会内



～成年後見センターでの主な業務内容～

- ・成年後見制度に関する相談業務
- ・市民後見人養成講座 ⇒ バンク登録
- ・法人後見業務

フォローアップ研修の実施 (砺波会場: 令和2年11月12日、高岡会場: 11月19日)

養成講座の修了者に対し、より知識を深めてもらうため開催。計43名が受講

(うち、射水市11名参加)

後見業務の開始

- ・家庭裁判所から依頼のあった案件について、後見業務を開始
- ・令和3年2月現在、後見受任の実績は3件。今後、受任件数をさらに増やしていきたい。
《後見受任の内訳》
砺波市 2件、小矢部市 1件

(R3.2月時点)

- ・市民後見人バンク登録者数: 56名
(高岡市18名、射水市14名、氷見市9名、小矢部市7名、砺波市5名、南砺市3名)



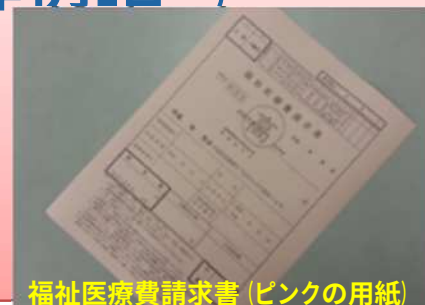
とやま呉西圏域 令和2年度の主な取組

子ども福祉支援相互連携事業 (1) 子ども医療費助成事業 ※H29から継続

助成方法の統一により、手続の煩雑さが解消され、利便性の向上が図られる。また、行政及び医療機関は事務負担の軽減が期待できることから、圏域住民が6市の「こども医療費助成制度」を利用して圏域内の医療機関を受診する場合における助成方法を、現物支給に統一する。

子ども医療費の現物給付助成の対象保険医療機関の拡大 (平成29年4月1日～)

平成29年4月1日より、福祉医療費請求書(ピンクの用紙)を使用できる医療機関及び薬局の区域を拡大した。1歳～中学3年生は、圏域内の保険医療機関等を受診したときには福祉医療費請求書が使える(0歳は県内全域)。6市の保険医療機関であれば、**受給資格証と福祉医療費請求書**により医療機関窓口で負担なしで受診できるようになった。
(6市外では、窓口で支払後に申請し返還を受ける『償還払い』による助成となる。)



福祉医療費請求書(ピンクの用紙)

対象区域の拡大、手続の簡素化

～平成29年3月31日		大幅に対象医療機関を拡大 ※利用者の利便性向上	平成29年4月1日～
高岡市	高岡市・射水市・砺波市・小矢部市・氷見市内の保険医療機関		県西部6市の 保険医療機関
射水市	射水市・高岡市内の保険医療機関		
氷見市	氷見市・高岡市内の保険医療機関		
砺波市	砺波市内の保険医療機関		
小矢部市	小矢部市内の保険医療機関		
南砺市	南砺市内の保険医療機関		

※福祉医療費請求書(ピンクの用紙)の電子化により、平成31年4月から用紙は不要になりました。

とやま呉西圏域 令和2年度の主な取組

子ども福祉支援相互連携事業 (2) 児童発達支援人材育成事業

児童発達支援に係る人材育成により、各施設の職員レベルが向上し、圏域の児童発達支援体制の充実を図る研修会や派遣を通じ、児童発達支援に係る人材育成を図るとともに、施設運営のあり方や供給量について検討する。

きずな子ども発達支援センター研修

とやま呉西圏域の保育士・幼稚園教諭を対象に、発達支援について講義、演習・グループワークを通じて人材育成を図り、各施設の職員レベルの向上と圏域の児童発達支援体制の充実を図る。
(全12回予定→コロナで全8回)

延べ参加者数:

154名

うち、射水市44名

	日程	会場	内容	講師・担当	参加者数
1	6月 3日	きずな 子ども発達 支援センター	講 義 「ペアレント・トレーニングの手法を学ぼう ～子どもとのよいかわり方～」	発達支援室	中止
2	7月 8日				19
3	6月10日		講 義 「手の発達について」	作業療法士	中止
4	8月12日				20
5	6月17日		講 義 「言語発達に遅れのある幼児の理解と支援」	言語聴覚士	中止
6	8月19日				24
7	6月24日		講 義 「運動発達の理解と遊びの展開」	理学療法士	中止
8	8月26日				21
9	7月 4日		施設紹介・施設見学・ 講 義 「発達障害の理解と対応」	発達支援室	20
10	7月 4日				10
11	7月15日		講 義 「就学までに育てたい力」	発達支援室	21
12	7月29日				19



とやま呉西圏域 令和2年度の主な取組

就業マッチング支援事業

圏域による合同就職説明会等の実施、Uターン・Iターン就職支援、圏域内企業に対する総合的な求人サポート(首都圏の就職説明会への出展支援や魅力発信セミナーの開催等)を通じて、企業の魅力を求職者へ発信することにより首都圏への人材流出を防ぎ雇用創出につなげる。

企業の魅力発信セミナー(令和3年2月16日)

圏域内の企業の魅力をどのように高めるかをセミナー形式で実施

場所:ウイング・ウイング高岡 ホール

全体テーマ:「働き方改革 認定制度による企業イメージの向上」

1:「ともにすすむ」 障害者雇用優良中小事業主認定制度
(講師) 富山労働局 職業安定部職業対策課

2:新卒採用に向けた戦略 ユースエール認定制度
(講師) 高岡公共職業安定所

3:女性の活躍推進と両立支援
(講師) 富山労働局 雇用環境・均等室
《定員》200名
《対象者》
・企業の人事・採用担当者
・テーマに関心のある方



参加者数:18社20名
うち、射水市 2社2名

WEB企業説明会(令和3年3月2日~5日 予定)

前回までは高岡テクノドームを会場に合同企業説明会・合同就職面接会を実施していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から令和2年度は新たな方式を取り入れ、学生や転職希望者を対象としたWEB企業説明会を実施

○参加企業数:約100社

- ・Zoomで視聴
- ・参加者側のカメラはOFFでOK
- ・質問はチャット機能で気軽に



↑R1年までの開催風景(高岡テクノドーム)



とやま呉西圏域 令和2年度の主な取組

広域防災連携事業

圏域内で連携し、地域の防災リーダーとなる防災士などを育成し、地域防災力の要となる自主防災組織の活動の支援・活性化と防災力の強化を図る。

防災講習会 (令和2年7月26日)

会場: ふくおか総合文化センター (Uホール)

講師を招き、講習会や図上訓練、講演会等を実施し、防災士のスキルアップを図る

<テーマ> 防災士の役割について

<講師> 富山県防災士会 理事 吉澤 実氏



参加者数: 41名
うち、射水市 7名



災害備蓄

災害時に必要な資機材や生活必需品等について、各市の備蓄計画に基づき連携備蓄を行う。



とやま呉西圏域 令和2年度の主な取組

定住・移住トータルサポート事業

都市圏との交流推進や圏域内への定住・移住に関する総合的支援の展開を図る。

オンライン移住座談会の開催 (令和3年1月21日)

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、テレワークの増加等、働き方の変化や、ライフスタイルの多様化が加速しており、三密を回避したゆったりと暮らせる地方移住への関心が高まっている。

まずは圏域の魅力を知ってもらい、将来的な圏域への移住・定住の推進や関係人口の創出を目的に、地域への移住と関係人口のマッチングサイトを活用した6市合同の初のオンライン移住イベント(6市の移住担当者による座談会)を開催



ふるさと回帰フェア2020共同出展 ※オンライン開催 (令和2年10月10日・11日)

「地方暮らし」や「ふるさとへの回帰」を考えている方を対象とした国内最大級の移住マッチングイベントに、6市が共同出展
オンラインに全国約300自治体・団体が集結

移住できるふるさとにきっと出会える。



とやま呉西圏域 令和2年度の主な取組

職員人事交流・統一的な職員研修

圏域6市の職員による人事交流や職員個々の素養やスキルアップにつながる研修を統一的に実施する。

とやま呉西圏域合同職員研修事業「SDGs de 地方創生」(令和2年11月25日)

より高度かつ効果的な人材育成や職員の交流を図るため、とやま呉西圏域6市の職員を対象に合同研修を実施

<目的>

国連サミットで採択された国際目標でもある「SDGs(持続可能な開発目標)」は、地方公共団体の地方創生の取組ともリンクし、今後の政策形成を進めていく上で重要な視点となることから、本研修を通じてSDGsへの理解を深めるとともに、体験型学習の機会を活用して呉西圏域6市の職員連携の強化を図るもの。

<内容>

- 9:30 オリエンテーション
- 9:45 ロジカルシンキング(ワーク)
- 11:15 講義「エコビレッジとSDGs未来都市」
南砺市総合政策部次長・エコビレッジ推進課長 久保 剛志 氏
- 13:00 体験型学習「SDGs de 地方創生」(ゲーム+振り返り)
株式会社 人づくり・学び舎 代表取締役 浦井 啓子 氏
- 16:30 終了

参加者数:45名
うち、射水市8名



職員人事交流(令和2年度)

- 高岡市(観光交流課) ⇄ 南砺市(地域包括ケア課)
- 射水市(地域福祉課) ⇄ 砺波市(農業振興課)
- 氷見市(観光交流課) ⇄ 小矢部市(農林課)



とやま呉西圏域連携中枢都市圏の取組 連携事業に係る予算の推移

圏域の役割	平成30年度 予算	令和元年度 予算	令和2年度 予算	令和3年度 予算
ア 圏域全体の経済 成長のけん引	54,491千円	53,570千円	53,038千円	50,918千円
イ 高次の都市機能 の集積・強化	159,431千円	148,628千円	152,920千円	143,138千円
ウ 生活関連機能 サービスの向上	145,132千円	563,327千円	205,582千円	213,922千円
合計額 (ア+イ+ウ)	359,054千円	765,525千円	411,540千円	407,978千円

R3年度予算化事業数：28事業 対前年比：▲3,562千円

H28：5事業、H29：24事業、H30：27事業、R1：30事業、R2：29事業

圏域人口 443,151人 (H27年国勢調査)

第2期とやま呉西圏域都市圏ビジョンの取組内容

(第1期⇒第2期比較)

より暮らしやすい呉西圏域の形成

とやま呉西圏域の目指す将来像 「環日本海の中核拠点」

30万人の人口規模を維持
※2060年(令和42年)時点

第1期(H28～R2) 主な取組・成果

中間評価
(H28～30)

ア 圏域全体の経済成長のけん引

とやま呉西圏域共創ビジネス研究所運営事業

民間活力による住民サービスの向上と地元中小企業の活性化を図る。1期(H29)、2期(H30)修了生の新規事業着手率は8割(15名中12名)

[研修の様子]



呉西観光誘客推進事業

北陸新幹線・新高岡駅を活用したツアー造成、シンガポールや台湾に向けたインバウンド事業を実施

イ 高次の都市機能の集積・強化

広域的公共交通ネットワーク強化事業

JR城端・氷見線沿線公共交通網形成計画に基づく各種施策の展開や路面電車万葉線のICカード導入検討などを実施

ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

呉西地区成年後見センター運営事業

平成31年4月に開設。成年後見制度の利用に関する相談、市民後見人の養成や市民後見人バンク(令和2年7月末時点での登録者数は49名)の運営などを行う。

[内訳] 高岡市14、射水市13、氷見市8、砺波市6が入居する高岡市社会福祉協議会館、小矢部市5、南砺市3



こども福祉支援相互連携事業

平成29年4月から、こども医療費受給資格証を利用できる医療機関及び薬局を呉西圏域全体に拡大。1歳～中学3年生は、圏域内の保険医療機関等を受診した場合、窓口での金銭負担が不要

職員人事交流・統一的な職員研修

市町村アカデミー・自治研修協会の招聘など6市の合同研修や、相互人事交流など職員同士の連携・交流を実施



地図情報デジタル航空写真共同撮影事業

各市で撮影していた航空写真を共同で委託。撮影に係る委託料約800万円を削減

圏域全体の経済成長のけん引に着実に貢献

滞在人口の維持に一定の効果

圏域人口の社会動態は大きく転出超過
↓各市が連携して様々な生活関連機能サービスの向上に努めていく必要がある

とやま呉西圏域の特長である

6市の水平連携を生かす

(高岡・射水・氷見・砺波・小矢部・南砺)

各市の強みを生かした連携による圏域全体の発展に向けて
全ての市が主体的に取組を進める。

※第2期では全市が1事業以上の事業実施主体市を担う予定
※継続する事業は新たな視点を加えて取組内容の見直しを検討

第2期ビジョンの新たな視点

新たな潮流への対応
●SDGs(持続可能な開発目標)の推進
●IoT・AI、5G等未来技術の活用
●「新しい生活様式」を取り入れた暮らし
●テレワークやオンライン会議等の働き方改革
社会の変化に適応した新たな視点で取組を推進

「つながり」を強化

第2期(R3～R7) 主な取組

[新] : 2期から計上事業
[継] : 1期から継続事業
(内容は現在調整中)

ア 圏域全体の経済成長のけん引

イ 高次の都市機能の集積・強化

ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

第1期事業を
深化・発展

共同設置

[継] 呉西地区成年後見センター運営事業

相談業務、市民後見人養成講座実施(基礎研修)、フォローアップ研修、法人後見業務などを行う。

相互利用／圏域資源の活用

[新] 歴史文化の学び交流事業

圏域の歴史・文化を相互に学ぶ機会を創出し圏域住民の生涯学習の推進や文化振興を図るため、他市の学芸員を講師に招く交流講座の実施や合同企画の検討を行う。

[継] 公共施設マネジメント推進事業

施設の相互利用推進により圏域住民の利便性向上を図る。

情報化／デジタル化

[新] ICT教育環境に関する調査・研究

専門家による講習会の開催や先進事例等の共有など、各市がICT教育環境を整備し、有効活用するための調査・研究を進める。

[継] 呉西圏域ポイントサービス事業

県公式スマートフォンアプリ「元気とやまかがやきウォーク」を活用し、健康づくりに無関心な世代を含めた圏域住民が、楽しみながら健康づくりを実践できるきっかけとなる取組を行う。

[継] 就業マッチング支援事業

Web説明会等新たな手法を取り入れたマッチング機会を創出する。

[継] 移住・定住トータルサポート事業

首都圏など現地での移住セミナーのみならず、オンラインセミナーも開催。関係人口の増加を図る。

射水市LINE公式アカウントの開設について

市民に身近なコミュニケーションアプリであるLINEを活用した、射水市LINE公式アカウントを開設し、新型コロナウイルス感染症に関する情報をはじめ、災害・防災情報や市政情報等の迅速かつ的確な発信による情報発信力の強化と必要な情報取得における利便性の向上を図る。

1 開設日 令和3年4月1日

2 基本機能

(1) セグメント配信

友だち登録時にアンケート機能で取得した属性（性別、年代、住んでいる地域、受信したい情報など）をもとに、情報を切り分けて配信（欲しい情報だけを受け取ることが可能）

(2) チャットbot（自動応答機能）

設問と選択肢からなるシナリオのタップや特定のキーワード入力により必要な情報への誘導や、よくある質問に自動応答

(3) 市民レポート機能

登録者が道路や公園、河川などの危険箇所や破損箇所などの情報の通報（画像送信も可能）

(4) クーポン配布機能

市内の店舗等で使えるクーポンの送信

3 システム構築業者

トランス・コスモス株式会社
東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号

4 システム構築費

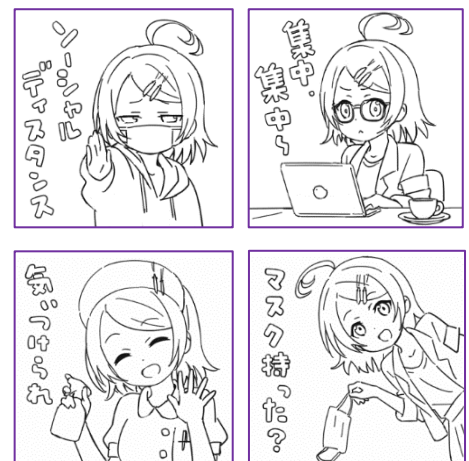
3,619,000円

5 その他

市LINE公式アカウントを友だち登録した方へ、特典として市公式Vチューバー「いみず雫」デザインのLINEスタンプを無料配布する。



「射水市LINE公式アカウント」画面イメージ（案）



市公式Vチューバー「いみず雫」のLINEスタンプラフ画（例）

射水市国土強靱化地域計画（案）について

本計画は、国土強靱化基本法に基づき、いかなる自然災害が起こっても市民の生命と財産を守るとともに、健全な社会経済活動を営むことができる強靱な射水市を作り上げるため策定するもの。

本計画では、国の国土強靱化基本計画や富山県国土強靱化地域計画と調和を図りながら、市総合計画をはじめとする本市の各種計画と連携し、本市の強靱化に関する施策を総合的に推進していく。

1 射水市国土強靱化地域計画（素案）に関するパブリック・コメントの実施結果について

（1）実施期間

令和3年1月26日(火)から令和3年2月16日(火)まで

（2）閲覧を行った書類

射水市国土強靱化地域計画（素案）

（3）書類の閲覧場所等

ア 射水市ホームページ

イ 窓口等での閲覧（6か所）

①市総務課

②各地区センター

③中央図書館

（4）寄せられたご意見等

ア 意見等の提出者数 1名

イ 意見の件数 2件

（5）ご意見等の概要・ご意見等に対する考え方

NO.	素案の対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する考え方	修正
1	第4章 国土強靱化のための推進方針 第2節 推進方針及び目標指標の設定(P52)	目標指標は、市総合計画と同様に成果指標に統一すればよいのではないか。	本計画は市総合計画とも連携することから、成果指標に名称を統一します。	有
2	第4章 第4節 本市における国土強靱化のための推進方針【指標】 (P61,68,70,72,76,81,86,87,91)	事前に備えるべき目標ごとに指標を記載してあるが、一覧表にまとめたほうがよいのではないか。	指標については、事前に備えるべき目標ごとの推進方針との関連を確認しやすいように記載をしているため、現状のとおりとします。	無

2 射水市国土強靱化地域計画（案）

別添1

射水市国土強靱化地域計画 (案)

令和 3 年 3 月
射水市

目 次

第1章 はじめに	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画期間	2
第2章 国土強靱化の基本的な考え方	3
第1節 市の概況と過去の災害	3
第2節 基本目標	5
第3節 基本的な方針	5
第3章 脆弱性評価	7
第1節 脆弱性評価の考え方	7
第2節 脆弱性評価において想定するリスク	7
第3節 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	8
第4節 評価の実施手順	10
第5節 評価結果	11
第4章 国土強靱化のための推進方針	52
第1節 推進方針策定の考え方	52
第2節 推進方針及び成果指標の設定	52
第3節 重点事業の設定	52
第4節 本市における国土強靱化のための推進方針	53
第5章 計画の推進管理	92
第1節 施策ごとの推進管理	92
第2節 P D C Aサイクルによる計画の着実な推進	92

第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨

死者・行方不明者約2万人、住家における全壊が約13万棟、半壊が約27万棟となるなど、未曾有の大災害となり、我が国のこれまでの防災・減災対策の在り方が問われることとなった平成23年3月の東日本大震災の発生を契機として、従来の防災・減災の枠を超え、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応により大規模自然災害への備えを進めるため、国土や経済、地域社会が災害などにあっても致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを持つことを目指す「国土強靱化」の理念が強く打ち出された。

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行、平成26年6月に「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定され、国全体で強靱化を進めていくための枠組みが整備された。

その後、平成28年熊本地震など基本計画の策定後に発生した災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、平成30年12月には「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を盛り込んだ基本計画の見直しが行われ、国土強靱化に向けた取組の加速化・深化が図られている。

こうした中、富山県は、災害が少なく、これまでも太平洋側のリダンダンシー（※）の確保や災害に強い多軸型国土づくりの観点から、北陸新幹線や東海北陸自動車道の全線4車線化の整備促進、伏木富山港の機能強化、首都圏等からの企業誘致などに積極的に取り組んできた。

また、南海トラフ地震や首都直下地震など太平洋側の巨大リスクが想定される中、日本海国土軸の中核となる富山県の果たす役割は大きく、引き続き、太平洋側と日本海側をつなぐ国土構造の構築や災害に強い県土づくりを総合的、計画的に推進していく必要があることから、平成28年3月に、基本法第13条に基づいた「富山県国土強靱化地域計画」を策定し、令和2年3月には改定を行っている。

射水市（以下「本市」という。）においても、自然災害に対する脆弱性を見つめ直し、本市における国土強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、本市の持続的な成長を実現するために不可欠な課題である。このため、国、富山県、民間事業者、市民等と連携し、これまでの取組を更に加速していく必要がある。

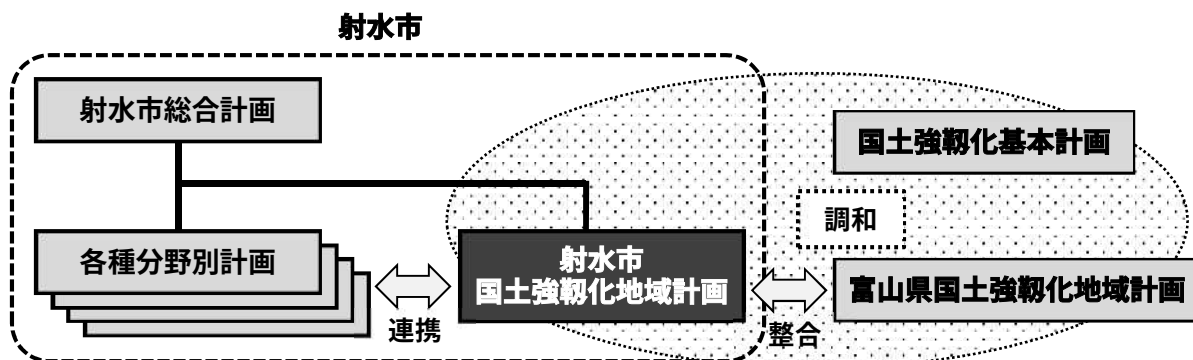
こうした基本認識のもと、本市における国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、「射水市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

※リダンダンシー：「冗長性」、「余剰」を意味する英語であり、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、あらかじめ交通ネットワークやライフライン施設を多重化するなど、予備の手段が用意されているような性質を示す。

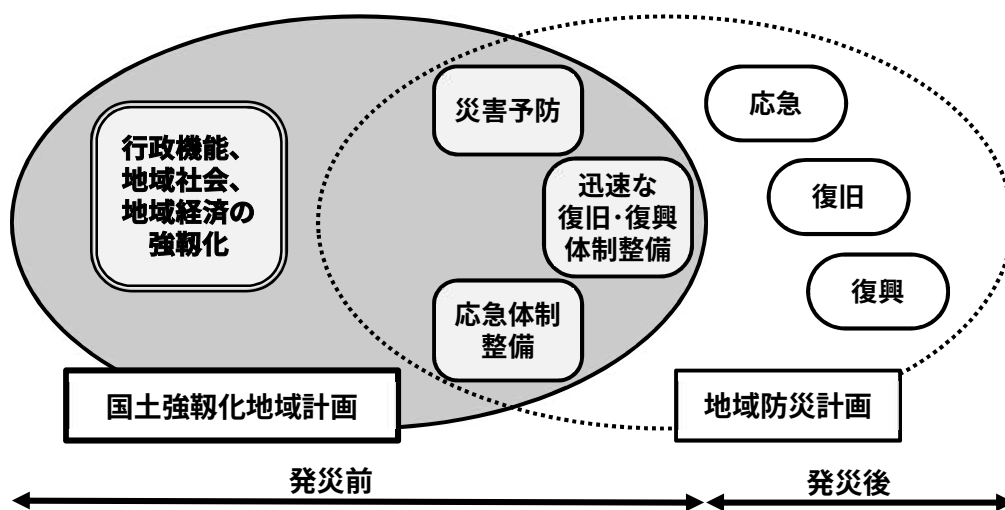
第2節 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定する。

国土強靱化地域計画は、本市の計画における国土強靱化に係る部分についての指針となるべき計画であり、基本計画と調和するものとなる。そのため、富山県国土強靱化地域計画に定められた施策の展開方向と整合を図り、基本計画や富山県国土強靱化地域計画と調和した計画とするとともに、射水市総合計画をはじめとする本市の各種計画と連携し、本市における国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置付ける。



また、「射水市地域防災計画」が、地震や津波、風水害や雪害などの「リスク」を特定し、そのリスクへの対応をリスクごとに取りまとめるものであるのに対し、本計画は、あらゆるリスクを見据えつつ、平時の備えを中心とする包括的な対応策を取りまとめるものである。



第3節 計画期間

本市における国土強靱化の実現には、長期的な展望を描きつつ、社会情勢の変化、国や富山県における国土強靱化の状況等に応じた施策の推進が必要となることから、基本計画及び富山県国土強靱化地域計画を踏まえ、本計画の計画期間は、3年間（令和3年度～令和5年度）とする。

第2章 国土強靱化の基本的な考え方

第1節 市の概況と過去の災害

1 位置及び面積

本市は、国際拠点港湾である伏木富山港を有し、環日本海交流の拠点として富山県のほぼ中央に位置し、富山市、高岡市及び砺波市に隣接している。

市域は半径約7kmのまとまりある地域であり、土地面積は109.44km²（うち可住地面積97.55km²、約89%）で、県土面積の約2.6%を占めている。

2 地勢及び気候

地勢は、射水丘陵を背景に射水平野が広がる緩やかな地形となっており、庄川、下条川などの河川が日本海へと注いでいる。

かつて、射水平野は、多くの河川が流れ込み、海拔0m地帯が広がる低湿地帯であったが、乾田化により、現在では県内有数の肥沃な乾田地帯となっている。

気候は、春はフェーン現象によって気温の著しい上昇、空気の乾燥、雪解け出水、雪崩等が発生しやすい。夏については梅雨時期に大雨に見舞われることが多く、梅雨明け後は短時間の集中強雨や落雷等が発生しやすい。

秋は、秋晴れの日が現れるが、秋雨前線や台風の影響を受けて、ぐずついた天気が続くこともある。冬については、日本海の上空に強い寒気が流れ込むと、大雪に見舞われることや北海道の東海上で低気圧が非常に発達したときには、「寄り回り波」と呼ばれる、富山湾特有の高波が押し寄せることがある。

3 過去の災害

（1）風水害

本市の風水害による主な災害状況は、次表のとおりである。

災害発生年月日	災害	災害被害の内容
平成2年9月20日	台風第19号	倒木多数、水稻・果樹落下多数、ビニールハウス倒壊多数の被害
平成3年6月29日	水害	小杉で住宅破損1戸、床上浸水1戸、床下浸水26戸、公共土木施設11箇所、崖崩れ6箇所、農地冠水14ha等の被害
平成3年9月28日	台風第19号	台風第19号により樹木倒壊、農作物などに大きな被害発生
平成7年7月20日	水害	豪雨により、小杉で薬勝寺池南公園のブロック塀40m崩壊、水田70ha冠水
平成8年6月26日	水害	豪雨により、太閤山小学校西側ブロック壁が100mにわたって崩壊

災害発生年月日	災害	災害被害の内容
平成 16 年 8 月 19 日 ～ 9 月 8 日	水害	台風第 15 号及び第 18 号通過後の異常潮位の発生により 8 月 19 日から、新湊で断続的に道路冠水が発生（8 月 20、21、26、27 日、9 月 1、8 日）。8 月 20 日には 4 町内で床下浸水 59 戸の被害が発生
平成 16 年 10 月 20 日	台風第 23 号	市域各地で樹木倒木や建物損壊等の被害が発生。新湊、大門では庄川の危険水位を超えたため避難勧告を発令。また、農作物被害、新湊漁港内の流木散乱。新湊で負傷者 3 名
平成 20 年 2 月 24 日	波浪	高波（寄り回り波）により、死者 1 名、軽傷者 1 名のほか、公共土木・漁港・水産施設に被害が発生
平成 20 年 8 月 16 日	水害	大雨により市内で 98 棟の床下浸水、市道アンダーパス部分 2 箇所通行止、その他道路冠水 28 路線などの被害が発生
平成 21 年 9 月 4 日	水害	雷を伴う局地的な豪雨により市内で 44 棟の床下浸水、落雷による火災 1 軒、道路冠水 23 路線などの被害が発生
平成 21 年 10 月 8 日	台風第 18 号	人的被害 2 名（軽傷）のほか、停電 6,924 戸、倒木 42 件、ブロック塀・屋根破損など 14 件、県道など通行止 3 箇所、ビニールハウス全壊 4 棟などの被害が発生
平成 22 年 12 月 3 日	暴風	沿岸部を中心とした暴風により建設作業員 2 名が死亡したほか、納屋全壊 1 棟、ビニールハウス一部破損 5 棟などの被害が発生
平成 24 年 4 月 3 日	暴風	人的被害 6 名（重症 2 名、中等症 1 名、軽症 2 名）のほか、停電 104 戸、倒木等による住家の一部損壊 10 件、ビニールハウス全半壊 161 棟、倒木などの被害が発生
平成 24 年 7 月 21 日	水害	市内で床上浸水 1 棟、床下浸水 43 棟、土砂崩れ 1 件、道路路面一部崩落 6 件などの被害が発生

（資料：市総務課）

（２）地震

本市の地震による主な災害状況は、次表のとおりである。

災害発生年月日	災害	災害被害の内容
平成 5 年 2 月 7 日	地震	能登半島沖地震により市内で震度 4 を観測
平成 7 年 1 月 17 日	地震	阪神大震災により市内で震度 3 を観測
平成 19 年 3 月 25 日	地震	能登半島地震により市内で震度 5 弱を観測。市内では軽傷 2 名の人的被害
平成 20 年 2 月 24 日	地震	新潟県中越沖地震により市内で震度 3 を観測
平成 23 年 3 月 11 日	地震	東日本大震災発生。震源は東北地方三陸沖で地震の規模は M9.0（宮城県北部で震度 7）、市内では震度 3 を観測。富山県内に津波注意報が発表。
平成 23 年 3 月 12 日	地震	長野県北部地震発生。震源は長野県北部で地震の規模は M6.7（長野県北部で震度 6 強）、市内では震度 3 を観測。

（資料：市総務課）

(3) 雪害

本市の雪害による主な災害状況は、次表のとおりである。

災害発生年月日	災害	災害被害の内容
平成 17 年 12 月～平成 18 年 1 月	雪害	市内では雪降ろし時の転落等で死亡 1 名、重傷 6 名、軽傷 10 名の人的被害。建物では 2 棟が全壊
令和 3 年 1 月	雪害	市内では除雪作業中の事故等で重傷 2 名、軽傷 5 名の人的被害。住家・非住家の建物被害が発生

(資料：市総務課)

第 2 節 基本目標

本計画の基本目標は、国の基本計画や富山県国土強靱化地域計画を踏まえ、以下のように設定する。

【射水市国土強靱化地域計画の基本目標】

- 1 人命の保護が最大限図られる
- 2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

第 3 節 基本的な方針

本計画では、国の基本計画や富山県国土強靱化地域計画と同様に、対象となるリスクを大規模自然災害とし、以下の基本方針のもと、策定・推進する。

1 取組姿勢

- (1) 射水市の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証したうえで取り組む。
- (2) 長期的な視野を持って計画的に取り組む。

2 適切な施策の組み合わせ

- (1) 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- (2) 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- (3) 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

3 効率的な施策の推進

- (1) 施策の重点化や既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。**

4 地域の特性に応じた施策の推進

- (1) 人のつながりやコミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。**
- (2) 女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等に十分配慮した施策を講じる。**

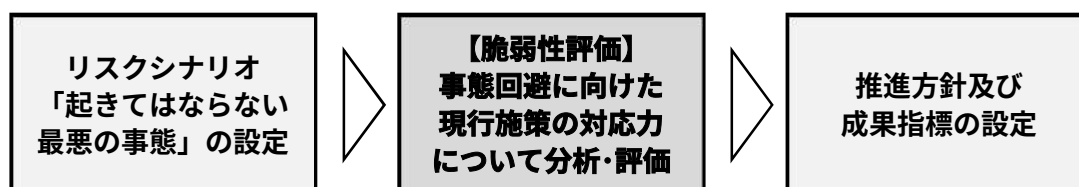
第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的かつ効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、基本計画や富山県国土強靱化地域計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本市においては、本計画に掲げる本市における国土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、次の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



第2節 脆弱性評価において想定するリスク

基本計画及び富山県国土強靱化地域計画と同様に、地震災害や豪雨災害、土砂災害や雪害などの、大規模自然災害全般をリスクの対象とした。

第3節 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」や、富山県国土強靱化地域計画で設定されている9つの事前に備えるべき目標（カテゴリー）と45のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を基に、市の地域特性等を踏まえ、本市としての8つの事前に備えるべき目標（カテゴリー）と37のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)		リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」
1	直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3 自衛隊、海保、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発、社会の混乱
		3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)		リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺
		5-2 交通インフラネットワークの機能停止
		5-3 食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2 上水道、農・工業用水等の長期間にわたる供給停止
		6-3 下水道施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
		7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-5 有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃
		7-6 農地・森林等の被害による土地の荒廃
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
		8-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響

第4節 評価の実施手順

前項で定めた37のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

第5節 評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

【評価結果】

【ハード対策】

- 大規模な地震が発生し、建築物が震動や火災により甚大な被害を受けることを可能な限り防ぐため、防災上重要な公共施設及び重要な地区の建築物の耐震・不燃化を促進し、安全で住みよいまちづくりを目指す。なお、耐震化については、建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づき策定した射水市耐震改修促進計画（平成29年6月改定）による耐震改修等の推進に努める必要がある。
- 地震などの災害時の応急活動の支援拠点や避難施設等となる市役所庁舎、分庁舎（別館含む）について、その機能を維持するため、必要な建物修繕等を適切に行う必要がある。
- 住宅の耐震化は緊急の課題となっているため、令和7年度末において90%を目標として、耐震性の向上に向けた取組を進める必要がある。
- 多数の者が利用する大規模な建築物は、地震等により倒壊した場合に多くの被災者や被害が発生するため、耐震化を促進する必要がある。
- 自力避難が困難な乳幼児の居場所である保育園等の耐震化の整備を図るとともに、児童厚生施設等についても、耐用年数等を考慮のうえ、耐震化等の整備を促進する必要がある。
- 災害時の円滑な避難や迅速な人命救助等のため、代替性が確保された道路ネットワークの強化・整備を推進する必要がある。
- 大規模な地震が発生した場合に備え、橋りょうの耐震化・長寿命化対策を推進する必要がある。
- 電柱の倒壊による交通経路の遮断を回避するため、緊急輸送道路等の無電柱化を推進する必要がある。また、道路標識や照明灯等の道路附属物等の老朽化対策を推進する必要がある。
- 主要な交通結節点へのアクセス道路等の整備を促進し、安全で円滑な交通確保を図るとともに、災害時には避難地や災害拠点ともなる公園、緑地等の適正な配置や長寿命化に取り組むなど、防災性に優れた市街地の形成を推進する必要がある。
- 市営住宅の経年劣化が進みやすい外壁や給排水管を中心に耐久性・耐候性の向上等を図る修繕を実施する必要がある。
- 避難地等となる公園、緑地等は適正な配置に努めるとともに、県その他の防災関係機関と連携し、園内において災害応急対策に必要な施設として備蓄倉庫等の整備促進に努める必要がある。
- 射水市公共施設等総合管理計画（平成28年9月策定）等に基づき、再編や長寿命化など、必要な対策を着実に実施し、公共施設等を適切に管理していく必要がある。
- 公共施設やインフラの長寿命化のための予防保全等を計画的に実施するためには国の継

続的・安定的な財政支援が必要である。

【ソフト対策】

- 大規模な災害時における迅速かつ的確な防災活動の確認、原子力災害時の避難対応、市民への防災思想の普及啓発を図るため、自衛隊、海保、警察、消防等の関係機関、地元住民の参加のもと、実践的な訓練を実施する必要がある。
- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、自衛隊、海保、警察、消防など各関係機関との連携を推進する必要がある。
- 市民の防災意識の向上を図るため、地域等において、防災教育を実施する必要がある。
- 災害等で火葬場の使用が困難となった場合に対応できるよう、他市町村及び近隣県等と連携し、広域的な協力体制の整備を行う必要がある。
- 地域の防災力の強化に向け、自主防災組織の更なる組織化及び組織の活性化を図る必要がある。
- 射水市地震防災マップ等を活用して、住宅の耐震補強に関する住民への啓発に引き続き努める必要がある。
- 地域における防災行動力の向上を図り、防災・減災に係る人材育成等を強化する必要がある。

【ハード・ソフト対策】

- 大規模な風水害などの災害現場での救出救助活動能力を高めるため、装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、関係機関等との連携を図る必要がある。
 - 重点密集市街地整備の実施に当たっては、地元地権者の協力が不可欠であり、丁寧に事業を進めていく必要がある。
- 空き家は私有財産であることから、空き家対策推進事業の実施には、空き家の所有者等の理解と協力が不可欠であり、県や市、地元関係者が連携協力して事業を進めていく必要がある。

1 - 2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

【評価結果】

【ハード対策】

- 最も甚大な被害をもたらすと予想される市街地の大火から住民の生命、身体及び財産を守るため、不燃空間の形成が難しい市街地において延焼遮断帯を設け、延焼拡大の被害を最小限に抑える必要がある。
- 公園・緑地や道路、河川等は、火災の延焼を阻止するだけでなく、一時集合場所や地域の防災活動拠点等の防災空間として活用することができる。このため、防災空間として、公園・緑地、道路、河川等の整備や老朽化対策を推進し、都市全体の安全性の向上に努める必要がある。
- 射水市公共施設等総管理計画（平成28年9月策定）等に基づき、再編や長寿命化など、必要な対策を着実に実施し、公共施設等を適切に管理していく必要がある。
- 公共施設やインフラの長寿命化のための予防保全等を計画的に実施するためには国の継続的・安定的な財政支援が必要である。

【ソフト対策】

- 大規模な災害時における迅速かつ的確な防災活動の確認、原子力災害時の避難対応、市民への防災思想の普及啓発を図るため、自衛隊、海保、警察、消防等の関係機関、地元住民の参加のもと、実践的な訓練を実施する必要がある。
- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、自衛隊、海保、警察、消防など各関係機関との連携を推進する必要がある。
- 市民の防災意識の向上を図るため、地域等において、防災教育を実施する必要がある。
- 不特定多数の者が利用する施設管理者は、災害時の避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう職員に対する防災教育、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応が取れるよう避難路等の表示を行う必要がある。
- 災害等で火葬場の使用が困難となった場合に対応できるよう、他市町村及び近隣県等と連携し、広域的な協力体制の整備を行う必要がある。
- 地域の防災力の強化に向け、自主防災組織の更なる組織化及び組織の活性化を図る必要がある。
- 地域における防災行動力の向上を図り、防災・減災に係る人材育成等を強化する必要がある。

【ハード・ソフト対策】

- 大規模な風水害などの災害現場での救出救助活動能力を高めるため、装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、関係機関等との連携を図る必要がある。
- 重点密集市街地整備の実施に当たっては、地元地権者の協力が不可欠であり、丁寧に事業

を進めていく必要がある。

空き家は私有財産であることから、空き家対策推進事業の実施には、空き家の所有者等の理解と協力が不可欠であり、県や市、地元関係者が連携協力して事業を進めていく必要がある。

1 - 3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

【ハード対策】

- 地震の強い揺れに伴う堤防や水門等の沈下や損傷により生じる浸水被害から地域を守るとともに、津波による被害を軽減するため、国（国土交通省等）、県と連携して河川管理施設の耐震化等を進める必要がある。
- 津波による被害を軽減するとともに、沿岸住民等の避難のリードタイムを稼ぐため、国（国土交通省等）、県と連携して海岸保全施設の整備や耐震化、老朽化対策を進める必要がある。
- 津波襲来時に海岸保全施設の機能が最大限に発揮されるよう、国（国土交通省等）、県と連携して長寿命化計画に基づき、予防保全型を基本とした施設の長寿命化対策を計画的に進める必要がある。
- 津波発生後の防御機能の維持のため、施設の耐震点検・津波に対する耐力点検や補強による耐震性・津波耐力の確保を計画的かつ着実に進める必要がある。
- 災害時の円滑な避難や迅速な人命救助等のため、代替性が確保された道路ネットワークの強化・整備を推進する必要がある。
- 公共施設やインフラの長寿命化のための予防保全等を計画的に実施するためには国の継続的・安定的な財政支援が必要である。

【ソフト対策】

- 大規模な災害時における迅速かつ確な防災活動の確認、原子力災害時の避難対応、市民への防災思想の普及啓発を図るため、自衛隊、海保、警察、消防等の関係機関、地元住民の参加のもと、実践的な訓練を実施する必要がある。
- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、自衛隊、海保、警察、消防など各関係機関との連携を推進する必要がある。
- 津波発生時に住民が適切な避難を行うことができるよう、津波ハザードマップについて、住民に対し周知しておく必要がある。
- 市民の防災意識の向上を図るため、地域等において、防災教育を実施する必要がある。
- 避難行動要支援者名簿の適正な管理や更新を進め、要支援者本人の同意が得られた場合は、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供する必要がある。また、要支援者の避

難誘導等を迅速かつ適切に実施するために、要支援者一人ひとりについて、避難経路等を定めた個別計画を策定する必要がある。

- 災害等で火葬場の使用が困難となった場合に対応できるよう、他市町村及び近隣県等と連携し、広域的な協力体制の整備を行う必要がある。
- 堅固な高層建物の中・高層階などを避難場所に利用する、いわゆる津波避難ビルなどの津波避難場所の確保を図る必要がある。
- 地域の防災力の強化に向け、自主防災組織の更なる組織化及び組織の活性化を図る必要がある。
- 地域における防災行動力の向上を図り、防災・減災に係る人材育成等を強化する必要がある。

【ハード・ソフト対策】

- 大規模な風水害などの災害現場での救出救助活動能力を高めるため、装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、関係機関等との連携を図る必要がある。
- 各機関等での災害監視や住民の迅速かつ適切な避難に役立つよう、より正確で迅速な情報の収集と提供を可能とする、防災情報システムの確実な運用を図る必要がある。
- 津波発生時に津波警報発令など、住民に迅速な避難を促す海岸域の防災行政無線など情報伝達体制の充実を促進し、住民、自主防災組織等により、具体的かつ実践的な津波避難体制を整備する必要がある。
- 大規模災害発生時においてもシステムが正常に機能するよう住民に提供する情報の信頼性を確保・維持する必要がある。

1 - 4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【評価結果】

【ハード対策】

- 「射水市下水道事業ビジョン」に基づき、効率的・経済的に公共用水域の水質保全を図るとともに、雨水を排除して市街地等の浸水被害を防止するため、下水道施設の整備を推進する必要がある。
- 急流河川などの険しい地形条件により、過去幾度となく水害に見舞われてきた歴史に加え、近年、記録的な集中豪雨等により市街地等において浸水被害が多数発生している現況を踏まえると、今後とも浸水被害の解消に向けて、国（国土交通省等）、県と連携して計画的に河川改修や耐震性の不足している河川構造物等について緊急度の高いものから順次対策工事を進める必要がある。
- 出水時の浸水被害を未然に防ぐため、国（国土交通省等）、県と連携して伐木や浚渫などを推進し、最大限の流下断面を確保しておく必要がある。また、万が一越水した場合でも、浸水被害の軽減や住民の避難時間の確保のため、粘り強い堤防の整備を進める必要がある。
- 大規模水害時における施設の動作不良による被害等を防ぐため、国（国土交通省等）、県と連携して河川管理施設の長寿命化計画に基づく定期的な点検や予防保全型の修繕を進め

る必要がある。

- 市内の農地面積は、農地の転用や耕作放棄地等の発生により減少してきており、洪水防止機能の保全を図る必要がある。
- 市街地等における局地的な大雨による浸水被害の軽減を図るため、河川、下水道、排水路等の管理者が連携して総合的な浸水対策を推進する必要がある。
- 公共施設やインフラの長寿命化のための予防保全等を計画的に実施するためには国の継続的・安定的な財政支援が必要である。

【ソフト対策】

- 大規模な災害時における迅速かつ確な防災活動の確認、原子力災害時の避難対応、市民への防災思想の普及啓発を図るため、自衛隊、海保、警察、消防等の関係機関、地元住民の参加のもと、実践的な訓練を実施する必要がある。
- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、自衛隊、海保、警察、消防など各関係機関との連携を推進する必要がある。
- 異常気象等により災害が発生し得る又は発生した際に、住民が適切な避難を行うことができるよう、平常時から、ハザードマップ等を活用し、避難に関する広報等に努め、関係機関が提供する防災情報について住民に周知しておく必要がある。
- 市民の防災意識の向上を図るため、地域等において、防災教育を実施する必要がある。
- 災害等で火葬場の使用が困難となった場合に対応できるよう、他市町村及び近隣県等と連携し、広域的な協力体制の整備を行う必要がある。
- 地域の防災力の強化に向け、自主防災組織の更なる組織化及び組織の活性化を図るとともに、自治会・町内会、自主防災組織及び関係団体等の協力を得て、地域ぐるみの避難誘導体制の確立に努める必要がある。
- 地域における防災行動力の向上を図り、防災・減災に係る人材育成等を強化する必要がある。

【ハード・ソフト対策】

- 大規模な風水害などの災害現場での救出救助活動能力を高めるため、装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、関係機関等との連携を図る必要がある。
- 各機関等での災害監視や住民の迅速かつ適切な避難に役立つよう、より正確で迅速な情報の収集と提供を可能とする、防災情報システムの確実な運用を図る必要がある。
- 近年、農村の混住化等の進行による流出形態の変化等に伴い、広域的な溢水被害が発生しているほか、集中豪雨等の自然災害も激甚化しているため、農村地域の防災力の向上を図る必要がある。
- 大規模災害発生時においてもシステムが正常に機能するよう住民に提供する情報の信頼性を確保・維持する必要がある。

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

【ハード対策】

- 森林の荒廃により森林の国土保全機能が損なわれ、巨大地震や地球温暖化に伴う集中豪雨により山地災害のリスクの高まりが懸念されるため、森林整備や治山事業を計画的かつ着実に進める必要がある。
- 砂防・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策事業等の土砂災害に対するハード対策を推進する必要がある。
- 中山間地等において、避難路や緊急輸送道路を確保する必要がある。
- 公共施設やインフラの長寿命化のための予防保全等を計画的に実施するためには国の継続的・安定的な財政支援が必要である。

【ソフト対策】

- 大規模な災害時における迅速かつ的確な防災活動の確認、原子力災害時の避難対応、市民への防災思想の普及啓発を図るため、自衛隊、海保、警察、消防等の関係機関、地元住民の参加のもと、実践的な訓練を実施する必要がある。
- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、自衛隊、海保、警察、消防など各関係機関との連携を推進する必要がある。
- 異常気象等により災害が発生し得る又は発生した際に、住民が適切な避難を行うことができるよう、平常時から、ハザードマップ等を活用し、避難に関する広報等に努め、関係機関が提供する防災情報について住民に周知しておく必要がある。
- 市民の防災意識の向上を図るため、地域等において、防災教育を実施する必要がある。
- 災害等で火葬場の使用が困難となった場合に対応できるよう、他市町村及び近隣県等と連携し、広域的な協力体制の整備を行う必要がある。
- 土砂災害の発生に対し、情報を速やかに入手し、住民等へ情報提供できるよう関係機関が連携した防災訓練を実施するなど、住民への啓発、避難訓練等を併せたソフト対策全般を強化し、災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難をする上で必要な事項を市民に普及啓発するため、ハザードマップを活用し、市政出前講座、土砂災害を想定した防災訓練等を推進する必要がある。
- 地域における防災行動力の向上を図り、防災・減災に係る人材育成等を強化する必要がある。

【ハード・ソフト対策】

- 大規模な風水害などの災害現場での救出救助活動能力を高めるため、装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、関係機関等との連携を図る必要がある。
- 森林経営計画の策定を促進するとともに、計画に基づく路網整備や高性能林業機械の活

用により集約化施業を推進し、生産コストの低減を図る必要がある。

- 各機関等での災害監視や住民の迅速かつ適切な避難に役立つよう、より正確で迅速な情報の収集と提供を可能とする、防災情報システムの確実な運用を図る必要がある。
- 土砂災害（特別）警戒区域について、兆候の有無等を的確に把握していく必要がある。
- 土砂災害を防止するため、危険箇所の現況を把握し、区域の指定・管理、警戒・避難体制の確立、防止施設の新設・改良、危険箇所周辺住宅の移転等の総合的対策の実施に努める必要がある。
- 大規模災害発生時においてもシステムが正常に機能するよう住民に提供する情報の信頼性を確保・維持する必要がある。

1 - 6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

【評価結果】

【ハード対策】

- 森林の荒廃により森林の国土保全機能が損なわれ、巨大地震や地球温暖化に伴う集中豪雨により山地災害のリスクの高まりが懸念されるため、森林整備や治山事業を計画的かつ着実に進める必要がある。
- 公共施設やインフラの長寿命化のための予防保全等を計画的に実施するためには国の継続的・安定的な財政支援が必要である。

【ソフト対策】

- 大規模な災害時における迅速かつ的確な防災活動の確認、原子力災害時の避難対応、市民への防災思想の普及啓発を図るため、自衛隊、海保、警察、消防等の関係機関、地元住民の参加のもと、実践的な訓練を実施する必要がある。
- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、自衛隊、海保、警察、消防など各関係機関との連携を推進する必要がある。
- 異常気象等により災害が発生し得る又は発生した際に、住民が適切な避難を行うことができるよう、平常時から、ハザードマップ等を活用し、避難に関する広報等に努め、関係機関が提供する防災情報について住民に周知しておく必要がある。
- 市民の防災意識の向上を図るため、地域等において、防災教育を実施する必要がある。
- 少子・高齢化の進展により、雪処理の担い手が不足している中で、高齢者や要支援世帯の除排雪のための支援協力体制の整備が必要である。
- 道路交通を迅速かつ適切に確保するため事前に緊急通行確保路線の指定、追加借上げの除雪機械やオペレーター等の動員及びその他必要な対策等を確立し、除排雪体制の整備が必要である。
- 災害等で火葬場の使用が困難となった場合に対応できるよう、他市町村及び近隣県等と連

携し、広域的な協力体制の整備を行う必要がある。

- これまでの公共事業の減少や競争の激化による経営環境の悪化から、建設業従事者の減少とともに他産業を上回る高齢化と若年入職者の減少が進んでいることに伴い、今後急速に老朽化することが懸念されている社会資本の維持管理を担う技術者の確保や、将来の建設業を担う優秀な若手技術者の確保、更に女性が活躍できる環境の整備、除雪体制の維持、各種PRによるイメージアップ等新たな課題を検討する必要がある。
- 地域の防災力の強化に向け、自主防災組織の更なる組織化及び組織の活性化を図る必要がある。
- 地域における防災行動力の向上を図り、防災・減災に係る人材育成等を強化する必要がある。

【ハード・ソフト対策】

- 大規模な風水害などの災害現場での救出救助活動能力を高めるため、装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、関係機関等との連携を図る必要がある。
- 各機関等での災害監視や住民の迅速かつ適切な避難に役立つよう、より正確で迅速な情報の収集と提供を可能とする、防災情報システムの確実な運用を図る必要がある。
- 重要路線における車道除排雪や歩道除雪を、射水市道路除雪実施計画に基づき適切に実施する必要がある。また、消雪施設の更新を適切に実施し、安全な通行確保を図る必要がある。
- 大規模災害発生時においてもシステムが正常に機能するよう住民に提供する情報の信頼性を確保・維持する必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【評価結果】

【ハード対策】

- 物資の輸送ルートを実際に確保するため、国（国土交通省等）、県と連携して堤防や護岸の整備などの治水対策を計画的に推進し、記録的な豪雨等による河川の氾濫、浸水被害等を最小限に抑える必要がある。
- 物資の輸送ルートを実際に確保するため、国（国土交通省等）、県と連携して浚渫や伐木などにより最大限の流下断面を確保し、記録的な豪雨等による河川の氾濫、浸水被害等を最小限に抑える必要がある。
- 物資の輸送ルートを実際に確保するため、国（国土交通省等）、県と連携して河川管理施設や河川堤防の耐震化を推進し、沈下や損傷による浸水被害等の発生を最小限に抑える必要がある。
- 物資の輸送ルートを実際に確保するため、国（国土交通省等）、県と連携して海岸保全施設の耐震化や老朽化対策を推進し、沈下や損傷による浸水被害等の発生、被害を最小限に抑える必要がある。
- 津波襲来時に海岸保全施設の機能が最大限に発揮されるよう、国（国土交通省等）、県と連携して長寿命化計画に基づき、予防保全型を基本とした施設の長寿命化対策を計画的に進める必要がある。
- 森林の荒廃により森林の国土保全機能が損なわれ、巨大地震や地球温暖化に伴う集中豪雨により山地災害のリスクの高まりが懸念されるため、森林整備や治山事業を計画的かつ着実に進める必要がある。
- 物資供給が行われる防災拠点施設等の機能が十分確保されるよう、河川、下水道、排水路等の管理者が連携して総合的な浸水対策を推進し、記録的な豪雨等による浸水被害を最小限に抑える必要がある。
- 物資輸送ルートや燃料供給ルートを実際に確保するための土砂災害対策等のハード対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要がある。
- 災害時の円滑な避難や迅速な人命救助等のため、代替性が確保された道路ネットワークの強化・整備を推進する必要がある。
- 大規模な地震が発生した場合に備え、橋りょうの耐震化・長寿命化対策を推進する必要がある。
- 中山間地等において、避難路や緊急輸送道路を確保する必要がある。
- 森林の適切な管理や災害時に円滑な対応を行うため、射水市森づくりプランの林道の開設及び拡張に関する計画に掲載されている林道の整備等を推進する必要がある。

- 港湾は、災害時に救援物資、応急復旧資材及び人員の広域輸送基地（ふ頭）又は物流拠点として重要な役割を果たすことから、国（国土交通省等）、県と連携して港湾施設の整備・耐震化を推進する必要がある。
- 港湾及び漁港施設は震動による直接的な被害のほか、津波による被害を受ける可能性がある。一方、災害応急対策において陸上輸送に重大な支障が生じた場合、物資、資機材等の輸送ルートとして重要な役割を果たす。そこで、地震による被害を最小限にするよう耐震強化岸壁の整備等港湾及び漁港の耐震性の向上に向け、県と連絡・調整を行う必要がある。
- 災害時においても港湾施設の必要な機能が発揮できるよう、国（国土交通省等）、県と連携して港湾施設の老朽化対策を進める必要がある。

【ソフト対策】

- 市の機関が被災した場合であっても、発災時に優先して取り組む業務を事前に決めておき、限られた資源を効率的に投入し、業務の継続と早期復旧を図る必要がある。
- 応援協定等の広域連携の推進が必要である。
- 公共施設のみならず企業・事業所等が所有する施設や敷地などを有効に利活用できるよう、事前に災害時応援協定を締結するなど、防災拠点施設の確保に努める必要がある。
- 冬期間の降雪時、消雪設備が一斉に稼働した場合、取水障害の発生のおそれがあることから、県において地下水位のモニタリングによる監視とリアルタイムによる情報提供を行っており、冬期間の「注意喚起水位」指標を活用して節水呼びかけを行い、水位の速やかな回復に努め、井戸涸れ等の地下水障害を防ぐ必要がある。
- 災害時に避難所で不足する物資の供給について、確実な調達と円滑な輸送に努める必要がある。
- 災害時に緊急通行車両への燃料供給が円滑に行われる体制を整備する必要がある。
- 防災関係機関等との相互協力が必要である。
帰宅困難者に対する飲料水の提供などの支援が必要である。

【ハード・ソフト対策】

- 避難所施設・設備の整備、更新や食料等の備蓄を進める必要がある。
避難所や住宅における衛生管理が必要である。
- 被災者に食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、呉羽山断層帯の被害想定を踏まえ、防災資機材等の整備を推進する必要がある。また、震災時に必要不可欠な食料、飲料水及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、個人備蓄の啓発・奨励を行う必要がある。
- 災害発生時に、ライフラインの確保等の応急対応を迅速かつ円滑に行うことができる体制の整備が重要である。
- 土砂災害（特別）警戒区域について、兆候の有無等を的確に把握していく必要がある。

- 物資供給が行われる防災拠点施設等の機能が十分に確保されるよう、ハード、ソフト両面から雨水対策に取組、記録的な豪雨等による浸水被害を最小限に抑える必要がある。
- 災害時に避難所や防災拠点となり得る「道の駅」について、防災拠点化への更なる整備促進が必要である。
- 重要路線における車道除排雪や歩道除雪を、射水市道路除雪実施計画に基づき適切に実施する必要がある。また、消雪施設の更新を適切に実施し、安全な通行確保を図る必要がある。
- 災害時の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携し、災害時の港湾機能の維持・継続について検討する必要がある。
- 漁港は、地域の水産物の流通・生産拠点として重要な役割を担っており、かつ緊急物資海上輸送の拠点となっていることから、漁港施設の整備・耐震化を着実に推進し、地震や津波の発生時においても、水産物流通機能の防護と早期の漁業活動復旧を確保する必要がある。
- 災害時の広域的な緊急物資の輸送等の役割を担うため、関係機関と協議し、迅速に陸上輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両等を調達するなど、輸送力に万全を期する必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【評価結果】

【ハード対策】

- 道路の通行止めによる孤立集落が発生することのないよう、国（国土交通省等）、県と連携して堤防や護岸の整備などの治水対策を計画的に推進し、記録的な豪雨等による河川の氾濫、浸水被害等を最小限に抑える必要がある。
- 道路の通行止めによる孤立集落が発生することのないよう、国（国土交通省等）、県と連携して浚渫や伐木などにより最大限の流下断面を確保し、記録的な豪雨等による河川の氾濫、浸水被害等を最小限に抑える必要がある。
- 道路の通行止めによる孤立集落が発生することのないよう、国（国土交通省等）、県と連携して河川管理施設や河川堤防の耐震化を推進し、沈下や損傷による浸水被害等の発生を最小限に抑える必要がある。
- 道路の通行止めによる孤立集落が発生することのないよう、国（国土交通省等）、県と連携して海岸保全施設の耐震化や老朽化対策を推進し、沈下や損傷による浸水被害等の発生、被害を最小限に抑える必要がある。
- 津波襲来時に海岸保全施設の機能が最大限に発揮されるよう、国（国土交通省等）、県と連携して長寿命化計画に基づき、予防保全型を基本とした施設の長寿命化対策を計画的に進める必要がある。

- 森林の荒廃により森林の国土保全機能が損なわれ、巨大地震や地球温暖化に伴う集中豪雨により山地災害のリスクの高まりが懸念されるため、森林整備や治山事業を計画的かつ着実に進める必要がある。
- 土砂災害対策等のハード対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要がある。
- 災害時の円滑な避難や迅速な人命救助等のため、代替性が確保された道路ネットワークの強化・整備を推進する必要がある。
- 大規模な地震が発生した場合に備え、橋りょうの耐震化・長寿命化対策を推進する必要がある。
- 中山間地等において、避難路や緊急輸送道路を確保する必要がある。
- 森林の適切な管理や災害時に円滑な対応を行うため、射水市森づくりプランの林道の開設及び拡張に関する計画に掲載されている林道の整備等を推進する必要がある。
- 漁港は、地域の水産物の流通・生産拠点として重要な役割を担っており、かつ緊急物資海上輸送の拠点となっていることから、漁港施設の整備・耐震化を着実に推進し、地震や津波の発生時においても、水産物流通機能の防護と早期の漁業活動復旧を確保する必要がある。

【ソフト対策】

- 災害時に避難所で不足する物資の供給について、確実な調達と円滑な輸送に努める必要がある。
- 富山県ドクターヘリが被災地近くのランデブーポイントに着陸し、搭乗医師・看護師による現場での救命・救急治療活動を行うとともに、重篤・重症な被災患者を災害拠点病院等へ迅速に搬送し、救命率の向上や後遺症の軽減を図る必要がある。

【ハード・ソフト対策】

- 被災者に食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、呉羽山断層帯の被害想定を踏まえ、防災資機材等の整備を推進する必要がある。また、震災時に必要不可欠な食料、飲料水及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、個人備蓄の啓発・奨励を行う必要がある。
- 土砂災害（特別）警戒区域について、兆候の有無等を的確に把握していく必要がある。
- 重要路線における車道除排雪や歩道除雪を、射水市道路除雪実施計画に基づき適切に実施する必要がある。また、消雪施設の更新を適切に実施し、安全な通行確保を図る必要がある。
- 災害時の広域的な緊急物資の輸送等の役割を担うため、関係機関と協議し、迅速に陸上輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両等を調達するなど、輸送力に万全を期する必要がある。

2-3 自衛隊、海保、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【評価結果】

【ハード対策】

- 物資輸送ルートや燃料供給ルートを確実に確保するための土砂災害対策等のハード対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要がある。

【ソフト対策】

- 市の機関が被災した場合であっても、発災時に優先して取り組む業務を事前に決めておき、限られた資源を効率的に投入し、業務の継続と早期復旧を図る必要がある。
- 応援協定等の広域連携の推進が必要である。
- 公共施設のみならず企業・事業所等が所有する施設や敷地などを有効に利活用できるよう、事前に災害時応援協定を締結するなど、防災拠点施設の確保に努める必要がある。
- 被災時における救助・救急活動等に対応するため、医療機関との連携体制の構築を図る必要がある。
- 複雑・多様化する災害に対応するため、消防吏員・消防団員の消防教育訓練を推進するとともに、消防学校等において教育訓練の充実を図るなど、消防職員及び消防団員等の対応能力を高める必要がある。
- 消防団員のサラリーマン化・高齢化の進行や、社会環境の変化等により、消防団員の確保が難しくなっていることから、女性消防団員や機能別団員の増加を図る必要がある。

【ハード・ソフト対策】

- 大規模な風水害などの災害現場での救出救助活動能力を高めるため、装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、関係機関等との連携を図る必要がある。
- 災害発生時における初動体制の強化、効果的な部隊運用、高度な消防機械器具の整備による住民サービスの向上が見込まれる、消防組織の広域化に向けた検討の必要がある。

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

【評価結果】

【ソフト対策】

- 災害時に避難所で不足する物資の供給について、確実な調達と円滑な輸送に努める必要がある。
- 防災関係機関等との相互協力が必要である。
帰宅困難者に対する飲料水の提供などの支援が必要である。

【ハード・ソフト対策】

- 避難所施設・設備の整備、更新や食料等の備蓄を進める必要がある。
避難所や住宅における衛生管理が必要である。
- 被災者に食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、呉羽山断層帯の被害想定を踏まえ、防災資機材等の整備を推進する必要がある。また、震災時に必要不可欠な食料、飲料水及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、個人備蓄の啓発・奨励を行う必要がある。

2 - 5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【評価結果】

【ハード対策】

- 物資輸送ルートや燃料供給ルートを確実に確保するための土砂災害対策等のハード対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要がある。
- 災害時の円滑な避難や迅速な人命救助等のため、代替性が確保された道路ネットワークの強化・整備を推進する必要がある。
- 大規模な地震が発生した場合に備え、橋りょうの耐震化・長寿命化対策を推進する必要がある。
- 中山間地等において、避難路や緊急輸送道路を確保する必要がある。

【ソフト対策】

- 応援協定等の広域連携の推進が必要である。
- 公共施設のみならず企業・事業所等が所有する施設や敷地などを有効に利活用できるよう、事前に災害時応援協定を締結するなど、防災拠点施設の確保に努める必要がある。
- 市外からの保健・福祉チーム等の受入整備を図る必要がある。
- 災害時に緊急通行車両への燃料供給が円滑に行われる体制を整備する必要がある。
- 医療・介護人材の計画的な確保・育成に取り組むとともに、災害対応力の強化を図る必要がある。
- 公衆衛生関係者や地域福祉人材の災害対応力の強化を図る必要がある。

【ハード・ソフト対策】

- 重要路線における車道除排雪や歩道除雪を、射水市道路除雪実施計画に基づき適切に実施する必要がある。また、消雪施設の更新を適切に実施し、安全な通行確保を図る必要がある。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【評価結果】

【ハード対策】

- 限られた予算で確実な下水処理を実施するため、射水市下水道ストックマネジメント計画（令和元年5月策定）に基づき、終末処理場、ポンプ場や管渠等の下水道施設の老朽化対策を必要がある。
- 公共施設やインフラの長寿命化のための予防保全等を計画的に実施するためには国の継続的・安定的な財政支援が必要である。

【ソフト対策】

- 被災者の健康推進体制を整備する必要がある。
- 震災等の大規模災害発生時における医療救護活動に不可欠な医薬品、医療資器材等の備蓄に努めるとともに、災害時における医薬品、医療資器材等の調達、配備体制を確保する必要がある。
- 血液の安定供給の確保が必要である。
- 避難者に感染症が広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保っていく必要がある。
- 災害発生時に、感染症法に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持しておく必要がある。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【評価結果】

【ソフト対策】

- 災害時に避難所で不足する物資の供給について、確実な調達と円滑な輸送に努める必要がある。
- 一般の避難所では生活することが困難な高齢者や障がい者等の要配慮者が、安心して生活ができるよう、要配慮者の状態に応じたケアが行われ、手すりやスロープの設置などバリアフリー化が図られた福祉避難所の指定の促進を図る必要がある。
- 障がい者等の要配慮者の防災支援体制の整備のため、関係機関と連携し、実践的な防災訓練の実施など防災対策の推進が必要である。
- 災害等で火葬場の使用が困難となった場合に対応できるよう、他市町村及び近隣県等と連携し、広域的な協力体制の整備を行う必要がある。
- 応援協定等の広域連携の推進が必要である。

- 「災害時の保健活動マニュアル（改訂版）」（平成 27 年 3 月）に基づき、保健師等により、被災者のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等）を行う必要がある。なかでも、エコノミークラス症候群、生活不活発病（廃用症候群）、インフルエンザ等の感染症、高齢者の心身機能の低下の予防など、被災者の健康維持体制を整備する必要がある。
- 地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める必要がある。

【ハード・ソフト対策】

- 被災者に食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、呉羽山断層帯の被害想定を踏まえ、防災資機材等の整備を推進する必要がある。また、震災時に必要不可欠な食料、飲料水及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、個人備蓄の啓発・奨励を行う必要がある。
- 避難所施設・設備の整備、更新や食料等の備蓄を進める必要がある。
避難所や住宅における衛生管理が必要である。
- 災害時に在宅の障がい児者を受け入れることができる避難スペースを有する福祉避難所の整備を進める必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発、社会の混乱

【評価結果】

【ソフト対策】

- 被災地域における治安の維持と住民の安全を図るため、警察が行う警備活動に対し連携を強化するとともに、必要な情報提供等の協力を行う必要がある。

【ハード・ソフト対策】

- 交通渋滞等による避難の遅れを回避するため、道路交通情報の提供手段を確保する必要がある。
- 住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難経路等を確認し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める必要がある。なお、避難経路については、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する必要がある。

3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【評価結果】

【ハード対策】

- 地震などの災害時の応急活動の支援拠点や避難施設等となる市役所庁舎、分庁舎（別館含む）について、その機能を維持するため、必要な建物修繕等を適切に行う必要がある。
- 災害発生時に備えて、市有施設における物資の備蓄、電力等の確保、代替機能の確保、通信経路やネットワーク拠点の二重化、各種データのバックアップ体制を確保する必要がある。
- 災害時に電力供給が停止した場合に備え、引き続き、非常用電源設備の浸水対策や燃料備蓄を推進する必要がある。
- 射水市公共施設等総合管理計画（平成28年9月策定）等に基づき、再編や長寿命化など、必要な対策を着実に実施し、公共施設等を適切に管理していく必要がある。

【ソフト対策】

- 市の機関が被災した場合であっても、発災時に優先して取り組む業務を事前に決めておき、限られた資源を効率的に投入し、業務の継続と早期復旧を図る必要がある。
- 災害等の非常時に迅速かつ的確に対応できるよう、災害対策本部室や防災関係機関等が活動する受援のためのスペースを確保する必要がある。

【ハード・ソフト対策】

- 災害時に避難所や防災拠点となり得る「道の駅」について、道の駅の設置主体である本市における防災拠点化への更なる整備促進が必要である。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【評価結果】

【ハード対策】

- 電柱の倒壊による交通経路の遮断を回避するため、緊急輸送道路等の無電柱化を推進する必要がある。また、道路標識や照明灯等の道路附属物等の老朽化対策を推進する必要がある。

【ソフト対策】

- 市の機関が被災した場合であっても、限られた資源を効率的に投入し、業務の継続と早期復旧を図る必要がある。
- 災害等の非常時に迅速かつ的確に対応できるよう、災害対策本部室や防災関係機関等が活動する受援のためのスペースを確保する必要がある。
- 災害時にも的確な情報収集、伝達ができるよう、県及び防災関係機関と連携し、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく必要がある。

【ハード・ソフト対策】

- 災害発生時に、ライフラインの確保等の応急対応を迅速かつ円滑に行うことができる体制の整備が重要である。
- 津波発生時における住民への情報伝達体制の充実を図る必要がある。
- 災害時優先電話の確保を図るとともに、衛星携帯電話の活用など多様な通信手段の確保に努める必要がある。また、協定を締結している射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エフエムいみず及び射水市アマチュア無線非常通信協力会と連携を密にし、通信体制の確保を図る必要がある。
- 災害時における情報収集・伝達手段として、防災行政無線の確実な運用を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、多様な手段の整備に努め、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の確保を図る必要がある。
- 大規模災害発生時においてもシステムが正常に機能するよう住民に提供する情報の信頼性を確保・維持する必要がある。

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【評価結果】

【ソフト対策】

- 市の機関が被災した場合であっても、限られた資源を効率的に投入し、業務の継続と早期復旧を図る必要がある。
- 災害等の非常時に迅速かつ的確に対応できるよう、災害対策本部室や防災関係機関等が活動する受援のためのスペースを確保する必要がある。
- 災害時に迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡を行うため、平常時から防災関係機関との連絡体制の整備に努める必要がある。また、住民等からの地震・津波災害に関する目視情報を収集する仕組みづくりに努める必要がある。
- 学校に義務付けられている危機管理マニュアルや避難訓練を実践的なものにする必要がある。
- 防災に関する教育については、各教科、領域を通して学校教育活動全体において組織的にを行い、災害に対応する能力を高める必要がある。また、指導の効果が高まるように、PTAや地域住民も参加した実践的な避難訓練を行うなど、地域における行事との関連にも配慮する必要がある。
- 市民の防災意識の向上を図るため、地域等において、防災教育を実施する必要がある。
- 異常気象等により災害が発生し得る又は発生した際に、住民が適切な避難を行うことができるよう、平常時から、ハザードマップ等を活用し、避難に関する広報等に努め、関係機関が提供する防災情報について住民に周知しておく必要がある。
- 日本語が不自由な外国人のために、ホームページ等における外国語による防災情報の提供など、日頃から避難所等の周知や防災知識の普及・啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、地域に住む外国人を含めた防災訓練等の実施に努めるとともに、外国人住民の参加を呼びかける必要がある。

【ハード・ソフト対策】

- 災害発生時に、ライフラインの確保等の応急対応を迅速かつ円滑に行うことができる体制の整備が重要である。
- 津波発生時における住民への情報伝達体制の充実を図る必要がある。
- 各機関等での災害監視や住民の迅速かつ適切な避難に役立つよう、より正確で迅速な情報の収集と提供を可能とする、防災情報システムの確実な運用を図る必要がある。
- 大規模災害発生時においてもシステムが正常に機能するよう住民に提供する情報の信頼性を確保・維持する必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺

【評価結果】

【ハード対策】

- 災害に強い民間施設の整備促進を図るため、中小企業者における事業継続に資する施設等の整備を促進する必要がある。
- 津波襲来時に海岸保全施設の機能が最大限に発揮されるよう、国（国土交通省等）、県と連携して長寿命化計画に基づき、予防保全型を基本とした施設の長寿命化対策を計画的に進める必要がある。
- 森林の荒廃により森林の国土保全機能が損なわれ、巨大地震や地球温暖化に伴う集中豪雨により山地災害のリスクの高まりが懸念されるため、森林整備や治山事業を計画的かつ着実に進める必要がある。
- 物資輸送ルートや燃料供給ルートを確実に確保するための土砂災害対策等のハード対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要がある。
- 災害時の円滑な経済活動復旧のため、代替性が確保された道路ネットワークの強化・整備を推進する必要がある。
- 大規模な地震が発生した場合に備え、橋りょうの耐震化・長寿命化対策を推進する必要がある。
- 森林の適切な管理や災害時に円滑な対応を行うため、射水市森づくりプランの林道の開設及び拡張に関する計画に掲載されている林道の整備等を推進する必要がある。
- 災害時の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携し、災害時の港湾機能の維持・継続について検討する必要がある。
- 港湾は、災害時に救援物資、応急復旧資材及び人員の広域輸送基地（ふ頭）又は物流拠点として重要な役割を果たすことから、国（国土交通省等）、県と連携して港湾施設の整備・耐震化を推進する必要がある。
- 漁港は、地域の水産物の流通・生産拠点として重要な役割を担っており、かつ緊急物資海上輸送の拠点となっていることから、漁港施設の整備・耐震化を着実に推進し、地震や津波の発生時においても、水産物流通機能の防護と早期の漁業活動復旧を確保する必要がある。
- 港湾及び漁港施設は震動による直接的な被害のほか、津波による被害を受ける可能性がある。一方、災害応急対策において陸上輸送に重大な支障が生じた場合、物資、資機材等の輸送ルートとして重要な役割を果たす。そこで、地震による被害を最小限にするよう耐震強化岸壁の整備等港湾及び漁港の耐震性の向上に向け、県と連絡・調整を行う必要がある。
- 災害時においても港湾施設の必要な機能が発揮できるよう、国（国土交通省等）、県と連携して港湾施設の老朽化対策を進める必要がある。

【ソフト対策】

- 地域における多様な主体との連携・協働により、地域経済と地域コミュニティを支える小規模企業の持続的な発展を推進する必要がある。
- 東日本大震災後、企業の事業継続計画（BCP）策定への関心も強かったことから、富山県中小企業団体中央会や新世紀産業機構がセミナーを開催するなど、啓発の取組もあったが、中小企業にあっては、スタッフの人材不足等、経営資源が少ないこともあり、策定が進んでいないため、商工会議所、商工会等が行う事業継続計画（BCP）に関する研修会の開催等を支援する必要がある。
- 市内の金融機関では、バックアップシステムの構築等、体制の強化も進められているが、各金融機関によって状況が異なるため、市としての関わりについて検討が必要である。
- 県制度融資の経営安定資金地域産業対策枠により、被災企業の経営安定のための融資を行うこととしているが、利用しやすい制度となるよう、引き続き、企業者のニーズを踏まえた制度の運用、周知を行う必要がある。
- 小規模事業者においては、経営計画を検討していく上で、防災・減災対策の優先順位は必ずしも高くなく、また BCP 等を作成していく上で必要となる災害リスクの把握も十分ではないものと思われるため、策定や防災訓練等の取組に資する情報提供に努め、事務所・企業の防災意識の高揚を図るとともに、企業等の協力による地域の防災力の向上を図る必要がある。

【ハード・ソフト対策】

- 災害発生時に、ライフラインの確保等の応急対応を迅速かつ円滑に行うことができる体制の整備が重要である。
- 土砂災害（特別）警戒区域について、兆候の有無等を的確に把握していく必要がある。

5-2 交通インフラネットワークの機能停止

【評価結果】

【ハード対策】

- 災害時の円滑な避難や迅速な人命救助等のため、代替性が確保された道路ネットワークの強化・整備を推進する必要がある。
- 大規模な地震が発生した場合に備え、橋りょうの耐震化・長寿命化対策を推進する必要がある。
- 中山間地等において、避難路や緊急輸送道路を確保する必要がある。
- 港湾は、災害時に救援物資、応急復旧資材及び人員の広域輸送基地（ふ頭）又は物流拠点として重要な役割を果たすことから、国（国土交通省等）、県と連携して港湾施設の整備・耐震化を推進する必要がある。
- 道路管理施設について、長寿命化計画に基づき効率的な管理運用を推進する必要がある。

- 災害時においても港湾施設の必要な機能が発揮できるよう、国（国土交通省等）、県と連携して港湾施設の老朽化対策を進める必要がある。
- 公共施設やインフラの長寿命化のための予防保全等を計画的に実施するためには国の継続的・安定的な財政支援が必要である。

【ハード・ソフト対策】

- 重要路線における車道除排雪や歩道除雪を、射水市道路除雪実施計画に基づき適切に実施する必要がある。また、消雪施設の更新を適切に実施し、安全な通行確保を図る必要がある。
- 災害時の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携し、災害時の港湾機能の維持・継続について検討する必要がある。
- 災害時の広域的な緊急物資の輸送等の役割を担うため、関係機関と協議し、迅速に陸上輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両等を調達するなど、輸送力に万全を期する必要がある。

5-3 食料等の安定供給の停滞

【評価結果】

【ハード対策】

- 市内の基幹的農業水利施設は、昭和30年代から40年代にかけて整備されたものが多く、施設の老朽化が進行していることから、長寿命化対策等の施設整備を推進する必要がある。
- 津波襲来時に海岸保全施設の機能が最大限に発揮されるよう、国（国土交通省等）、県と連携して長寿命化計画に基づき、予防保全型を基本とした施設の長寿命化対策を計画的に進める必要がある。
- 物資輸送ルートや燃料供給ルートを確実に確保するための土砂災害対策等のハード対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要がある。
- 災害時の食料等の安定供給のため、代替性が確保された道路ネットワークの強化・整備を推進する必要がある。
- 大規模な地震が発生した場合に備え、橋りょうの耐震化・長寿命化対策を推進する必要がある。

【ソフト対策】

- 大規模災害時における飲料水の確保については、応急給水用として水源施設の貯留水の活用やペットボトル「いいみず いみず」の備蓄及び公共施設等への災害対応型自動販売機の配備により対応することとしているが、市だけで水の確保が困難な場合は、日本水道協会災害相互応援協定に基づき他事業者からの応援給水により調達する必要がある。飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、市において給水車、給水タンク等により行う必要がある。なお、令和元年度から水道事業包括業務委託受託事業者のヴェオリア・ジェネッツ株式会社と災害協定を締結し、給水車や人員の応援要請を可能とした。
- 食料品、生活必需品の調達・供給に当たっては、被災地の状況をいち早く把握し、備蓄食料・生活必需品等を被災者に対し供給する必要がある。

【ハード・ソフト対策】

- 被災者に食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、呉羽山断層帯の被害想定を踏まえ、防災資機材等の整備を推進する必要がある。また、震災時に必要不可欠な食料、飲料水及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、個人備蓄の啓発・奨励を行う必要がある。
- 近年、農村の混住化等の進行による流出形態の変化等に伴い、農地の湛水被害や広域的な溢水被害が発生しているほか、集中豪雨等の自然災害も激甚化しているため、農村地域の防災力の向上を図る必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

【評価結果】

【ハード対策】

- 再生可能エネルギーの導入促進など、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要がある。
- 電柱の倒壊による交通経路の遮断を回避するため、緊急輸送道路等の無電柱化を推進する必要がある。また、道路標識や照明灯等の道路附属物等の老朽化対策を推進する必要がある。

【ソフト対策】

- 石油コンビナート等で予想される災害に対し、特定事業所、市、自衛隊、海保、警察、消防等の関係機関が参加し、災害応急活動等の迅速化や効果的な協力体制の確立を図るため、実践的な訓練を実施する必要がある。

【ハード・ソフト対策】

- 万が一の際の応急対策を迅速かつ円滑に行うことができる体制の整備が重要である。
石油コンビナート等での被災により、被害が拡大しないようにする必要がある。
- 東日本大震災において、電力・都市ガスなどのライフラインが途絶する中、迅速に復旧し、避難生活を支えたLPガスについては、避難所等となる公共及び民間の施設において、平時から利用しながら、災害等に備えて備蓄する必要がある。
- 万が一災害が発生した際には、ライフライン関係機関は、大規模な地震発生時における活動体制を確立し、相互に連携を保ちながら、できる限り早急な応急復旧対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

6-2 上水道、農・工業用水等の長期間にわたる供給停止

【評価結果】

【ハード対策】

- 市内の令和元年度末水道普及率は99.1%であり既存住宅等への整備はほぼ完了しているが、水道管の耐震化率は49.3%であり、今後も整備を進める必要がある。
- 上水道施設の各種調査・点検を実施するとともに、射水市水道事業ビジョン（令和2年6月策定）に基づき、計画的に施設・管路の耐震化や基幹管路のループ化・二重化などバックアップ機能を備えた施設整備等の防災対策を推進し、地震・津波災害等に強い施設整備を図る必要がある。

- 法定耐用年数(40年)を超えた上水道管路延長の割合は令和元年度末で23.2%であり今後も年々上昇する見込みである。引き続き経年化の更新に併せて耐震化を進める必要がある。
- 災害が発生したときの上水道施設の被害による機能低下や麻痺を最小限とするため、各施設の重要性や老朽度等を検討し、施設の更新及び改良を計画的に推進するとともに、速やかに機能回復できるよう体制の整備を図る必要がある。
- 市内の基幹的農業水利施設は、昭和30年代から40年代にかけて整備されたものが多く、施設の老朽化が進行していることから、長寿命化対策等の施設整備を推進する必要がある。
- 公共施設やインフラの長寿命化のための予防保全等を計画的に実施するためには国の継続的・安定的な財政支援が必要である。

【ソフト対策】

- 災害発生時に上水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織単位ごとに体制の整備を図る。また、無線や携帯電話等による通信連絡網の確保に努めるとともに、緊急点検・応急対策マニュアル等を整備する必要がある。
- 上水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施に当たっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるかを調整する必要があるので、これらの関係機関が被害情報等を迅速に把握できる体制について検討する必要がある。
- 冬期間の降雪時、消雪設備が一斉に稼働した場合、取水障害の発生のおそれがあることから、県において地下水位のモニタリングによる監視とリアルタイムによる情報提供を行っており、冬期間の「注意喚起水位」指標を活用して節水呼びかけを行い、水位の速やかな回復に努め、井戸涸れ等の地下水障害を防ぐ必要がある。
- 災害時や異常渇水時において必要な農業用水を確保するために、雨水・地下水等の有効利用を図る必要がある。
渇水等により水利使用が困難となる場合、必要な農業用水を確保するため、他の水利使用者と協議、調整を行う必要がある。

【ハード・ソフト対策】

- 万が一災害が発生した際には、ライフラインの確保等の応急対応を迅速かつ円滑に行うことができる体制の整備が重要である。

6-3 下水道施設等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

【ハード対策】

- 下水道に関して、射水市下水道事業ビジョン（令和2年6月策定）に基づき、管路の長寿命化と並行し耐震化を図り、地震や液状化等の災害に強い施設整備を進めていく必要がある。
- 限られた予算で確実な下水処理を実施するため、射水市下水道ストックマネジメント計画（令和元年5月策定）に基づき、終末処理場、ポンプ場や管渠等の下水道施設の老朽化対策を必要がある。
- 雪の投棄による雨水管路の閉塞、排水処理能力の低下が予想されるため、雨水管路への排雪を防止する必要がある。
- 公共施設やインフラの長寿命化のための予防保全等を計画的に実施するためには国の継続的・安定的な財政支援が必要である。

【ソフト対策】

- 大規模災害による下水道の機能停止や人員、資機材、ライフライン等のリソースの制約を想定した応急対応及び早期復旧を目的とした下水道BCPの活用及び継続的な見直しが必要である。

6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

【評価結果】

【ハード対策】

- 道路・橋りょうが地震時においてもその機能を十分発揮できるよう、国（国土交通省等）、県と連携し、耐震性の強化に努めるとともに、長寿命化計画に基づく計画的・効率的な維持管理や修繕、更新を進めていく。その際、緊急通行確保路線等重要路線を優先して行う必要がある。
- 道路の整備に当たって、国（国土交通省等）、県の関係機関と連携し、幅員の確保、電線類の地中化、多重アクセスが可能なネットワーク化等、防災面にも十分配慮した整備を進める必要がある。
- 緊急輸送道路が確実に確保されるよう、国（国土交通省等）、県と連携して堤防や護岸の整備などの治水対策を計画的に推進し、記録的な豪雨等による河川の氾濫、浸水被害等を最小限に抑える必要がある。
- 緊急輸送道路が確実に確保されるよう、国（国土交通省等）、県と連携して浚渫や伐木な

どにより最大限の流下断面を確保し、記録的な豪雨等による河川の氾濫、浸水被害等を最小限に抑える必要がある。

- 緊急輸送道路が確実に確保されるよう、国（国土交通省等）、県と連携して河川管理施設や河川堤防の耐震化を推進し、沈下や損傷による浸水被害等の発生を最小限に抑える必要がある。
- 緊急輸送道路が確実に確保されるよう、国（国土交通省等）、県と連携して海岸保全施設の耐震化や老朽化対策を推進し、沈下や損傷による浸水被害等の発生、被害を最小限に抑える必要がある。
- 津波襲来時に海岸保全施設の機能が最大限に発揮されるよう、国（国土交通省等）、県と連携して長寿命化計画に基づき、予防保全型を基本とした施設の長寿命化対策を計画的に進める必要がある。
- 森林の荒廃により森林の国土保全機能が損なわれ、巨大地震や地球温暖化に伴う集中豪雨により山地災害のリスクの高まりが懸念されるため、森林整備や治山事業を計画的かつ着実に進める必要がある。
- 物資輸送ルートや燃料供給ルートを確実に確保するための土砂災害対策等のハード対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要がある。
- 狭あいな市街地道路では、その拡幅及びバイパス整備並びに危険箇所の局部改良等の整備促進により、集落の安全確保や道路の安全な通行確保を図る必要がある。
- 災害時の円滑な避難や迅速な人命救助等のため、代替性が確保された道路ネットワークの強化・整備を推進する必要がある。
- 大規模な地震が発生した場合に備え、橋りょうの耐震化・長寿命化対策を推進する必要がある。
- 中山間地等において、避難路や緊急輸送道路を確保する必要がある。
- 森林の適切な管理や災害時に円滑な対応を行うため、射水市森づくりプランの林道の開設及び拡張に関する計画に掲載されている林道の整備等を推進する必要がある。
- 災害時の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携し、災害時の港湾機能の維持・継続について検討する必要がある。
- 港湾は、災害時に救援物資、応急復旧資材及び人員の広域輸送基地（ふ頭）又は物流拠点として重要な役割を果たすことから、国（国土交通省等）、県と連携して港湾施設の整備・耐震化を推進する必要がある。
- 漁港は、地域の水産物の流通・生産拠点として重要な役割を担っており、かつ緊急物資海上輸送の拠点となっていることから、漁港施設の整備・耐震化を着実に推進し、地震や津波の発生時においても、水産物流通機能の防護と早期の漁業活動復旧を確保する必要がある。
- 道路管理施設について、長寿命化計画に基づき効率的な管理運用を推進する必要がある。
- 災害時においても港湾施設の必要な機能が発揮できるよう、国（国土交通省等）、県と連携して港湾施設の老朽化対策を進める必要がある。
- 公共施設やインフラの長寿命化のための予防保全等を計画的に実施するためには国の継続的・安定的な財政支援が必要である。

【ソフト対策】

- 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。また、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する必要がある。
- 地籍調査事業について、第2次総合計画後期実施計画目標達成に向け、調査を促進する必要がある。

【ハード・ソフト対策】

- 土砂災害（特別）警戒区域について、兆候の有無等を的確に把握していく必要がある。
- 重要路線における車道除排雪や歩道除雪を、射水市道路除雪実施計画に基づき適切に実施する必要がある。また、消雪施設の更新を適切に実施し、安全な通行確保を図る必要がある。
- 港湾及び漁港施設は震動による直接的な被害のほか、津波による被害を受ける可能性がある。一方、災害応急対策において陸上輸送に重大な支障が生じた場合、物資、資機材等の輸送ルートとして重要な役割を果たす。そこで、地震による被害を最小限にするよう耐震強化岸壁の整備等港湾及び漁港の耐震性の向上に向け、県と連絡・調整を行う必要がある。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

【評価結果】

【ハード対策】

- 記録的な豪雨等による河川の氾濫、浸水被害等を最小減に抑えるため、国（国土交通省等）、県と連携して浚渫や伐木などにより最大限の流下断面を確保する必要がある。
- 地震の揺れに伴う河川堤防や護岸等の沈下・損傷により、洪水等の浸水被害の発生、さらには満潮時や異常潮位発生時の浸水域の拡大・深刻化が想定されることから、国（国土交通省等）、県と連携して河川管理施設や河川堤防の耐震化を進める必要がある。
- 沈下や損傷による浸水被害等の発生、被害を最小限に抑えるため、国（国土交通省等）、県と連携して海岸保全施設の耐震化や老朽化を推進する必要がある。
- 津波襲来時に海岸保全施設の機能が最大限に発揮されるよう、国（国土交通省等）、県と連携して長寿命化計画に基づき、予防保全型を基本とした施設の長寿命化対策を計画的に進める必要がある。
- 土砂災害対策施設の機能及び性能を計画的に維持・確保する必要がある。
- 治山堰堤や山腹工などの治山関係施設の長寿命化計画を策定し、機能及び性能を維持・確保する必要がある。
- 公共施設やインフラの長寿命化のための予防保全等を計画的に実施するためには国の継続的・安定的な財政支援が必要である。

【ソフト対策】

- これまでの公共事業の減少や競争の激化による経営環境の悪化から、建設業従事者の減少とともに他産業を上回る高齢化と若年入職者の減少が進んでいることに伴い、今後急速に老朽化することが懸念されている社会資本の維持管理を担う技術者の確保や、将来の建設業を担う優秀な若手技術者の確保、更に女性が活躍できる環境の整備、除雪体制の維持、各種PRによるイメージアップ等新たな課題を検討する必要がある。

【ハード・ソフト対策】

- 土砂災害が発生するおそれのある危険箇所では、治山、砂防、地すべり対策等を計画的に推進するとともに、人命保護の立場から、地域住民へこれらの危険箇所の周知に努める必要がある。
- 大規模災害発生時においてもシステムが正常に機能するよう住民に提供する情報の信頼性を確保・維持する必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

【評価結果】

【ハード対策】

- 最も甚大な被害をもたらすと予想される市街地の大火から住民の生命、身体及び財産を守るため、不燃空間の形成が難しい市街地において延焼遮断帯で囲まれたブロックの形成を目指す必要がある。
- 地震などの災害時の応急活動の支援拠点や避難施設等となる市役所庁舎、分庁舎（別館含む）について、その機能を維持するため、必要な建物修繕等を適切に行う必要がある。
- 多数の者が利用する大規模な建築物は、地震等により倒壊した場合に多くの被災者や被害が発生するため、耐震化を促進する必要がある。
- 市内の令和元年度末水道普及率は99.1%であり既存住宅等への整備はほぼ完了しているが、水道管の耐震化率は49.3%であり、今後も整備を進める必要がある。
- 既成の市街地のうちで、低層の木造建築物が密集し、防災上や有効な土地利用という点でも不健全な地域においては、市街地再開発事業により細分化された敷地を統合し、不燃化された共同建築物に建替え、併せて公共広場などの公共施設を確保するよう努める必要がある。
- 主要な交通結節点へのアクセス道路等の整備を促進し、安全で円滑な交通確保を図るとともに、災害時には避難地や災害拠点ともなる公園、緑地等の適正な配置や長寿命化に取り組むなど、防災性に優れた市街地の形成を推進する必要がある。
- 公園・緑地や道路、河川等は、火災の延焼を阻止だけでなく、一時集合場所や地域の防災活動拠点等の防災空間として活用することができる。このため、防災空間として、公園・緑地、道路、河川等の整備や老朽化対策を推進し、都市全体の安全性の向上に努める必要がある。
- 自然環境の持つ防災・減災機能を発現するため、適切な公園施設の配置・維持管理を推進する必要がある。
- 法定耐用年数(40年)を超えた上水道管路延長の割合は令和元年度末で23.2%であり今後も年々上昇する見込みである。引き続き経年化の更新に併せて耐震化を進める必要がある。
- 公共施設やインフラの長寿命化のための予防保全等を計画的に実施するためには国の継続的・安定的な財政支援が必要である。

【ソフト対策】

- 大規模な災害時における迅速かつ的確な防災活動の確認、原子力災害時の避難対応、市民への防災思想の普及啓発を図るため、自衛隊、海保、警察、消防等の関係機関、地元住民の参加のもと、実践的な訓練を実施する必要がある。

- 住宅等の耐震化は緊急の課題となっており、耐震改修支援や啓発活動などの施策を促進する必要がある。
- 地域の防災力の強化に向け、自主防災組織の更なる組織化及び組織の活性化を図る必要がある。

【ハード・ソフト対策】

- 警察や消防等の訓練環境の整備が必要である。
- 重点密集市街地整備の実施に当たっては、地元地権者の協力が不可欠であり、丁寧に事業を進めていく必要がある。

空き家は私有財産であることから、空き家対策推進事業の実施には、空き家の所有者等の理解と協力が不可欠であり、県や市、地元関係者が連携協力して事業を進めていく必要がある。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

【評価結果】

【ハード対策】

- 津波による被害を軽減するため、今後とも引き続き関係機関との連携の下、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組を進める必要がある。
- 津波襲来時に海岸保全施設の機能が最大限に発揮されるよう、国（国土交通省等）、県と連携して長寿命化計画に基づき、予防保全型を基本とした施設の長寿命化対策を計画的に進める必要がある。
- 各施設については、地震・津波発生後の防御機能の維持のため、耐震点検・津波に対する耐力点検や補強による耐震性・津波耐力の確保を図り、計画的かつ着実に進める必要がある。
- 災害時の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携し、災害時の港湾機能の維持・継続について検討する必要がある。
- 港湾は、災害時に救援物資、応急復旧資材及び人員の広域輸送基地（ふ頭）又は物流拠点として重要な役割を果たすことから、国（国土交通省等）、県と連携して港湾施設の整備・耐震化を推進する必要がある。
- 漁港は、地域の水産物の流通・生産拠点として重要な役割を担っており、かつ緊急物資海上輸送の拠点となっていることから、漁港施設の整備・耐震化を着実に推進し、地震や津波の発生時においても、水産物流通機能の防護と早期の漁業活動復旧を確保する必要がある。

- 港湾及び漁港施設は震動による直接的な被害のほか、津波による被害を受ける可能性がある。一方、災害応急対策において陸上輸送に重大な支障が生じた場合、物資、資機材等の輸送ルートとして重要な役割を果たす。そこで、地震による被害を最小限にするよう耐震強化岸壁の整備等港湾及び漁港の耐震性の向上に向け、県と連絡・調整を行う必要がある。
- 災害時においても港湾施設の必要な機能が発揮できるよう、国（国土交通省等）、県と連携して港湾施設の老朽化対策を進める必要がある。
- 公共施設やインフラの長寿命化のための予防保全等を計画的に実施するためには国の継続的・安定的な財政支援が必要である。

【ソフト対策】

- 石油コンビナート等で予想される災害に対し、特定事業所、市、自衛隊、海保、警察、消防等の関係機関が参加し、災害応急活動等の迅速化や効果的な協力体制の確立を図るため、実践的な訓練を実施する必要がある。
- 河川、漁港、海岸等に多くの放置艇が存在し、河川の増水時や氾濫時、津波時における船舶や栈橋等の流出による二次災害が懸念されるため、放置艇対策が必要である。

【ハード・ソフト対策】

- 万が一の際の応急対策を迅速かつ円滑に行うことができる体制の整備が重要である。
国及び県と連携し、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進し、石油コンビナート等での被災により、被害が拡大しないようにする必要がある。

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺

【評価結果】

【ハード対策】

- 多数の者が利用する大規模な建築物は、地震等により倒壊した場合に多くの被災者や被害が発生するため、耐震化を促進する必要がある。
- 市有の施設について、各施設管理者は、重要度の高いものから順に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修、建替え等を行う。特に、重要度の高い小・中学校、コミュニティセンター、保育園及び幼稚園については、優先的に取組、概ね整備を終えているが、残る未耐震の施設についても計画的に整備を進める必要がある。
- 電柱の倒壊による交通経路の遮断を回避するため、緊急輸送道路等の無電柱化を推進する必要がある。また、道路標識や照明灯等の道路附属物等の老朽化対策を推進する必要がある。

- 事故発生時の応急活動に必要な人員・資機材等の輸送のため、道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める必要がある。
- 公共施設やインフラの長寿命化のための予防保全等を計画的に実施するためには国の継続的・安定的な財政支援が必要である。

【ソフト対策】

- 住宅等の耐震化は緊急の課題となっており、耐震改修支援や啓発活動などの施策を促進する必要がある。

7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

【評価結果】

【ハード対策】

- 老朽化等により農業水利施設が有する防災機能の低下が懸念されるため、災害対策の充実を図る必要がある。
- 大規模水害時における施設の動作不良による被害等を防ぐため、国（国土交通省等）、県と連携して河川管理施設の長寿命化計画に基づく定期的な点検や予防保全型の修繕を進める必要がある。
- 市内のため池は、古くは江戸時代や明治時代に築造されたされたものも多く、老朽化が進行している。また、全国では地震や豪雨により農業用ため池が決壊したことから、ため池の耐震・豪雨対策が必要になっている。
- 森林の荒廃により森林の国土保全機能が損なわれ、巨大地震や地球温暖化に伴う集中豪雨により山地災害のリスクの高まりが懸念されるため、森林整備や治山事業を計画的かつ着実に進める必要がある。
- 森林の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能が発揮されるよう、山地災害発生のおそれの高い箇所の把握や、保安林の適正な配備、治山施設の整備、荒廃山地の復旧・予防対策、流木対策等を推進する必要がある。
- 土砂災害対策施設の機能及び性能を計画的に維持・確保する必要がある。
- 治山堰堤や山腹工などの治山関係施設の長寿命化計画を策定し、機能及び性能を維持・確保する必要がある。
- 中山間地等において、避難路や緊急輸送道路を確保する必要がある。
- 公共施設やインフラの長寿命化のための予防保全等を計画的に実施するためには国の継続的・安定的な財政支援が必要である。

【ソフト対策】

- 老朽ため池など防災上重要なため池について調査を実施し、その実態把握に努める必要がある。
- ため池の管理者は、日頃からため池の点検を行い、異常な兆候の早期発見に努める。また、出水時又は異常時には、応急活動を実施することができるよう体制を整えておくとともに、貯水制限等の措置を講ずる必要がある。
- ハザードマップを作成する際に、老朽ため池決壊被害想定区域、ため池の決壊時における伝達方法、避難所等の必要な事項を住民に周知するよう努める必要がある。
- 土砂災害警戒区域では、人家、公共施設に被害を及ぼすおそれのある危険箇所について、県や関係機関の協力を得て調査を行い、危険度の高いところから法令に基づく区域指定を促進する必要がある。
- 危険性の周知や情報提供できるよう住民への啓発、避難訓練等を併せたソフト対策全般を強化し、災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 集中豪雨等により地すべり等土砂災害が発生し、天然ダム等が形成された場合、湛水や天然ダムの決壊による二次災害の発生のおそれがあることから、関係機関からの情報を速やかに入手し、住民等へ情報提供できるよう体制づくりを行うとともに関係機関が連携を図る必要がある。
- 大地震の後の二次災害を防止するため、被災した建築物や宅地を調査し、倒壊や外壁・窓ガラス等の落下や宅地崩壊等による危険性を判断する被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の確保と人材育成を推進する必要がある。

【ハード・ソフト対策】

- 警察や消防等の訓練環境の整備が必要である。
- 管理者は、ため池が決壊した場合の影響範囲を事前に把握し、下流関係住民や関係機関に速やかに通報する体制を整えるとともに、市と連携し、土のうを事前配布するなど浸水対策資機材の整備に努める必要がある。
- 大規模災害発生時においてもシステムが正常に機能するよう住民に提供する情報の信頼性を確保・維持する必要がある。

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃

【評価結果】

【ハード・ソフト対策】

- 危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質）の漏えい・流出、火災、爆発等により、死傷者が発生などの災害を未然に防ぐため、危険物等関係施設の管理者は当該施設の安全性の確保及び自主保安活動を促進する必要がある。

7-6 農地・森林等の被害による土地の荒廃

【評価結果】

【ハード対策】

- 農業・農村の多面的機能を維持・発揮するため、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取組を促進する必要がある。
- 森林の荒廃により森林の国土保全機能が損なわれ、巨大地震や地球温暖化に伴う集中豪雨により山地災害のリスクの高まりが懸念されるため、森林整備や治山事業を計画的かつ着実に進める必要がある。
- 森林の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能が発揮されるよう、山地災害発生のおそれの高い箇所の把握や、保安林の適正な配備、治山施設の整備、荒廃山地の復旧・予防対策、流木対策等を推進する必要がある。
- 公共施設やインフラの長寿命化のための予防保全等を計画的に実施するためには国の継続的・安定的な財政支援が必要である。

【ソフト対策】

- 本市南部の森林は、ひとたび林野火災が発生すると、地形、水利等から消火活動は困難を極め、大規模な火災となるおそれがある。また、林野火災の発生原因の大半が人為的なものであることから、防火意識の高揚や啓発を図るなど、林野火災に強い地域づくりを推進する必要がある。

【ハード・ソフト対策】

- 森林経営計画の策定を促進するとともに、計画に基づく路網整備や高性能林業機械の活用により集約化施業を推進し、生産コストの低減を図る必要がある。

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

【評価結果】

【ソフト対策】

- 大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、焼失、流失等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、射水市災害廃棄物処理計画に基づき、収集処理を適切に実施し、住民衛生の確保、地域環境の保全を図っていく必要がある。
- 災害時においては、災害廃棄物等の廃棄物が一度に大量発生するとともに、処理施設自体の被災も予想されることから、処理計画を基に、運搬経路、住居地域を考慮した災害廃棄物等の一時保管場所や最終処分場等を確保しておくとともに、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画に基づき対処する必要がある。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

【評価結果】

【ソフト対策】

- これまでの公共事業の減少や競争の激化による経営環境の悪化から、建設業従事者の減少とともに他産業を上回る高齢化と若年入職者の減少が進んでいることに伴い、今後急速に老朽化することが懸念されている社会資本の維持管理を担う技術者の確保や、将来の建設業を担う優秀な若手技術者の確保、更に女性が活躍できる環境の整備、除雪体制の維持、各種PRによるイメージアップ等新たな課題を検討する必要がある。
- 地域における防災行動力の向上を図り、防災・減災に係る人材育成等を強化する必要がある。
- 職員に対し、防災訓練等を通じて防災に関する制度や役割等について習熟する機会を設け、防災教育の普及徹底を図る必要がある。
- 専門的知見を有する防災担当職員の養成・教育に向けた取組を進める必要がある。
- 災害復旧活動等を迅速かつ円滑に行うため、平常時から各種の図面、図書類を整備するとともに、電子化を図る必要がある。
- 東日本大震災などを踏まえ、市社会福祉協議会と連携し、災害時に災害ボランティアが円滑かつ効果的に活動できる体制の整備など、災害ボランティア活動の強化を促進する必要がある。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

【評価結果】

【ハード対策】

- 老朽化等により農業水利施設が有する防災機能の低下が懸念されるため、地震対策の充実を図る必要がある。
- 地震の揺れに伴う河川堤防や護岸等の沈下・損傷による洪水被害を軽減するため、浚渫や伐木などにより最大限の流下断面を確保する必要がある。また、万が一越水等が発生した場合でも、浸水被害の軽減や住民の避難時間の確保のため、国（国土交通省等）、県と連携して粘り強い堤防の整備を進める必要がある。
- 地震の揺れに伴う河川堤防や護岸等の沈下・損傷により、洪水等の浸水被害の発生、さらには満潮時や異常潮位発生時の浸水域の拡大・深刻化が想定されることから、国（国土交通省等）、県と連携して河川管理施設や河川堤防の耐震化を進める必要がある。
- 津波襲来時に海岸保全施設の機能が最大限に発揮されるよう、国（国土交通省等）、県と連携して長寿命化計画に基づき、予防保全型を基本とした施設の長寿命化対策を計画的に進める必要がある。
- 限られた予算で確実な下水処理を実施するため、射水市下水道ストックマネジメント計画（令和元年5月策定）に基づき、終末処理場、ポンプ場や管渠等の下水道施設の老朽化対策を行う必要がある。
- 公共施設やインフラの長寿命化のための予防保全等を計画的に実施するためには国の継続的・安定的な財政支援が必要である。

【ソフト対策】

- 近年、農村の混住化等の進行による流出形態の変化等に伴い、広域的な溢水被害が発生しているほか、集中豪雨等の自然災害も激甚化しているため、農村地域の防災力の向上を図る必要がある。

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

【評価結果】

【ハード対策】

- 森林の荒廃により森林の国土保全機能が損なわれ、巨大地震や地球温暖化に伴う集中豪雨により山地災害のリスクの高まりが懸念されるため、森林整備や治山事業を計画的かつ着実に進める必要がある。

- 自然環境の持つ防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の配置・長寿命化対策を推進する必要がある。

【ソフト対策】

- 文化財建造物の耐震化及び有形文化財収蔵施設の耐震化・防災設備の整備が不十分であるため、文化財の所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行うとともに、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る必要がある。
- 地域の防災力の強化に向け、自主防災組織の更なる組織化及び組織の活性化を図る必要がある。

【ハード・ソフト対策】

- 森林経営計画の策定を促進するとともに、計画に基づく路網整備や高性能林業機械の活用により集約化施業を推進し、生産コストの低減を図る必要がある。

8 - 5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

【評価結果】

【ソフト対策】

- これまでの公共事業の減少や競争の激化による経営環境の悪化から、建設業従事者の減少とともに他産業を上回る高齢化と若年入職者の減少が進んでいることに伴い、今後急速に老朽化することが懸念されている社会資本の維持管理を担う技術者の確保や、将来の建設業を担う優秀な若手技術者の確保、更に女性が活躍できる環境の整備、除雪体制の維持、各種PRによるイメージアップ等新たな課題を検討する必要がある。
- 公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める必要がある。
- 県制度融資の経営安定資金地域産業対策枠により、被災企業の経営安定のための融資を行うこととしているが、利用しやすい制度となるよう、引き続き、企業者のニーズを踏まえた制度の運用、周知を行う必要がある。
- 応急仮設住宅建設のための体制及び人材の育成が必要である。

8 - 6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響

【評価結果】

【ソフト対策】

- 東日本大震災後、企業の事業継続計画（BCP）策定への関心も強かったことから、富山県中小企業団体中央会や新世紀産業機構がセミナーを開催するなど、啓発の取組もあったが、中小企業にあっては、スタッフの人材不足等、経営資源が少ないこともあり、策定が進んでいないため、商工会議所、商工会等が行うBCPに関する研修会の開催等を支援する必要がある。
- 市内の金融機関では、バックアップシステムの構築等、体制の強化も進められているが、各金融機関によって状況が異なるため、市としての関わりについて検討が必要である。
- 県制度融資の経営安定資金地域産業対策枠により、被災企業の経営安定のための融資を行うこととしているが、利用しやすい制度となるよう、引き続き、企業者のニーズを踏まえた制度の運用、周知を行う必要がある。
- 小規模事業者においては、経営計画を検討していく上で、防災・減災対策の優先順位は必ずしも高くなく、またBCP等を作成していく上で必要となる災害リスクの把握も十分ではないものと思われるため、策定や防災訓練等の取組に資する情報提供に努め、事務所・企業の防災意識の高揚を図るとともに、企業等の協力による地域の防災力の向上を図る必要がある。

【ハード・ソフト対策】

- 災害に強い民間施設の整備促進を図るため、中小企業者における事業継続に資する施設等の整備を促進する必要がある。

第4章 国土強靱化のための推進方針

第1節 推進方針策定の考え方

「第3章 脆弱性評価」の結果を踏まえ、本市における国土強靱化施策の取組方針を示す「国土強靱化のための推進方針」を策定する。

推進方針は、脆弱性評価において設定したリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本市だけでなく、国、富山県、民間等との適切な役割分担と連携のもとで行うとともに、施設の老朽化対策や耐震化等の「ハード対策」と情報発信、訓練、防災教育等の「ソフト対策」を組み合わせ、37のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに取りまとめる。

第2節 推進方針及び成果指標の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標（成果指標）を設定する。成果指標は、射水市総合計画等からの引用又は今回の策定に当たり新たに設定したものとする。

本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や富山県が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた指標ではなく、施策推進に関わる本市、国、富山県、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

第3節 重点事業の設定

施策の推進に当たって、財源的な制約の中で本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮して、事業の重点化を図る必要があることから、射水市総合計画に沿った取組や富山県国土強靱化地域計画で示された「強靱化を推進する主な事業」と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点事業を設定する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ重点事業の見直しや新たな設定を行う。

第4節 本市における国土強靱化のための推進方針

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

【推進方針】

【住宅、建築物等の耐震化及び老朽化対策】

- 住宅や多数の者が利用する大規模な建築物、防災上重要な公共施設及び重要な地区の建築物等の耐震・不燃化や橋りょうの耐震化・長寿命化を促進し、安全で住みよいまちづくりを目指す。なお、耐震化については、射水市耐震改修促進計画（平成29年6月改定）による耐震改修等の推進に努める。
- 自力避難が困難な乳幼児の居場所である保育園等の耐震化の整備を図るとともに、児童厚生施設等についても、耐用年数等を考慮のうえ、耐震化等の整備を促進する。
- 射水市地震防災マップ等を活用して、住宅の耐震補強に関する住民への啓発を引き続き推進する。
- 市営住宅の経年劣化が進みやすい外壁や給排水管を中心に耐久性・耐候性の向上等を図る修繕を実施する。
- 市内の密集市街地における重点密集市街地整備事業、空き家対策総合支援事業（国）を活用した空き家対策により、老朽化した建築物の除却、不燃化された共同建築物の整備等を推進する。

【避難場所の指定・整備・普及啓発】

- 主要な交通結節点へのアクセス道路等の整備を促進し、安全で円滑な交通確保を図るとともに、災害時には避難地や災害拠点ともなる公園、緑地等の整備や長寿命化に取り組むなど、防災性に優れた市街地の形成を推進する。
- 避難地等となる公園、緑地等は適正な配置に努めるとともに、県その他の防災関係機関と連携し、園内において災害応急対策に必要な施設として備蓄倉庫等の整備を促進する。

【緊急輸送道路等の整備】

- 橋りょう崩落事故の発生防止など、大規模災害発生時の円滑な流通と安全な通行を確保するため、計画的に道路施設の保全対策を推進する。
- 主要幹線道路における防災、震災対策や改築を進め、代替性が確保された道路ネットワークの強化・整備を推進する。
- 電柱の倒壊による交通経路の遮断を回避するため、緊急輸送道路及び市街地や観光地等の道路で必要性及び整備効果が高い箇所等について無電柱化を推進する。

【関係機関との連携】

- 災害現場での救出救助活動能力を高めるため、装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、応急活動及び復旧活動に関し、自衛隊、海保、警察、消防など各関係機関との連携を推進する。

- 災害等で火葬場の使用が困難となった場合に対応できるよう、他市町村及び近隣県等と連携し、広域的な協力体制の整備を推進する。

【防災教育・防災力強化】

- 複合災害を想定した大規模な災害時における迅速かつ的確な防災活動の確認、原子力災害時の避難対応、市民への防災思想の普及啓発を図るため、自衛隊、海保、警察、消防等の関係機関及び地元住民の参加のもと、実践的な訓練を実施する。
- 地域の自主防災活動を支援する防災士と連携して、「自らの身の安全は自ら守る」防災教育を推進する。
- 地域防災の要となる自主防災組織の活動を促進するため、防災士と連携し、自主防災組織の必要性や、活動事例、各地域の危険箇所を把握するための実習等を出前講座等で実施する。
- 防災・減災に係る人材育成等を強化するため、防災リーダー等（自主防災組織リーダー、防災士）の育成・確保に努める。また、防災対応に女性の視点を取り入れるため、女性防災士の育成・確保にも努める。

【公共施設等の適切な維持管理】

- 公共施設等について予防保全等の長寿命化を計画的に推進するなど、適切に管理する。

1 - 2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

【推進方針】

【大規模火災への対策】

- 防災空間として、公園・緑地、道路、河川等の整備や老朽化対策を推進し、不燃空間の形成が難しい市街地において延焼遮断帯を設ける等、都市全体の安全性の向上に努める。
- 市内の密集市街地における重点密集市街地整備事業、空き家対策総合支援事業（国）を活用した空き家対策により、老朽化した建築物の除却、不燃化された共同建築物の整備等を推進する。

【関係機関との連携】

- 災害現場での救出救助活動能力を高めるため、装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、応急活動及び復旧活動に関し、自衛隊、海保、警察、消防など各関係機関との連携を推進する。
- 災害等で火葬場の使用が困難となった場合に対応できるよう、他市町村及び近隣県等と連携し、広域的な協力体制の整備を推進する。

【防災教育・防災力強化】

- 不特定多数の者が利用する施設管理者は、災害時の避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう職員に対する防災教育、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応が取れるよう避難路等の表示を行えるように努める。
- 複合災害を想定した大規模な災害時における迅速かつ的確な防災活動の確認、原子力災害時の避難対応、市民への防災思想の普及啓発を図るため、自衛隊、海保、警察、消防等の関係機関及び地元住民の参加のもと、実践的な訓練を実施する。
- 地域の自主防災活動を支援する防災士と連携して、「自らの身の安全は自ら守る」防災教育を推進する。
- 地域防災の要となる自主防災組織の活動を促進するため、防災士と連携し、自主防災組織の必要性や、活動事例、各地域の危険箇所を把握するための実習等を出前講座等で実施する。
- 防災・減災に係る人材育成等を強化するため、防災リーダー等（自主防災組織リーダー、防災士）の育成・確保に努める。また、防災対応に女性の視点を取り入れるため、女性防災士の育成・確保にも努める。

【公共施設等の適切な維持管理】

- 公共施設等について予防保全等の長寿命化を計画的に推進するなど、適切に管理する。

1 - 3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生**【推進方針】****【津波・高潮に対する避難体制の強化】**

- 津波発生時に住民が適切な避難を行うことができるよう、津波ハザードマップについて、住民に対しての周知に努める。
- 避難行動要支援者名簿の適正な管理や更新を進め、要支援者本人の同意が得られた場合は、平常時から避難支援等関係者に名簿情報の提供を図る。また、要支援者一人ひとりについて、避難経路等を定めた個別計画の策定を推進する。
- 海岸域の防災行政無線など情報伝達体制の充実を促進し、住民、自主防災組織等により、具体的かつ実践的な津波避難体制の整備を推進する。
- 堅固な高層建物の中・高層階などを避難場所に利用する、いわゆる津波避難ビルなどの津波避難場所の確保に努める。

【海岸保全施設等の津波・高潮・浸食対策】

- 津波シミュレーション調査等の結果を踏まえ、国（国土交通省等）、県と連携して計画的に河川管理施設及び海岸保全施設、港湾施設、漁港施設の耐震化等を進める。

【緊急輸送道路等の整備】

- 安全安心で利便性の高い道路ネットワークの整備を引き続き進めるとともに、災害時の円滑な避難や迅速な人命救助、事前通行規制区間の回避等のため、主要幹線道路における防災、震災対策や改築を進め、代替性が確保された道路ネットワークの強化・整備を推進する。

【関係機関との連携】

- 災害現場での救出救助活動能力を高めるため、装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、応急活動及び復旧活動に関し、自衛隊、海保、警察、消防など各関係機関との連携を推進する。
- 災害等で火葬場の使用が困難となった場合に対応できるよう、他市町村及び近隣県等と連携し、広域的な協力体制の整備を推進する。
- 災害監視や市民への防災情報の提供を行うため、引き続き、防災情報システムが正常に機能するよう維持管理に努める。

【防災教育・防災力強化】

- 複合災害を想定した大規模な災害時における迅速かつ的確な防災活動の確認、原子力災害時の避難対応、市民への防災思想の普及啓発を図るため、自衛隊、海保、警察、消防等の関係機関及び地元住民の参加のもと、実践的な訓練を実施する。
- 地域の自主防災活動を支援する防災士と連携して、「自らの身の安全は自ら守る」防災教育を推進する。
- 地域防災の要となる自主防災組織の活動を促進するため、防災士と連携し、自主防災組織の必要性や、活動事例、各地域の危険箇所を把握するための実習等を出前講座等で実施する。
- 防災・減災に係る人材育成等を強化するため、防災リーダー等（自主防災組織リーダー、防災士）の育成・確保に努める。また、防災対応に女性の視点を取り入れるため、女性防災士の育成・確保にも努める。

【公共施設等の適切な維持管理】

- 公共施設等について予防保全等の長寿命化を計画的に推進するなど、適切に管理する。

1 - 4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【推進方針】

【水害・浸水等対策】

- 「射水市下水道事業ビジョン」に基づき、効率的・経済的に公共用水域の水質保全を図るとともに、雨水を排除して市街地等の浸水被害を防止するため、下水道施設の整備を推進する。
- ハザードマップの周知を図るなど、より多くの方の適切な避難行動につながる取組を進める。

【管理河川における修繕、改修及び耐震化等の整備】

- 今後とも浸水被害の解消に向けて、国（国土交通省等）、県と連携して計画的に河川改修や耐震性の不足している河川構造物等について緊急度の高いものから順次対策工事を推進するとともに、河川管理施設の長寿命化計画に基づく定期的な点検や予防保全型の修繕を進める。
- 護岸の整備など既存施設の機能強化を進めるほか、国（国土交通省等）、県と連携して伐木や浚渫などの災害の未然防止対策の推進や、水防資材の確保、河川巡視の強化に努め、浸水被害の軽減に努める。
- 市街地等における局地的な大雨による浸水被害の軽減を図るため、河川、下水道、排水路等の管理者が連携し、雨水貯留施設や透水性舗装など総合的な浸水対策を推進する。

【農地等混在地域における防災・減災対策の推進】

- 近年、農村の混住化等の進行による流出形態の変化等に伴い、広域的な溢水被害が発生しているほか、集中豪雨等の自然災害も激甚化しているため、農村地域の防災力の向上に努める。
- 農業者の高齢化や後継者不足で耕作放棄地の増加が懸念される中、担い手への農地集積・集約化とともに農地の大区画化・汎用化整備による農地の確保を通じ、洪水防止機能（雨水を一時的に貯留）の保全を推進する。

【関係機関との連携】

- 災害現場での救出救助活動能力を高めるため、装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、応急活動及び復旧活動に関し、自衛隊、海保、警察、消防など各関係機関との連携を推進する。
- 災害等で火葬場の使用が困難となった場合に対応できるよう、他市町村及び近隣県等と連携し、広域的な協力体制の整備を推進する。
- 災害監視や市民への防災情報の提供を行うため、引き続き、防災情報システムが正常に機能するよう維持管理に努める。

【防災教育・防災力強化】

- 地域の防災力の強化に向け、自主防災組織の更なる組織化及び組織の活性化を図るとともに、自治会・町内会、自主防災組織及び関係団体等の協力を得て、地域ぐるみの避難誘導体制の確立に努める。
- 複合災害を想定した大規模な災害時における迅速かつ的確な防災活動の確認、原子力災害時の避難対応、市民への防災思想の普及啓発を図るため、自衛隊、海保、警察、消防等の関係機関及び地元住民の参加のもと、実践的な訓練を実施する。
- 地域の自主防災活動を支援する防災士と連携して、「自らの身の安全は自ら守る」防災教育を推進する。
- 地域防災の要となる自主防災組織の活動を促進するため、防災士と連携し、自主防災組織の必要性や、活動事例、各地域の危険箇所を把握するための実習等を出前講座等で実施する。
- 防災・減災に係る人材育成等を強化するため、防災リーダー等（自主防災組織リーダー、防災士）の育成・確保に努める。また、防災対応に女性の視点を取り入れるため、女性防災士の育成・確保にも努める。

【公共施設等の適切な維持管理】

- 公共施設等について予防保全等の長寿命化を計画的に推進するなど、適切に管理する。

1 - 5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

【推進方針】**【森林の整備・保全】**

- 適正な林業活動により持続的に管理すべき森林について、治山・地すべり防止事業を推進するとともに、森林所有者などの森林経営計画の策定を促進し、計画的な間伐や更新の実施などを推進する。

【土砂災害対策の推進】

- 土砂災害を防止するため、危険箇所の現況を把握し、区域の指定・管理、警戒・避難体制の確立、防止施設の新設・改良、危険箇所周辺住宅の移転等の総合的対策の実施に努める。
- 砂防・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策事業等の土砂災害に対するハード対策を推進する。
- 中山間地等において、避難路や緊急輸送道路の確保に努める。

【関係機関との連携】

- 災害現場での救出救助活動能力を高めるため、装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、応急活動及び復旧活動に関し、自衛隊、海保、警察、消防など各関係機関との連携を推進する。

- 災害等で火葬場の使用が困難となった場合に対応できるよう、他市町村及び近隣県等と連携し、広域的な協力体制の整備を推進する。
- 災害監視や市民への防災情報の提供を行うため、引き続き、防災情報システムが正常に機能するよう維持管理に努める。

【防災教育・防災力強化】

- 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難をする上で必要な事項を市民に普及啓発するため、ハザードマップを活用し、市政出前講座、土砂災害を想定した防災訓練等を推進する。
- 複合災害を想定した大規模な災害時における迅速かつ的確な防災活動の確認、原子力災害時の避難対応、市民への防災思想の普及啓発を図るため、自衛隊、海保、警察、消防等の関係機関及び地元住民の参加のもと、実践的な訓練を実施する。
- 地域の自主防災活動を支援する防災士と連携して、「自らの身の安全は自ら守る」防災教育を推進する。
- 地域防災の要となる自主防災組織の活動を促進するため、防災士と連携し、自主防災組織の必要性や、活動事例、各地域の危険箇所を把握するための実習等を出前講座等で実施する。
- 防災・減災に係る人材育成等を強化するため、防災リーダー等（自主防災組織リーダー、防災士）の育成・確保に努める。また、防災対応に女性の視点を取り入れるため、女性防災士の育成・確保にも努める。

【住民等への情報伝達体制の強化】

- ハザードマップの周知を図るなど、より多くの方の適切な避難行動につながる取組を進める。
- 土砂災害の発生に対し、情報を速やかに入手し、住民等へ情報提供できるよう関係機関が連携した防災訓練を実施し、住民への啓発、避難訓練等を併せたソフト対策全般を強化し、災害対応能力の向上に努める。

【公共施設等の適切な維持管理】

- 公共施設等について予防保全等の長寿命化を計画的に推進するなど、適切に管理する。

1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

【推進方針】

【除雪体制の確保】

- 少子・高齢化の進展により、雪処理の担い手が不足している中で、高齢者や要支援世帯の除排雪のための支援協力体制の整備を推進する。
- 道路交通を迅速かつ適切に確保するため事前に緊急通行確保路線の指定、追加借上げの除雪機械やオペレーター等の動員及びその他必要な対策等を確立し、除排雪体制の整備を推進する。
- 重要路線における車道除排雪や歩道除雪を、射水市道路除雪実施計画に基づき適切に実施する。また、消雪施設の維持管理を適切に実施し、安全な通行の確保に努める。

【森林の整備・保全】

- 森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、整備が必要な森林について間伐等の森林整備や治山・地すべり防止事業を推進する。

【関係機関との連携】

- 災害現場での救出救助活動能力を高めるため、装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、応急活動及び復旧活動に関し、自衛隊、海保、警察、消防など各関係機関との連携を推進する。
- 災害等で火葬場の使用が困難となった場合に対応できるよう、他市町村及び近隣県等と連携し、広域的な協力体制の整備を推進する。
- 災害監視や市民への防災情報の提供を行うため、引き続き、防災情報システムが正常に機能するよう維持管理に努める。

【防災教育・防災力強化】

- 複合災害を想定した大規模な災害時における迅速かつ的確な防災活動の確認、原子力災害時の避難対応、市民への防災思想の普及啓発を図るため、自衛隊、海保、警察、消防等の関係機関及び地元住民の参加のもと、実践的な訓練を実施する。
- 地域の自主防災活動を支援する防災士と連携して、「自らの身の安全は自ら守る」防災教育を推進する。
- 地域防災の要となる自主防災組織の活動を促進するため、防災士と連携し、自主防災組織の必要性や、活動事例、各地域の危険箇所を把握するための実習等を出前講座等で実施する。
- 防災・減災に係る人材育成等を強化するため、防災リーダー等（自主防災組織リーダー、防災士）の育成・確保に努める。また、防災対応に女性の視点を取り入れるため、女性防災士の育成・確保にも努める。

【住民等への情報伝達体制の強化】

- ハザードマップの周知を図るなど、より多くの方の適切な避難行動につながる取組を進める。

【建設業の担い手確保】

- 地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の確保・育成や建設業の魅力発信を図るため、建設業界団体との連携について検討する。

【公共施設等の適切な維持管理】

- 公共施設等について予防保全等の長寿命化を計画的に推進するなど、適切に管理する。

直接死を最大限防ぐ【成果指標】

No.	指標	現状値(R1 年度)	目標値(R5 年度)
1	避難行動要支援者登録率	54.5%	60%
2	重点密集市街地等の整備率（面整備）	43.4%	100%
3	住宅の耐震化率※	72%(H25 年度)	90%(R7 年度)
4	消防団員数	714 人	757 人
5	担い手への農地集積率	77.4%	90%
6	ほ場整備率	67%	68%
7	市道の消雪路線延長	178 km	180 km
8	地域ぐるみ除排雪活動参加団体数	49 団体	51 団体
9	指定緊急避難場所数	99 施設 (R2 年 12 月現在)	100 施設
10	出前講座（防災）実施回数	21 回	24 回
11	市総合防災訓練	実施	実施
12	地域振興会から推薦され資格取得した防災士数	61 人	110 人
13	自主防災組織の組織率	98.5%	100%

※住宅の耐震化率は、「射水市耐震改修促進計画」からの数値

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【推進方針】

【支援物資の供給等に係る連携体制の整備】

- 消防機関、水防団等の組織を整備するとともに、防災関係機関や自主防災組織と連携し、平常時から配備・動員計画等の体制を整備しておく。
- 災害時の広域的な緊急物資の輸送等の役割を担うため、関係機関と協議し、迅速に陸上輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両等を確保するなど、災害時における受援体制の強化を図る。
- 市の機関が被災した場合であっても、業務継続計画に基づいて、発災時に優先して取り組む業務を事前に決めておき、限られた資源を効率的に投入し、業務の継続と早期復旧を図る。
- 国、地方公共団体、防災関係機関、民間との災害時における応援協定締結等により、災害時の物資調達・搬送、ボランティアの円滑な受入れなどに係る連携体制を整備する。

【被災者等へのサポート体制の準備】

- 被災者に食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、呉羽山断層帯の被害想定を踏まえ、避難所施設・設備や防災資機材等の整備、更新、点検、食料等の備蓄を図る。また、震災時に必要不可欠な食料、飲料水及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、個人備蓄の啓発・奨励を推進する。

【支援物資の供給等に備えた整備】

- 冬期間の降雪時、消雪設備が一斉に稼働した場合、取水障害の発生のおそれがあることから、県において地下水位のモニタリングによる監視とリアルタイムによる情報提供を行っており、冬期間の「注意喚起水位」指標を活用して節水呼びかけを行い、水位の速やかな回復に努める。
- 橋りょう崩落事故の発生防止など、大規模災害発生時の円滑な流通と安全な通行を確保するため、橋りょうの耐震化・長寿命化対策を推進し、計画的に道路施設の保全対策を推進する。
- 災害時における緊急車両への給油や病院、優先供給施設等への電力、燃料供給について、災害時における受援体制の強化を図るほか、県や関係団体等との情報交換、連携を密にするなど、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう体制を整備する。
- 国（国土交通省等）、県と連携して、計画的かつ重点的に河川の整備等のハード対策を推進するとともに、住民が避難する際に必要な情報となるハザードマップの周知等も併せて進める。

- 国（国土交通省等）、県と連携して、護岸の整備など既存施設の機能強化を進めるほか、津波シミュレーション調査等の結果を踏まえ、計画的に堤防や水門等の河川管理施設の耐震化、伐木や浚渫などの災害の未然防止対策の推進や、水防資材の確保、河川巡視の強化に努め、浸水被害の軽減を図る。
- 物資の輸送ルートを実際に確保するため、国（国土交通省等）、県と連携して、海岸保全施設の耐震化や老朽化対策を推進し、浸水被害等の発生、被害を最小限に抑えるほか、河川管理施設及び港湾施設、漁港施設の耐震化等を進める。
- 物資輸送ルートや燃料供給ルートを実際に確保するための土砂災害対策等のハード対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える。
- 森林の適切な管理や災害時に円滑な対応を行うため、射水市森づくりプランに基づく林道の整備等を推進する。
- 災害時において伏木富山港の機能が早期に回復するよう、国（国土交通省等）、県と連携し伏木富山港港湾BCP（平成26年12月策定）に基づく訓練を実施し、指揮命令系統、港湾関係者の役割の明確化や港湾周辺施設の資機材状況等の情報共有など関係機関との連携強化を推進する。

【緊急輸送ルート等の整備】

- 主要幹線道路における防災、震災対策や改築を進め、代替性が確保された道路ネットワークの強化・整備を推進する。
- 中山間地等において、避難路や緊急輸送道路の確保に努める。
- 重要路線における車道除排雪や歩道除雪を、射水市道路除雪実施計画に基づき適切に実施する。また、消雪施設の維持管理を適切に実施し、安全な通行の確保に努める。

【港湾等の整備】

- 今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害時において、被災を受けた太平洋側港湾の代替として伏木富山港が機能するよう、国（国土交通省等）、県と連携して、港湾機能の強化を図る。また、緊急物資海上輸送の拠点となる、漁港施設の整備・耐震化を推進する。

【危険区域の把握】

- 土砂災害（特別）警戒区域の状況等を的確に把握し、森林整備や治山・地すべり防止事業を推進する。

【防災拠点の機能確保】

- 公共施設のみならず企業・事業所等が所有する施設や敷地などを有効に利活用できるよう、事前に災害時応援協定を締結するなど、防災拠点施設の確保に努める。
- 市街地等における局地的な大雨による浸水被害の軽減を図るため、河川、下水道、排水路等の管理者が連携し、雨水貯留施設や透水性舗装など総合的な浸水対策を推進する。
- 災害時に避難所や防災拠点となり得る「道の駅」について、防災拠点化への更なる整備促

進に努める。

2 - 2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【推進方針】

【防災教育・防災力強化】

- 被災者に食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、呉羽山断層帯の被害想定を踏まえ、防災資機材等の整備を推進する。また、震災時に必要不可欠な食料、飲料水及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、個人備蓄の啓発・奨励を推進する。

【支援物資の供給等に係る連携体制の整備】

- 災害時の広域的な緊急物資の輸送等の役割を担うため、関係機関と協議し、迅速に陸上輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両等を調達するなど、災害時における受援体制の強化を図る。
- 緊急時には、富山県ドクターヘリを利用し、搭乗医師・看護師により現場での救命・救急治療活動を行うとともに、重篤・重症な被災患者を病院等へ迅速に搬送し、救命率の向上や後遺症の軽減を図る。

【支援物資の供給等に備えた整備】

- 国（国土交通省等）、県と連携して、護岸の整備など既存施設の機能強化を進めるほか、伐木や浚渫などの災害の未然防止対策の推進や、水防資材の確保、河川巡視の強化に努め、浸水被害の軽減に努める。
- 道路の通行止めによる孤立集落が発生することのないよう、国（国土交通省等）、県と連携して河川管理施設や河川堤防、海岸保全施設の耐震化や老朽化対策を推進し、記録的な豪雨等による河川の氾濫や、沈下や損傷による浸水被害等の発生を最小限に抑える。
- 土砂災害警戒区域の状況等を的確に把握し、森林整備や治山・地すべり防止事業など土砂災害対策等のハード対策を推進する。
- 主要幹線道路における防災、震災対策や改築を進め、代替性が確保された道路ネットワークの強化・整備を推進する。
- 大規模な地震が発生した場合に備え、橋りょうの耐震化・長寿命化対策を推進する。
- 中山間地等において、避難路や緊急輸送道路の確保に努める。
- 重要路線における車道除排雪や歩道除雪を、射水市道路除雪実施計画に基づき適切に実施する。また、消雪施設の更新を適切に実施し、安全な通行確保に努める。
- 森林の適切な管理や災害時に円滑な対応を行うため、射水市森づくりプランに基づく林道の整備等を推進する。

【港湾等の整備】

- 国（国土交通省等）、県と連携して、海岸保全施設、河川管理施設及び港湾施設、漁港施設の耐震化等を進める。
- 漁港施設の整備・耐震化を着実に推進し、地震や津波の発生時においても、水産物流通機能の防護と早期の漁業活動復旧を確保する。

2-3 自衛隊、海保、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足**【推進方針】****【関係機関との連携強化】**

- 市の機関が被災した場合であっても、業務継続計画に基づいて、発災時に優先して取り組む業務を事前に決めておき、限られた資源を効率的に投入し、業務の継続と早期復旧を図る。
- 大規模な風水害や噴火などの災害現場での救出救助活動能力を高めるため、装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、関係機関等との連携を図る。
- 災害発生時における初動体制の強化、効果的な部隊運用、高度な消防機械器具の整備による住民サービスの向上が見込まれる、消防組織の広域化に向けた検討を進める。
- 消防機関、水防団等の組織を整備するとともに、防災関係機関や自主防災組織と連携し、平常時から配備・動員計画等の体制を整備しておく。
- 公共施設のみならず企業・事業所等が所有する施設や敷地などを有効に利活用できるよう、事前に災害時応援協定を締結するなど、防災拠点施設の確保に努める。
- 被災時における救助・救急活動等に対応するため、医療機関との連携体制の構築を図る。

【消防団等の機能強化】

- 地域防災力の充実強化を図り、複雑・多様化する災害に対応するため、消防吏員・消防団員の消防教育訓練を推進するとともに、女性消防団員や機能別団員の確保及び消防団の活性化を図る。

【輸送ルートの確保】

- 物資輸送ルートや燃料供給ルートを確実に確保するための土砂災害対策等のハード対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える。

2 - 4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

【推進方針】

【帰宅困難者発生への対策】

- 被災者に食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、呉羽山断層帯の被害想定を踏まえ、避難所施設・設備や防災資機材等の整備、更新、点検、食料等の備蓄を図る。また、震災時に必要不可欠な食料、飲料水及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、個人備蓄の啓発・奨励を推進する。

【支援物資のルートの確保と連携強化】

- 災害時における物資の調達と避難所までの円滑な輸送体制を確保するため、協定締結企業等との連携を密にするよう努める。
- 国、地方公共団体、防災関係機関、民間との災害時における応援協定締結等により、災害時の物資調達・搬送、ボランティアの円滑な受入れなどに係る連携体制を整備する。

2 - 5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【推進方針】

【関係機関との連携強化】

- 消防機関、水防団等の組織を整備するとともに、防災関係機関や自主防災組織と連携し、平常時から配備・動員計画等の体制を整備しておく。
- 市外からの保健・福祉チーム等の受入整備を図る。
- 公共施設のみならず企業・事業所等が所有する施設や敷地などを有効に利活用できるよう、事前に災害時応援協定を締結するなど、防災拠点施設の確保に努める。

【支援物資の供給等に備えた整備】

- 災害時における緊急車両への給油や病院等への燃料供給について、災害時における受援体制の強化を図るほか、県や関係団体等との情報交換、連携を密にするなど、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう体制を整備する。
- 物資輸送ルートや燃料供給ルートを確実に確保するための土砂災害対策等のハード対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える。
- 主要幹線道路における防災、震災対策や改築を進め、代替性が確保された道路ネットワークの強化・整備を推進する。
- 大規模な地震が発生した場合に備え、橋りょうの耐震化・長寿命化対策を推進する。
- 中山間地等において、避難路や緊急輸送道路の確保に努める。

- 重要路線における車道除排雪や歩道除雪を、射水市道路除雪実施計画に基づき適切に実施する。また、消雪施設の維持管理を適切に実施し、安全な通行の確保に努める。

【人材の確保・育成による災害対応力強化】

- 医療・介護人材の計画的な確保・育成に取り組むとともに、災害対応力の強化を図る。
- 公衆衛生関係者や地域福祉人材の災害対応力の強化を図る。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【推進方針】

【疾病・感染症対策の推進】

- 震災等の大規模災害発生時における医療救護活動に不可欠な医薬品、医療資器材等の備蓄及び調達、配備体制を確保する。
- 医薬品等の品質・安定供給の確保に努めるとともに、献血の普及啓発活動を行い、献血者確保の取組を行う。
- 避難者に感染症が広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保てるように努める。
- 災害発生時に、感染症法に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制の維持に努める。

【施設等の老朽化対策・整備】

- 射水市下水道ストックマネジメント計画（令和元年5月策定）に基づき、下水道施設の老朽化対策を推進する。
- 公共施設等について予防保全等の長寿命化を計画的に推進するなど、適切に管理する。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【推進方針】

【支援物資の供給等に係る連携体制の整備】

- 災害時における物資の調達と避難所までの円滑な輸送体制を確保するため、協定締結企業等との連携を密にするよう努める。
- 災害等で火葬場の使用や対処が困難となった場合に対応できるよう、他市町村及び近隣県等と連携し、広域的な協力体制の整備を推進する。

- 消防機関、水防団等の組織を整備するとともに、防災関係機関や自主防災組織と連携し、平常時から配備・動員計画等の体制を整備しておく。

【被災者・障がい者サポート体制の構築】

- 災害時の保健活動マニュアルに基づき、保健師等の公衆衛生関係者による被災者の健康維持体制を整備する。
- 被災者に食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、呉羽山断層帯の被害想定を踏まえ、避難所施設・設備や防災資機材等の整備、更新、点検、食料等の備蓄を図る。また、震災時に必要不可欠な食料、飲料水及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、個人備蓄の啓発・奨励を推進する。
- 一般の避難所では生活することが困難な高齢者や在宅の障がい児者を受け入れる福祉避難所等の指定と整備の促進を図る。
- 障がい者等の要配慮者の防災支援体制の整備のため、関係機関と連携し、実践的な防災訓練を実施する。
- 保健師等により、被災者のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等）を行い、被災者の健康維持体制の整備を図る。
- 地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する【成果指標】

No.	指標	現状値(R1 年度)	目標値(R5 年度)
1	指定福祉避難所施設数	54 施設	58 施設
2	消防団員数 [再掲]	714 人	757 人
3	防災協定締結件数	117 件	120 件
4	出前講座（防災）実施回数 [再掲]	21 回	24 回
5	市総合防災訓練 [再掲]	実施	実施
6	自主防災組織の組織率 [再掲]	98.5%	100%

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発、社会の混乱

【推進方針】

【関係機関の連携体制整備】

- 被災地域における治安の維持と住民の安全を図るため、警察が行う警備活動との連携を強化するとともに道路交通情報等、必要な情報提供等の協力を行う。

【安全な避難経路の確保】

- 住民が交通渋滞や事故の発生等を考慮しながら徒歩で確実に安全な場所に避難する避難経路等を確認できるよう、安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【推進方針】

【建築物等の耐震化及び老朽化対策】

- 災害時の応急活動の支援拠点や避難施設等となる市役所庁舎、分庁舎（別館含む）については、必要な建物修繕等を適切に行う。
- 射水市公共施設等総合管理計画（平成28年9月策定）等に基づいた再編や長寿命化など、必要な対策を着実に実施し、公共施設等を適切に管理する。
- 災害時に避難所や防災拠点となり得る「道の駅」について、道の駅の設置主体である本市における防災拠点化への更なる整備促進に努める。

【行政機能の確保】

- 災害等の非常時に業務の継続と早期復旧を図れるよう、業務継続計画に基づいて、優先して取り組む業務を事前に決めておくとともに、災害対策本部室や防災関係機関等が活動する受援のためのスペースを確保する。
- 市有施設における物資の備蓄、代替機能の確保、通信経路やネットワーク拠点の二重化、各種データのバックアップ体制を確保する。
- 災害発生時に備えて電力の確保に努めるとともに、電力供給が停止した場合に備え、引き続き、非常用電源設備の浸水対策や燃料備蓄を推進する。

必要不可欠な行政機能は確保する【成果指標】

No.	指標	現状値(R1 年度)	目標値(R5 年度)
1	防災情報配信サービス登録件数	2,835 件	5,000 件
2	防災協定締結件数[再掲]	117 件	120 件

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【推進方針】

【情報伝達手段の確保及び関係機関における情報共有】

- 災害時にも的確な情報収集、伝達ができるよう、県及び防災関係機関と連携し、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めるとともに、「富山県総合防災情報システム」や国土交通省の「防災ネット富山」の活用により、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行う。
- 災害時優先電話の確保や防災行政無線等の確実な運用を図るとともに、多様な通信手段の確保に努めるほか、協定を締結している通信会社等との連携を密にし、確実に情報伝達できる通信体制の確保を図る。
- 緊急輸送道路等の無電柱化や、道路標識、照明灯等の道路附属物等の老朽化対策を推進する。
- 住民に提供する情報の信頼性を確保・維持するため、システムが正常に機能するよう運用する。
- 津波発生時における住民への情報伝達体制の充実を図る。

【業務継続体制の整備】

- 災害に強い耐震性・耐浪性のある施設や共同溝・電線共同溝の整備等を進めるとともに、災害発生後の業務継続と早期復旧が可能となるよう、施設等の系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の災害防止対策を推進する。
- 災害等の非常時に業務の継続と早期復旧を図れるよう、業務継続計画に基づいて、優先して取り組む業務を事前に決めておくとともに、災害対策本部室や防災関係機関等が活動する受援のためのスペースを確保する。

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【推進方針】

【関係機関等との連携強化】

- 平常時から防災関係機関との連絡体制の整備に努め、災害時に迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡を行う。また、住民等からの地震・津波災害に関する目視情報を収集する仕組みづくりに努め、津波発生時の住民への情報伝達体制の充実を図る。
- 各機関等での災害監視や住民の迅速かつ適切な避難に役立つよう、防災情報システムの確実な運用を図る。

- 災害等の非常時に業務の継続と早期復旧を図れるよう、業務継続計画に基づいて、優先して取り組む業務を事前に決めておくとともに、災害対策本部室や防災関係機関等が活動する受援のためのスペースを確保する。

【防災教育などの啓発による防災力強化】

- 地域の自主防災活動を支援する防災士やハザードマップの活用、関係機関が提供する防災情報の周知などにより、「自らの身の安全は自ら守る」防災教育を推進する。
- 小中学校では、学校教育活動全体において防災教育を組織的に行い、子どもたちの災害対応能力を育成する。また、指導の効果が高まるようPTAや地域住民も参加した実践的な避難訓練を行うなど、地域における行事との関連にも配慮する。
- 外国語での防災情報の提供、避難所等の周知や防災知識の普及・啓発などに努めるとともに、地域に住む外国人を含めた防災訓練等の実施に努める。

必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する【成果指標】

No.	指標	現状値(R1 年度)	目標値(R5 年度)
1	防災協定締結件数 [再掲]	117 件	120 件
2	出前講座（防災）実施回数 [再掲]	21 回	24 回
3	市総合防災訓練 [再掲]	実施	実施
4	地域振興会から推薦され資格取得した防災士数 [再掲]	61 人	110 人

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺

【推進方針】

【企業における事業継続体制の強化】

- 地域における多様な主体との連携・協働により、地域経済と地域コミュニティを支える小規模企業の持続的な発展を推進する。
- 中小企業における事業継続計画（BCP）の策定を推進するため、商工会議所、商工会等が行う研修会の開催等を支援する。
- 災害に強い民間施設の整備促進を図るため、中小企業者における事業継続に資する施設等の整備を促進する。
- BCP策定や防災訓練等の取組に資する情報提供に努め、事務所・企業の防災意識の高揚を図るとともに、企業等の協力による地域の防災力の向上を図る。

【被災企業等への金融支援】

- 市内の金融機関における事業組織体制を踏まえて、災害時において確実に金融支援が行えるよう金融機関との連携を強化する。

【道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策】

- 橋りょう崩落事故の発生防止など、大規模災害発生時の円滑な流通と安全な通行を確保するため、計画的に道路施設の保全対策を推進する。
- 主要幹線道路における防災、震災対策や改築を進め、代替性が確保された道路ネットワークの強化・整備を推進する。
- 森林の適切な管理や災害時に円滑な対応を行うため、射水市森づくりプランに基づく林道の整備等を推進する。

【海岸保全施設等の整備】

- 津波シミュレーション調査等の結果を踏まえ、国（国土交通省等）、県と連携して計画的に河川管理施設及び海岸保全施設、港湾施設、漁港施設の耐震化等を進める。

【警戒避難体制の整備等】

- 36箇所の土砂災害警戒区域のうち、土砂災害（特別）警戒区域として30箇所が指定されているが、これらの状況等を的確に把握していく。
- 物資輸送ルートや燃料供給ルートを確実に確保するための土砂災害対策等のハード対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える。
- 森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、整備が必要な森林について間伐等の森林整備や治山・地すべり防止事業を推進する。

【港湾施設等の強化】

- 災害時において伏木富山港の機能が早期に回復するよう、国（国土交通省等）、県と連携し伏木富山港港湾BCP（平成26年12月策定）に基づく訓練を定期的の実施し、指揮命令系統、港湾関係者の役割の明確化や港湾周辺施設の資機材状況等の情報共有など関係機関との連携強化を推進する。
- 漁港施設の整備・耐震化を着実に推進し、地震や津波の発生時においても、水産物流通機能の防護と早期の漁業活動復旧を確保する。
- 維持管理計画等に基づき、岸壁の補修や防食など港湾施設の老朽化対策を進めるとともに、岸壁の更新など、港湾施設の計画的な更新に努める。

【関係機関との連携】

- 災害時における優先供給施設等への電力、燃料等の供給を確保するため、災害時における受援体制の強化を図るほか、ライフライン事業者等との連携を密にするなど体制を整備する。

5-2 交通インフラネットワークの機能停止

【推進方針】

【緊急輸送道路の整備】

- 主要幹線道路における防災、震災対策や改築を進め、代替性が確保された道路ネットワークの強化・整備を推進する。
- 大規模な地震が発生した場合に備え、橋りょうの耐震化・長寿命化対策を推進する。
- 中山間地等において、避難路や緊急輸送道路の確保に努める。
- 重要路線における車道除排雪や歩道除雪を、射水市道路除雪実施計画に基づき適切に実施する。また、消雪施設の維持管理を適切に実施し、安全な通行の確保に努める。
- 橋りょう、トンネルなど道路施設の老朽化対策として、長寿命化計画や5年に1回の法定点検に基づき策定する修繕計画等を踏まえ、計画的に補修等を推進する。

【港湾施設等の強化】

- 災害時において伏木富山港の機能が早期に回復するよう、国（国土交通省等）、県と連携し伏木富山港港湾BCP（平成26年12月策定）に基づく訓練を定期的の実施し、指揮命令系統、港湾関係者の役割の明確化や港湾周辺施設の資機材状況等の情報共有など関係機関との連携強化を推進する。
- 今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害時において、被災を受けた太平洋側港湾の代替として、国（国土交通省等）、県と連携し伏木富山港が機能するよう体制を確立する。

- 国（国土交通省等）、県と連携して維持管理計画等に基づき、岸壁の補修や防食など港湾施設の老朽化対策を進めるとともに、岸壁の更新など、港湾施設の計画的な更新に努める。

【公共施設等の適切な維持管理】

- 公共施設等について予防保全等の長寿命化を計画的に推進するなど、適切に管理する。

【連携体制の整備】

- 災害時の広域的な緊急物資の輸送等の役割を担うため、関係機関と協議し、迅速に陸上輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両等を確保するなど、災害時における受援体制の強化を図る。

5 - 3 食料等の安定供給の停滞

【推進方針】

【食料、飲料水等の安定供給】

- 大規模災害時における飲料水の確保については、応急給水用として水源施設の貯留水の活用やペットボトル「いいみず いみず」の備蓄及び公共施設等への災害対応型自動販売機の配備により対応することとしているが、市だけで水の確保が困難な場合は、日本水道協会災害相互応援協定に基づき他事業者からの応援給水により調達する。なお、令和元年度から水道事業包括業務委託受託事業者のヴェオリア・ジェネッツ株式会社と災害協定を締結し、給水車や人員の応援要請を可能とした。
- 食料品、生活必需品の調達・供給に当たっては、被災地の状況をいち早く把握し、備蓄食料・生活必需品等を被災者に対し供給する。
- 相互応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品・生活必需品等の調達供給活動を行うとともに、災害ボランティア、その他の民間ボランティア等の協力も得られるよう努める。
- 災害時の食料等の安定供給のため、代替性が確保された道路ネットワークの強化・整備を推進する。
- 橋りょう崩落事故の発生防止など、大規模災害発生時の円滑な流通と安全な通行を確保するため、計画的に道路施設の保全対策を推進する。

【農地及び農業施設等の強化】

- 食料の安定供給のほか、多面的機能の維持のため、施設の老朽化が進行する基幹的な農業水利施設の長寿命化計画に基づき維持管理（点検含む）・更新を計画的に推進する。

- 近年、農村の混住化等の進行による流出形態の変化等に伴い、農地の湛水被害や広域的な溢水被害が発生しているほか、集中豪雨等の自然災害も激甚化しているため、農村地域の防災力の向上を図る。

【物資等輸送ルートの整備】

- 物資輸送ルートや燃料供給ルートを確実に確保するための土砂災害対策等のハード対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える。
- 大規模な地震が発生した場合に備え、橋りょうの耐震化及び長寿命化計画に基づき維持管理（点検含む）・更新を計画的に推進する。

【海岸保全施設の整備】

- 津波襲来時に海岸保全施設の機能が最大限に発揮されるよう、国（国土交通省等）、県と連携して長寿命化計画に基づき、予防保全型を基本とした施設の長寿命化対策を計画的に進める。

経済活動を機能不全に陥らせない【成果指標】

No.	指標	現状値(R1 年度)	目標値(R5 年度)
1	ほ場整備率 [再掲]	67%	68%
2	市道の消雪路線延長 [再掲]	178 km	180 km
3	防災協定締結件数 [再掲]	117 件	120 件

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

【推進方針】

【連携体制の強化】

- 石油コンビナート等での被災により、被害が拡大しないよう万が一の際の応急対策を迅速かつ円滑に行うことができる体制の整備を推進する。
- 東日本大震災において、電力・都市ガスなどのライフラインが途絶する中、迅速に復旧し、避難生活を支えたLPガスについては、避難所等となる公共及び民間の施設において、平時から利用しながら、災害等に備え備蓄に努める。
- 石油コンビナート等で予想される災害に対し、特定事業所、県、自衛隊、海保、警察、消防等の関係機関が参加し、実践的な訓練を実施することにより、災害応急活動等の迅速化や効果的な協力体制の確立を図る。

【エネルギー供給源の多様化】

- 再生可能エネルギーの導入促進など、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。

【緊急輸送道路等の無電柱化】

- 電柱の倒壊による交通経路の遮断を回避するため、緊急輸送道路及び市街地や観光地等の道路で必要性及び整備効果が高い箇所等について無電柱化を推進する。

6-2 上水道、農・工業用水等の長期間にわたる供給停止

【推進方針】

【水道施設の耐震化、老朽化対策】

- 市内の令和元年度末水道普及率は99.1%であり既存住宅等への整備はほぼ完了しているが、水道管の耐震化率は49.3%であり、今後も整備を推進する。
- 上水道施設の各種調査・点検を実施するとともに、射水市水道事業ビジョン（令和2年6月策定）に基づき、計画的に施設・管路の耐震化や基幹管路のループ化・二重化などバックアップ機能を備えた施設整備等の防災対策を推進し、地震・津波災害等に強い施設整備を図る。
- 法定耐用年数(40年)を超えた上水道管路延長の割合は令和元年度末で23.2%であり今後も年々上昇する見込みであるため、引き続き経年化の更新に併せて耐震化を推進する。

【非常時に備えた管理体制の強化】

- 各施設の重要性や老朽度等を検討し、施設の更新及び改良を計画的に推進するとともに、速やかに機能回復できるよう体制の整備を図る。
- 災害発生時に各施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織単位ごとに体制の整備を図る。また、無線や携帯電話等による通信連絡網の確保に努めるとともに、応急対策の手順を定めておくなど事前の対策の整備を推進する。

【農業施設等の強化】

- 食料の安定供給のほか、多面的機能の維持のため、施設の老朽化が進行する基幹的な農業水利施設の長寿命化対策を推進する。
- 災害時や異常渇水時において必要な農業用水を確保するために、雨水・地下水等の有効利用を図る。また、必要な農業用水を確保するため、他の水利使用者と協議、調整を図る。

【関係機関との連携】

- 災害時における優先供給施設等への電力、燃料等の供給を確保するため、災害時における受援体制の強化を図るほか、ライフライン事業者等との連携を密にするなど体制を整備する。

【公共施設等の適切な維持管理】

- 公共施設等について予防保全等の長寿命化を計画的に推進するなど、適切に管理する。

6 - 3 下水道施設等の長期間にわたる機能停止

【推進方針】**【下水道施設等の耐震化、老朽化対策等】**

- 下水道に関して、射水市下水道事業ビジョン（令和2年6月策定）に基づき、管路の長寿命化と並行し耐震化を図り、地震や液状化等の災害に強い施設整備を進めていく。
- 下水処理の効率化を図るため、射水市下水道ストックマネジメント計画（令和元年5月策定）に基づき、終末処理場、ポンプ場や管渠等の下水道施設の老朽化対策を推進する。
- 雪の投棄による雨水管路の閉塞、排水処理能力の低下が予想されるため、雨水管路への排雪を防止する。

【下水道 BCP の活用】

- 大規模災害による下水道の機能停止や人員、資機材、ライフライン等のリソースの制約を想定した応急対応及び早期復旧を目的とした下水道BCPの活用及び継続的な見直しに努める。

【公共施設等の適切な維持管理】

- 公共施設等について予防保全等の長寿命化を計画的に推進するなど、適切に管理する。

6 - 4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

【推進方針】

【道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策】

- 橋りょう崩落事故の発生防止など、大規模災害発生時の円滑な流通と安全な通行を確保するため、橋りょうの耐震化・長寿命化対策を推進し、計画的に道路施設の保全対策を推進する。
- 道路・橋りょうが地震時においてもその機能を十分発揮できるよう、国（国土交通省等）、県と連携し、耐震性の強化に努めるとともに、長寿命化計画に基づく計画的・効率的な維持管理や修繕、更新を進めていく。その際、緊急通行確保路線等重要路線を優先して行う。

【緊急輸送道路確保のための整備等】

- 緊急輸送道路が確実に確保されるよう、国（国土交通省等）、県と連携して堤防や護岸の整備などの治水対策を計画的に推進し、また浚渫や伐木などにより最大限の流下断面を確保することにより、記録的な豪雨等による河川の氾濫、浸水被害等を最小限に抑える。
- 緊急輸送道路が確実に確保されるよう、国（国土交通省等）、県と連携して河川管理施設や河川堤防、海岸保全施設の耐震化を推進し、沈下や損傷による浸水被害等の発生を最小限に抑える。
- 物資輸送ルートや燃料供給ルートを確実に確保するための土砂災害対策等のハード対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える。
- 狭あいな市街地道路では、その拡幅及びバイパス整備並びに危険箇所の局部改良等の整備促進により、集落の安全確保や道路の安全な通行確保を図る。
- 主要幹線道路における防災、震災対策や改築を進め、代替性が確保された道路ネットワークの強化・整備を推進する。
- 中山間地等において、避難路や緊急輸送道路の確保に努める。
- 重要路線における車道除排雪や歩道除雪を、射水市道路除雪実施計画に基づき適切に実施する。また、消雪施設の維持管理を適切に実施し、安全な通行の確保に努める。
- 森林の適切な管理や災害時に円滑な対応を行うため、射水市森づくりプランに基づく林道の整備等を推進する。
- 橋りょう、トンネルなど道路施設の老朽化対策として、長寿命化計画や5年に1回の法定点検に基づき策定する修繕計画等を踏まえ、計画的に補修等を推進する。

【地籍調査事業の推進】

- 地籍調査事業について、第2次総合計画後期実施計画目標達成に向け、調査を促進する。

【森林の整備等】

- 森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、整備が必要な森林について間伐等の森林整備や治山・地すべり防止事業を推進する。

【港湾施設等の強化】

- 災害時において伏木富山港の機能が早期に回復するよう、国（国土交通省等）、県と連携し伏木富山港港湾BCP（平成26年12月策定）に基づく訓練を定期的を実施し、指揮命令系統、港湾関係者の役割の明確化や港湾周辺施設の資機材状況等の情報共有など関係機関との連携強化を推進する。
- 今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害時において、被災を受けた太平洋側港湾の代替として、国（国土交通省等）、県と連携し伏木富山港が機能するよう、国際物流ターミナルの更なる整備など港湾機能の強化を図るとともに、名古屋港等の太平洋側港湾との連携体制を確立する。
- 漁港は、地域の水産物の流通・生産拠点として重要な役割を担っており、かつ緊急物資海上輸送の拠点となっていることから、漁港施設の整備・耐震化を着実に推進し、地震や津波の発生時においても、水産物流通機能の防護と早期の漁業活動復旧を確保する。
- 地震による被害を最小限にするよう耐震強化岸壁の整備等港湾及び漁港の耐震性の向上に向け、県と連絡・調整を図る。
- 港湾施設の必要な機能を維持するため、国（国土交通省等）、県と連携して維持管理計画等に基づき、岸壁の補修や防食など港湾施設の老朽化対策を進めるとともに、岸壁の更新など、港湾施設の計画的な更新に努める。
- 津波シミュレーション調査等の結果を踏まえ、国（国土交通省等）、県と連携して計画的に河川管理施設及び海岸保全施設、港湾施設、漁港施設の耐震化等を進める。

【公共施設等の適切な維持管理】

- 公共施設等について予防保全等の長寿命化を計画的に推進するなど、適切に管理する。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

【推進方針】**【建設人材の確保・育成】**

- 地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の確保・育成や建設業の魅力発信を図るため、建設業界団体との連携について検討する。

【河川、港湾施設等の強化】

- 沈下や損傷による浸水被害等の発生、被害を最小限に抑えるため、海岸保全施設の耐震化や老朽化を推進する。
- 津波シミュレーション調査等の結果を踏まえ、国（国土交通省等）、県と連携して計画的に河川管理施設及び海岸保全施設、港湾施設、漁港施設の耐震化等を進める。

【公共土木施設等の整備】

- 土砂災害対策施設の機能及び性能を計画的に維持・確保する。
- 治山堰堤や山腹工などの治山関係施設の長寿命化計画を策定し、機能及び性能を維持・確保する。
- 土砂災害が発生するおそれのある危険箇所では、治山、砂防、地すべり対策等を計画的に推進するとともに、人命保護の立場から、地域住民へこれらの危険箇所の周知に努める。

【その他】

- 河川情報システム、土砂災害警戒情報システム、海岸監視カメラなどについて、住民に提供する情報の信頼性を確保・維持するため、システムが正常に機能するよう運用する。
- 公共施設等について予防保全等の長寿命化を計画的に推進するなど、適切に管理する。

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる【成果指標】

No.	指標	現状値(R1 年度)	目標値(R5 年度)
1	地籍調査整備率	21.7%	25%
2	水道管路耐震化率	49.3%	54%
3	基幹管路耐震化率	80.2%	86%
4	防災協定締結件数 [再掲]	117 件	120 件

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

【推進方針】

【延焼防止設備の整備】

- 最も甚大な被害をもたらすと予想される市街地の大火から住民の生命、身体及び財産を守るため、不燃空間の形成が難しい市街地において延焼遮断帯を設け、延焼拡大の被害を最小限に抑えるよう努める。
- 防災上や有効な土地利用という点でも不健全な地域においては、市街地再開発事業により細分化された敷地を統合し、不燃化された共同建築物に建替え、併せて公共広場などの公共施設を確保するよう努める。

【主要施設等の耐震化】

- 地震などの災害時の応急活動の支援拠点や避難施設等となる市役所庁舎、分庁舎（別館含む）について、その機能を維持するため、必要な建物修繕等を適切に行う。

【関係機関との連携強化】

- 複合災害を想定した大規模な災害時における迅速かつ的確な防災活動の確認、原子力災害時の避難対応、市民への防災思想の普及啓発を図るため、県、自衛隊、海保、警察、消防等の関係機関及び地元住民の参加のもと、実践的な訓練を実施する。

【住宅、大規模建築物その他の耐震化】

- 住宅等の耐震改修支援や啓発活動などの施策を促進する。
- 耐震診断が義務付けられた大規模な建築物の耐震改修に対して、県と連携して支援することにより、耐震化を促進する。
- 市内の令和元年度末水道普及率は99.1%であり既存住宅等への整備はほぼ完了しているが、水道管の耐震化率は49.3%であり、今後も整備を進める。

【防災・減災対策の推進】

- 自然環境の持つ防災・減災機能を発現するため、適切な公園施設の配置・維持管理を推進する必要がある。
- 法定耐用年数(40年)を超えた上水道管路延長の割合は令和元年度末で23.2%であり今後も年々上昇する見込みである。引き続き経年化の更新に併せて耐震化を進める。
- 防災空間として、公園・緑地、道路、河川等の整備や老朽化対策を推進し、都市全体の安全性の向上に努める。
- 災害時には避難地や災害拠点ともなる公園、緑地等の整備や長寿命化に取り組むなど、防災性に優れた市街地の形成を推進する。

- 市内の密集市街地における重点密集市街地整備事業、空き家対策総合支援事業（国）を活用した空き家対策により、老朽化した建築物の除却、不燃化された共同建築物の整備等を推進する。

【その他】

- 地域防災の要となる自主防災組織の活動を促進するため、防災士と連携し、自主防災組織の必要性や、活動事例、各地域の危険箇所を把握するための実習等を出前講座等で実施する。
- 公共施設等について予防保全等の長寿命化を計画的に推進するなど、適切に管理する。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

【推進方針】

【石油コンビナート等における耐災害性の向上】

- 石油コンビナート等で予想される災害に対し、特定事業所、市、自衛隊、海保、警察、消防等の関係機関が参加し、災害応急活動等の迅速化や効果的な協力体制の確立を図るため、実践的な訓練を実施する。

【海岸保全施設等の整備】

- 津波による被害に対処するため、一定程度の津波の高さに対応した海岸堤防・防潮堤、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設の整備を実施するとともに、各施設については、地震・津波発生後の防御機能の維持のため、耐震点検・津波に対する耐力点検や補強による耐震性・津波耐力の確保を図る。
- 各施設については、地震・津波発生後の防御機能の維持のため、耐震点検・津波に対する耐力点検や補強による耐震性・津波耐力の確保を図り、計画的かつ着実に進める。

【港湾施設等の強化】

- 災害時において伏木富山港の機能が早期に回復するよう、国（国土交通省等）、県と連携し伏木富山港港湾BCP（平成26年12月策定）に基づく訓練を定期的の実施し、指揮命令系統、港湾関係者の役割の明確化や港湾周辺施設の資機材状況等の情報共有など関係機関との連携強化を推進する。
- 漁港施設の整備・耐震化を着実に推進し、地震や津波の発生時においても、水産物流通機能の防護と早期の漁業活動復旧を確保する。
- 港湾施設の必要な機能を維持するため、維持管理計画等に基づき、岸壁の補修や防食など港湾施設の老朽化対策を進めるとともに、岸壁の更新など、港湾施設の計画的な更新に努める。

【その他】

- 河川、漁港、海岸等の放置艇については、県と連携して新湊マリーナ等の係留保管施設への誘導を図るなど、放置艇対策を推進する。
- 公共施設等について予防保全等の長寿命化を計画的に推進するなど、適切に管理する。

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺**【推進方針】****【住宅、大規模建築物等の耐震化】**

- 住宅等の耐震化、耐震改修支援や啓発活動などの施策を促進する。
- 耐震診断が義務付けられた大規模な建築物の耐震改修に対して、県と連携して支援することにより、耐震化を促進する。
- 市有の施設について、重要度の高いものから順に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修、建替え等を行う。

【無電柱化の推進】

- 電柱の倒壊による交通経路の遮断を回避するため、緊急輸送道路及び市街地や観光地等の道路で必要性及び整備効果が高い箇所等について無電柱化を推進する。

【その他】

- 事故発生時の応急活動に必要な人員・資機材等の輸送のため、道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。
- 公共施設等について予防保全等の長寿命化を計画的に推進するなど、適切に管理する。

7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生**【推進方針】****【関係機関等との連携強化】**

- 年々深刻化・重大化する自然災害に対応し、装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、関係機関等との連携を図る。
- 老朽化等により農業水利施設が有する防災機能の低下が懸念されるため、災害対策の充実を図る。

【ため池の防災・減災対策】

- 防災重点ため池（39箇所）について、詳細調査（耐震・豪雨）や老朽化状況を踏まえて総合的に判断し、緊急度の高いものから整備を実施する。
- 防災重点ため池（39箇所）について、老朽ため池決壊被害想定区域、ため池の決壊時における伝達方法、避難所等の必要な事項を住民に周知するよう努める。
- ため池の管理者は、日頃からため池の点検を行い、異常な兆候の早期発見に努める。

【住民への情報提供】

- 危険性の周知や情報提供ができるよう住民への啓発、避難訓練等を併せたソフト対策全般を強化し、災害対応能力の向上を図る。
- 集中豪雨等により地すべり等土砂災害が発生し、天然ダム等が形成された場合、関係機関からの情報を速やかに入手し、住民等へ情報提供できるよう体制づくりを行うとともに関係機関が連携を図る。
- 災害監視や市民への防災情報の提供を行うため、引き続き、システムが正常に機能するよう維持管理に努める。

【森林の整備・保全】

- 整備が必要な森林について間伐等の森林整備や治山・地すべり防止事業を推進する。
- 治山施設の整備と森林整備による荒廃山地の復旧・予防対策や流木対策の整備等の治山対策を推進する。

【被災建築物応急危険度判定士等の確保と育成】

- 被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の確保と人材育成を推進する。また、応急危険度判定の実施体制を整備するため、県・建築関係団体との連携強化に努める。

【その他】

- 土砂災害対策施設の機能及び性能を計画的に維持・確保に努める。
- 治山堰堤や山腹工などの治山関係施設の長寿命化計画を策定し、機能及び性能の維持・確保に努める。
- 中山間地等において、避難路や緊急輸送道路の確保に努める。
- 公共施設等について予防保全等の長寿命化を計画的に推進するなど、適切に管理する。

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃

【推進方針】

【有害物質の流出等の防止】

- 危険物等の漏えい・流出、火災、爆発等により、死傷者が発生などの災害を未然に防ぐため、危険物等関係施設の管理者は当該施設の安全性の確保及び自主保安活動を促進する必要がある。

7-6 農地・森林等の被害による土地の荒廃

【推進方針】

【森林の整備・保全】

- 林野火災の発生原因の大半が人為的なものであることから、防火意識の高揚や啓発を図るなど、林野火災に強い地域づくりを推進する。
- 持続的に管理すべき森林について、森林所有者などの森林経営計画の策定を促進し、計画的な間伐や更新の実施などを推進する。
- 森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、整備が必要な森林について間伐等の森林整備や治山・地すべり防止事業を推進する。
- 山地災害発生のおそれの高い箇所の把握や、保安林の適正な配備と併せ、山地防災力強化のため、治山施設の整備と森林整備による荒廃山地の復旧・予防対策や流木対策の整備等の治山対策を推進する。

【地域における農地・農業水利施設等の保全】

- 農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、日本型直接支払制度（地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動等の支援）の活用により、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取組を促進する。

【公共施設等の適切な維持管理】

- 公共施設等について予防保全等の長寿命化を計画的に推進するなど、適切に管理する。

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない【成果指標】

No.	指標	現状値(R1 年度)	目標値(R5 年度)
1	重点密集市街地等の整備率（面整備）[再掲]	43.4%	100%
2	住宅の耐震化率 [再掲] ※	72%(H25 年度)	90%(R7 年度)
3	水道管路耐震化率 [再掲]	49.3%	54%
4	基幹管路耐震化率 [再掲]	80.2%	86%

5	出前講座（防災）実施回数〔再掲〕	21 回	24 回
6	地域振興会から推薦され資格取得した防災士数〔再掲〕	61 人	110 人

※住宅の耐震化率は、「射水市耐震改修促進計画」からの数値

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

【推進方針】

【災害廃棄物の対処】

- 射水市災害廃棄物処理計画に基づき、収集処理を適切に実施し、住民衛生の確保、地域環境の保全を図っていく。
- 処理計画を基に、運搬経路、住居地域を考慮した災害廃棄物等の一時保管場所や最終処分場等を確保しておくとともに、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画に基づく体制を整備しておく。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

【推進方針】

【人材の確保・育成】

- 地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の確保・育成や建設業の魅力発信を図るため、建設業界団体との連携について検討する。
- 防災・減災に係る人材育成等を強化するため、防災リーダー等（自主防災組織リーダー、防災士）の育成・確保に努める。また、防災対応に女性の視点を取り入れるため、女性防災士の育成・確保にも努める。

【防災担当職員等の人材育成】

- 職員に対し、防災訓練等を通じて防災に関する制度や役割等について認識を高めるための機会を設け、また専門的知見を有する防災担当職員の養成・教育に向けた取組を進め、防災教育の普及徹底を図る。

【ボランティア活動等の強化】

- 市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティア活動の強化を促進する。

【その他】

- 災害復旧活動等を迅速かつ円滑に行うため、平常時から各種の図面、図書類を整備するとともに、電子化を図る。

8 - 3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

【推進方針】

【河川施設等の強化】

- 浸水被害の軽減や住民の避難時間の確保のため、国（国土交通省等）、県と連携して災害に強い堤防の整備を進める。
- 津波襲来時に海岸保全施設の機能が最大限に発揮されるよう、国（国土交通省等）、県と連携して長寿命化計画に基づき、予防保全型を基本とした施設の長寿命化対策を計画的に進める。

【農村地域の防災力向上】

- 農地の湛水被害や広域的な溢水被害が発生しているほか、集中豪雨等の自然災害も激甚化しているため、農村地域の防災力の向上を図る。
- 老朽化等により農業水利施設が有する防災機能の低下が懸念されるため、地震対策の充実を推進する。

【その他】

- 下水処理の効率化を図るため、射水市下水道ストックマネジメント計画（令和元年5月策定）に基づき、終末処理場、ポンプ場や管渠等の下水道施設の老朽化対策を推進する。
- 公共施設等について予防保全等の長寿命化を計画的に推進するなど、適切に管理する。

8 - 4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

【推進方針】

【文化財の管理・保護】

- 文化財の所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行うとともに、防災施設の設置を促進し、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

【森林の整備・保全】

- 森林所有者などの森林経営計画の策定を促進し、計画的な間伐や更新の実施などを推進する。
- 整備が必要な森林について間伐等の森林整備や治山・地すべり防止事業を推進する。

【防災・減災対策の推進】

- 地域における防災行動力の向上を図り、防災・減災に係る人材育成等を強化する。
- 自然環境の持つ防災・減災機能を発現するため、適切な公園施設の配置・長寿命化対策を推進する。

8 - 5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

【推進方針】

【建設人材の確保・育成】

- 地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の確保・育成や建設業の魅力発信を図るため、建設業界団体との連携について検討する。
- 被災者に提供される応急仮設住宅の建設を円滑に進めるため、県と連携し関係団体が実施する建設技術講習会に対して支援を行い、その体制整備や人材の育成を行う。

【重要資料の管理】

- 公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、確実な管理に努める。

8 - 6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響

【推進方針】

【企業における事業継続体制の強化】

- 事業継続計画（BCP）に関する研修会の開催等の支援や防災訓練等の取組に資する情報提供に努め、事務所・企業の防災意識の高揚を図るとともに、企業等の協力による地域の防災力の向上を図る。

【被災企業等への金融支援】

- 市内の金融機関における事業組織体制を踏まえて、災害時において確実に金融支援が行えるよう金融機関との連携を強化する。

地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する【成果指標】

No.	指標	現状値(R1 年度)	目標値(R5 年度)
1	職員災害対応力向上研修	実施	実施
2	市総合防災訓練 [再掲]	実施	実施
3	地域振興会から推薦され資格取得した防災士数 [再掲]	61 人	110 人
4	自主防災組織の組織率 [再掲]	98.5%	100%

第5章 計画の推進管理

第1節 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行うことが必要である。

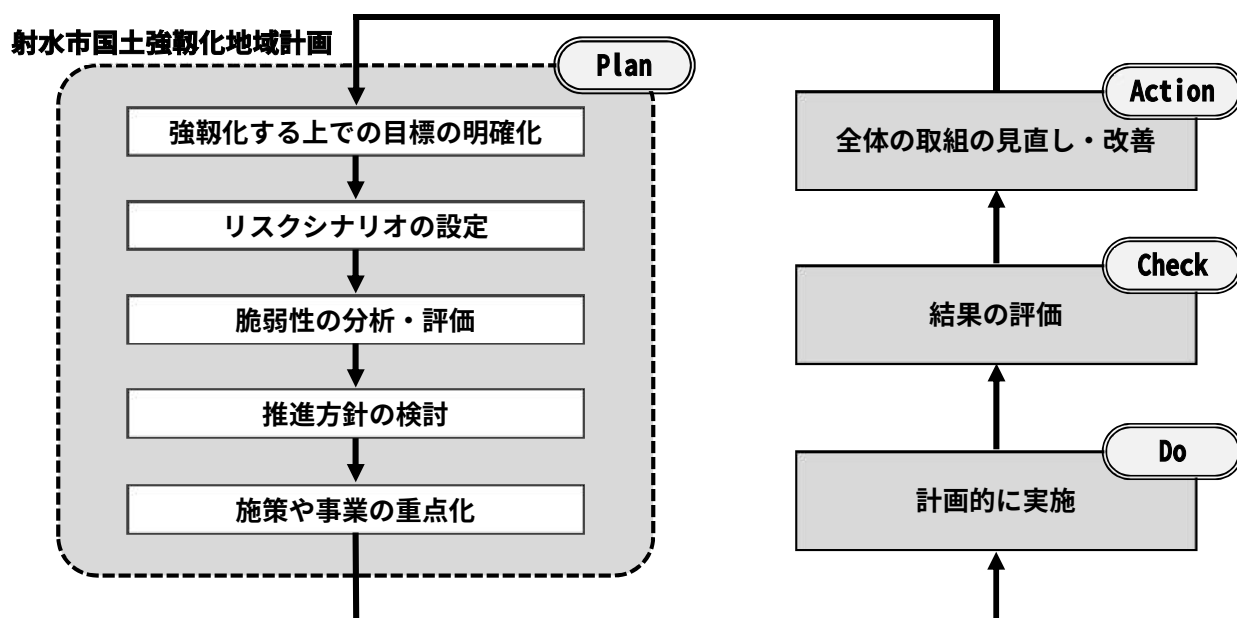
このため、推進方針の推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や富山県等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

第2節 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

本計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、推進方針全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・富山県への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築する。

また、本計画の進捗管理を行う中で、社会情勢の大きな変化や想定すべき自然災害リスクの変化等により、計画内容の見直しが必要な場合は、随時見直しを行うものとする。

【射水市国土強靱化地域計画のPDCAサイクル】



射水市国土強靱化地域計画

発
編

行：令和３年３月

集：射水市財務管理部総務課

〒939-0294 富山県射水市新開発 410 番地 1

電 話：0766-51-6632

ファックス：0766-51-6648

射水市地域防災計画の修正について

1 射水市洪水ハザードマップの更新に伴う修正

水防法の改正により、対象となる降雨が従前の計画規模降雨から想定最大規模降雨に変更され、昨年 3 月に洪水ハザードマップを更新したことに伴い、マップや字句を修正する。

2 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に伴う修正

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応にかかる記述を追加

- ア 避難所における新型コロナウイルス感染症の罹患防止を図るため、体調の聞き取りを行うなど避難者の健康確認を実施
- イ 発熱や咳などの感染症の疑いがある者に対しての専用スペースの確保
- ウ 避難所内の十分な換気の実施や避難者同士のスペースの確保
- エ 避難者に対しての手指衛生や咳エチケットの呼びかけ

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応に伴う資機材整備の記述を追加

- ・マスク、消毒液、ペーパータオル、使い捨て手袋、体温計、防護服、ゴーグル、フェイスシールド、段ボールベッド、段ボール間仕切りなど

3 大雨特別警報や大雨警報等の発表基準の変更に伴う修正

よりの確な警戒避難体制を実現するため、大雨特別警報などの発表基準が見直されたことに伴い修正する。

4 指定緊急避難場所・指定避難所の変更に伴う修正

洪水ハザードマップの更新に伴う浸水想定区域、浸水深の見直しや民間施設との協定の締結などに伴い修正する。

(1) 指定緊急避難場所(災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所)

- ・追加 5 施設 ((株) 大塚製薬工場富山工場ほか)、変更 3 0 施設 (新湊コミュニティセンターほか)、取消し 1 施設 (大島社会福祉センター)

(2) 指定避難所(災害の危険がなくなるまでの一定期間、又は災害により自宅に戻れなくなった場合に一時的に滞在する施設)

- ・追加 3 施設 (J F E マテリアル (株) 体育館ほか)、変更 3 施設 (本江コミュニティセンターほか)、取消し 3 施設 (新湊西部保育園ほか)

5 要配慮者利用施設の変更に伴う修正

洪水ハザードマップの更新に伴う浸水想定区域、浸水深の見直しなどによる、老人福祉施設や児童福祉施設などの対象施設について修正する。

- ・追加 2 3 施設 (金山小学校ほか)、削除 6 施設 (足洗老人福祉センターほか)

IoTを活用した実証事業の検証結果について

1 概要

少子高齢化に伴う人口減少への対応など、自治体において多くの課題を抱える中、IoT等の新たな情報通信技術の活用が、地域課題の解決に大きな効果があると期待されている。本市においても市民サービスの向上や安全・安心に関わる実証事業に取り組み、その効果について検証を行った。

※IoT：あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のデータ化や自動化が進むことで、新たな付加価値を生み出すという概念

2 令和2年度 検証結果

事業名	内容・検証結果
①降雨量、排水路の水位の観測 【下水道工務課】 設置場所：新片町、黒河、戸破、 鷺塚、八塚、二口、小島、 小林地内	市内8ヵ所の排水路に、雨量計と水位センサーを設置し、降雨量と排水路の水位の常時観測を行う。 検証結果 正確な雨量と水位を計測し、排水路の状況を早期に把握できた。計測値は浸水対策等について活用が可能。
②雨水施設の監視 【下水道工務課】 設置場所：足洗新町、越ノ潟町、 片口高場、戸破地内	市内4ヵ所の排水路に常設された雨水施設（スクリーン）の前後に水位センサーを設置し、水位の差でゴミの堆積や詰まり状況の常時監視を行う。 検証結果 片口、神川排水路は、通常時の水位が低く堆積物も少ないことから十分な検証ができなかったが、足洗、越ノ潟排水路は、水位差による堆積状況の把握ができた。計測値は効率的な維持管理について活用が可能。
③ため池情報の観測 【農林水産課】 設置場所：立神下堤、綿打池、 屋敷野池	防災重点ため池（39ヵ所）の中から3ヵ所を選定し、雨量計と水位センサーを設置し、ため池水位の常時観測を行う。 検証結果 山間部でも問題なく無線通信ができ、正確な雨量と水位を計測し、ため池の状況を早期に把握できた。計測値は、災害予防等への活用が可能。
④公共施設利用者数の把握 【中央図書館】	中央図書館入口に来場者カウントセンサー及びカメラセンサーを設置し、利用者数の計測と人物属性（年齢、性別）の分析を行う。 検証結果 カウントセンサーにより、利用者数、滞在時間、曜日や時間での傾向把握ができたが、カメラセンサーによる人物の属性分析は、マスクの着用により判別ができなかった。
⑤公共交通利用者数の把握 【生活安全課】 設置路線：新湊・小杉線、 新湊・本江線	利用が多い2路線のコミュニティバスにカメラセンサーを設置し、利用者数を計測する。 検証結果 乗降者数が正確にカウントできたバス停もあったが、バスの停車位置やドアの開閉状況により、正確にカウントできないバス停もあった。

⑥降積雪量の観測 【道路課】 設置場所：塚原、本江、八幡町、 三ヶ、戸破、南太閤山、 野手、荒町、二口、下	市内10カ所の観測地点にレーザー式センサーを設置し、積雪量の常時観測を行う。 検証結果 正確な積雪量を計測することができたが、観測地点によっては、除雪の雪が積まれるケースがあり、設置場所について検討が必要。
⑦消雪施設の監視 【道路課】 設置場所：堀岡5、白石1	市内6カ所の消雪施設に動作検知センサーを装着し、稼働状況の監視を行う。 検証結果 稼働状況を庁舎内で監視することができたが、表示内容等について改善が必要。
⑧除雪履歴の管理 【道路課】	除雪車12台にGPSトラッカーを装着し、除雪車両の位置や除雪履歴の管理を行う。 検証結果 除雪車両の位置や除雪履歴を正確に確認することはできたが、電源の入れ忘れなど運用面で改善が必要。

今回の検証結果を踏まえ、①～③については、令和3年度から実際の業務での本運用を予定している。④、⑤については、現状のままでは課題が多く、運用段階までには至っていない。⑥～⑧については、今後担当課と課題等を整理した上で運用に向けた検討を行う。

3 令和3年度 実証予定業務

令和3年度は、各課から提出のあった業務の中から、IoT利活用推進本部において、新たに選定した6業務について実証を予定している。

業務名	内容
①保育園の登降園管理 【子育て支援課】	登降園の管理を自動で行うことで、業務の効率化と保育士の負担軽減を図る。
②保育室の室温記録 【子育て支援課】	各保育室の温度を自動で記録・監視し、異常時にアラームを鳴らすことで、適切な室温管理と園児の健康保持を図る。
③乳児の午睡チェック 【子育て支援課】	お昼寝時に衣服などにセンサーを取り付け、異常な状態（うつぶせ寝など）を早期に検知し、事故の未然防止と保育士の負担軽減を図る。
④イノシシ罠の管理 【農林水産課】	罠にセンサーを設置し、作動（檻の入り口が閉じる）したことをメール等で通知することにより、見回り者の安全確保や作業効率化を図る。
⑤海洋環境の可視化支援 【農林水産課】	海水温、潮流など、漁場モニタリングを行う。 ※新湊漁協と連携して実施する。
⑥アンダーパスの冠水状況把握 【道路課】	アンダーパスに水位センサーを設置し、豪雨時等において、冠水状況等の監視を行う。

DX推進事業について

1 背景・目的

新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけに生活環境が大きく変化する中、国では、本年9月にデジタル庁を創設し、業務システムの標準化や各種行政手続のオンライン化など、デジタル基盤の構築に向けた取組を加速させることとしており、地方自治体においても「新たな日常」に対応するため、行政のデジタル化を推進することが求められている。

また、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる社会「^ソSociety 5.0」の実現に向け、IoTやロボット、人工知能（AI）といった社会基盤の在り方そのものに影響を与える新たなデジタル技術の導入が急速に進んでおり、あらゆる分野にこの技術を活用していくことが重要となっている。

本市においても、IoTやRPA等の新しい情報通信技術を積極的に取り入れながら、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推し進め、少子高齢化に伴う人口減少への対応や地域社会の活性化など、地方創生の実現に向けた取組を更に加速させる。

※DX：デジタル技術があらゆる領域に浸透することで、人々の生活をより良い方向に変化させるという概念

2 DX推進体制

従前の副市長を本部長とするIoT利活用推進本部を発展的に再構築し、より指揮命令の迅速化を図るため市長を本部長とする（仮称）DX推進本部を設置する。

また、本市の情報セキュリティ対策を統括するCISO（最高情報セキュリティ責任者）である副市長を、DX推進本部の副本部長兼CIO（情報化統括責任者）に位置づけ、さらにポストコロナの新しい時代に対応できる人材の育成や、本市のDX推進事業を迅速かつ的確に実行していくため、民間から専門的な知識・経験を持つ人材をCIO補佐として任用する。

3 DX推進に向けた取組

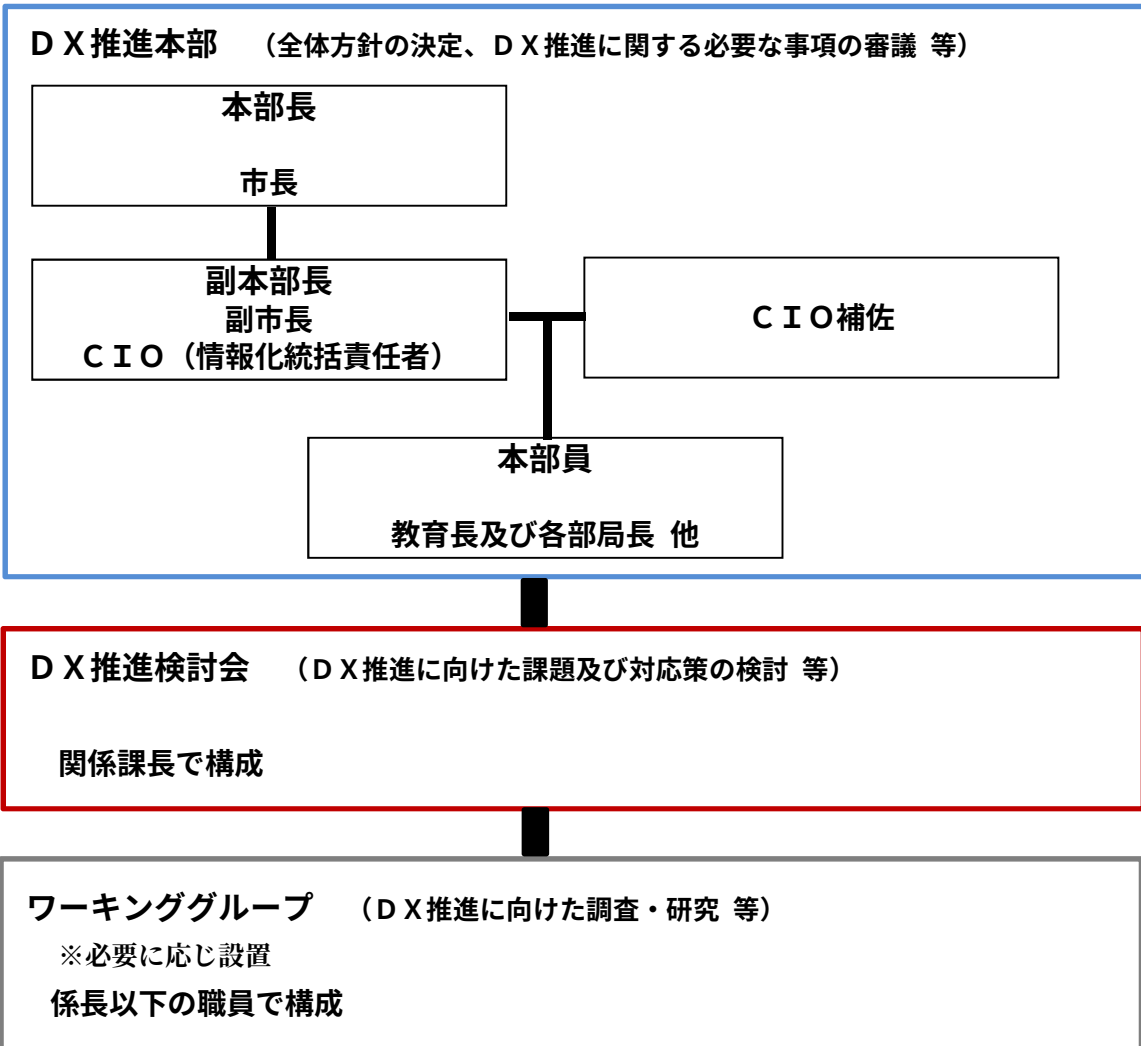
（1）庁内デジタル化の推進

電子申請等の基盤となるマイナンバーカードの普及促進を図り、紙データから電子データ化によるRPAやAIを活用した定型業務の自動化を促進し、事務の効率化と本来業務の生産性向上を目指す。また、オンライン会議やテレワークに積極的に取組むことで、働き方などの業務改善を図る。

（2）地域DXの推進

これまでのIoT利活用実証事業に加えて、新たなデジタル技術を福祉や医療、交通、産業、地域社会など、あらゆる分野に活用していくことを調査研究するなど、市民サービスの充実と利便性の向上を目指す。

(仮称) 射水市 D X 推進本部体制図 (案)



令和3年度地方税制改正(案)の要旨について（市町村関係部分）

1 個人住民税

（1）住宅ローン控除の見直し

所得税において、控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例措置の延長等（令和4年12月31日まで）の措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者について、所得税額から控除しきれない額を現行制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等×7パーセント、最高136,500円）の範囲内において、翌年度分の個人住民税額から控除する。

2 固定資産税

（1）現行の土地の負担調整措置の継続

令和3年度評価替えに際し、下落修正措置を含め土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みを3年延長する。（令和3年度から令和5年度まで）

（2）土地の令和3年度限りの特別な措置

負担調整措置等により税額が増加する土地について、令和2年度の税額と同額とする。（地目の変換等により税額が増加する土地を除く）

3 軽自動車税

（1）環境性能割の臨時的軽減措置の延長

自家用乗用車を取得した場合に課税される環境性能割の税率を1パーセント分軽減する特例措置について、その適用期限を9月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。

（2）種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し

燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置を2年延長する。（令和5年3月31日まで）

（3）軽自動車税関係手続のオンライン化

軽自動車税の申告又は報告並びに継続検査時における種別割の納付の有無の確認について、国の関連システムの更改時期（令和5年1月予定）に合わせて、オンライン手続きにより行うことを可能とする。

射水市立学校管理規則の一部改正について

1 趣旨

新学習指導要領の実施に伴う授業時間が増加する中で、夏季休業期間を短縮し、きめ細かい指導の充実を図るとともに、教員の児童・生徒に寄り添う時間を確保するため、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

射水市立学校管理規則（平成17年射水市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「8月31日」を「8月26日」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

3 射水市立学校管理規則の新旧対照表

現行	改正後（案）
略 (休業日) 第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。 (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (2) 日曜日及び土曜日 (3) 夏季休業日 7月25日から8月31日まで 以下 略	略 (休業日) 第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。 (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (2) 日曜日及び土曜日 (3) 夏季休業日 7月25日から8月26日まで 以下 略

成年年齢引下げに伴う成人式の在り方について

1 趣旨

成年年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が、令和4年4月1日から施行される。成人式の開催時期や式典の方針に関しては、地域の実情に応じた判断で行うこととされており、各自治体において民法改正後、令和4年度以降の成人式の在り方について対応が求められている。

2 本市の対応について（案）

令和4年度以降については、従来通り20歳を対象に20歳の区切りを祝い励ます行事として式典を実施したい。

- (1) 対象者 当該年度に20歳になる者
- (2) 名 称 「射水市二十歳のつどい」
- (3) 時 期 5月の大型連休

【理由】

- ① 18歳を対象とする場合、最初の年に3か年分の対象者の式典を実施する必要がある。
- ② 18歳を対象とした場合、大学受験や就職など卒業後の進路を決める大切な時期であり本人や家族にとって負担となり参加しにくい状況が懸念される。
- ③ 内閣府が平成30年度、全国の16～22歳と40～59歳の男女を対象に行った成年年齢の引下げに関する世論調査において、「成人式は何歳の人を対象に実施するのがよいと思うか」と質問したところ、16～22歳と40～59歳ともに「20歳」の回答が多く、それぞれ71.9%、55.0%だった。
- ④ 法令では成年年齢は18歳に引き下げられるものの、飲酒や喫煙などの法律上の年齢制限がなくなる区切りが20歳であり、これを機に成人としての自覚を改めて促す機会として式典を開催し祝福する。
- ⑤ 実施時期の変更については、大雪の影響が懸念されるため、例年の1月開催から5月開催とする。北陸の他地域や東北、北海道など積雪の影響を受けやすい自治体では、例年5月や8月に開催しているところも多くある。

3 県内の状況（参考）

- 20歳を対象として開催する市町村 ※令和2年10月1日県の調査結果より
富山市、砺波市、朝日町（その他11市町村は検討中）